

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年3月26日

【発行者の名称】 アルゼンチン共和国
(The Republic of Argentina)

【代表者の役職氏名】 政府代表
Diego Capelli

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒丸博善

【住所】 東京都千代田区永田町二丁目13番10号
ブルデンシャルタワー
東京青山・青木・狛法律事務所

【電話番号】 東京(03)5157-2700

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒丸博善
弁護士 鈴木香子
弁護士 渡邊大貴

【住所】 東京都千代田区永田町二丁目13番10号
ブルデンシャルタワー
東京青山・青木・狛法律事務所

【電話番号】 東京(03)5157-2700

【縦覧に供する場所】 該当なし

- 注(1) 本書中、「発行者」、「アルゼンチン」、「共和国」、「国」または「政府」とは、アルゼンチン共和国を意味する。
- (2) 本書中「中央銀行」とはすべて、アルゼンチン中央銀行を意味する。
- (3) 別途記載がない限り、本書において「ドル」および「米ドル」はアメリカ合衆国の通貨をいい、「ペソ」とはアルゼンチンペソをいう。
- 日本円とアルゼンチンペソとの為替相場は、日本において発表されているものはない。米ドルとの為替相場について、2010年3月19日、中央銀行が報告した為替レートは1米ドル当たり3.8628ペソであった。2010年3月19日現在、東京における主要銀行が発表した日本円と米ドルの対顧客電信売買相場の仲値は1米ドル=90.50円であった。

第一部【証券情報】

第1【募集債券に関する基本事項】

1【発行主体】

(1) 本書に記載される元本削減債（以下に定義される。）、2017年グローバル債（以下に定義される。）、元本維持債（以下に定義される。）、2013年債（以下に定義される。）およびGDP連動証券（以下に定義される。）は、アルゼンチン共和国（以下「アルゼンチン」、「共和国」または「政府」という。）により発行される。元本削減債、2017年グローバル債、元本維持債、2013年債およびGDP連動証券の募集（以下「本エクスチェンジ・オファー」という。）は、新証券の発行を対価として、2005年前対象証券に表章されるアルゼンチンの不履行債務を再編および消却し、アルゼンチンを、いかなる行政上の請求、訴訟または仲裁請求を含むいかなる関連要求からも免責し、提供された対象証券に関連するアルゼンチンに対する訴訟手続を解除するために行われる。

本債券は、財政管理および公共部門管理制度法（法律第24,156号）、2010年予算法（法律第26,546号）、法律第26,017号（「ロック法」として知られている。）およびロック法の効力を一時的に停止させた法律第26,547号に基づき発行される。

以下には、共和国が発行するアルゼンチン共和国円貨元本削減債（以下「元本削減債」という。）、アルゼンチン共和国米ドル建2017年グローバル債（以下「2017年グローバル債」という。）、アルゼンチン共和国円貨元本維持債（以下「元本維持債」という。）およびアルゼンチン共和国米ドル建2013年債（以下「2013年債」という。）について記載されており、別段の記載がない限りまたは文脈により、「本債券」とは元本削減債、2017年グローバル債、元本維持債、2013年債のすべてまたはそれらのいずれかをいい、また、円貨GDP連動証券を含めていう場合もある。また、「本債権者」とは、本債券の所持人を指す。

なお、本書に記載される元本削減債、2017年グローバル債、元本維持債、2013年債およびGDP連動証券の発行および募集と同時に、アルゼンチン共和国ユーロ建元本削減債、アルゼンチン共和国米ドル建2017年グローバル債、アルゼンチン共和国ユーロ建元本維持債、アルゼンチン共和国ユーロ建2013年債およびユーロGDP連動証券が、共和国により発行および募集される。かかる発行および募集につき、有価証券届出書が本書日付で関東財務局長に提出されている。

債券の発行による資金調達を目的とした特別会計は存在しない。

(2) 日本における本エクスチェンジ・オファーと同時に、アルゼンチンは、アメリカ合衆国およびその他の国において、一定の対象証券の所持人を対象に、元本削減債、2017年グローバル債、元本維持債、2013年債およびGDP連動証券と実質的に同様の条件の新証券をその募集資料に記載されているところに従って募集する。アメリカ合衆国およびその他の国における募集は、本エクスチェンジ・オファーの条件と実質的に同様の条件によりなされる。アメリカ合衆国およびその他の国における募集を、「アメリカ合衆国等における同時募集」という。

本書に記載される本エクスチェンジ・オファーにおける元本維持債に関する発行および割当手続きの制限は、アメリカ合衆国等における同時募集におけるすべての通貨による元本維持債に関する申込みに平等かつ同様の方法で適用され、当該制限の算定には、日本において提供される対象証券も含まれる。アメリカ合衆国等における同時募集の詳細は、アメリカ合衆国証券取引委員会（以下「SEC」という。）により承認される別個の目論見書に規定される。

アメリカ合衆国等における同時募集は、アメリカ合衆国においては目論見書追補および添付される目論見書に基づいて、また、Prospectus Directive（2003/71/EC指令）を実施しているルクセンブルクおよび欧州経済地域における特定の加盟国においては、別個の目論見書（以下「PD目論見書」という。）に基づいて、対象証券の保有者に対してなされる。アメリカ合衆国等における同時募集はまた、アルゼンチンおよびインターナショナル・ジョイント・ディーラー・マネージャーが関係当局による規制認可を免除された一定の法域において、目論見書追補および添付される目論見書に基づいて、またはPD目論見書に基づいてなされる。

アメリカ合衆国等における同時募集は、募集および勧誘が法律上可能な法域においてのみ、かつ関連法域の適用される法律、政省令および規則に従ってのみなされる。

日本における本エクスチェンジ・オファーおよびアメリカ合衆国等における同時募集を総称して「グローバル・オファリング」という。

アルゼンチンは、ほぼ同時期にアメリカ合衆国等において、別の募集書類に基づき、2017年グローバル債のキャッシュ・オファリング(以下「キャッシュ・オファリング」という。)を行っている(日本においては、かかるキャッシュ・オファリングは行われていない。)。アルゼンチンが2017年グローバル債のキャッシュ・オファリングの価格をつけることができない場合、または本エクスチェンジ・オファーに応じない債権者がキャッシュ・オファリングの手取金の差押えに成功するかまたは差止めもしくはその他の法的措置によりキャッシュ・オファリングの決済に干渉しようとした場合、アルゼンチンは、その単独かつ絶対的な裁量により、前期発表日もしくは最終発表日においてすでに申込みを受け付けていると否とに関わらず、グローバル・オファリングの終了を決定することができる。ただし、かかるいかなる終了も決済がすでに完了している交換に影響することはない。

申込者は、第4回アルゼンチン共和国円貨債券(1996年)、第5回アルゼンチン共和国円貨債券(1999年)、第6回アルゼンチン共和国円貨債券(2000年)、および第7回アルゼンチン共和国円貨債券(2000年)(以下「2005年前対象証券」と総称する。)ならびに第8回アルゼンチン共和国円貨債券(元本維持債)(2005年)および第9回アルゼンチン共和国円貨債券(元本削減債)(2005年)(以下これらを総称してまたは個別に「2005年対象証券」といい、2005年前対象証券とあわせて「対象証券」と総称する。)との引き換えにより、本債券を申込みすることができる。

(注) 2005年において、日本における2005年エクスチェンジ・オファーに基づき2005年前対象証券との引き換えにより発行された準元本維持債およびペソ建債券はなかった。

本書記載の日本における本エクスチェンジ・オファーの条項および条件に従い、申込者はその対価の一部として、当該申込者が提供し、アルゼンチンにより受諾されるいずれかの対象証券と引換えに、元本削減債およびその他の証券(以下「元本削減債オプション」という。)または元本維持債およびその他の証券(以下「元本維持債オプション」という。)を受領することを選択するかまたはその割当を受けることができる。以下は元本削減債オプションおよび元本維持債オプションについての一定の主要な相違点である。

元本削減債オプションを選択する2005年前対象証券の保有者は、申込みを行う対象証券の対象金額の33.7%に相当する元本削減債の元本金額を受領する。一方で、元本維持債オプションを選択する保有者は(割当を受ける範囲内で)、申込みを行う対象証券の対象金額の100%に相当する元本金額の元本維持債を受領する。元本削減債は元本維持債の最終満期(2038年)より5年早く、2033年に満期が到来する。元本削減債の利息の一部は2013年12月31日まで元本に組入れられるものの、元本削減債は元本維持債よりも高い利率で利息が発生する。元本削減債オプションを選択する2005年前対象証券の保有者は、その対価合計または対価の一部として2017年グローバル債を受領する。一方で、元本維持債を選択し割当てられる2005年前対象証券の保有者は、2013年債を受領する。2017年グローバル債は、2013年債より4年遅く満期が到来し、2013年債より高い利率で利息が発生する。2017年グローバル債はおよび2013年債は米ドル建である。2005年前対象証券の保有者は、元本削減債オプションまたは元本維持債オプションを選択するかまたは割当てられるに関わらず、GDP連動証券の同じ想定元本を受領する。

申込者が2005年前対象証券を提供して申込み場合、当該申込者は以下のそれぞれの組み合わせによる債券を受領することを選択することができる。

提供される 2005年前対象証券	元本削減債オプション による受領証券	元本維持債オプション による受領証券
第4 - 7回の円貨債券	<ul style="list-style-type: none"> 元本削減債 2017年グローバル債 GDP連動証券 	<ul style="list-style-type: none"> 元本維持債 2013年債 GDP連動証券

申込者が2005年対象証券を提供して申込み場合、当該申込者は、以下の債券を受領することを選択することができる。

提供される 2005年対象証券	元本削減債オプション による受領証券	元本維持債オプション による受領証券
2005年元本削減債	元本削減債	元本維持債
2005年元本維持債		

(注) 2005年GDP連動証券は提供する必要はない。

なお、本エクステンジ・オファーにおいて、2017年グローバル債(キャッシュ・オフリングによるものを除く。)、2013年債およびGDP連動証券は、上記の組合せの一部として発行されるものであり、独立に発行されるものではない。

2【募集要項】

元本削減債

債券の名称	アルゼンチン共和国元本削減債（2010） （「元本削減債」または「2010年元本削減債」）（注1）		
記名・無記名の別	無記名式	券面総額	188億円 （注2, 3および4）
各債券の金額	1,000円またはその整数倍	発行価格	額面33.7円につき 金100円（注4）
発行価格の総額	492億円 （注2, 3および4）	利率	下記（注5）参照
償還期限	2033年12月31日 （注6）	申込期間	2010年4月12日から 2010年5月7日まで （グローバル・オフリング が行われる法域において承認 されることを条件とする。） （注4(a)、(e)および(f)）
申込証拠金	下記（注4）参照	払込期日	2010年6月18日 （注4(e)）
申込取扱場所	アルゼンチン共和国大使館（注4(g)、(h)および(i)）		

（注1）（a）申込者が元本削減債オプションを選択するまたはその割当てを受ける場合、当該申込者が提供し、アルゼンチンが受諾する2005年前対象証券のいずれであっても、それと引換えに、以下の新証券を組合せたものを受領することとなる。2017年グローバル債は、ルクセンブルク証券取引所に上場される。

- ・ 元本削減債
- ・ 2017年グローバル債
- ・ GDP連動証券

（b）申込者が元本削減債オプションを選択するまたはその割当てを受ける場合、当該申込者が提供し、アルゼンチンが受諾する2005年対象証券のいずれかと引換えに、元本削減債を受領する。当該申込者は2017年グローバル債を受領することとはならない。

（注2）本エクステンジ・オファーに基づく元本削減債の発行または割当には制限はない。申込者が元本維持債を受領することを選択し、当該申込者が受領するであろう金額が（元本維持債の発行に対する制限がないとしたら）当該申込者が（「募集日程、元本維持債オプションの割当ならびに交換手続き」）の定めに従い）本エクステンジ・オファーにおいて受領することが認められる元本維持債の上限額を超える場合、かかる制限の結果、元本維持債と交換することができない対象証券は元本維持債とはならず、当該申込者が当該対象証券につき元本削減債オプションを選択したものとして、元本削減債および関連証券と交換される。

（注3）日本で応募があり、発行された元本削減債の応募額面総額が188億円に達しない場合は、発行額面総額は、応募があり、発行された元本削減債のかかる金額に減額される。

（注4）(a) 2005年前対象証券の提供による申込みに対する対価

申込者が、期間満了日までにその2005年前対象証券を提供して申込みを行い、元本削減債を選択するまたはその割当てを受ける場合、当該申込者は申込みを行う2005年前対象証券の対象金額に0.337の交換比率を乗じた積に相当する当初元本金額の元本削減債を受領することとなる。申込者が受領する元本削減債の当初元本金額は、1,000円未満を切捨てる。申込者が受領する元本削減債の当初元本金額は、下記(d)に定められるとおり、元本に組入れられる利息につき調整されることとなる。

元本削減債、元本維持債、2005年元本削減債または2005年元本維持債の「当初元本金額」は、かかる債券の2003年12月31日現在における当初元本金額をいう。かかる金額は、2005年元本削減債の元本金額に対する元本に組入れられた利息に関する調整を含まない。

対象証券	元本削減オプションの額面残高総額 (百万円)
第4回アルゼンチン共和国円貨債券 (1996)	3,855
第5回アルゼンチン共和国円貨債券 (1999)	500
第6回アルゼンチン共和国円貨債券 (2000)	3,663
第7回アルゼンチン共和国円貨債券 (2000)	2,685

(b) 2005年対象証券の提供による申込みに対する対価

2005年対象証券の提供による元本削減債の申込みに対する対価は、2005年対象証券の保有者に対して、本エクステンジ・オファーにおいて2005年前対象証券の保有者が受領する対価とほぼ同等の対価を提供する目的で、アルゼンチンにより定式化されたものである。

申込者が、(x)元本削減債オプションを選択し、前期申込期限までにその2005年対象証券を提供して申込みを行う大口債権者であるか、(y)期間満了日までにその2005年対象証券を提供して申込みを行い、元本維持債オプションを選択したにもかかわらず元本削減債の割当を受ける大口債権者であるか、または(z)期間満了日までにその2005年対象証券を提供して申込みを行い、元本削減債を選択するまたはその割当を受ける小口債権者である場合、当該申込者が受領することとなる対価は以下の(ii)に記載のとおりである。申込者が、前期申込期限までにその2005年対象証券を提供して申込みを行う大口債権者である場合、当該申込者が受領することとなる対価は以下の(iii)のとおりである。小口債権者は、当該申込者の申込みが前期申込期限後に受領された場合であっても、期間満了日までに当該申込者の対象証券を有効に提供する限り、以下の(ii)の申込みに対する対価を受領する権利を有する。

(i) 対象証券

	元本総額 (百万円)
第8回アルゼンチン共和国円貨債券（元本維持債）（2005）	21,037.843
第9回アルゼンチン共和国円貨債券（元本削減債）（2005）	5,840.497

(注) アルゼンチン共和国ペソ建債券(2005)（準元本維持債）は、アルゼンチンによる2005年エクステンジ・オファーにおいて、日本における申込みはなかった。

(ii) 2005年対象証券の提供による申込みに対する対価

申込者は本エクステンジ・オファーにおいて申込者が提供しアルゼンチンが受諾する2005年元本削減債または2005年元本維持債の対象金額に0.337の交換比率を乗じた積に一定の調整を加えた金額に相当する当初元本金額の元本削減債を受領することとなる。一定の調整の内容については未定である。

(iii) 2005年対象証券の提供による大口債権者による前期申込期限後の申込みに対する対価

申込者が元本削減債オプションを選択する大口債権者であり、かつ、前期申込期限後にその2005年対象証券を提供して申込みを行う場合、当該申込者は上記の(ii)に記載の適用ある対価から、申込者が提供し、アルゼンチンが受諾する2005年対象証券の対象金額の100円につき(未定)円に相当する元本削減債の元本金額を控除した金額を受領することとなる。

2005年前対象証券の大口債権者の場合は、以下に記載の「2017年グローバル債」の(注4(a)(iii))を参照のこと。

「大口債権者」とは、すべてのシリーズの対象証券に関して、1,000,000米ドル(もしくは開始時の為替レートによるその他の通貨によるその相当金額)またはそれを上回る元本総額の対象証券を提供する保有者をいう。

「小口債権者」とは、大口債権者以外を対象証券の保有者をいう。

米ドル当りの日本円の「開始時の為替レート」とは、以下の表に示される為替レートをいう。

通貨	開始時の為替レート (米ドル当りのレート)
日本円	(注)

(注) 開始時の為替レートは、トムソン・ロイターが出版であるグローバル・オフリングの開始時の直前に有効である為替レートをいう。

(iv) 決済の延期を反映するための対価合計および対価の調整

アルゼンチンは、前期決済期日または最終決済期日が何らかの事由で2005年元本削減債または2005年元本維持債に対する将来の利息支払いの基準日(本書に含まれる規定の中で既に見込まれている2005年元本維持債にかかる2010年3月31日の利払日の基準日を除く。)を過ぎて延期した場合、申込みを行う保有者の同意なしに、2005年対象証券の保有者に交付される対価合計または対価を調整する権利を留保している。ただし、アルゼンチンは上記の規定の趣旨を維持するために必要と考える調整に限り行うことができる。

(c) 対象金額

(i) 2005年前対象証券の対象金額

本エクステンジ・オファーの目的のため、申込者の対象証券には「対象金額」が付与されることとなる。かかる対象金額は2005年前対象証券については、(i)2001年12月31日現在未償還残存するその元本金額に、(ii)2001年12月31日(当日を含まない。)までの申込者の対象証券に対する未払経過利息を加算した金額相当となる。

申込者は各シリーズにつき保有している対象証券の対象金額を当該対象証券の当初元本金額に下記の関連する「当初元本金額の関連通貨単位(1円)当りの対象金額」を乗じることにより算定することができる。

対象証券	当初元本金額 (百万円)	倍率 (%)	2001年12月31日 現在残存元本金額 (百万円)	2001年12月31日 (当日を含まない)までの未払経過 利息 (百万円)	対象金額 (百万円)	当初元本金額の 関連通貨単位 (1円)当りの 対象金額
2002年満期5%円貨サムライ債(第4回)	3,855	100.00%	3,855	5.8896	3,860.8896	1.001528
2003年満期5.40%円貨サムライ債(第5回)	500	100.00%	500	1.0356	501.0356	1.002071
2004年満期5.125%円貨サムライ債(第6回)	3,663	100.00%	3,663	8.8650	3,671.8650	1.002420
2000年-2005年満期4.85%円貨サムライ債(第7回)	2,685	100.00%	2,685	34.3643	2,719.3643	1.012799

(ii) 2005年対象証券の対象金額

本エクステンジ・オファーの目的のため、申込者の2005年対象証券の「対象金額」は以下の金額相当となる。

- ・ 2005年元本削減債については、(x)当該2005年元本削減債の当初元本金額を(y)0.337で除した商
- ・ 2005年元本維持債については、当該2005年元本維持債の当初元本金額

上記の計算上、2005年対象証券の「当初元本金額」とは、2003年12月31日以降、当該2005年対象証券の元本に組入れられた利息に関する調整のなされていない同日現在のその元本金額をいう。

(d) 元本金額の調整

申込者がその対象証券と引換えに受領する元本削減債は2009年12月31日（当日を含む。）から利息が付されることとなる。

本エクステンジ・オファーの決済と同時に申込者が受領する元本削減債の元本金額は、当該申込者が受領することのできる当初元本金額に、一定の調整が行われる。一定の調整の内容については未定である。かかる調整は、2005年元本削減債または2005年元本維持債を含め、申込者が申込みを行う対象証券の種類に係わりなく行われる予定である。

申込者の元本削減債の当初元本金額に対するかかる調整は、申込者が元本削減債を保有する決済機構から受領する取引明細書（申込者が当該決済機構の直接参加者である場合）または申込者がその保管会社またはその他仲介証券会社から受領する取引明細書（申込者が直接参加者でない場合）に示される金額には反映されない。これは、元本削減債が当初元本金額に基づき決済機構で口座に記入され、取引されるからである。ただし、かかる調整は、申込者の元本削減債に関して支払われる発生利息および元本金額を決定するため有効となる。

- (e) アルゼンチンは申込期間(提出期間)を2つの期間、すなわち、申込期間の最初の8営業日(延長される場合を除く。)からなる前期申込期間と、申込期間の残りの日からなる後期申込期間に分けている。「申込期間」とは、アルゼンチンが本書に記載のとおりエクステンジ・オファーを延長または早期に終了しない限り、エクステンジ・オファーが行われている期間をいう。「前期申込期限」とは、延長される場合を除き、前期申込期間の最終日の午後5時(ニューヨーク市時間)をいう(かかる日時は延長の可能性がある。)。アルゼンチンが本書に記載のとおりエクステンジ・オファーを延長または早期に終了しない限り、提出期間が終了し、エクステンジ・オファーが終了する。この日以降は、申込みを行うことはできない。かかる日を期間満了日という。
- (f) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、払込期日のいずれかまたは両方を1週間程度繰り下げることがある。申込者が前期申込期限より前に対象証券を提供する場合、払込期日は2010年5月7日ごろまたはそれ以降可及的速やかとなる。
- (g) 所在地は東京都港区元麻布2丁目14番14号である。
- (h) 実際に申込者から対象証券の提供および「交換申込書」の提出を受け付け、申込者に代わり申込取扱場所(アルゼンチン共和国大使館)に送付する等の申込みに関する事務は、原則として、(i)保護預りを行っている対象証券については、対象証券を当初販売し、これに伴い対象証券の保護預りを受けた預け先の証券会社が、上記申込取扱場所(アルゼンチン大使館)の委託を受けて、また、(ii)その後譲渡、保管換え等により対象証券を当初販売した証券会社以外の証券会社が保管している場合または保護預りをしていない対象証券については上記申込取扱場所(アルゼンチン共和国大使館)が委託する証券会社が、それぞれ取扱いを行う。委託先の証券会社については、対象証券預託先の証券会社またはアルゼンチン共和国大使館(電話番号03-5420-7101)にお問い合わせ下さい。対象証券が登録債の場合は登録内容証明書および譲渡に必要な書類が必要となり、これを登録機関に請求しなければならない。そして、かかる証明書および譲渡に必要な書類ならびに交換申込書の申込取扱場所への提出については、かかる証券会社または登録機関に相談されたい。下記「募集日程、元本維持債オプションの割当ならびに交換手続き」を参照のこと。
- (i) 本債券の交換申込みおよびそのための払込み等はすべて、各申込者が上記証券会社との間に開設した外国証券取引口座を通じ、外国証券取引口座約款の規定に従ってなされる。かかる外国証券取引口座を開設していない申込者は、上記証券会社においてかかる口座を開設する必要がある。上記証券会社との間に開設した外国証券取引口座を通じて本債券を取得する場合、同約款の規定に従い、包括債券および本債券の確定債券の券面の交付は行わない。
- (j) 本債券は、恒久包括債券(以下「包括債券」という。)により表章され、包括債券は本債券の発行日あるいはそれ以降に決済機関の合衆国外における預託機関に預託される。包括債券は、()包括債券が決済機関によりまたは決済機関を代理して保有され、いずれの関連決済機関が(法定であれそれ以外であれ、休日であるという理由以外で)14日間継続して営業を行わない場合または営業を恒久的に停止する意図を公表した場合または実際停止している場合(合併、処分または統合で顧客へのサービスを中断しないまたは低下させない場合を除いて)であって、全体としての預託に支障をきたすとき、()包括債券により表章された本債券の元金が期限が到来しても支払われない場合、または()共和国が本債権者に対し本債券の確定債券との交換を行う意図を通知した場合には、本債権者に費用負担が発生することなく、本債券の確定債券と交換することができる。

(k) 交換が完了したときは、申込者のかかる交換にかかる対象証券に基づく権利はすべて消滅する。

- (注5) 元本削減債は、1年を1か月30日の12か月からなる360日とする日割計算に基づき、2009年12月31日（当日を含む。）から、2033年12月31日（当日を含まない。）まで、年率4.33%により利息を発生し、（以下に記される場合を除き）半年ごとに後払いされる。2013年12月31日より前に発生した利息の一部は現金で支払われ、一部は元本に組入れられる。すなわち関連する支払日において、元本に組入れられた利息の一部は現金で支払われる代わりに元本削減債の元本金額に追加され、将来の利息の計算は、この調整後の元本金額に基づいて行われる。以下の表は、現金による支払いおよび元本組入の割合を反映した、元本削減債の利息の年率を示したものである。

開始日（当日を含む。）	終了日（当日を含まない。）	現金	元本組入
2009年12月31日	2013年12月31日	3.02%	1.32%
2013年12月31日	2033年12月31日	4.33%	0.00%

元本削減債の利払日は、2010年6月30日に開始し、毎年6月30日および12月31日とする。ただし、いかなる理由によってであれ、決済が2010年6月30日より後に延期される場合、初回利払日において現金により支払われる利息は、代わりに2010年6月30日および前期決済期日または最終決済期日（適用ある場合）のいずれか遅い日に支払われる。2010年6月30日および前期決済期日または最終決済期日（適用ある場合）のいずれか遅い日後の初回利払日において現金により支払われる利息および元本に組入れられる利息は、2010年6月30日（当日を含む。）からかかる利払日（当日を含まない。）までに発生した利息により構成される。

- (注6) 元本削減債の元本支払いは、2024年6月30日に開始し、毎年6月30日および12月31日に、半年ごと20回の均等分割で行われる。半年ごと20回の均等分割支払いには、初回の分割償還日より前に元本に組入れられた金額が含まれる。元本削減債についての利息の一部は、元本に組入れられるので、元本削減債の元本金額は、時と共に変動する。
- (注7) アルゼンチンは、本エクステンジ・オファーにおける仲介証券会社の役割につき、これに対して報酬を支払うことはなく、アルゼンチンはいかなる場合においても、かかる仲介証券会社に対して本エクステンジ・オファーにおけるその役割につき、いかなる報酬の支払責任を負うものではない。控除される手数料相当額の2017年グローバル債の元本金額は、未定である。

2017年グローバル債

債券の名称	アルゼンチン共和国米ドル建2017年グローバル債 (「2017年グローバル債」または「米ドル建2017年グローバル債」)(注1)		
記名・無記名の別	記名式	券面総額	6,188,700米ドル (注2,3および4)
各債券の金額	1米ドルまたは その整数倍	発行価格	下記(注4)参照
発行価格の総額	6,188,700米ドル (注2,3および4)	利率	年(未定)%
償還期限	下記(注5)参照	申込期間	2010年4月12日から 2010年5月7日まで (グローバル・オフリングが 行われる法域において承認され ることを条件とする。) (注4(a)(c)および(d))
申込証拠金	下記(注4)参照	払込期日	2010年6月18日 (注4(d))
申込取扱場所	アルゼンチン共和国大使館(注4(e)、(f)および(g))		

(注1) 上記元本削減債(注1)を参照のこと。

(注2) 上記元本削減債(注2)を参照のこと。

(注3) 2017年グローバル債の応募額面総額が6,188,700米ドルに達しない場合は、発行額面総額は、応募および発行されない元本削減債の額面金額に比例して減額される。

(注4) (a) 2005年前対象証券の提供による申込みに対する対価

(i) 対象証券

	元本削減債オプションの 額面残高総額 (百万円)
第4回アルゼンチン共和国円貨債券(1996)	3,855
第5回アルゼンチン共和国円貨債券(1999)	500
第6回アルゼンチン共和国円貨債券(2000)	3,663
第7回アルゼンチン共和国円貨債券(2000)	2,685

(ii) 2005年前対象証券の提供による申込みに対する対価

当該申込者が受領する2017年グローバル債の元本総額は以下の算式に基づき決定される。算式については未定である。

- (iii) 2005年前対象証券の大口債権者による前期申込期限後の提供による申込みに対する対価
申込者が、(x) 前期申込期限までに元本削減債オプションを選択し、2005年前対象証券を提供して申し込む大口債権者である場合、(y) 期間満了日までに2005年前対象証券を提供して申し込み、元本維持債オプションを選択したが、元本削減債を割り当てられる大口債権者である場合または、(z) 期間満了日までに2005年前対象証券を提供して申し込み、元本削減債を選択するまたは割り当てられる小口債権者である場合、申込者が2005年前対象証券の提供による申込みに対する対価の一部として受領する対価は、上記の(ii)に記載されている。申込者が大口債権者であり、前期申込期限後に2005年前対象証券を提供し申し込む場合、申込者が2005年前対象証券の提供による申込みに対する対価の一部として受領する対価は、上記の(ii)に記載の対価から、適用ある2003年為替レートを使用して当該通貨に換算される米ドルによる当該申込者の対象金額相当額1.00米ドル当たり(未定)米ドルに相当する2017年グローバル債の元本金額を控除したものである。
申込者が受領する2017年グローバル債の元本総額は1.00米ドル未満を切捨てる。
「2003年為替レート」は以下の通りである。

(1 米ドル当りのレート)

日本円

107.3900

- (b) 2017年グローバル債には、次の算式により算出された2017年グローバル債の(小数で表示される)価格がある。算式については未定である。
- (c) アルゼンチンは申込期間を2つの期間に分けている。上記、元本削減債の(注4)(e)を参照のこと。
- (d) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、払込期日のいずれかまたは両方を1週間程度繰り下げることがある。申込者が前期申込期限より前に対象証券を提供する場合、払込期日は2010年5月7日ごろまたはそれ以降可及的速やかとなる。
- (e) 所在地は東京都港区元麻布2丁目14番14号である。
- (f) 上記元本削減債の(注4)(h)を参照のこと。
- (g) 上記元本削減債の(注4)(i)を参照のこと。
- (h) 上記元本削減債の(注4)(j)を参照のこと。
- (i) 交換が完了したときは、かかる交換にかかる対象証券の申込者のこれに基づく権利はすべて消滅する。
- (注5) 2017年グローバル債は、2017年グローバル債満期日に額面金額で償還される。アルゼンチンは、2017年グローバル債満期日を前期発表日に発表する。「2017年グローバル債満期日」は、前期決済期日の7年目の応答日頃となる。

元本維持債

債券の名称	アルゼンチン共和国元本維持債(2010) (「元本維持債」または「2010年元本維持債」)(注1)		
記名・無記名の別	無記名式	券面総額	492億円 (注2, 3および4)
各債券の金額	1,000円またはその整数倍	発行価格	額面100円 につき100円(注4)
発行価格の総額	492億円 (注2, 3および4)	利率	下記(注5)参照
償還期限	2038年12月31日 (注6)	申込期間	2010年4月12日から 2010年5月7日まで (グローバル・オフリング が行われる法域において承認 されることを条件とする。) (注4(d))
申込証拠金	下記(注4)参照	払込期日	2010年6月18日(注4(d))
申込取扱場所	アルゼンチン共和国大使館(注4(e)、(f)および(g))		

(注1) (a) 申込者が元本維持債オプションを選択した場合は、その割当を受けた範囲で、当該申込者が提供し、アルゼンチンが受諾する2005年前対象証券のいずれかと引換えに以下の新証券の組合せたものを受領することとなる。ただし、下記(注2)の状況下では、当該申込者がたとえ元本維持債オプションを受領することを選択したとしても、元本削減債オプションを割り当てられる可能性がある。2013年債は、ルクセンブルク証券取引所に上場される。

- ・ 元本維持債
- ・ 2013年債
- ・ GDP連動証券

(b) 申込者が2005年対象証券を提供して元本維持債オプションを選択した場合は、その割当を受けた範囲で、当該申込者が提供し、アルゼンチンが受諾する2005年対象証券のいずれかと引き換えに元本維持債を受領する。当該申込者は2013年債を受領することとはならない。ただし、下記(注2)の状況下では、当該申込者がたとえ元本維持債オプションを受領することを選択したとしても、元本削減債オプションを割り当てられる可能性がある。

(注2) 申込者は、当該申込者が提供を行う2005年前対象証券の各シリーズの未償還残存する元本金額または2005年対象証券の各シリーズの対象金額のうちの5,000,000円までを上限とし、元本維持債オプションを選択することができる。これらの制限を、申込者1人当たりの元本維持債オプション制限という。申込者の申込みが申込者1人当たりの元本維持債オプション制限を超える場合、当該申込者の元本維持債オプションの選択はその超過部分については無効となり、当該申込者はその超過部分については元本削減債オプションを選択したものとみなされることとなる。金融機関またはその他の仲介証券会社が、1人以上の実質保有者に代わり、同一の交換申込書により対象証券に申込みを行う場合、申込者1人当たりの元本維持債オプション制限は、対象証券の申込みを行う各実質保有者ごとに適用される。

アルゼンチンは、グローバル・オファリングおよび本エクスチェンジ・オファーにおいて、元本総額(未定)米ドルまたは適用ある2010年為替レートによるその他の通貨の相当額の元本総額上限額(元本維持債オプション上限額)までに限り、元本維持債(本エクスチェンジ・オファーにより発行されるものを含む。)を発行することができる。元本維持債オプションが選択された(申込者1人当たりの元本維持債オプション制限の適用後)すべての対象証券につき発行されるであろう元本維持債の元本金額の米ドル相当額が元本維持債オプション上限額を超えない場合、アルゼンチンは本エクスチェンジ・オファーに従い申込みを行った申込者が選択した元本維持債の総額に等しい金額の元本維持債を発行する。元本維持債オプションが選択された(申込者1人当たりの元本維持債オプション制限の適用後)すべての対象証券につき発行されるであろう元本維持債の元本金額の米ドル相当額が元本維持債オプション上限額を超える場合、アルゼンチンは、有効に元本維持債オプションを選択した申込みを行った申込者間で、かかる上限額を按分比例方式により割当てる。元本維持債オプションを選択した対象証券の申込みが按分比例になった範囲で、その部分は元本削減債オプションに再分配される。

申込みを行った申込者間における元本維持債オプションの割当は、申込者1人当たりの元本維持債オプション制限の適用後、グローバル・オファリングに従い提出された元本維持債オプションを選択するすべての申込みに及ぶこととなる。上記の定めに従い元本維持債の割当につきアルゼンチンが行うすべての決定は終局的かつ拘束力あるものとなる。

(注3) 日本で応募があり、発行された元本維持債の応募額面総額が492億円に達しない場合は、発行額面総額は、かかる金額に減額される。

(注4) (a) 2005年前対象証券の提供による申込みに対する対価

申込者がその2005年前対象証券のいずれかにつき元本維持債オプションを選択し、かつ、その割当を受ける範囲で、当該申込者は当該2005年前対象証券の対象金額に相当する当初元本金額の元本維持債を受領することとなる。申込者が受領する元本維持債の当初元本金額は1,000円未満を切捨てる。

対象証券	元本維持債オプション に対する額面残高総額 (百万円)
第4回アルゼンチン共和国円貨債券(1996)	3,855
第5回アルゼンチン共和国円貨債券(1999)	500
第6回アルゼンチン共和国円貨債券(2000)	3,663
第7回アルゼンチン共和国円貨債券(2000)	2,685

(b) 2005年対象証券の提供による申込みに対する対価

2005年対象証券の提供による元本維持債の申込みに対する対価は、2005年対象証券の保有者に対して、本エクスチェンジ・オファーにおいて2005年前対象証券の保有者が受領する対価とほぼ同等の対価を提供する目的で、アルゼンチンにより定式化されたものである。

申込者がその2005年対象証券のいずれかにつき元本維持債オプションを選択した場合は、その割当を受けた範囲で、当該申込者は下記(ii)記載の元本金額の元本維持債を受領することとなる。申込者が受領する元本維持債の元本総額は1,000円単位未満を切捨てる。

(i) 対象証券

	元本総額 (百万円)
第8回アルゼンチン共和国円貨債券(元本維持債)(2005)	21,037.843
第9回アルゼンチン共和国円貨債券(元本削減債)(2005)	5,840.497

(注) アルゼンチン共和国ペソ建債券(2005)(準元本維持債)は、アルゼンチンによる2005年エクステンジ・オファーにおいては申込みはなかった。

(ii) 2005年対象証券の提供による申込み

申込者は本エクステンジ・オファーにおいて申込者が提供しアルゼンチンが受諾する2005年元本削減債または2005年元本維持債の対象金額に一定の調整を加えた金額に相当する当初元本金額の元本維持債を受領することとなる。一定の調整の内容については未定である。

(iii) 決済の遅延を反映するための対価合計および対価の調整

アルゼンチンは、前期決済期日または最終決済期日何らかの事由で2005年元本削減債または2005年元本維持債にかかる将来の利息支払いの基準日(本書に含まれる規定の中で既に見込まれている2005年元本維持債にかかる2010年3月31日の利払日の基準日を除く。)を過ぎて遅延した場合、申込みを行う保有者の同意なしに、2005年対象証券の保有者に交付される対価合計または対価を調整する権利を留保している。ただし、アルゼンチンは上記の規定の趣旨を維持するために必要と考える調整に限り行うことができる。

(c) 対象金額

(i) 2005年前対象証券の対象金額

本エクステンジ・オファーの目的のため、申込者の対象証券には「対象金額」が付与されることとなる。かかる対象金額は2005年前対象証券については、(i)2001年12月31日現在未償還残存するその元本金額に(ii)2001年12月31日(当日を含まない。)までの申込者の対象証券に対する未払経過利息を加算した金額相当となる。

申込者は各シリーズにつき保有している対象証券の対象金額を当該対象証券の当初元本金額に下記の関連する「当初元本金額の関連通貨単位(1円)当りの対象金額」を乗じることにより算定することができる。

対象証券	当初元本金額(百万円)	倍率(%)	2001年12月31日現在残存元本金額(百万円)	2001年12月31日(当日を含まない)までの未払経過利息(百万円)	対象金額(百万円)	当初元本金額の関連通貨単位(1円)当りの対象金額
2002年満期5%円貨サムライ債(第4回)	3,855	100.00%	3,855	5.8896	3,860.8896	1.001528
2003年満期5.40%円貨サムライ債(第5回)	500	100.00%	500	1.0356	501.0356	1.002071
2004年満期5.125%円貨サムライ債(第6回)	3,663	100.00%	3,663	8.8650	3,671.8650	1.002420
2000年-2005年満期4.85%円貨サムライ債(第7回)	2,685	100.00%	2,685	34.3643	2,719.3643	1.012799

(ii) 2005年対象証券の対象金額

本エクステンション・オファーの目的のため、申込者の2005年対象証券の「対象金額」は以下の金額相当となる。

- ・ 2005年元本削減債については、(x)当該2005年元本削減債の当初元本金額を(y)0.337で除した商
- ・ 2005年元本維持債については、当該2005年元本維持債の当初元本金額

上記の計算上、2005年対象証券の「当初元本金額」とは、2003年12月31日以降、当該2005年対象証券の元本に組入れられた利息に関する調整のなされていない同日現在のその元本金額をいう。

- (d) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、払込期日のいずれかまたは両方を1週間程度繰り下げることがある。
- (e) 所在地は東京都港区元麻布2丁目14番14号である。
- (f) 実際に申込者から対象証券の提供および「交換申込書」の提出を受け付け、申込者に代わり申込取扱場所(アルゼンチン共和国大使館)に送付する等の申込みに関する事務は、原則として、(i)保護預りを行っている対象証券については、対象証券を当初販売し、これに伴い対象証券の保護預りを受けた預け先の証券会社が、上記申込取扱場所(アルゼンチン共和国大使館)の委託を受けて、また、(ii)その後譲渡、保管換え等により対象証券を当初販売した証券会社以外の証券会社が保管している場合または保護預りをしていない対象証券については上記申込取扱場所(アルゼンチン共和国大使館)が委託する証券会社が、それぞれ取扱いを行う。委託先の証券会社については、対象証券預託先の証券会社またはアルゼンチン共和国大使館(電話番号03-5420-7101)にお問い合わせ下さい。対象証券が登録債の場合は登録内容証明書および譲渡に必要な書類が必要となり、これを登録機関に請求しなければならない。そして、かかる証明書および譲渡に必要な書類ならびに交換申込書の申込取扱場所への提出については、かかる証券会社または登録機関に相談されたい。下記「募集日程、元本維持債オプションの割当ならびに交換手続き」を参照のこと。
- (g) 本債券の交換申込みおよびそのための払込み等はすべて、各申込者が上記証券会社との間に開設した外国証券取引口座を通じ、外国証券取引口座約款の規定に従ってなされる。かかる外国証券取引口座を開設していない申込者は、上記証券会社においてかかる口座を開設する必要がある。上記証券会社との間に開設した外国証券取引口座を通じて本債券を取得する場合、同約款の規定に従い、包括債券および本債券の確定債券の券面の交付は行わない。

- (h) 本債券は、恒久包括債券(以下「包括債券」という。)により表章され、包括債券は本債券の発行日あるいはそれ以降に決済機関の合衆国外における預託機関に預託される。包括債券は、() 包括債券が決済機関によりまたは決済機関を代理して保有され、いずれの関連決済機関が(法定であれそれ以外であれ、休日であるという理由以外で)14日間継続して営業を行わない場合または営業を恒久的に停止する意図を公表した場合または実際停止している場合(合併、処分または統合で顧客へのサービスを中断しないまたは低下させない場合を除いて)であって、全体としての預託に支障をきたすとき、() 包括債券により表章された本債券の元金が期限が到来しても支払われない場合、または() 共和国が本債権者に対し本債券の確定債券との交換を行う意図を通知した場合には、本債権者に費用負担が発生することなく、本債券の確定債券と交換することができる。
- (i) 交換が完了したときは、かかる交換にかかる対象証券の申込者のこれに基づく権利はすべて消滅する。
- (注5) 元本維持債は、半年ごとの後払いにより、2009年9月30日(当日を含む。)から2038年12月31日(当日を含まない。)まで、1年を1か月30日の12か月からなる360日とする日割計算に基づき、以下の年率により利息が発生する。

開始日(当日を含む。)	終了日(当日を含まない。)	
2009年9月30日	2019年3月31日	0.45%
2019年3月31日	2029年3月31日	0.67%
2029年3月31日	2038年12月31日	0.94%

元本維持債の利払日は、毎年3月31日および9月30日ならびに2038年12月31日とする。2009年9月30日(当日を含む。)から2010年3月31日(当日を含まない。)までに元本維持債について発生した利息は、最終決済期日において、現金により支払われるものとする。最終決済期日より後の初回利払日における支払いは、2010年3月31日(当日を含む。)からかかる利払日(当日を含まない。)までに発生した利息により構成される。元本維持債の利息のすべては、各利払日において現金により支払われる。

- (注6) アルゼンチンは、元本維持債の元本支払いを半年ごとに20回の均等分割で行う。アルゼンチンは、最初の19回の支払いを2029年9月30日に開始し、毎年3月31日および9月30日に行い、最終の支払いを2038年12月31日に行う。
- (注7) アルゼンチンは本エクスチェンジ・オファーにおける仲介証券会社の役割につき、これに対して報酬を支払うことはなく、アルゼンチんはいかなる場合においても、かかる仲介証券会社に対して本エクスチェンジ・オファーにおけるその役割につき、いかなる報酬の支払責任を負うことはない。控除される手数料相当額の2013年債の元本金額は、未定である。

2013年債

債券の名称	アルゼンチン共和国米ドル建2013年債 (「2013年債」または「米ドル建2013年債」)(注1)		
記名・無記名の別	記名式	券面総額	4,326,900米ドル (注2,3および4)
各債券の金額	1米ドルまたはその整数倍	発行価格	下記(注4)参照
発行価格の総額	4,326,900米ドル (注2,3および4)	利率	年(未定)%
償還期限	下記(注5)参照	申込期間	2010年4月12日から 2010年5月7日まで (グローバル・オフリング が行われる法域において承認 されることを条件とする。) (注4(c))
申込証拠金	下記(注4)参照	払込期日	2010年6月18日(注4(c))
申込取扱場所	アルゼンチン共和国大使館(注4(d),(e)および(f))		

(注1) 上記元本維持債(注1)を参照のこと。

(注2) 上記元本維持債(注2)を参照のこと。

(注3) 2013年債の応募額面総額が4,326,900米ドルに達しない場合は、発行額面総額は、応募および発行されない元本維持債の額面金額に比例して減額される。

(注4) (a) 2005年前対象証券の提供による申込みに対する対価
2005年前対象証券提供の対価の一部として申込者が受領する2013年債の元本金額は、以下の算式に基づき決定される。算式については未定である。

対象証券	元本維持債オプションに対する額面残高総額 (百万円)
第4回アルゼンチン共和国円貨債券(1996)	3,855
第5回アルゼンチン共和国円貨債券(1999)	500
第6回アルゼンチン共和国円貨債券(2000)	3,663
第7回アルゼンチン共和国円貨債券(2000)	2,685

(b) 2013年債には、次の算式により算出された2013年債の(小数で表示される)価格がある。算式については未定である。

(c) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、払込期日のいずれかまたは両方を1週間程度繰り下げることがある。

(d) 所在地は東京都港区元麻布2丁目14番14号である。

(e) 上記元本維持債の(注4)(f)を参照のこと。

(f) 上記元本維持債の(注4)(g)を参照のこと。

(g) 上記元本維持債の（注4）（h）を参照のこと。

(h) 交換が完了したときは、かかる交換にかかる対象証券の申込者のこれに基づく権利はすべて消滅する。

（注5）2013年債は、2013年債満期日に満期が到来する。アルゼンチンは、最終発表日に2013年債満期日を発表する。

「2013年債満期日」とは、最終決済期日の3年目の応答日頃である。

全証券の要項および条件

(a) 財務条件

申込みがなされた対象証券のアルゼンチンによる受諾、および前期決済期日における本エクステンジ・オファアの決済には、アルゼンチンが前期決済期日以前に、元本総額10億米ドル以上の2017年満期のグローバル債のキャッシュ・オフリングの手取金を現金にて受領していることが条件となる。アルゼンチンは、市況が自己の単独かつ完全なる裁量により、充分であると思料される条件で10億米ドルの2017年満期のグローバル債の発行を許容しないと判断した場合、この条件を放棄する（またはかかるグローバル債をこれより少額で発行する）権利を留保している。疑義を避けるため述べれば、アルゼンチンはかかるキャッシュ・オフリングの手取金を差押え、アルゼンチンによるかかる手取金の受領を差止め、申込者によるかかる手取金のアルゼンチンへの引渡しを差止め、その他キャッシュ・オフリングの目的を妨げるため、またはそのような効果を有する裁判もしくは仲裁命令または訴訟手続きの結果、当該キャッシュ・オフリングの価格が定まらないか、またはアルゼンチンがかかる手取金を受領しない場合は、財務条件を放棄することはできない。

(b) 消却条件

本エクステンジ・オファアは、対象証券の消却を条件とする。本エクステンジ・オファア中に申込者により申込みがなされアルゼンチンが受諾した対象証券は、本債券の発行（数日を要する場合がある。）の前に、前期決済期日または最終決済期日（適用ある場合）に消却される。もし、何らかの裁判もしくは仲裁命令、または行政上の手続きもしくは訴訟手続きにより、申込みがなされた対象証券の消却が遅延したまたは禁じられた場合、アルゼンチンは当該対象証券の消却が可能となるまで前期決済期日または最終決済期日のいずれかあるいは両方（適用ある場合）を延期するか、または取消が不当に遅延することなくしては実行できないと判断した場合は、本エクステンジ・オファアを取消し（またはアルゼンチンが、それにより対象証券が受けた影響が重大ではないと独自に判断する場合は、アルゼンチンは、影響を受けた対象証券に関してのみ、本エクステンジ・オファアを取消す可能性がある。）、申込みを行った申込者に対象証券を返還する。アルゼンチンはこの条件を放棄することができない。

(c) その他の条件

本エクステンジ・オファアのその他のいかなる条項に関わらず、本エクステンジ・オファアは、（1）対象証券と本債券との交換を違法にするもしくは違法にしようとする、（2）アルゼンチンによる、対象証券との交換による本債券の発行を遅延させるもしくはアルゼンチンが対象証券との交換により本債券を発行する能力を制限する結果をもたらすもしくはその可能性がある、または（3）アルゼンチンが対象証券との交換により本債券を発行する能力に制限を課すまたは課そうとするいかなる訴訟または手続きが、いかなる裁判所または政府、規制もしくは行政機関において開始される恐れがある、開始されている、または係争中でないことが条件とされている。上記の各条件は、アルゼンチンのみの便宜を目的とし、全てまたは一部において、その時々アルゼンチンの裁量により放棄される可能性がある。上記に記載される条件に関するアルゼンチンによるいかなる判断（かかる条件が充足されるか放棄されるか否かを含む。）も、終局的かつ拘束力あるものとなる。

- (d) アルゼンチンは申込期間を2つの期間、すなわち、申込期間の最初の6営業日(延長される場合を除く。)からなる前期申込期間と、申込期間の残りの日からなる後期申込期間に分けている。下記「募集日程、元本維持債オプションの割当ならびに交換手続き」を参照のこと。
- (e) アルゼンチンは、前期発表日または最終発表日(適用ある場合)における申込みの受諾を発表するまではいつでも、その単独の裁量により、かつ、アルゼンチンがエクステンジ・オファーを行っている各法域において適用ある法律、命令および規則により許容された範囲で、
- ・ エクステンジ・オファーを終了し(かかる終了時まで提出された申込みに関するものも含む。)、
 - ・ エクステンジ・オファーを当初予定された前期申込期限または期間満了日(適用ある場合)後に延長し、
 - ・ エクステンジ・オファーを1もしくは複数の法域において撤回し、または
 - ・ エクステンジ・オファーを変更(1もしくは複数の法域における変更を含む。)することができる。さらに、アルゼンチンは以下のいずれかの場合、前期決済期日または最終決済期日を延長もしくは延期し、前期発表日または最終発表日後にエクステンジ・オファーを終了し、または決済手続きをいかなるにも変更する権利を留保している。
 - ・ 申込まれた対象証券の消却を阻止し、アルゼンチンによるキャッシュ・オフリングに関するアルゼンチンに対する支払いを差押え、新証券を差押えもしくは差止め、新証券に基づく支払いを阻止もしくは差押え、訴訟、仲裁請求もしくは行政上の請求を含むいかなる申立もしくは申込まれた対象証券に関するアルゼンチンに対する係争中の訴訟、仲裁請求もしくは行政上もしくはその他の法的手続きの解除を阻止し、申込まれた対象証券に関するアルゼンチンに対する支払命令、判決、仲裁判断もしくはその他のかかる命令の充足を阻止し、またはその他、エクステンジ・オファーの目的を妨げる効果を有する目的で何らかの裁判所の命令もしくは判決が下され、または何らかの訴訟手続きが開始された場合、または
 - ・ アルゼンチンが、その単独の裁量により、かつ、適用ある法律、命令および規則が許容する限度で、上記の延長、延期、終了もしくは変更が、アルゼンチンに対する裁判所の命令、判決または係属中の行政上の請求、訴訟仲裁手続きもしくはその他の法的手続きに照らして、アルゼンチンまたはエクステンジ・オファーに参加しようとしている対象証券の保有者の最善の利益となるものと判断した場合。
- (f) 決済機構とは、以下のことをいう(申込者は証券会社を通じてこれらの決済機構において口座を有しなければならない。)

ユーロクリア

所在地 Boulevard du Roi Albert IIB-1210 Brussels Belgium

クリアストリーム・ルクセンブルク

所在地 42 Avenue JF Kennedy L-1855 Luxembourg Luxembourg

- (g) 実際に申込者から対象証券の提供および「交換申込書」の提出を受け付け、申込者に代わり申込取扱場所(アルゼンチン共和国大使館)に送付する等の申込みに関する事務は、原則として、(i)保護預りを行っている対象証券については、対象証券を当初販売し、これに伴い対象証券の保護預りを受けた預け先の証券会社が、上記申込取扱場所(アルゼンチン共和国大使館)の委託を受けて、また、(ii)その後譲渡、保管換え等により対象証券を当初販売した証券会社以外の証券会社が保管している場合または保護預りをしていない対象証券については上記申込取扱場所(アルゼンチン共和国大使館)が委託する証券会社が、それぞれ取扱いを行う。委託先の証券会社については、対象証券預託先の証券会社またはアルゼンチン共和国大使館(電話番号 03-5420-7101)にお問い合わせ下さい。対象証券が登録債の場合は登録内容証明書および譲渡に必要な書類が必要となり、これを登録機関に請求しなければならない。そして、かかる証明書および譲渡に必要な書類ならびに交換申込書の申込取扱場所への提出については、かかる証券会社または登録機関に相談されたい。下記「募集日程、元本維持債オプションの割当ならびに交換手続き」を参照のこと。
- (h) 本債券の交換申込みおよびそのための払込み等はすべて、各申込者が上記証券会社との間に開設した外国証券取引口座を通じ、外国証券取引口座約款の規定に従ってなされる。かかる外国証券取引口座を開設していない申込者は、上記証券会社においてかかる口座を開設する必要がある。上記証券会社との間に開設した外国証券取引口座を通じて本債券を取得する場合、同約款の規定に従い、包括債券および本債券の確定債券の券面の交付は行わない。

募集日程、元本維持債オプションの割当ならびに交換手続き

(1) 募集日程(以下の日程は、その他の法域における規制上の進展具合により変更されることがある。)

[T-1](以下、別段の記載がない限り営業日で記載される。)

開始(これはグローバル・オフリングの開始日である。)

4月12日[T+2]以降[T+21]まで(当該期間は、グローバル・オフリングが行われる法域において承認されることを条件とする。)

申込期間(延長される場合または早期に終了される場合を除く。)

アルゼンチンが本書に記載の通り、本エクステンジ・オファーを延長または早期に終了する場合を除き、本エクステンジ・オファーは以下の期間に参加可能である。この期間を「申込期間」(あるいは「提出期間」という。対象証券の申込みを行う申込者は、本書に記載される交換申込書を交付することまたは交付の指示を行うことにより申し込むことが出来る。交換申込書が提出された場合、本書に記載される一定の場合を除き、申込みを取消すことはできない。

アルゼンチンは申込期間を2つの期間、すなわち、申込期間の最初の8営業日(延長される場合を除く。)からなる前期申込期間と、申込期間の残りの日からなる後期申込期間に分けている。元本削減債オプションを選択する大口債権者で対価合計の受領を希望する申込者である場合、[T+7](前期申込期間が延長される場合を除く。)の午後5時(ニューヨーク市時間)までにその正しく記載された交換申込書が、申込取扱者において受領されなければならない。この日および時間を「前期申込期限」という。

本項および別途の記載が無い限り本書の他の箇所においても「大口債権者」とは、当該申込者が申し込むすべてのシリーズの対象証券に関して、開始時の為替レート(FX Rates Launch)を用いた1,000,000米ドルまたはその他の通貨での相当額と同等であるまたはそれを上回る元本総額の対象証券を申し込む申込者であり、「小口債権者」とは、大口債権者でない申込者のことである。「開始時の為替レート」とは以下の通りである。

	米ドル当たりのレート
円	107.3900

[T+7]午後5時（ニューヨーク市時間）

前期申込期限（延長される場合を除く。）

アルゼンチンが延長しない場合、前期申込期間が終了する。元本削減債オプションを選択する大口債権者の場合、その正しく記載された交換申込書およびその他の必要書類がこの日および時間までに受領されない場合、対価合計を受けることはできないが、対価は受けることができる。上記元本削減債(注4)(b)(iii)および2017年グローバル債(注4)(a)(iii)を参照のこと。

[T+8]午前11時頃（ニューヨーク市時間）

為替レート決定日（延長される場合を除く。）

インターナショナル・ジョイント・ディーラー・マネージャーは、各当該通貨について2010年為替レートを決定し、その後すぐにアルゼンチンはこれを発表する。

[T+8]午後3時頃（ニューヨーク市時間）

2017年グローバル債発行価格および2005年元本削減債取引価格の算定（延長される場合を除く。）

アルゼンチンは、2017年グローバル債発行価格を算定し、グローバルの交換代理人は、2005年元本削減債取引価格を算定する。

[T+10]午後5時頃またはそれ以降可及的速やかに（ニューヨーク市時間）

前期発表（延期される場合または前期申込期間が延長される場合もしくは早期に終了される場合を除く。）

本エクステンジ・オファーを早期に終了させる場合を除き、アルゼンチンはその単独の裁量で前期申込期限までに提出された申込みを受諾するか否かを決定し、前期決済期日に発行される各本債券のシリーズの元本金額の合計額を含む本エクステンジ・オファーの暫定的な結果を発表する。この期日を「前期発表日」という。前期発表日は、アルゼンチンにより、前期申込期間が延長される場合を含む何らかの理由により延期される可能性がある。

アルゼンチンはまた、本項記載のキャッシュ・オフリングにおいて売却に同意した2017年グローバル債満期日、2017年グローバル債の利払日、2017年グローバル債発行価格および2017年グローバル債の元本金額ならびに元本削減債オプションに基づく2005年前対象証券または2005年対象証券の交換の際に交付される対価の対象証券の対象金額の100,000円またはその他の金額当たりの確定的算定値（四捨五入される。）を発表する。

アルゼンチンは、前期発表日のあと、本債券が発行され次第取引が開始されるものと予想する。しかしながら、そのようになると保証することはできない。

[T+7に18暦日を加える]もしくはその頃またはそれ以降可及的速やかに

元本削減債オプションの前期決済（延期される場合または前期申込期間が延長される場合もしくは早期に終了される場合を除く。）

申込者（大口債権者または小口債権者として）が、前期申込期限の前に申し込む対象証券について、元本削減債オプションを選択する場合、かかる対象証券はまず、消却され、その後、その代わりとして申込者が権利を有する本債券を受領する。必要に応じ、前期決済は7営業日上限とする期間をかけて行われる。この日、または複数の営業日が必要な場合にはこれらの日を「前期決済期日」という。前期決済期日の長さは、申込者が本エクステンジ・オファーで受取る本債券に何ら影響を及ぼさない。

申込者が、その対象証券について元本維持債オプションを選択する場合、当該対象証券に関する決済は、申込者が元本維持債を割当てられるか否かを問わず、または当該申込みが按分比例の対象であるか否かを問わず、たとえ申込者が前期決済期日以前に対象証券を申し込んだとしても、本エクステンジ・オファーの最終決済期日に行われる。

[T+21]午後5時（ニューヨーク市時間）

期間満了（申込期間が延長される場合または早期に終了される場合を除く。）

本書に記載の通りに、アルゼンチンが申込期間を延長するかまたは本エクステンジ・オファーを早期に終了していない場合、申込期間は終了し、本エクステンジ・オファーは終了する。この日の後は、申込者は申込みを行うことはできない。この日を「期間満了日」という。

[T+22]午後3時頃またはそれ以降可及的に速やかに（ニューヨーク市時間）

2013年債発行価格および2005年元本維持債取引価格の算定（延長される場合を除く。）

アルゼンチンは、2013年債発行価格を算定し、交換代理人は、2005年元本維持債取引価格を算定する。

[T+26]午後5時頃またはそれ以降可及的に速やかに（ニューヨーク市時間）

最終発表（延期される場合または申込期間が延長される場合もしくは早期に終了される場合を除く。）

本エクステンジ・オファーを早期に終了させていない限り、アルゼンチンは、最終決済期日（下記に定義される。）に発行される本債券の各シリーズの元本総額および元本維持債オプションを選択する申込者に適用される按分比例についての詳細を含む本エクステンジ・オファーの最終結果を発表する。この期日を、「最終発表日」という。最終発表日は、申込期間が延長される場合を含む何らかの理由をもって、アルゼンチンにより延期される可能性がある。

アルゼンチンはまた、2013年債満期日、2013年債の利払日、2013年債発行価格および2005年元本維持債取引価格ならびに元本維持債オプションに基づく2005年前対象証券または2005年対象証券の交換の際に交付される対価の対象証券の対象金額の確定的算定値（100,000円またはその他の金額当たり）（切捨てがありうる。）を発表する。

[T+21に6週間を加える]頃またはそれ以降可及的に速やかに

最終決済（延期される場合または申込期間が延長される場合もしくは早期に終了される場合を除く。）

(i) 申込者が元本削減債オプションを選択し、期間満了日以前だが前期申込期限より後に申込みを行う、または、
() 申込者が元本維持債オプション（申込者が元本維持債を割当てられるか否かを問わず、または当該申込みが按分比例の対象であるか否かを問わず）を選択し、期間満了日以前に申込みを行う対象証券は、消却され、その代わりとして申込者が権利を有する本債券を受領する。必要に応じ、決済は10営業日を上限とする期間をかけて行われる。この日、または複数の営業日が必要な場合にはこれらの日を「最終決済期日」という。最終決済期日の長さは、申込者が本エクステンジ・オファーで受取る本債券に何ら影響を及ぼさない。

(2) 元本維持債オプションの割当

申込者は、申込者が提供する2005年前対象証券の各シリーズの未償還残存する元本金額の内または2005年対象証券の対象金額の内5,000,000円までに限り元本維持債オプションを選択することができる。この制限を「申込者1人当たりの元本維持債オプション制限」という。どちらの場合でも、申込者の申込みが申込者1人当たりの元本維持債オプション制限を超える場合、当該申込者の元本維持債オプションの選択はかかる超過部分については無効となり、当該申込者はその超過部分については元本削減債オプションを選択したものとみなされることとなる。金融機関またはその他仲介機関が同じ交換申込書にて、2名以上の実質所有者のために対象証券につき申込みを行い、各当該実質所有者が個別に特定可能な場合、申込者1人当たりの元本維持債オプション制限は対象証券につき申込みを行っている各実質所有者に対して個別に適用されることとなる。

アルゼンチンは上限元本金額総額(未定)米ドルまたは適用ある2010年為替レートによるその他の通貨の相当額(以下「元本維持債オプション上限額」という。)までに限り、元本維持債(グローバル・オファリングにおいて発行される他の通貨建の元本維持債も含む。)を発行することができる。元本維持債オプションが選択された(申込者1人当たりの元本維持債オプション制限の適用後)すべての対象証券につき発行されるであろう元本維持債の元本金額の米ドル相当額が元本維持債オプション上限額を超えない場合、アルゼンチンは本エクスチェンジ・オファに従い申込みを行った申込者が選択した元本維持債の総額に等しい金額の元本維持債を発行する。元本維持債オプションが選択された(申込者1人当たりの元本維持債オプション制限の適用後)すべての対象証券につき発行されるであろう元本維持債の元本金額の米ドル相当額が元本維持債オプション上限額を超える場合、アルゼンチンは、元本削減債オプションを有効に選択した申込みを行った申込者間で按分比例方式により、元本維持債オプションを割当てる。これは、元本維持債オプションを選択した対象証券の申込みが按分比例される範囲で、元本削減債オプションに再割当てされる。

申込みを行った申込者間における元本維持債オプションの割当は、申込者1人当たりの元本維持債オプション制限の適用後、グローバル・オファリングに従い提出された元本維持債オプションを選択するすべての申込みに及ぶこととなる。上記の定めに従い元本維持債オプションの割当につきアルゼンチンが行うすべての決定は終局的かつ拘束力あるものとなる。

(3) 最低申込価額および撤回・譲渡の制限

(a) 最低申込金額

対象証券の申込みは、かかる対象証券の要項において定められた最小額面金額(2005年前対象証券においては100万円、2005年対象証券においては1000円)、およびかかる最小額面金額を超える整数倍で行わなければならない。

(b) 撤回・譲渡の制限

- () すべての申込みは取消不可能であり、撤回はできない。ただし、以下を例外とする。
1. アルゼンチンが、本エクスチェンジ・オファの申込期間を30暦日を超えて延長するとき。
 2. アルゼンチンが、米国の証券法またはその他適用される法律により、撤回権を付与することを要求される時。
 3. その他、アルゼンチンが、自己の単独かつ完全な裁量において、撤回権を付与すると決定するとき。

上記いずれの場合も、申込者は申込みを、アルゼンチンが撤回権を付与していると最初に公表した日から10暦日間はその申込みを撤回する権利を有する。

上記の制限に従い、有効に申込みを撤回するためには、申込者は、以下に記載の手続きに従わなければならない。「リスク要因 本エクスチェンジ・オファに関するリスク要因 本エクスチェンジ・オファに参加することのリスク」を参照のこと。

アルゼンチンが、撤回権を付与する場合、申込者または申込者を代理する直接参加者が、申込者が申込みを提出する経路先の証券会社または東京都のアルゼンチン共和国大使館へ撤回通知を提出することにより申込みを撤回することができる。かかる指示を受領次第、証券会社または東京都のアルゼンチン共和国大使館は、直接または下記の準交換代理人を通じて撤回の通知をグローバルの交換代理人へ交付し、これによりグローバル交換代理人は、主決済機構に対し、申込者が撤回を希望する対象証券を遮断指図から解除するように指示する。

申込みの撤回を有効にするために、アルゼンチンが撤回権を付与していると最初に公表(ニュース・サービス(ブルームバーグ・ニュースおよびトムソン・ロイター・ニュースサービス)を通じてのプレス・リリースによる。)した日から10暦日間以内にグローバル交換代理人は、申込者の書面による撤回の通知を受領しなければならない。

申込者が金融機関またはその他仲介機関を経由して対象証券を保有している場合、申込者は当該仲介機関に、当該主決済機構に対する撤回通知の有効な提出を指示しなければならない。

交換申込書はその一部だけを撤回することはできない。

適切に撤回された対象証券はいずれも、本エクスチェンジ・オファアの目的上、有効に申し込まれたとみなされることはない。

申込者の申込みを撤回するのに必要な手続きは、保管機関、直接参加者または決済機構(主決済機構を含む。)の完全な裁量内であるため、アルゼンチンは、かかる当事者がこれらの手続きに従うことを保証することはできない。

- () 本エクスチェンジ・オファアで申し込まれる対象証券は、第三者への譲渡から、本エクスチェンジ・オファアの決済まで「遮断」される。

(4) 交換手続

(a) 交換手続

本債券の申込取扱場所は、東京都所在のアルゼンチン共和国大使館となる。申込者は、提供すべき対象証券の券面および所定の「交換申込書」に署名の上、提出するものとする。交換申込書および対象証券の券面(登録債の場合は、登録内容証明書)が同大使館に到着した時または到着したとみなされる時をもって、本件交換の申込みがなされたものとする。

なお、実際に申込者から券面の提供および当該「交換申込書」の提出を受け付け、申込者に代わり同大使館に送付する事務は、(i)保護預りをしている対象証券については、原則として、対象証券を当初販売し、これに伴いもしくはその後の譲渡に伴い対象証券の保護預りを受けた預け先の仲介証券会社が、上記申込取扱場所(アルゼンチン共和国大使館)の委託を受けて、また、(ii)その後譲渡、保管換え等により対象証券を当初販売した証券会社以外の証券会社が保管している場合または保護預りをしていない対象証券については、同大使館が委託するあるいは自主的に行う証券会社が、それぞれ取扱いを行う。

また、提供すべき2005年前対象証券が登録債である場合は、「交換申込書」に加えて、券面の提出に代えて、所定の登録内容証明書を提出する必要がある。なお、この場合において登録内容証明書の交付事務は、当該登録債の登録機関がこれを行う。その交付手続については当該登録機関または証券会社に相談していただきたい。

上記証券会社は、アルゼンチン共和国大使館から委託を受けまたは自主的に、提出された券面を共和国のために保管することとなる。

上記証券会社においては、「交換申込書」提出事務の他に、各証券会社において口座を有している対象証券の保有名義人に対して目論見書の交付手続を行うとともに、提供を受けた対象証券を交換手続が終了するまで保管する事務を取扱う。登録債となっている対象証券に関しては、登録機関が、登録された住所宛に目論見書を送付する。

本件交換の申込みがなされた後、申込内容の情報は上記証券会社または準交換代理人において割当のために必要な限度で集約され、申込取扱場所である同大使館を通じて共和国に当該情報が伝達される。その後共和国はエクスチェンジ・オファアの割当結果を決定する。

本件交換の申込みがなされた後におけるスケジュールその他の条件については、上記「（１）募集日程」、「（２）元本維持債オプションの割当」、「（３）最低申込価額および撤回・譲渡の制限」に記載されたとおりであるが、本エクスチェンジ・オファーの割当結果は、当該決定および発表があった後速やかに共和国より同大使館からまたは同大使館を通じて上記申込手続の事務を取り扱った証券会社または登録機関に通知され、その後当該証券会社または登録機関から各申込者に通知を行う取扱いがなされる。また、本エクスチェンジ・オファーの早期終了、延長、撤回があった場合も、同様の方法により各申込者に通知を行う取扱いがなされる。

なお、2005年前対象証券について、本件交換の申込内容を共和国に伝達し、あるいは共和国からの割当結果を上記証券会社等に伝達するに際し、（未定）は、準交換代理人として、当該証券会社からの通知を受けて共和国の所定の連絡先に当該申込内容の情報を伝達し、および共和国からの通知を受けて当該証券会社に対して割当結果を伝達する事務を取扱う。2005年対象証券については、関連する各証券会社が、共和国の所定の連絡先に当該申込内容の情報を伝達する。

交換の申込みを行うか否かについての判断については、各投資家の責任において決定すべきである。なお、当該証券会社から各申込者への通知の有無、方法、時期の適切性について共和国が保証をするものではない。上記交換手続に伴うリスクについては、「第5．その他の記載事項 2．リスク要因」を参照のこと。

対象証券が、（i）未償還の支払命令、判決、仲裁判断もしくはその他の当該命令の対象である、または（ii）係争中の行政、訴訟、仲裁またはその他の法的手続の対象である場合、申込者は、当該対象証券を交換しないことに合意したかしないかにかかわらず、申込者または申込者に代わり行為する金融仲介機関は、この事実を開示しなければならない。さらに、申込みの条件として、申込者は、申込みを行う対象証券に関する係争中の行政、判決、仲裁またはその他の法的手続を終結させること、アルゼンチンを申込みを行う対象証券に関するすべての請求から解除および免責すること、申込みを行う対象証券に関してなされたすべての支払命令、判決、仲裁判断またはその他の当該命令を完全に取消し、免責することならびに、アルゼンチンに対するすべての当該支払命令、判決、仲裁判断またはその他の当該命令を執行する権利を放棄することに合意しなければならない。申込者はまた、交換申込書において、とりわけ当該行政、訴訟、仲裁またはその他の法的手続を特定し、アルゼンチンが係争中の手続きを終結させるために要求するすべての追加書類、裁判所への申請または更なる承認を送付し、申込みを行う対象証券についての未償還の支払命令、判決、仲裁判断またはその他の当該命令を取り消し、放免することにも合意しなければならない。これらの特定の手続きおよび合意の詳細については下記（d）を参照のこと。

(b) 2017年グローバル債および2013年債

2017年グローバル債および2013年債の発行および交付は、2005年前対象証券の交換手続に従って行われる。

(c) 対象証券の申込みに関する表明、保証および約束

本エクステンジ・オファーの条件に従い対象証券を申込みにより、実質所有者（以下に定義する。）としての申込者、申込者の保管会社またはその他所有者、および（適用ある場合）申込者に代わり行為する当該直接参加者は、申込みが提出された日、前期申込期限、期間満了日、前期決済期日および最終決済期日の各日に以下のことを取消不能かつ無条件に認識し、表明し、保証しおよび約束するとみなされるものとする。

1. 申込者が本エクステンジ・オファーの目論見書（訂正事項分を含む。）の全体を受領および検討している。
2. かかる本エクステンジ・オファーの目論見書に記載のエクステンジ・オファーの条件に従い、申込者が、申込んだ対象証券の元本総額（および関連する一切の請求）に関してエクステンジ・オファーを受け入れる。
3. エクステンジ・オファーの条件および目的として対象証券が消却される。
4. 交換の効力の発生をもって、申込者は、申込まれたすべての対象証券に関するまたは所有者としての地位の結果生じるすべての請求権におけるおよびかかる請求権に対するすべての権利、権原および利益を消却（申込者が申込んだ対象証券の消却を含む。）するためグローバルの交換代理人または共和国に譲渡および移転する。
5. 交換は、申込まれる対象証券に基づくアルゼンチンによるそのすべての義務、および適用ある場合、申込者が、申込み対象証券に関しアルゼンチンに対して取得したまたは将来取得するかもしれない一切の支払命令、判決、仲裁の裁定またはその他のかかる命令の完全な履行および満足とみなされるものとする。かかる対象証券の消却および交換の後、申込者は、申込者が申込んだ対象証券、または場合によりかかる対象証券から生じるもしくはかかる対象証券に関連するアルゼンチン（アルゼンチンの一切の公的機関または関連会社を含む。）または受託会社もしくは財務代理人に対して取得したまたは将来取得するかもしれない一切の支払命令、判決、仲裁の裁定もしくはその他のかかる対象証券に関連する命令から生じるまたはこれらに関連する契約上その他の権利または法的な請求権を有さないものとする。
6. エクステンジ・オファーの決済の効力の発生をもって、申込者は、アルゼンチン（アルゼンチンの一切の公的機関または関連会社を含む。）、受託会社または財務代理人、および場合によりその代理人、役員、従業員または顧問に対する、申込んだ対象証券に関するすべての権利および請求（本書に記載の通り、本エクステンジ・オファーの条件に準ずる対価に対する権利以外）を放棄する。

7. エクスチェンジ・オファーの決済の効力の発生をもって、申込者は、アルゼンチン（アルゼンチンの一切の公的機関または関連会社を含む。）、場合により対象証券に関する財務代理人および受託会社、ならびに新証券の受託会社およびその代理人、役員、従業員または顧問を、申込者が申込み対象証券から生じるまたはそれらに関連する、申込者が現在または将来的に有するいかなる一切の請求（支払命令、判決、仲裁の裁定もしくはその他のかかる命令またはこれらに関わる執行判決の形態の請求を含む。）からも免除する。ここには明示的に、かかる対象証券に関する既存の、過去のまたは継続中の債務不履行およびそれらの影響から生じるすべての請求（本書に明示的に規定されるもの以外で、申込者の対象証券に関して申込者が元本、未収利息またはその他一切の支払いを受ける権利を有するあらゆる請求など。）が含まれるが、これに限定されない。
8. 申込者は、申込んだすべての対象証券の実質所有者（以下に定義する。）または単数もしくは複数のかかる実質所有者の正式な権限のある代表者であり、申込者の交換申込書および関連する送付状を含むすべての必要書類を提出する完全な能力および権限を有し、自ら申込んだすべての対象証券を申込み、譲渡し、および移転する完全な能力および権限を有する。
9. 申込者の表明、保証および約束に従い授与されたまたは授与されることで合意されたすべての権限および申込者のすべての義務は、（適用法の下で可能な限り）申込者の後任者、譲受人、相続人、執行者、破産管財人および法的代理人を拘束し、申込者の死亡または無能力の影響を受けずその後も変わらず存続するものとする。
10. 申込者は、本エクスチェンジ・オファーへの参加の結果として、適用ある一切の法域の法律の下で申込者に課されるあらゆる税金および類似のまたは関連の支払いにのみ責任を負い、アルゼンチン（またはアルゼンチンの一切の公的機関もしくは関連会社）、グローバル・コーディネーター、インターナショナル・ジョイント・ディーラー・マネージャー、情報取扱代理人、交換代理人、申込み対象証券の受託会社および/または財務代理人、米国 欧州受託者またはかかる税金および支払いに関連するその他一切の者に対し、現在も今後もいかなる償還請求権（償還、補償金またはその他のいずれの方法でも）も有さないことに合意する。
11. 申込者は、適用ある証券法の下で本エクスチェンジ・オファーに参加する法的な資格をもつ者である。
12. 申込者は、申込まれたすべての対象証券について適切かつ譲渡可能な権原を有し、本エクスチェンジ・オファーの決済後、申込まれた対象証券は消却のため、いかなる先取特権、負担、請求、債務、利益、第三者の権利およびいかなる種類の制限もない状態で交換代理人に移転され、申込者はかかる条項を順守する責任のみ有し、アルゼンチンは申込まれた対象証券におけるあらゆる種類の権利または利益を現在有するまたは将来有するかもしれないいかなる第三者に対しても責任を負わないものとする。

13. 申込者は請求に応じて、あらゆる追加資料を作成および提出し、および/またはアルゼンチンまたは交換代理人もしくは準交換代理人（または関連する場合、申込者の保管会社または申込者に代わり行為するその他の所有者もしくは第三者）により、申込まれた対象証券の交換代理人または共和国への消却のための移転を完了するためまたはかかる対象証券を申込みおよび移転する申込者の能力および権限を証明するために必要または望ましいとみなされるかかるその他のことを行う。
14. (a) かかる対象証券ならびに移転および真正のすべての証拠および真正をアルゼンチンに、またはアルゼンチンの命令に応じて示し、(b) かかる対象証券を移転または消却のために提示し、(c) すべての利益を受領し、そうでなければかかる対象証券の実質所有者のすべての権利を行使し、および(d) 申込まれる対象証券の消却後および消却と引き換えに発行される本債券を申込者に代わり受領するため、申込者は、申込むすべての対象証券に関して、申込者の真実かつ合法的な代理人（交換代理人がアルゼンチンの代理人としても行為することを完全に理解している。）として交換代理人またはその後任者（および申込者の保管会社または申込者に代わり行為するその他の所有者もしくは第三者）を選任および任命し、その代替の完全な権限を有する。
15. 申込者は、申込者の真実かつ合法的な代理人として交換代理人またはその後任者（および申込者の保管会社または申込者に代わり行為するその他の所有者）を選任および任命し、かかる代理人に取消不能な指示を出す。これは、交換代理人またはアルゼンチンが指示するその他の者のために、かかる対象証券の交換および消却を目的に、申込まれた対象証券に関連するかかる代理人の意見において必要とみなされるあらゆる形態の移転および他の資料を完成させるおよび作成する指示である。また、代理人の意見におけるかかる形態の移転およびその他の資料および/またはかかる対象証券の登録に関する権利の証明書およびその他資料を提出し、かかるその他すべての資料を作成し、本エクステンジ・オファーの受入れおよび決済ならびにかかる対象証券の消却のためにまたはそれらと関連して、かかる代理人の意見において必要または便宜である可能性のあるかかるその他すべての行為およびことを行う指示でもある。
16. 申込者は申込日以降、申込まれたいかなる対象証券も（またはかかる対象証券に関するいかなる請求、判決もしくは裁定も）売却し、質権を設定し、抵当に入れまたは負担を設定しもしくは譲渡することをせず、売却、質権設定、抵当権設定またはその他の負担の設定もしくは譲渡の意図が無効で効力がないということに合意する。
17. 申込者は、それを通じてかかる証券が保有される決済機構において遮断された（もしなされれば）、申込者が申込んだ対象証券を現在も将来も所有する（または申込者の保管会社もしくは申込者に代わり行為するその他所有者もしくは第三者に保有するよう指示する。）。かかる決済機構の要件に従い、かかる決済機構が設定した期限までに、申込者は、その申込みがかかる決済機構により受領される日以降有効である申込む対象証券の遮断を認めるために必要なすべての措置を講じている。また、消却のためのかかる対象証券の交換代理人への移転の間、申込者はかかる対象証券のいかなる移転も指示または実施できない。

18. 申込者は、消却および決済の促進のため決済機構、かかる対象証券の財務代理人ならびに申込まれている2005年対象証券の受託会社による申込む対象証券のあらゆる移転またはその他の行為を認める。
19. 申込者はその保管会社およびアルゼンチン（またはその法律顧問）に対し、その要請に応じて、適用ある前期申込期限または期間満了日までに（a）申込者が申込む対象証券に関連するアルゼンチンに対する一切の行政、訴訟、仲裁またはその他の法的手続、（b）申込者が申込む対象証券を対象とする、または申込者が申込む対象証券が組み込まれる一切の支払命令、判決、仲裁の裁定またはアルゼンチンに対するかかるその他の命令、および（c）上記（a）もしくは（b）との関連で授与された一切の差押命令、差止命令またはその他の救済命令の完全で、全面的かつ正確な詳細情報を（かかる詳細情報が申込者の交換申込書と合致できるような方法で）提供することに合意する。申込者はまた、提供する情報が真実かつ正確であることを表明および保証し、アルゼンチン（またはその法律顧問）の要請に応じて、あらゆる判決または支払命令、判決、仲裁の裁定もしくはかかるその他の命令を執行するために必要なその他すべての資料の謄本を提供することにも合意する。
20. 申込者が申込んだ対象証券は、アルゼンチン、またはかかる対象証券の受託会社もしくは財務代理人に対する一切の行政、訴訟、仲裁またはその他の法的手続（申込者が申込んだ対象証券に関連する期限が到来した利息、元本またはその他すべての全額の支払いに対する請求または弁護士費用および裁判所手数料の補償として求められる請求を含む。）の対象ではない。ただし、申込者が申込む対象証券がかかる法的手続の対象である限り、（a）申込者は、申込む対象証券の消却および決済（申込者の新証券の引渡しを含む。）が本エクステンジ・オファーの条件に従い発生する場合、およびその限りにおいて、その完全で最終的な和解でかかる法的手続（アルゼンチンがいかなる裁判所手数料も負担しない場合を除き、各当事者が自身の弁護士手数料および費用を負う。）を放棄、取り下げ、撤回および終了することに合意し、弁護士または代理人の契約の一切の権限の終了を含むがこれに限定されない、かかる撤回および取り下げのために必要または適切な措置を直ちに取ることに合意する、（b）申込者は法的手続を確定的に撤回、取り下げおよび終了させるため、アルゼンチン（またはその法律顧問）が一切の資料を、かかる手続きが係属しているまたは支払命令、判決、仲裁の裁定その他命令を発したもしくは承認したあらゆる行政機関、裁判所またはその他の機関に提出することを認める、および（c）申込者は、その完全で最終的な和解で一切の係属中のアルゼンチンに対する行政、訴訟、仲裁その他の法的手続を確定的に撤回、取り下げおよび終了するためアルゼンチンの要請の通り、前期申込期限または期間満了日に続き不当な遅滞なく、すべての追加資料、裁判所の書類またはさらなる許可を申込者の保管会社およびアルゼンチン（またはその法律顧問）に提出することに合意し、これによりその法律顧問が提出することを認める。

21. 申込者が申込む対象証券に関連して、アルゼンチンに対する支払命令、裁判所の判決、仲裁裁判所からの裁定またはその他命令（アルゼンチン（アルゼンチンの一切の公的機関または関連会社を含む。）に期限が到来した利息、元本または申込む対象証券に関連してもしくは弁護士費用および裁判所手数料の補償として求められるその他一切の金額を支払うことを要請する支払命令、判決、仲裁の裁定またはその他命令を含む。）を取得した限りにおいて、（a）申込む対象証券のかかる消却および決済が本エクスチェンジ・オファの条件に従い発生する場合、またその限りにおいて、申込者はこれにより、かかるアルゼンチンもしくはかかる対象証券の受託会社もしくは財務代理人に対する支払命令、判決、仲裁の裁定またはその他命令を執行する権利を取消不能な形で放棄する、（b）支払命令、判決、仲裁の裁定その他命令（もしくは申込者が関係する支払命令、判決、仲裁の裁定その他命令の一部）を完全に撤回、取り下げおよび/または取り消させるため、申込者はこれによりアルゼンチン（またはその法律顧問）が一切の資料をあらゆる行政機関、裁判所または支払命令、判決、仲裁の裁定その他命令を発したまたは承認したその他の機関に提出することを認める、および（c）申込者は、アルゼンチンに対する一切の支払命令、裁判所の判決、仲裁の裁定その他命令（または申込者が関係するかかる支払い命令、判決、仲裁の裁定その他命令の一部）を完全に取り下げおよび取り消すアルゼンチンの要請の通り、前期申込期限または期間満了日（適用ある場合）に続き不当な遅滞なく、すべての適切な資料または裁判所の書類を申込者の保管会社およびアルゼンチン（またはその法律顧問）に自らまたは自らの法律顧問により提出することに合意する。
22. 交換の決済の効力の発生をもって、申込者は、アルゼンチン（またはアルゼンチンの公的機関もしくは関係会社およびその資産もしくはかかる資産を受領する権利）に対してもしくは申込者が申込む対象証券と関連するかかる対象証券の受託会社もしくは財務代理人に対して、裁判所が命じたまたは獲得された、アルゼンチン（アルゼンチンの公的機関もしくは関係会社を含む。）の財産その他の権利に負担を設定する判決前差押え、判決後差押え、執行のための差押えその他の措置（一方的なものまたは自己救済措置を通じたものを含む。）（期限が到来した利息その他の申込者が申込む対象証券と関連して求められる一切の金額および弁護士費用の支払請求に関するものを含む。）により、申込者の利益のため授与されたすべての権利および差押えられたあらゆる資産を取消不能な形で放棄する。また、申込者はアルゼンチンの要請に応じて直ちに、差押えられたまたは負担が設定された一切の資産を解放するために必要である追加的な措置を講じ、またはその他の通知を行うことに合意する。

23. 申込者の申込みの交付により、前述のいずれにも関連して求められる可能性のある追加資料の作成およびさらなる保証の付与を約束するものである。さらに申込者は、アルゼンチン、交換代理人、準交換代理人または証券会社からの要請に応じて直ちに、かかる対象証券がアルゼンチンにより交換される場合、およびその限りにおいて、アルゼンチン（アルゼンチンの公的機関または関連会社を含む。）が、申込者が申込む対象証券に関連するまたは一切の行政、訴訟、仲裁もしくはその他法的手続または支払命令、判決、仲裁の裁定もしくはかかる対象証券に関連するかかるその他の命令に関連する債務を有さないことを確実にするために要請されるまたは依頼される可能性のあるかかる追加措置を講じる、またはかかるその他の通知もしくは情報を提供することに合意する。
24. 申込者が2005年対象証券を申込む場合、申込者はその2005年対象証券における「将来におけるエクステンション・オファーに関する権利」条項にアルゼンチンが完全に準拠してきたことを認め、これに合意する。
25. エクステンション・オファーに従い申込者が受領する一切のGDP連動証券の対価として、（a）申込者はかかるGDP連動証券に関して2009年12月31日までに支払われたすべての支払いを受領した（およびその実際を受領を放棄する）とみなされる、（b）支払われたとみなされるかかる以前の支払いは、GDP連動証券の存続期間にわたり、支払われた通貨の単位ごとに測定される合計支払上限0.48に含めて計算される、および（c）申込者のGDP連動証券は2005年GDP連動証券の支払上限額に達するいかなる年にも期限が到来する。
26. 本エクステンション・オファーの条件は、申込者の交換申込書に組み込まれ、その一部を成すとみなされ、それに応じて読まれ解釈されるものとする。
27. 申込者が保管会社または申込者を代理するその他一切の所有者もしくは第三者を通じてその対象証券を申込んだ場合、申込者はかかる保管会社、所有者または第三者を、本エクステンション・オファーに従い対象証券を申込み、消却のためかかる対象証券を移転するために求められる必要なすべての行為を実行する申込者の真実かつ合法的な代理人として選任および任命している。申込者は、かかる保管会社、所有者または第三者に与えられたいかなる指示および/または代理権も取り消さない。
28. 対象証券と引き換えに申込者が受領する可能性があるいかなる新証券も、主決済機構の共通保管人のノミニーの名義で登録され、かかる共通保管人に預託される。これにより、申込者の証券預託口座に関する契約に従い手数料が増加する可能性がある。

29. 申込者は、対象証券の新証券との潜在的な交換に関してアルゼンチンと契約上の関係を締結する申し出が、その交換申込書に含まれること、また結果としてかかる交換申込書または申込者の保管会社もしくはその他仲介機関に提出される書面に含まれる情報が、かかる本エクステンジ・オファーの決済に関連して求められることがあることを認識する。申込者は、本エクステンジ・オファーの決済および/または本エクステンジ・オファーに関連して与えられる表明、保証および誓約の下での一切の権利行使のために求められる限り、交換代理人がかかる交換申込書および一切の関連する書面に含まれるデータを保管、処理および利用することに合意する。申込者はまた、アルゼンチン、その法律顧問にその身元を開示し、一切の交換申込書を提出するよう、その保管会社または申込者に代わり行為するその他所有者に取消不能な形で指示することに合意する。
30. アルゼンチン、グローバル・コーディネーター、インターナショナル・ジョイント・ディーラー・マネージャー、交換代理人およびその他の人は前述の承認、表明、保証および合意の真実性および正確性に依拠し、申込者が対象証券の申込みにより行ったとみなされる承認、表明、保証および合意のいずれかがもはや正確でない場合、申込者は直ちにアルゼンチンに通知し、アルゼンチンの単独の裁量により、対象証券の申込みを撤回するまたはこれを是正する。
31. 申込者の申込みに関連する交換申込書の提出は、申込者の保管会社または申込者に代わり行為するその他の保有者もしくは第三者の排他的な責任にあたる。申込者はさらに、主決済機構を通じた申込み対象証券の提出におけるいかなる失敗もしくは過誤または提出の遅滞、本エクステンジ・オファーの申込手続きを有効に完了するため必要なまたは望ましいその他一切の措置または手続の実行の失敗もしくは実行の遅滞に関してアルゼンチンが責任を負わないことを承認する。
32. 申込者が申込んだ対象証券の対価は、本書に記載の申込手続に従い、申込者の保管会社が直接または間接的に主決済機構に保有する口座に記入される。
33. 申込者は、本書に記載の条件に従い、その保管会社または申込者に代わり行為するその他の保有者もしくは第三者に、申込み対象証券の消却のため交換代理人に移転するよう指示する。または、エクステンジ・オファーの条件に従い、申込み対象証券がアルゼンチンに受諾されない場合、申込者はその保管会社または申込者に代わり行為するその他の保有者もしくは第三者にかかる対象証券を解放し、申込者に返却するよう指示する。
34. 申込者によるまたは申込者に関する上記の表明、保証および約束のいずれかが無効、違法または法的拘束力がないものになる場合、申込者によるまたは申込者に関する残存する表明、保証および約束に関する有効性、違法性または履行不可能性ならびにその他すべての申込者によるまたはその他すべての申込者に関する表明、保証および約束は、それにより影響を受けることなく、棄損されることもその他妨げられることもない。

(d) 未決の判決または係属中の法的手続きの目的とされた対象証券のための特別の手続き

申込者の対象証券が(i)アルゼンチンに対する未決の支払命令、判決、仲裁判断またはかかるその他の命令の対象である場合、または(ii)アルゼンチンに対する係属中の行政、訴訟、仲裁またはその他の法的手続きの対象である場合、申込者がそれらの対象証券につき取引しないことを合意したか否かにかかわらず、申込者または申込者を代理する仲介金融機関は、当該事実を開示しなければならない。さらに、提供による申込みの前提として、申込者の申し込む対象証券に関するアルゼンチンに対する行政、訴訟、仲裁またはその他の法的手続きを終了し、申込者の申し込む対象証券に関するすべての請求からアルゼンチンを解放し、申込者の申し込む対象証券に関してアルゼンチンに対して取得されたいかなる支払命令、判決、仲裁判断またはかかるその他の命令もすべて失効させ、アルゼンチンに対するいかなる支払命令、判決、仲裁判断またはかかるその他の命令を失効する権利を放棄することに同意しなければならない。また申込者は、当該アルゼンチンに対する行政、訴訟、仲裁またはその他の法的手続きを特定するとともに、申込者の申し込む対象証券に関するいかなる係属中の手続きも終了させおよびいかなる未決の支払命令、判決、仲裁判断またはかかるその他の命令を失効させるためにアルゼンチンが要求するすべての追加的な書類、裁判所への提出書類またはさらなる許可を交付しなければならない。これらの特別な手続きおよび同意については、上記(c)「対象証券の申込みに関する表明、保証および約束」を参照のこと。

加えて、もし申込者の対象証券が「遮断指図」(blocking instruction)その他の譲渡制限の対象である場合は、申込者は、それらの対象証券を有効に提供して申し込むために、「遮断指図」その他の譲渡制限を解除するための特別な手続きを取る必要がある。なぜなら対象証券を提供し、譲渡し、移転する完全な能力と権限を持っている場合にのみ、有効に対象証券を提供し申し込むことができるからである。これらの特別の手続きにより、余分に時間が必要となる可能性がある。

引受けの契約の内容

本エクステンジ・オファーに関し、引受人は置かれない。

ただし、グローバル・オフリングにおけるインターナショナル・ジョイントディーラー・マネージャーは、以下のものである。

インターナショナル・ジョイント・ディーラー・マネージャー	
名称	所在地
パークレイズ・キャピタル (グローバル・コーディネーター)	745 Seventh Avenue New York, New York 10019 United States
シティグループ・グローバル・マーケッツ・インク	390 Greenwich Street, 4th Floor New York, New York 10013 United States
ドイチェ・バンク・セキュリティーズ・インク	60 Wall Street New York, New York 10005 United States

債券の管理会社

2017年グローバル債および2013年債に関する受託会社（以下「受託会社」という。）は、以下のとおりである。

受託会社	
名称	所在地
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	101 Barclay Street Floor 21 West Corporate Trust Administration New York, New York 10286

元本削減債および元本維持債（GDP連動証券を含む。）については、債券の管理会社は設置されない。なお、これに伴うリスクについては、「第5 . その他の記載事項 2 . リスク要因」を参照のこと。

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（「グローバル交換代理人」ということがある。）は、アメリカ合衆国等における同時募集における交換代理人である。

振替機関・登録機関

該当なし

財務上の特約

担保提供制限（GDP連動証券には該当なし）

「6．担保又は保証に関する事項」を参照。

取得格付

格付は取得していない。

元本削減債および元本維持債ならびにGDP連動証券

3【利息支払の方法】

元本削減債

元本削減債は、1年を1か月30日の12か月からなる360日とする日割計算に基づき、2009年12月31日（当日を含む。）から、2033年12月31日（当日を含まない。）まで、年率4.33%により利息が発生し、（以下に記される場合を除き）半年ごとに後払いされる。

2013年12月31日より前に発生した利息の一部は現金で支払われ、一部は元本に組入れられる。すなわち関連する支払日において、元本に組入れられた利息の一部は現金で支払われる代わりに元本削減債の元本金額に追加され、将来の利息の計算は、この調整後の元本金額に基づいて行われる。以下の表は、現金による支払いおよび元本組入の割合を反映した、元本削減債の利息の年率を示したものである。

開始日 (当日を含む。)	終了日 (当日を含まない。)	現金	元本組入
2009年12月31日	2013年12月31日	3.02%	1.32%
2013年12月31日	2033年12月31日	4.33%	0.00%

元本削減債の利払日は、2010年6月30日に開始し、毎年6月30日および12月31日とする。ただし、いかなる理由であれ、決済が2010年6月30日より後に延期される場合、初回利払日において現金により支払われる利息は、当該日ではなく2010年6月30日および前期決済期日または最終決済期日（適用ある場合）のいずれか遅い日に支払われる。適用ある場合、2010年6月30日および前期決済期日または最終決済期日（適用ある場合）のいずれか遅い日の後の初回利払日において現金により支払われる利息および元本に組入れられる利息は、2010年6月30日（当日を含む。）からかかる利払日（当日を含まない。）までに発生した利息により構成される。

元本維持債

元本維持債は、1年を1か月30日の12か月からなる360日とする日割計算に基づき、2009年9月30日（当日を含む。）から、2038年12月31日（当日を含まない。）まで、以下の年率により利息が発生し、半年ごとに後払いされる。

開始日 (当日を含む。)	終了日 (当日を含まない。)	
2009年9月30日	2019年3月31日	0.45%
2019年3月31日	2029年3月31日	0.67%
2029年3月31日	2038年12月31日	0.94%

元本維持債の利払日は、毎年3月31日および9月30日ならびに2038年12月31日とする。2009年9月30日(当日を含む。)から2010年3月31日(当日を含まない。)までに元本維持債について発生した利息は、最終決済期日において、現金により支払われるものとする。最終決済期日の後の初回利払日における支払いは、2010年3月31日(当日を含む。)からかかる利払日(当日を含まない。)までに発生した利息により構成される。元本維持債のすべての利息は、各利払日に現金にて支払われる。

4【償還の方法】

元本削減債

- (1) アルゼンチンは、2024年6月30日に開始し、毎年6月30日および12月31日に、元本削減債の元本支払いを半年ごと20回の均等分割で行う。半年ごと20回の均等分割支払いには、初回の分割償還日より前に元本に組入れられた金額が含まれる。元本削減債についての利息の一部は、元本に組入れられるので、元本削減債の元本金額は、時間と共に変動する。

元本維持債

- (1) 元本維持債は、半年ごと20回の均等分割にて元本が支払われる。アルゼンチンは、最初の19回の支払いを2029年9月30日に開始し、毎年3月31日および9月30日に支払い、最終の支払いを2038年12月31日に行う。

元本削減債および元本維持債

- (2) 元本削減債または元本維持債には、本エクスチェンジ・オファーの終了後から2014年12月31日までに、以下に述べられる場合を除き、アルゼンチンが自主的に、本エクスチェンジ・オファーに基づき提供されず受諾もされなかった2005年前対象証券(本エクスチェンジ・オファーと実質的に同じまたは本エクスチェンジ・オファーよりも優遇的でない条件によるオファーを除く。)の買取もしくは交換の申出をするまたは修正の承諾を勧誘する場合、アルゼンチンは、元本削減債または元本維持債の各申込者が、かかる申出の公表から少なくとも30暦日の間、かかる申込者の元本削減債または元本維持債を(適用ある場合)、

- (i) かかる買取もしくは交換の申出に関し受領することのできる現金その他による対価
- (ii) かかる修正の手続きの結果として生ずる条件と実質的に同一の条件を有する証券

と交換する権利を得るために必要なすべての措置(必要な届出を行うことを含む。)を講じることに同意するという誓約が含まれる。

それぞれ、買取の申出、交換の申出または修正の手続きの条項および条件に基づく。この目的上、かかる元本削減債または元本維持債は、あたかも下記の条件の対象証券であるかのように扱われる。

- (i) 当該元本削減債または元本維持債と同じ通貨建
- (ii) 本エクスチェンジ・オファー(本エクスチェンジ・オファーにおいて適用される関連する交換比率の逆数を用いることにより決定される。)に従い、当該元本削減債または元本維持債と当初、交換されていたであろう対象証券の対象金額に等しい対象金額

かかる買取、交換または修正の手続きに参加するためには、元本削減債または元本維持債の保有者は、2017年グローバル債または2013年債をそれぞれ、保有者が申し込む元本削減債または元本維持債の元本金額と共に、当初発行される2017年グローバル債または2013年債の元本金額に等しい元本金額にて払戻すことが必要である。さらに、当該申込保有者は、当該元本削減債または元本維持債との交換により提供される対象証券の対象金額に等しい想定元本にてGDP連動証券を払戻すまたは、活発な取引市場および流通市場相場が、GDP連動証券について存在する場合に限り、かかる将来の取引の発表よりも少なくとも1か月前である市場監視日に算定されるGDP連動証券の金額の市場価格に等しい金額をアルゼンチンに現金にて支払うことが必要である。この目的上、「市場監視日」とは、受託会社がGDP連動証券の市場価格を算定する各月の最終日のことである。

元本削減債または元本維持債に関して払戻しが必要となるGDP連動証券の想定元本は、本エクスチェンジ・オファーにおいて適用される当該元本削減債または元本維持債に対応する交換比率の逆数を用いることによって決定できる。

- (3) 本債券は、満期前償還ができず(しかしながら、元本削減債および元本維持債は、最終満期より前に分割償還を行うことができ、GDP連動証券は、下記に記載の通り、早期に満期を迎える可能性がある。)、減債基金の利益を享受することはできない。
- (4) 共和国は、市場またはその他において、いつでも本債券を買取ることができ、満期を迎えていないすべての利札と共に買取りを行ったいずれの本債券の債券も消却を行うことができる。
- (5) 元本の支払いについては、下記の「5. 元金支払場所」を参照のこと。

5【元金支払場所】

本債券の元金金は、CRYL(注1)またはCRYLに口座を有するCaja de Valores(注2)を通じて支払われる。共和国はその時々に応じて元金支払事務取扱者を任命し、その指定を変更することができる。かかる場合、共和国は「11 公告の方法」に従い本債権者に対しその旨を事前に公告する。

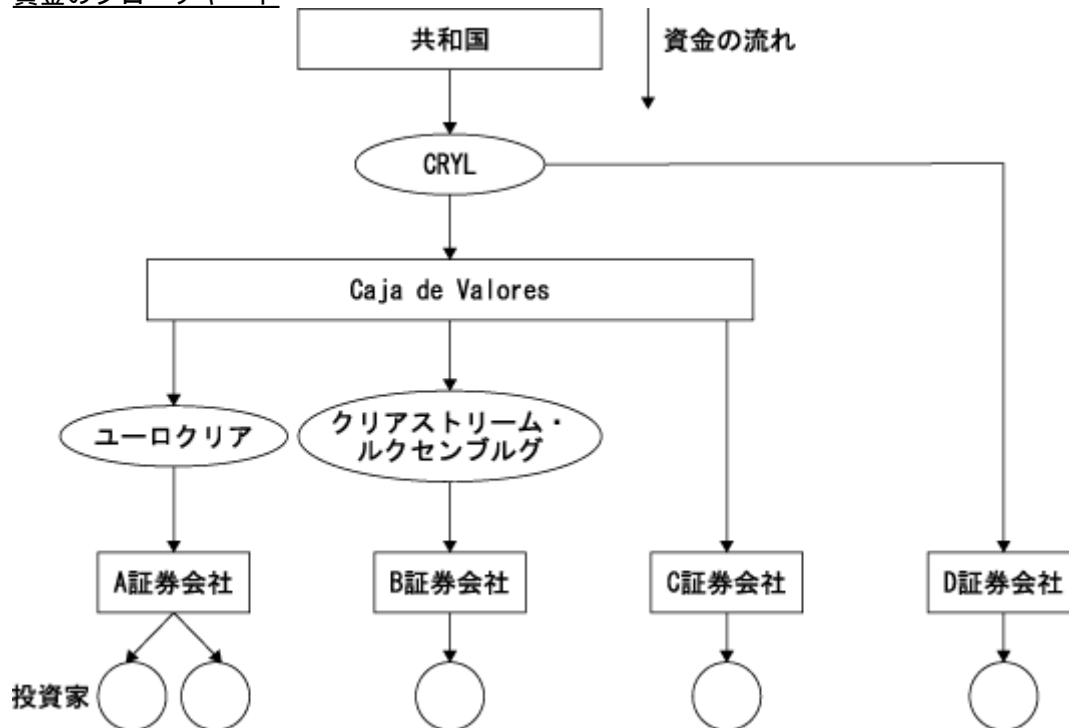
本債券の元金およびGDP連動証券に基づく金員は、各支払期日の15暦日前の日の営業終了時に登録されている本債券の債券、利札またはGDP連動証券の申込者に対して支払われる(注3)。

(注1) CRYLはアルゼンチン国債等の預託等を扱う共和国中央銀行の機関であって、1996年に設立された証券決済機構である。

(注2) Caja de ValoresはCRYLを除く、共和国における唯一の公認の証券決済機構である。

(注3) 本債券は当初CRYL名義で登録され、各投資家はCRYL、CRYLに口座を有するCaja de Valores、Caja de Valoresに口座を有するユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクのいずれかに参加している金融機関等を通じての間接的申込者となる。これらの支払いに関する資金の流れは、概要、下図の通りとなる。なお、これに伴うリスクについては、「第5. その他の記載事項 - 2. リスク要因」を参照のこと。

資金のフローチャート



注：上記証券会社は、本債券を預託している証券会社を指す。

6【担保又は保証に関する事項】

本債券は、アルゼンチンの直接、無条件、無担保および非劣後の債務であり、互いに同順位であり優劣の差がなく、発行日の順序または支払通貨その他による互いの優劣の差なく、少なくともアルゼンチンのその他の現在および将来にわたる無担保および非劣後の対外債務と常に同等である。

共和国は、下記段落に定める例外を除いて、本債券、利札またはGDP連動証券が未払いである限り、共和国の公的対外債務(以下に定義される。)を担保するために共和国の資産もしくは収入の全部もしくは一部に対して先取特権、質権、抵当権、担保権、信託証券、負担またはその他の実質的に担保権を構成する効果を有する負担もしくは優先的な取扱いを認める取決め(以下「担保権」という。)を創設せず、またその存続を認めない。ただし本債券、利札およびGDP連動証券に基づく共和国の債務が、それらの取得時またはそれ以前にかかる担保権と同等かつ同順位の比率をもって担保される場合はこの限りでない。

本節の上記の段落に基づく共和国の義務は以下に適用される。

- (イ) 財産取得のための資金を調達する目的で共和国が負った公的対外債務を担保するために当該財産上に設定される担保権および当該担保権の更新または延長(ただし、当該担保権は当初担保に付された財産に限定され、かつ当初に担保された資金調達に係る債務の更新または延長を担保する場合に限る。)
- (ロ) 財産取得時に共和国の公的対外債務を担保するために当該財産上に存在している担保権および当該担保権の更新または延長(ただし、当該担保権は当初担保に付された財産に限定され、かつ当初に担保された資金調達に係る債務の更新または延長を担保する場合に限る。)
- (ハ) 1992年6月23日付書簡を付して国際銀行協会に送付したアルゼンチン共和国1992年6月23日付1992年資金調達プランにより企図された取引およびそのための書面化作業に関連して設定される担保権(同プランに基づき発行された資産担保証券(以下「関連額面発行および割引発行債券」という。))に基づく債務を担保する担保権および関連額面発行および割引発行債券と同等かつ同順位の比率で担保されることが要求される範囲で本債券発行日付現在未償還の債務を担保する担保権を含む。)
- (ニ) 本債券の発行日に存在する担保権。
- (ホ) 関連額面発行および割引発行債券の引渡しもしくは消却に基づき発行された共和国の公的対外債務、または1992年6月23日現在の未償還債務の元本額を担保する担保権。ただし、いずれの場合も当該担保権が当該公的対外債務を担保するために関連額面発行および割引発行債券に準じて設定される場合に限る。
- (ヘ) 関連額面発行および割引発行債券に付される担保権。
- (ト) プロジェクトの取得、建設もしくは開発費用の全部または一部の資金を調達するために発生する公的対外債務を担保する担保権。ただし、(a)当該公的対外債務の債権者がその支払いもしくは返済の主たる財源を当該プロジェクトの資産および収入に限定する旨明示的に合意し、(b)当該担保権が付される財産がかかる資産および収入のみからなる場合に限る。

本節の目的上、

「対外債務」とは、共和国の法定通貨以外の通貨で、表示され、支払われまたは所持人の選択により支払われる借入金債務またはボンド、ディベンチャー、ノートまたはその他類似の証券によって証される債務(本債券を除く。)を意味する(ただし、国内外貨建債務は対外債務を構成しない。)

「履行公的対外債務」とは、2005年6月2日以降に発行された「公的対外債務」を意味する。

「公的対外債務」とは、()証券市場での公募債または私募債、()ボンド、ノートまたはその他の証券の形式によるかもしくはそれらが表章する債務またはそれらの債務を対象とする保証、および()証券取引所、自動売買システム、店頭取引市場またはその他の証券市場で値が付けられ、上場され、または取引されているまたは発行時にそれらが企図されている共和国のまたは(場合により)共和国により保証されている対外債務(1933年アメリカ合衆国証券法の規則144A(または同様の効果を有する承継法および規則))に基づき転売可能な証券を含むが、これは上記の一般性に何ら影響を与えない。)を意味する。

「国内外貨建債務」とは(1) アルゼンチン法に従いペソ建てに変更しない範囲で、これにより国内債務に転換された以下の債務(イ)命令第1527/91号および命令第1730/91号に基づいて発行された財務局証券(Bonos del Tesoro)、(ロ)法律第23,982号および命令第2140/91号に基づき発行された長期債券(Bonos de Consolidación)、(ハ)法律第23,982号および命令第2140/91号に基づき発行された負債性長期債券(Bonos de Consolidación de Deudas Previsionales)、(ニ)命令第211/92号および命令第526/92号に基づき発行された期間10年財務局証券(Bonos de la Tesorería a 10 Años de Plazo)、(ホ)命令第52/92号および命令第526/92号に基づき発行された鉄道債券(Ferrobonos)、(ヘ)命令第2284/92号および命令第54/93号に基づき発行された期間16年石油天然ガス長期債券(Bonos de Consolidación de Regalías Hidrocarbúricas a 16 Años de Plazo)、(ト)アルゼンチンの年度予算法に基づき発行された米ドル建財務局短期証券(Letras de Tesorería en Dólares Estadounidenses)(法律第24,156号および命令第340/96号に基づき発行された財務局短期証券(Letras de Tesorería)を含む。)、(チ)法律第24,411号および命令第726/97号に基づき発行された長期債券(Bonos de Consolidación)、(リ)1972年6月15日施行の法律第19,686号に基づき発行されたアルゼンチン共和国対外債務(Bonos Externos de la República Argentina)、(ヌ)法律第24,156号および命令第340/96号に基づき発行された米ドル建財務局中期証券(Bonos del Tesoro a Mediano Plazo en Dólares Estadounidenses)、(ル)命令第905/2002号、命令1836/2002号および命令739/2003号に基づき発行された米ドル建国債(Bonos del Gobierno Nacional en Dólares Estadounidenses)(ヲ)財務長官決議第240/2005号および第85/2005号に基づき発行された米ドル建国債(Bonos del Gobierno Nacional en Dólares Estadounidenses)、(ワ)財務長官決議第88/2006号および第18/2006号に基づき発行された米ドル建アルゼンチン国債(Bonos de la Nación Argentina en Dólares Estadounidenses)(力)財務長官決議第230/2006号および第64/2006号に基づき発行された米ドル建アルゼンチン国債(Bonos de la Nación Argentina en Dólares Estadounidenses)および(ヨ)財務長官決議第100/2007号および第24/2007号に基づき発行された米ドル建アルゼンチン国債(Bonos de la Nación Argentina en Dólares Estadounidenses)(2)上記の(1)に記載の債券に関し交換または代替発行された債務ならびに(3)発行条件により、または所持人の選択によりアルゼンチンの法定通貨以外の通貨で支払われるその他の債務で(イ)アルゼンチン内でのみ募集され、または(ロ)アルゼンチンの法定通貨で支払われる債務の支払い、交換、代替、弁済または借換えのために発行された債務を意味する。

7【債券の管理会社の職務】

本債券については債券の管理会社は設置されない。(なお、これに伴うリスクについては、第5 2. リスク要因」を参照のこと。)

8【債権者集会に関する事項】

本債券の未償還額面総額の10分の1以上にあたる本債券を保有する本債権者が共同または単独で本債券の債券を日本国における供託所またはアルゼンチン共和国大使館もしくは共和国が指定するその他の場所に供託もしくは預託したうえ、書面による請求をアルゼンチン共和国大使館に対し行うとき、または共和国が必要と認めるときは、共和国は本債権者の権利に重大な影響を及ぼす可能性がある事項(債券の要項の修正を含む。ただし、かかるいかなる修正も、これが本債券に基づく本債権者の権利放棄の場合を除き、共和国の承認を要する。)を議題とする債権者集会の招集を行う。この場合共和国は、当該債権者集会の招集公告を、開催日の21日前までに行う。

本債権者本人またはその代理人は、債権者集会に出席することができる。共和国は、その代表者を当該集会に出席させ、意見を述べることができる。本人またはその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、共和国が定めるところに従い書面をもって議決権を行使することができる。当該集会において、各本債権者は、その有する本債券の当初額面金額1,000円ごとに1個の議決権を有する。ただし、当該集会の開催日の7日前までに当該本債券の債券を日本国における供託所またはアルゼンチン共和国大使館もしくは共和国が指定するその他の場所に供託もしくは預託しなければならない。

法律により許される範囲で、当該集会の決議は出席した本債権者の議決権の過半数（以下「普通決議」という。）をもってこれをなす。ただし、未償還の本債券全部につきなされる支払いの猶予、不履行によって生じた責任の免除または和解およびその他の訴訟行為（破産、会社更生およびその他の類似の手続を含む。）ならびに本債権者の権利に重要な影響を及ぼす可能性のある期限の利益喪失事由以外の事項に関する決議については、本債券未償還額面総額の2分の1を超える本債券を保有し、かつ上記のとおり本債券の債券を供託もしくは預託した本債権者が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもってこれをなす。かかる決議は、すべての本債権者に対し、当該集会に出席したか否かを問わず、効力を有し、その執行は債権者集会が選任した代表者がこれにあたる。

本節の規定の適用に関して、（ ）代理人によりまたは書面をもって議決権を行使した本債権者は、当該集会に出席し、議決権を行使したものとみなされ、（ ）共和国の保有する本債券はこれを除外し、未償還債券でないものとみなす。

本節の手續に要する一切の費用は、共和国の負担とする。

9【課税上の取扱い】

(1) アルゼンチン共和国の租税

(イ) 共和国の現行法令の下では、本債券または関連利札（GDP連動証券を含む。）の所持人が共和国の非居住者たる個人または共和国内で設立されておらず、かつ共和国内に恒久的施設を有さない法人である場合、当該所持人に対する債券の元本または利息の支払い（GDP連動証券に基づく支払いを含む。）には共和国の租税は課せられず、またこの者への支払いに対し共和国の租税の源泉徴収は要求されない。さらに、債券の売却または交換から得る利益に対し、その所持人は共和国の所得税を課せられない。

アルゼンチン個人資産税法修正法に基づき、共和国内外に居住する個人および共和国外に住所を置く一定の法人は、課税年度の12月31日現在有している資産（有価証券を含む。）価額の0.5%の割合で、当該資産に対し課税（以下「個人資産税」という。）される。ただし共和国外に居住する個人および一定の法人の場合は、共和国内に存在する資産についてのみ個人資産税が適用される。この課税目的上、債券は共和国内に存在する資産とみなされる。

(ロ) 共和国による本債券および利札に関する元利金の支払い、ならびにGDP連動証券に基づく支払いは、すべて、共和国によりもしくは共和国内で、または共和国におけるもしくは共和国の税務当局により賦課、徴収、取立または源泉徴収が行われる現在または将来の租税、負担金、賦課金その他の公租公課（以下「租税」と総称する。）を、その性質の如何を問わず、負担することなく、また源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除が法律によって要求される場合はこの限りではない。かかる場合、共和国は、本債権者、（場合により）利札の所持人（以下「利札所持人」という。）またはGDP連動証券の所持人（以下「GDP連動証券所持人」という。）がかかる源泉徴収または控除を要求されなければ受領することになっていた金額と等しい金額（GDP連動証券の場合は、追加額はアルゼンチンペソ建てで計算した金額）を受領することとなるよう追加額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、下記の場合には本債券、利札またはGDP連動証券に関してかかる追加額は支払われない。

() 本債権者、利札所持人またはGDP連動証券所持人（またはそれらの代理人たる第三者）が本債券、利札またはGDP連動証券の単なる保有以外に共和国と関連を有することを理由として、かかる本債券、利札またはGDP連動証券に関し当該租税を支払う義務を負う場合。

() 関連日から30日以上経過した後本債券、利札またはGDP連動証券の支払いのために呈示された場合。ただし、本債権者、利札所持人またはGDP連動証券所持人がかかる30日間の最終日に支払いのために呈示すれば受領できることになっていた追加額についてはこの限りではない。

本書において「関連日」とは、本債券、利札またはGDP連動証券に関する支払期限が最初に到来した日をいうものとするが、もし支払うべき金額の全額が当該支払期日に支払われない場合には、共和国が、「12 その他 - (2)」に従い、支払いが可能となった旨の公告を適法になした日を意味する。

債券の要項において、元金または利息（GDP連動証券に関する支払いを含む。）には、本節に従い元金または利息（GDP連動証券に関する支払いを含む。）に関しそれぞれ支払われるべき追加額を含むものとみなされる。

(2) 日本国の租税

以下における日本国の租税の説明はあくまで一般的なものであり、具体的な税務取扱いについてはご自分の税務顧問とご相談されることをお勧めする。

日本国の租税に関する現行法令上、日本国の居住者および内国法人が支払いを受ける本債券の利息および本債券の償還により支払いを受ける金額が本債券の発行価額を超える場合の差額（以下本第（2）項においては「償還差益」と言う。）は、日本国の租税に関する現行法令の定めるとことにより一般的に課税対象となる。この場合に為替差損益が発生したときは、その受取人が法人である場合には益金又は損金となり、個人である場合には為替差益は雑所得となり、為替差損は他の雑所得と相殺することができる。

本債券の譲渡によって生ずる所得については、その譲渡人が法人である場合には益金となるが、個人である場合には一定の場合を除いて日本国の租税は課せられない。譲渡により為替差損益が発生した場合には、その譲渡人が法人である場合には益金又は損金となり、個人である場合には債券の譲渡所得に含めて計算することとなるが、上記の通り個人の債券の譲渡益は一定の場合を除いて日本国の租税は課せられない。

一般に利息の元本組入れは、日本国における課税目的上、利息の受領および元金への再投資とみなされる。従って、利息収入は課税対象所得として認識されることとなる。

日本国の非居住者および外国法人が支払いを受ける本債券の利息および償還差益には、原則として日本国の租税は課せられない。なお、日本国の非居住者および外国法人が本債券を日本国内において譲渡したことによる生ずる所得については、譲渡人が日本国内に恒久的施設を有する非居住者または外国法人である場合を除いて、原則として日本国の租税は課せられない。かかる非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

日本国における課税目的上、GDP連動証券に関しては特定の課税規定は存在しない。したがって、GDP連動証券の日本国における課税上の取扱いに関しては不確実性が残る。日本国における課税上の取扱はご自分の税務顧問とご相談されることを強くお勧めする。

日本国における課税目的上、交換は、特別な例外的取扱いが利用可能でない限り、一種の譲渡取引とみなされる。本件の交換についての例外的取扱は設けられていないため、本件で予定されている交換取引は、日本国における課税目的上、一種の譲渡取引とみなされることとなる。譲渡取引においては、日本国における課税目的上原則として譲渡損益が認識される。しかしながら、日本国の個人納税者により所持されている債券の場合は、下記のとおり所得税の取扱い上何ら損益は認識されない。

本債券譲渡に関する日本国の税効果は、所持人の課税上の地位により異なる。

本債権者が日本国の「個人」居住者である場合、交換債券に経済的な意味での譲渡損失（すなわち、新債券の取得経費と旧債券の課税ベースとの間の差異）があっても、日本国の所得税上何ら譲渡損失を認識/利用することはできない。この取扱は、本債券の譲渡に関する譲渡所得が日本国の所得税の対象とされないとする取扱いと首尾一貫的な取扱いである。

対照的に、本債権者が日本国の法人税を課される日本「法人」である場合、譲渡損失があれば、その法人は法人税法上その損失を損金として控除することができる。日本国における法人納税者の場合、本債券に関する譲渡所得は、もしあれば、法人税の対象となる。他方、本債権者が財団法人等の非課税法人である場合、（非営利義務のために使用される財産に関する）損金を認識し法人税債務を減少させることができるか否かには疑問が残る。なぜならば、かかる非課税法人は通常その非営利業務に関し、日本国の法人税がそもそも非課税となっているためである。

10【準拠法および管轄裁判所】

共和国による本債券の発行に関する授權を除き、本債券、本債券の債券、利札およびGDP連動証券の様式および内容、ならびにそれらに基づく本債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、すべて日本法に準拠する。

債券の要項において別段の定めがある場合を除き、本債券に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

共和国は本債券、本債券の債券、利札、GDP連動証券または債券の要項に関して生じる共和国に対する訴訟または手続に関して、東京地方裁判所、ブエノスアイレス市所在の連邦裁判所およびこれらの上級裁判所の非専属管轄権に、取消不能の形で服する。共和国はかかる訴訟または手続の維持に対して、不利な管轄地であるとの抗弁、および管轄地、住所または所在地を根拠とするかどうかにかかわらず、当該訴訟または手続に対する現在または将来における異議を、(最大限可能な限度において)取消不能の形で放棄する。共和国は、上記裁判所における当該訴訟または手続に対する最終的な判決が拘束力を有し、当該判決に対する訴えの提起または法律に定めるその他の方法により、他の法域で執行できることに同意する。

共和国が現在または将来において、共和国自身またはその収益、資産もしくは財産に関して、裁判権または法的手続(送達または通知によるかどうかを問わず、判決に先立つ差押え、強制執行のための差押え、強制執行その他かどうかにかかわらず。)からの免除(主権免除その他を問わない。)を取得する限度において、共和国は適用ある法律に基づき認められる範囲内で、債券の要項に基づく債務に関して、上記の免除を、取消不能の形で放棄する。上記にかかわらず、()兌換法第6条に従い、自由に交換可能な準備金を構成する資産、()共和国民法第2337条および第2340条の規定の範囲内の共和国の領土に所在する公的財産、()重要な公共サービスに直接利用されている共和国の領土に所在する財産、および()法律第11,672号恒久的補足予算法(Ley Complementaria Permanente de Presupuesto (T. O. 1999))(以下「補足予算法」という。)第67条(同条には、1999年度およびその後の予算の執行に関して、アルゼンチン政府および政府機関の調達資金等、一切の資金、資産その他の財源(現金、銀行預金、有価証券、第三者の債務その他の支払手段の形態によるかどうかを問わない。)が差押えを免除されており、その譲渡性に影響を及ぼし得る一切の司法手続に服さないことが規定されている。)および補足予算法第68条(同条には司法手続に従い支払われる金銭は国家予算の歳出の中から支払われなければならないことが規定されている。)の対象となる財産に関して、アルゼンチン裁判所は判決に先立つ差押えまたは強制執行のための差押えを認めない。

共和国は、本債券、本債券の債券、利札、GDP連動証券または債券の要項に帰因し、またはこれらに関して日本国において提起されることのある一切の訴訟につき、共和国の権限ある訴状その他の裁判上の書類の受取人として日本国東京都所在の弁護士黒丸博善を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受けるべき場所として現在日本国〒100-0004東京都千代田区永田町二丁目13番10号ブルデンシャルタワー所在の東京青山・青木・狛法律事務所のその時々住所を指定する。共和国は、未償還の本債券が存する限りいつでも、当該指名および指定が完全な効力を有し、それが継続するのに必要な一切の行為(一切の書類および証書の作成および提出を含む。)をなすことに同意する。かかる受取人が何らかの理由により共和国のかかる権限ある受取人として行為し続けることが不可能な場合はいつでも、前記の共和国の義務はかかる事態により効力を失わず、共和国は直ちに日本国東京都に所在する後任の権限あるかかる受取人を指名し、かつ当該指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。共和国は、かかる後任の受取人を指名した旨を本債権者に対し公告する。

本節の規定は、本債権者が、共和国に対し、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴えを提起する権利またはその他法律により認められている方法で送達を行う権利に影響を与えない。

11【公告の方法】

本債券(GDP連動証券を含む。)に関する一切の公告は、(可能な場合には)日本国の官報ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日報に各1回これを行う。本債権者各人に対する直接の通知はこれを要しない。

12【その他】

- (1) 本債券に基づく期限の利益喪失事由(以下「期限の利益喪失事由」という。)とは、以下の各事由である。
- (イ) 不払い：共和国がいずれかの本債券(GDP連動証券に基づく支払いを含む。)の利息または元金の支払いを支払期日に懈怠し、かかる懈怠が30日間継続している場合。
 - (ロ) その他の義務の不履行：共和国が債券の要項に規定するその他の義務の履行または遵守を懈怠し、かかる懈怠が治癒不能であるか、または各本債権者が共和国に対し当該懈怠を書面により通知した後90日以内に治癒されない場合。

- (ハ) クロス・デフォルト：元本総額が3千万米ドル(または他の通貨によるその相当額)以上の共和国の履行公的対外債務の期限の利益喪失(任意または強制的な期限前弁済もしくは償還による場合を除く。)を招来する事由もしくは条件が発生し、または元本総額が3千万米ドル(または他の通貨によるその相当額)以上のかかる履行公的対外債務の元本、プレミアムもしくは期限前弁済料(もしあれば)または利息の支払いをその支払期日に懈怠し、かかる懈怠が当初に適用ある猶予期間(もしあれば)を超えて継続している場合。
- (ニ) モラトリアム：共和国の履行公的対外債務に係る元本または利息の支払いに関して、共和国によってモラトリアムが宣言された場合。
- (ホ) 有効性：共和国が本債券の有効性に異議を唱えた場合。

政府決定、命令または法律によると否とを問わず、期限の利益喪失事由のいずれかが発生し、継続している場合には、いかなる本債券も、当該本債券の所持人がその選択によりアルゼンチン共和国大使館において共和国に対し書面によるその旨の通知をした場合は、当該本債券は、その後の行為または手続を経ることなく、期限の利益を喪失し、経過利息を付して、その額面金額に等しい金額で直ちに支払われる。ただし、かかる宣言前に当該不履行の全てが治癒された場合はこの限りではない。

()上記(ロ)ないし(ホ)に掲げる事由のいずれかが発生した場合、または()時の経過もしくは通知もしくはその双方またはその他の条件の充足により、または共和国の債権者による宣言により上記(ロ)ないし(ホ)に掲げる事由のいずれかが発生する事態が生じたときは、共和国は、直ちに(ただし、上記()の場合は、共和国がかかる事態を知ることとなったときに直ちに)その旨を公告する。また、上記(イ)に掲げる事由もしくは時の経過によりかかる事由が発生することとなる事態が発生し継続している場合には、共和国はかかる事由を直ちに公告する。

本節に基づき本債券が期限の利益を喪失した場合には、共和国は、遅滞なくその旨を公告する。本節の手続に要する一切の合理的範囲の費用は、これを共和国の負担とする。

- (2) 本債券の元金、利息またはGDP連動証券に基づく支払いの支払期日が日本における銀行休業日にあたるときは、本債権者は、日本におけるその翌銀行営業日まで期日の到来した金額の支払いを受けることができず、また、かかる支払いの繰延べに関して、追加利息その他の支払いを受ける権利を有しない。
- (3) 本債券の債券は無記名式に限る。本債券はその記名式への変更はせず、分割または併合はしない。本債券の債券には利札が添付される。
- (4) 本債券の消滅時効は、元金については10年、利息およびGDP連動証券に関する支払いについては5年とする。
- (5) 本債券の債券、利札またはGDP連動証券の券面を喪失し、盗取され、滅失または汚損した者が、日本国の裁判所による当該本債券の債券、利札またはGDP連動証券の券面の除権判決の確定謄本を添えて代り債券、代り利札または代りGDP連動証券の券面を請求したときは、アルゼンチン共和国大使館はその者にこれを調製し、交付する。ただし、支払期日の到来した本債券、利札またはGDP連動証券の券面については、当該本債券の債券、利札またはGDP連動証券の券面の除権判決の確定謄本の提示があったときは、アルゼンチン共和国大使館は、当該本債券の債券、利札またはGDP連動証券の券面の引渡しを受けずに元利金を支払う。本債券の債券、利札またはGDP連動証券の券面の除権判決のための手続は、元利金支払場所を管轄する日本国の裁判所がこれを管轄する。本債券の債券、利札またはGDP連動証券の券面を喪失し、盗取され、滅失または汚損した者が、除権判決を得るため、当該本債券の債券、利札またはGDP連動証券の券面を共和国が発行した旨の証明書を請求したときは、アルゼンチン共和国大使館はこれを作成し、交付する。汚損した本債券の債券、利札またはGDP連動証券の券面でアルゼンチン共和国大使館が真偽を鑑別し得るものについては、アルゼンチン共和国大使館は、当該債券または利札の引渡しを受けたときは、除権判決を要求することなく代り債券、代り利札または代りGDP連動証券の券面を調製、交付し、引渡しを受けた本債券の債券、利札またはGDP連動証券の券面を廃消する。代り債券、代り利札または代りGDP連動証券の券面もしくは上記の証明書の調製および交付に要した実費は、これを請求する者の負担とする。

- (6) 本債券の債券原簿は、共和国がこれを作成および管理し、アルゼンチン共和国大使館に備え置く。
- (7) 本債券の元金もしくは利息またはGDP連動証券に関する支払いまたはその他債券の要項に基づき支払われるべき金額の支払いを命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされ、かかる判決または命令が、日本円以外の通貨で表示されている場合には、かかる判決または命令に関しその通貨によって本債権者、利札所持人またはGDP連動証券所持人によって受領または回収された金額は、実際に受領されもしくは回収された日本円（GDP連動証券の場合は、アルゼンチンペソ）の金額の限度でのみ共和国が義務を履行したものとし、共和国は、本債権者、利札所持人およびGDP連動証券所持人に対し、（ ）かかる判決または命令のために日本円（GDP連動証券の場合は、アルゼンチンペソ）表示額もしくは計算額がその日現在において他の通貨に換算されまたは換算されたものとみなされた日と（ ）かかる判決もしくは命令またはその一部の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うものとする。上記の約束は、適用ある法律で認められる最大の限度で共和国の他の債務から独立した別個の債務であり、共和国に対する別個、独立の請求原因となり、その時々本債権者、利札所持人またはGDP連動証券所持人が支払いを猶予したか否かを問わず適用され、あらゆる判決または命令にかかわらず完全な効力を有し続けるものとする。
- (8) 共和国は、本債権者、利札所持人またはGDP連動証券所持人の同意なく随時、本債券と同一の要項によるまたは統合後の最初の支払利息額を除き同一の要項による債券で、本債券と統合され1つのシリーズを構成する債券を発行することができる。また、共和国は、本債券と同一の要項によるまたは統合後の最初の支払利息額を除き同一の要項による債券で既に発行されたものを本債券に統合することができる。
- (9) GDP連動証券の要項
1. 対象証券の申込みにより受領するGDP連動証券
- (a) 申込者が、2005年前対象証券との交換により元本削減債オプションを選択するまたはその割当てを受ける場合、申込者は、元本削減債および2017年グローバル債と共にGDP連動証券を受領する。
- (b) 申込者が、2005年前対象証券との交換により元本維持債オプションを選択するまたはその割当てを受ける場合、申込者は、元本維持債および2013年債と共にGDP連動証券を受領する。
- (c) 申込者が2005年対象証券を提供する場合、申込者はGDP連動証券を受領しない。
2. GDP連動証券の要項
- (a) 無額面
GDP連動証券は、共和国の国内総生産（以下「GDP」という。）およびその他の一定の条件を満たした場合のみ支払われる金員を表章する。GDP連動証券の支払金額は共和国のGDPに基づいて計算され、その支払いは、本第(10)項および債券の要項に基づいてなされる。
- (b) 満期（最終支払期日）、元本および想定元本
2035年12月15日またはGDP連動証券支払上限額（以下に定義される。）に達したその他の年の12月15日に、満期が到来したものとする（以下「満期」という。）。
GDP連動証券は、満期において支払われるべき元本金額を有しない。
GDP連動証券の想定元本は、本エクステンジ・オファーにより申込者が申込みを行いアルゼンチンが受諾する対象証券の対象金額をいう。

(c) GDP連動証券所持人に対する支払額

GDP連動証券所持人は、想定元本1口当たり支払対象超過GDP相当額の支払いを受けることができる。当該金額は、基準年度の毎翌年12月15日(以下「支払期日」という。)に支払われる。GDP連動証券についての初回支払は、2006年12月15日に行われたとみなされ、GDP連動証券所持人は、2005年6月2日(当日を含む。)から2009年12月31日(当日を含まない。)(2009年12月15日に行われた支払いを含む。)までの期間になされたGDP連動証券についてのすべての支払いを、あたかもGDP連動証券がかかる期間中に発行済であったかのように、受領したとみなされる。したがって、エクステンジ・オファーに従い発行されるGDP連動証券について現金にてなされる初回支払い(ある場合)は、2010年12月15日に行われる。ただし、当該支払いは以下の条件を全て満たした場合にのみなされる。

(イ) 基準年度において、GDP実績(以下に定義される。)が基準GDP(以下に定義される。)を上回っていること。

(ロ) 基準年度において、GDP実績の年成長率が当該年に関し示されている基準GDPの成長率を超えていること。

(ハ) 支払合計金額がGDP連動証券支払上限額を超えないこと。

「GDP連動証券支払上限額」とは、GDP連動証券の残存期間中、GDP連動証券1口当りに支払われる金額の総額が、通貨単位当りで計算され、他通貨で支払いが行われる目的上調整を受けた上で、その0.48相当額をいう。

本第(10)項において、「支払対象超過GDP」とは、次のように計算される。

$$\text{支払対象超過GDP} = 0.05 \times \text{超過GDP(10億名目アルゼンチンペソ)} \times \text{通貨単位係数}$$

日本円に関する「通貨単位係数」とは、0.000114である。

「超過GDP」とは、GDP実績(名目アルゼンチンペソに換算される。)および基準GDP(名目アルゼンチンペソに換算される。)の差額を意味する。超過GDPを決定するにあたっては、GDP実績および基準GDPは、基準年度のGDPデフレーター(以下に定義される。)を乗じ、基準年度のGDPを公表するに際して用いられた基準価格の年のGDPデフレーターで除して、名目アルゼンチンペソに換算するものとする。「GDPデフレーター」とは、共和国の国家統計センサス局(以下「INDEC」という。)が公表するインデックスを意味する。

本第(10)項において、「GDP実績」とはINDECが公表する各暦年におけるアルゼンチンペソで表示される共和国のGDPを意味する。GDP実績は現在のところ基準価格の年度を1993年としてINDECが算出している。いかなる年においても、GDP実績を算出する基準価格の年度をINDECが変更した場合には、基準GDPはその変更按比例して調整される。

本第(10)項において、各基準年度における「基準GDP」は、以下の表の通りである。

基準年度	基準GDP (1993年・百万アルゼンチンペソ)
2009	327,968.83
2010	338,675.94
2011	349,720.39
2012	361,124.97
2013	372,753.73
2014	384,033.32
2015	395,554.32
2016	407,420.95
2017	419,643.58
2018	432,232.88
2019	445,199.87
2020	458,555.87
2021	472,312.54
2022	486,481.92
2023	501,076.38
2024	516,108.67
2025	531,591.93
2026	547,539.69
2027	563,965.88
2028	580,884.85
2029	598,311.40
2030	616,260.74
2031	634,748.56
2032	653,791.02
2033	673,404.75
2034	693,606.89

GDP連動証券の計算日は基準年度の毎翌年11月1日とし、2035年11月1日を最終日とする。

GDP連動証券の支払金額の計算はアルゼンチンペソで行うものとするが、支払通貨は日本円とする。アルゼンチンペソを日本円に換算するにあたっては、基準年度の12月31日に先立つ15歴日間の自由市場における為替レートの平均値を適用する。

なお、交換により交付される2017年グローバル債または2013年債は、2009年12月15日にGDP連動証券に支払うべき支払いに対応する部分を含んでいる。

(d) GDP連動証券所持人集会

元本削減債または元本維持債と共に発行されるGDP連動証券（以下「GDP連動証券」とは、かかる債券と共に発行されるGDP連動証券のいずれかをいう、この2種のGDP連動証券は別個のものとして扱われる。）の未償還額面総額の10分の1以上にあたるGDP連動証券を保有するGDP連動証券の所持人（以下「GDP連動証券所持人」という。）が共同または単独でGDP連動証券の券面を日本国における供託所またはアルゼンチン共和国大使館もしくは共和国が指定するその他の場所に供託もしくは預託したうえ、書面による請求をアルゼンチン共和国大使館に対し行うとき、または共和国が必要と認めるときは、共和国はGDP連動証券所持人の権利に重大な影響を及ぼす可能性がある事項（GDP連動証券の要項の修正を含む。ただし、かかるいかなる修正も、これがGDP連動証券に基づくGDP連動証券所持人の権利放棄の場合を除き、共和国の承認を要する。）を議題とするGDP連動証券所持人集会の招集を行う。この場合共和国は、当該GDP連動証券所持人集会の招集公告を、開催日の21日前までに行う。

GDP連動証券所持人本人またはその代理人は、GDP連動証券所持人集会に出席することができる。共和国は、その代表者を当該集会に出席させ、意見を述べるることができる。本人またはその代理人が当該集会に出席しないGDP連動証券所持人は、共和国が定めるところに従い書面をもって議決権を行使することができる。当該集会において、各GDP連動証券所持人は、その有するGDP連動証券想定元本1,000円ごとに1個の議決権を有する。ただし、当該集会の開催日の7日前までに当該GDP連動証券の券面を日本国における供託所またはアルゼンチン共和国大使館もしくは共和国が指定するその他の場所に供託もしくは預託しなければならない。

法律により許される範囲で、当該集会の決議は出席したGDP連動証券所持人の議決権の過半数（以下「普通決議」という。）をもってこれをなす。ただし、未償還のGDP連動証券全部につきなされる支払いの猶予、不履行によって生じた責任の免除または和解およびその他の訴訟行為（破産、会社更生およびその他の類似の手続を含む。）ならびにGDP連動証券所持人の権利に重要な影響を及ぼす可能性のある期限の利益喪失事由以外の事項に関する決議については、残存GDP連動証券の想定元本総額の2分の1を超えるGDP連動証券を保有し、かつ上記のとおりGDP連動証券の券面を供託もしくは預託したGDP連動証券所持人が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもってこれをなす。かかる決議は、すべてのGDP連動証券所持人に対し、当該集会に出席したか否かを問わず、効力を有し、その執行はGDP連動証券所持人集会が選任した代表者がこれにあたる。

本項の規定の適用に関して、（ ）代理人によりまたは書面をもって議決権を行使したGDP連動証券所持人は、当該集会に出席し、議決権を行使したものとみなされ、（ ）共和国の保有するGDP連動証券はこれを除外し、未償還債券でないものとみなす。

本項の手続に要する一切の費用は、共和国の負担とする。

(e) GDP連動証券の要項

GDP連動証券の要項に別段の定めがない限り、GDP連動証券は当初添付された本債券の債券の要項に従うものとする。

(f) 準拠法

共和国による、GDP連動証券の発行に関する授權を除き、GDP連動証券の権利および義務は、すべて日本法に準拠する。

[次へ](#)

2017年グローバル債および2013年債

3【利息支払の方法】

2017年グローバル債

2017年グローバル債は、1年を1か月30日の12か月からなる360日とする日割計算に基づき、年率(未定)%で利息が発生する。2017年グローバル債の利息は、前期決済期日(当日を含む。)から2017年グローバル債満期日(当日を含まない。)まで発生し、半年ごとに後払いされる。2017年グローバル債の利息のすべては、各利払日において現金により支払われる。

アルゼンチンは、2017年グローバル債の利払日を前期発表日に発表する。最初のかかる利払日は、前期決済期日から約6か月後である。

2013年債

2013年債は、1年を1か月30日の12か月からなる360日とする日割計算に基づき、年率(未定)%で利息が発生する。2013年債の利息は、最終決済期日(当日を含む。)から2013年債満期日(当日を含まない。)まで発生するものとし、半年ごとの各利払日に現金にて支払われる。

アルゼンチンは、2013年債の利払日を最終発表日に発表する。最初のかかる利払日は、最終決済期日から約6か月後である。

4【償還の方法】

2017年グローバル債

(1) 2017年グローバル債は、2017年グローバル債満期日に額面金額で償還される。

アルゼンチンは、2017年グローバル債満期日を前期発表日に発表する。2017年グローバル債満期日は、前期決済期日の7年目の応答日頃である。

2013年債

(1) 2013年債は、2013年債満期日に額面価額により償還される。

アルゼンチンは、2013年債満期日を最終発表日に発表する。2013年債満期日は、最終決済期日の3年目の応答日頃である。

2017年グローバル債および2013年債

(2) 本債券は、満期前償還ができず、減債基金の利益を享受することはできない。

(3) 共和国は、市場またはその他において、いつでも本債券を買取ることができ、満期を迎えていないすべての利札と共に買取りを行ったいずれの本債券の債券も消却を行うことができる。

5【元利金支払場所】

本債券の受託支払代理人の名称と当該本債券の元利金支払場所であるその所在地は以下の通りである。

名称	所在地
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	ニューヨーク州10286ニューヨーク市 フロア21ウエスト、パークレー通り101、法人信託管理

本債権者に分配する資金を受領する債券の登録所有者として、受託会社はユーロクリアもしくはクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関またはそのノミニーに対して支払いを行う。

本債権者は、関連する決済機構および該当する場合、その直接参加者の手続きに従って支払いを受ける。アルゼンチンも米国 欧州受託会社も、当該決済機構またはそのノミニーあるいは直接参加者の記録あるいはこれらによる支払いのいかなる点において、または受領資金から本債権者への支払いにおける当該決済機構あるいはその直接参加者による不履行に対していかなる責任も義務も負わないものとする。先の記述に関わらず、登録債権者が該当の支払いを受領するまで、アルゼンチンは本債券に関する元本、利息その他の金額を支払う義務を果たしたことはないものとする。

2017年グローバル債の利息または2017年グローバル債または2013年債の元本の支払日がいずれも営業日でない場合、アルゼンチンは翌営業日に支払いを行う。アルゼンチンはかかる支払いを、期日に支払われ支払いの遅延により本債券にいかなる利息も発生しないものとして取り扱う。

本項において「営業日」とは以下を指す。

土曜日または日曜日でなく、ニューヨーク市またはブエノスアイレス市で銀行または信託機関が営業しないことを法律、規制あるいは行政命令で通例許可されているまたは義務付けられている日でない日

本債券が支払われるまで、米国 欧州受託会社はアルゼンチンの費用負担により、ニューヨーク州法または英国法を適用される新証券の支払いおよび名義書換のため、西欧の都市において受託支払代理人および名義書換代理人を維持する（本債券がルクセンブルグ証券取引所に上場され、当該取引所の規則で求められる限りルクセンブルグを含む。）。米国 欧州受託会社はまた、アルゼンチンの費用負担により、欧州理事会指令2003/48/ECあるいは2002年11月26日から27日に開催された経済・財務相理事会会合の貯蓄所得への課税に関する決定を履行するその他の指令、またはかかる指令を履行あるいは順守するための、または順守するために導入された法律に従い税金を控除または源泉徴収する義務を負わない欧州連合（EU）加盟国における支払代理人も維持する。受託会社は当初、ロンドンにおいてその受託支払代理人および名義書換代理人として務めるためバンク・オブ・ニューヨーク・メロン（One Canada Square, London E14 5AL）を任命した。米国 欧州受託会社は、受託支払代理人または名義書換代理人の終了あるいは任命または所在地の変更に関する通知を速やかに提供する。

本債券の要項に従い受託会社に支払われるすべての金額は、受託会社および本債券の保有者のためだけに、かかる要項および信託契約で定められた方法で、受託会社が本債券について満期を迎える支払いに適用するまたは当該時点で受託会社に適用される各々の利息に応じて、受託会社が委託されて保有するものとする。また、債権者は次の文の記述に従い、保有者が権利を付与される可能性のあるいかなる支払いについても受託会社のみを頼ることができる。10年間（元本の場合）あるいは5年間（利息の場合）、またはいずれの場合も、かかる元利金が満期を迎え支払可能となった後に法律で定められたより短い規定期間にわたり請求されていないままである本債券の元利金支払い（追加金額を含む。）のために受託会社に預託されたいかなる金額も、書面による請求により利息なしで共和国に払い戻される。また、かかる本債券の保有者はその後、かかる保有者が権利を付与される可能性のあるいかなる支払いについても共和国のみを頼ることができる。

6【担保又は保証に関する事項】

本債券は、アルゼンチンの直接、無条件、無担保および非劣後の債務であり、互いに同順位であり優劣の差がなく、発行日の順序または支払通貨その他による互いの優劣の差なく、少なくともアルゼンチンのその他の現在および将来にわたる無担保および非劣後の対外債務と常に同等である。

共和国は、下記段落に定める例外を除いて、本債券、利札またはGDP連動証券が未払いである限り、共和国の公的対外債務（以下に定義される。）を担保するために共和国の資産もしくは収入の全部もしくは一部に対して先取特権、質権、抵当権、担保権、信託証券、負担またはその他の実質的に担保権を構成する効果を有する負担もしくは優先的な取扱いを認める取決め（以下「担保権」という。）を創設せず、またその存続を認めない。ただし本債券、利札およびGDP連動証券に基づく共和国の債務が、それらの取得時またはそれ以前にかかる担保権と同等かつ同順位の比率をもって担保される場合はこの限りでない。

本節の上記の段落に基づく共和国の義務は以下には適用されない。

- (イ) 財産取得のための資金を調達する目的で共和国が負った公的対外債務を担保するために当該財産上に設定される担保権および当該担保権の更新または延長（ただし、当該担保権は当初担保に付された財産に限定され、かつ当初に担保された資金調達に係る債務の更新または延長を担保する場合に限る。）。
- (ロ) 財産取得時に共和国の公的対外債務を担保するために当該財産上に存在している担保権および当該担保権の更新または延長（ただし、当該担保権は当初担保に付された財産に限定され、かつ当初に担保された資金調達に係る債務の更新または延長を担保する場合に限る。）。
- (ハ) 1992年6月23日付書簡を付して国際銀行協会に送付したアルゼンチン共和国1992年6月23日付1992年資金調達プランにより企図された取引およびそのための書面化作業に関連して設定される担保権（同プランに基づき発行された資産担保証券（以下「関連額面発行および割引発行債券」という。）に基づく債務を担保する担保権および関連額面発行および割引発行債券と同等かつ同順位の比率で担保されることが要求される範囲で本債券発行日付現在未償還の債務を担保する担保権を含む。）。
- (ニ) 本債券の発行日に存在する担保権。
- (ホ) 関連額面発行および割引発行債券の引渡しもしくは消却に基づき発行された共和国の公的対外債務、または1992年6月23日現在の未償還債務の元本額を担保する担保権。ただし、いずれの場合も当該担保権が当該公的対外債務を担保するために関連額面発行および割引発行債券に準じて設定される場合に限る。
- (ヘ) 関連額面発行および割引発行債券に付される担保権。
- (ト) プロジェクトの取得、建設もしくは開発費用の全部または一部の資金を調達するために発生する公的対外債務を担保する担保権。ただし、(a)当該公的対外債務の債権者がその支払いもしくは返済の主たる財源を当該プロジェクトの資産および収入に限定する旨明示的に合意し、(b)当該担保権が付される財産がかかる資産および収入のみからなる場合に限る。

本節の目的上、

「対外債務」とは、共和国の法定通貨以外の通貨で表示され、支払われまたは所持人の選択により支払われる借入金債務またはボンド、ディベンチャー、ノートまたはその他類似の証券によって証される債務（本債券を除く。）を意味する（ただし、国内外貨建債務は対外債務を構成しない。）。

「履行公的対外債務」とは、2005年6月2日以後に発行された「公的対外債務」を意味する。

「公的対外債務」とは、()証券市場での公募債または私募債、()ボンド、ノートまたはその他の証券の形式によるかもしくはそれらが表章する債務またはそれらの債務を対象とする保証、および()証券取引所、自動売買システム、店頭取引市場またはその他の証券市場で値が付けられ、上場され、または取引されているまたは発行時にそれらが企図されている共和国のまたは(場合により)共和国により保証されている対外債務(1933年アメリカ合衆国証券法の規則144A(または同様の効果を有する承継法および規則)に基づき転売可能な証券を含むが、これは上記の一般性に何ら影響を与えない。)を意味する。

「国内外貨建債務」とは(1) アルゼンチン法に従いペソ建てに変更しない範囲で、これにより国内債務に転換された以下の債務(イ)命令第1527/91号および命令第1730/91号に基づいて発行された財務局証券(Bonos del Tesoro)、(ロ)法律第23,982号および命令第2140/91号に基づき発行された長期債券(Bonos de Consolidación)、(ハ)法律第23,982号および命令第2140/91号に基づき発行された負債性長期債券(Bonos de Consolidación de Deudas Previsionales)、(ニ)命令第211/92号および命令第526/92号に基づき発行された期間10年財務局証券(Bonos de la Tesorería a 10 Años de Plazo)、(ホ)命令第52/92号および命令第526/92号に基づき発行された鉄道債券(Ferrobonos)、(ヘ)命令第2284/92号および命令第54/93号に基づき発行された期間16年石油天然ガス長期債券(Bonos de Consolidación de Regalías Hidrocarbúricas a 16 Años de Plazo)、(ト)アルゼンチンの年度予算法に基づき発行された米ドル建財務局短期証券(Letras de Tesorería en Dólares Estadounidenses)(法律第24,156号および命令第340/96号に基づき発行された財務局短期証券(Letras de Tesorería)を含む。)、(チ)法律第24,411号および命令第726/97号に基づき発行された長期債券(Bonos de Consolidación)、(リ)1972年6月15日施行の法律第19,686号に基づき発行されたアルゼンチン共和国対外債務(Bonos Externos de la República Argentina)、(ヌ)法律第24,156号および命令第340/96号に基づき発行された米ドル建財務局中期証券(Bonos del Tesoro a Mediano Plazo en Dólares Estadounidenses)、(ル)命令第905/2002号、命令1836/2002号および命令739/2003号に基づき発行された米ドル建国債(Bonos del Gobierno Nacional en Dólares Estadounidenses)(ヲ)財務長官決議第240/2005号および第85/2005号に基づき発行された米ドル建国債(Bonos del Gobierno Nacional en Dólares Estadounidenses)、(ワ)財務長官決議第88/2006号および第18/2006号に基づき発行された米ドル建アルゼンチン国債(Bonos de la Nación Argentina en Dólares Estadounidenses)(カ)財務長官決議第230/2006号および第64/2006号に基づき発行された米ドル建アルゼンチン国債(Bonos de la Nación Argentina en Dólares Estadounidenses)および(コ)財務長官決議第100/2007号および第24/2007号に基づき発行された米ドル建アルゼンチン国債(Bonos de la Nación Argentina en Dólares Estadounidenses)(2)上記(1)記載の債券に関し交換または代替発行された債務ならびに(3)発行条件により、または所持人の選択によりアルゼンチンの法定通貨以外の通貨で支払われるその他の債務で(イ)アルゼンチン内でのみ募集され、または(ロ)アルゼンチンの法定通貨で支払われる債務の支払い、交換、代替、弁済または借換えのために発行された債務を意味する。

7【受託会社の職務】

本債券に関する共和国の受託会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(以下「受託会社」という。)とする。受託会社は、本書ならびに共和国および受託会社との間の信託契約書(以下「信託契約」という。)に定める職務を行うものとする。

信託契約に基づく受託会社の義務ならびに免責および権利の記載については、信託契約が参照され、本債権者に対する受託会社の債務はかかる免責および権利を前提とする。

8【債権者集会に関する事項】

共和国は、以下の定めに従い、債券の要項に対する修正(下記「12 その他 - (8)(a)」に定義される。)をなすため、本債権者に対しいつでも書面による同意を求め、またはいつでもかつ随時に、その債権者集会を招集することができる。かかる集会は共和国が決定し、当該集会指定日の30日以上60日前までに本債権者に対して提供される招集通知に指定される日時および場所にて開催されるものとする。さらに、受託会社はいつでもかつ随時に、受託会社が決定し、当該集会指定日の30日以上60日前までに本債権者に対して提供される招集通知に指定される目的のために、そのように決定および指定された日時および場所にて開催される本債券の債権者集会を招集することができる。「12 その他 - (1)(a)」に基づき期限の利益喪失事由が発生した場合において、そのときに未償還残存する本債券の元本総額の10%以上を有する本債権者が受託会社に対して、債権者集会で採り上げることが提案された議決を合理的に詳細に記載した要請書によりかかる目的のための債権者集会の招集を請求したときは、受託会社はかかる目的のため、招集通知を發して、受託会社が決定する日時および場所において開催される集会を招集するものとする。かかる招集通知は会日の30日以上60日前までに發せられるものとする。本債券の各債権者集会の招集通知は当該集会において採り上げることが提案された議決を一般的な用語で記載するものとする。

本債券の債権者集会において議決権を行使するためには、未償還残存する本債券の債権者もしくは当該本債券者の代理人として書面による証書により適法に指名された者でなければならない。債権者集会においては、留保事項（「12 その他 - (8)(f)」に定義される。）を審議する集会を除き、未償還残存する本債券の元本総額の過半数の議決権を行使することができる者をもって定足数とし、定足数を欠くために延会となった集会が再招集された場合には、未償還残存する本債券の元本総額の25%の議決権を行使することができる者をもって原集会の招集通知に記載された議決を採り上げるための集会の定足数とする。留保事項を審議するために開催された本債券の債権者集会においては、未償還残存する本債券の元本総額の75%の議決権を行使することができる者をもって定足数とする。受託会社は本債券の債権者集会のため、本債券の所有および登録済本債券の本債券者に関する代理人の指名の証明、当該集会において議決権を行使することができる登録済本債券の登録所有者を定めるための基準日ならびに受託会社が適切であると判断する集会の運営に関するその他の事項に関し、妥当であると判断する合理的かつ慣行的な規則を定めることができる。

9【課税上の取扱い】

(1) アルゼンチン共和国の租税

(イ) 共和国の現行法令の下では、本債券（GDP連動証券を含む。）の登録名義所持人が共和国の非居住者たる個人または共和国内で設立されておらず、かつ共和国内に恒久的施設を有さない法人である場合、当該登録名義所持人に対する債券の元本または利息の支払い（GDP連動証券に基づく支払いを含む。）には共和国の租税は課せられず、また当該所持人への支払いに対し共和国の租税の源泉徴収は要求されない。さらに、債券の売却または交換から得る利益に対し、その登録名義所持人は共和国の所得税を課せられない。

アルゼンチン個人資産税法修正法に基づき、共和国内外に居住する個人および共和国外に住所を置く一定の法人は、課税年度の12月31日現在有している資産（有価証券を含む。）価額の0.5%の割合で、当該資産に対し課税（以下「個人資産税」という。）される。ただし共和国外に居住する個人および一定の法人の場合は、共和国内に存在する資産についてのみ個人資産税が適用される。この課税目的上、債券は共和国内に存在する資産とみなされる。

(ロ) 共和国による本債券に関する元本、プレミアム（もしあれば）および利息の支払ならびにGDP連動証券に基づく支払はすべて、共和国または課税権限を有する共和国内もしくは共和国の機関によりもしくはその中において賦課、徴収、源泉徴収もしくは査定されるいかなる性質の現在もしくは将来の公租公課、賦課金、査定もしくは政府負担金（以下「租税」と総称する。）を課せられることなく、またそのためもしくはこれを理由とする源泉徴収もしくは控除なくされる。ただし、かかる源泉徴収もしくは控除が法律により要求される場合はこの限りでない。かかる場合、共和国は本債券の登録所持人またはGDP連動証券の所持人（以下「GDP連動証券所持人」という。）に対して、かかる源泉徴収もしくは控除が要求されなければかかる所持人が受領したであろう元本、プレミアムおよび利息の金額、またはGDP連動証券の場合はアルゼンチンペソ建てで計算した金額、をかかると所持人が受けられるような追加額（以下「追加額」という。）を支払うものとする。ただし、かかる追加額は本債券に関し、(i)所持人が本債券の単なる所有または本債券に関する元本、プレミアムもしくは利息に基づく支払の受領以外で共和国と一定の関係性を有するという理由により、本債券につきかかる租税債務を負担する場合においては、当該所持人（または所持人を代理する第三者）に対して、(ii)欧州理事会指令2003/48/ECまたは貯蓄所得に対する課税に関する2002年11月26日および27日の経済蔵相理事会の結論を実施するその他の指令またはかかる指令を実施もしくはこれに適合する法律もしくはこれに適合するために導入された法律に従い、かかる源泉徴収もしくは控除が個人に対する支払に課せられ、かつ、かかる源泉徴収もしくは控除をなすことを要する場合、(iii)欧州連合加盟国における他の受託会社の支払代理人に対して当該本債券を呈示していれば源泉徴収もしくは控除を回避することができたであろう所持人によりまたはこれに代わり支払呈示された場合、または(iv)関連日（本(ロ)に定義される。）後30日を超えて支払呈示された場合（ただし、その所持人がかかる30日の期間の末日にこれを呈示して追加額を受けることができたであろう場合はこの限りでない。）、支払されないものとする。

いずれかの本債券またはGDP連動証券に関する「関連日」とは、これに関する支払期日が到来する日または(当該日に支払われるべき金銭全額が受託会社によりその期日以前に受領されていない場合は)当該金銭がすでに受領され、支払のために利用することができる旨の通知が所持人に適法に発せられた日をいう。債券の要項において「元本」および/または「利息」(GDP連動証券に関する支払を含む。)という場合は、本債券(またはGDP連動証券)につき支払われることのある追加額を包含するものとみなされるものとする。

(2) 日本国の租税

以下における日本国の租税の説明はあくまで一般的なものであり、具体的な税務取扱いについてはご自分の税務顧問とご相談されることをお勧めする。

日本国の租税に関する現行法令上、日本国の居住者および内国法人が支払いを受ける本債券の利息および本債券の償還により支払いを受ける金額が本債券の発行価額を超える場合の差額(以下本第(2)項においては「償還差益」と言う。)は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。この場合に為替差損益が発生したときは、その受取人が法人である場合には益金又は損金となり、個人である場合には為替差益は雑所得となり、為替差損は他の雑所得と相殺することができる。

本債券の譲渡によって生ずる所得については、その譲渡人が法人である場合には益金となるが、個人である場合には一定の場合を除いて日本国の租税は課せられない。譲渡により為替差損益が発生した場合には、その譲渡人が法人である場合には益金又は損金となり、個人である場合には債券の譲渡所得に含めて計算することとなるが、上記の通り個人の債券の譲渡益は一定の場合を除いて日本国の租税は課せられない。

一般に利息の元本組入れは、日本国における課税目的上、利息の受領および元金への再投資とみなされる。従って、利息収入は課税対象所得として認識されることとなる。

日本国の非居住者および外国法人が支払いを受ける本債券の利息および償還差益には、原則として日本国の租税は課せられない。なお、日本国の非居住者および外国法人が本債券を日本国内において譲渡したことによる生ずる所得については、譲渡人が日本国内に恒久的施設を有する非居住者または外国法人である場合を除いて、原則として日本国の租税は課せられない。かかる非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

日本国における課税目的上、GDP連動証券に関しては特定の課税規定は存在しない。したがって、GDP連動証券の日本国における課税上の取扱に関しては不確実性が残る。日本国における課税上の取扱はご自分の税務顧問とご相談されることを強くお勧めする。

日本国における課税目的上、交換は、特別な例外的取扱が利用可能でない限り、一種の譲渡取引とみなされる。本件の交換についての例外的取扱は設けられていないため、本件で予定されている交換取引は、日本国における課税目的上、一種の譲渡取引とみなされることとなる。譲渡取引においては、日本国における課税目的上原則として譲渡損益が認識される。しかしながら、日本国の個人納税者により所持されている債券の場合は、下記のとおり所得税の取扱上何ら損益は認識されない。

本債券譲渡に関する日本国の税効果は、所持人の課税上の地位により異なる。

本債権者が日本国の「個人」居住者である場合、交換債券に経済的な意味での譲渡損失(すなわち、新債券の取得経費と旧債券の課税ベースとの間の差異)があっても、日本国の所得税上何ら譲渡損失を認識/利用することはできない。この取扱は、本債券の譲渡に関する譲渡所得が日本国の所得税の対象とされないとする取扱と首尾一貫的な取扱である。

対照的に、本債権者が日本国の法人税を課される日本「法人」である場合、譲渡損失があれば、その法人は法人税法上その損失を損金として控除することができる。日本国における法人納税者の場合、本債券に関する譲渡所得は、もしあれば、法人税の対象となる。他方、本債権者が財団法人等の非課税法人である場合、(非営利義務のために使用される財産に関する)損金を認識し法人税債務を減少させることができるか否かには疑問が残る。なぜならば、かかる非課税法人は通常その非営利業務に関し、日本国の法人税がそもそも非課税となっているためである。

10【準拠法および管轄裁判所】

本債券は抵触法の原則を考慮することなく、ニューヨーク州の法律に準拠し、これに従って解釈されるものとする。ただし、共和国による授權および作成については、共和国の法律に準拠するものとする。

- (a) 下記(f)に従い、本債券よりまたはこれに関して生ずる訴訟もしくは訴訟手続（以下「関連訴訟手続」という。）につき、マンハッタン行政区に所在するニューヨーク州または米国連邦の裁判所（それぞれ「指定裁判所」という。）の管轄権に取消不能の形で服する。共和国は、関連訴訟手続における終局的な上訴不能の判決（以下「関連判決」という。）が確定的で共和国に対して拘束力を有し、当該判決に対する訴えの提起により、いかなる指定裁判所または共和国がその管轄権に服するもしくは服する可能性のあるその他の裁判所（以下「その他の裁判所」という。）において執行できることに同意する。
- (b) 共和国はここに、指定裁判所のいずれかに提起された関連訴訟手続に対して現在有するもしくは将来有することのある異議を、管轄地、住所または所在地を根拠とすると当該関連訴訟手続が不便宜法廷地において提起されたことを根拠とするとにかかわらず、法律により許容される最大限可能な限度において、取消不能の形でかつ無条件に放棄する。
- (c) 下記(f)に従い、共和国またはその収入、資産もしくは財産のいずれかが、指定裁判所が所在し、関連訴訟手続がいずれかのときにおいて共和国またはその収入、資産もしくは財産のいずれに対して提起されうる法域において、または指定裁判所もしくはその他の裁判所が所在し、訴訟もしくは訴訟手続がいずれかのときにおいて関連判決の強制もしくは執行のみを目的として提起されうる法域において、訴訟、かかる裁判所の管轄権、相殺、判決前の差押、判決の執行のための差押、判決の執行またはその他の法律上もしくは訴訟上の手続もしくは救済に対する免責を受けうる範囲で、かつ、かかる法域においてかかる免責特権が付与される範囲で、共和国は、1976年合衆国外国免責特権法（以下「外国免責特権法」という。）を含め、かかる法域の法律（および外国免責特権法を含め、適用法律が許容する、関連訴訟手続もしくは関連判決に関する救済の付与もしくは訴状の発行に対する同意）により許容される最大限の範囲で、かかる免責特権を取消不能の形で放棄する。ただし、かかる特権放棄は以下の(i)ないし(viii)記載の資産もしくは財産に対する訴訟、訴訟手続もしくは関連判決の強制につき、およびこれに関連しては及ばず、共和国は免責されるものとする。(i)法律第23,928号（改正）第5条および第6条に基づき自由に交換可能な準備金を構成する資産、(ii)共和国民法第2337条および第2340条の範囲内に属するアルゼンチン共和国の領域内に所在する公有財産、(iii)基幹的公共サービスを提供する共和国内外に所在する財産、(iv)法律第25,401号第94条、第95条および第96条により補充される法律第11,672号（t.o. 1999）第67条の範囲内で、予算の執行に関するアルゼンチン政府、その政府機関およびその他の政府団体の財産（現金、銀行預金、有価証券、第三者の債務またはその他の支払手段の形態によるかどうかを問わない。）(v)外交関係に関する1961年ウィーン議定書の特権および免責を受けることができる財産、(vi)外国免責特権法の免責を受けることができる商業活動に用いられない財産、(vii)共和国の外交、政府もしくは領事使節団が使用する財産、または(viii)軍事的性格のある、もしくは共和国の軍事機関もしくは防衛機関の管理下にある財産。
- (d) この国家免責特権の放棄は本債券および信託契約のための限定的かつ特定の権利放棄を構成するに過ぎず、いかなる場合も、共和国の一般的な権利放棄または本債券および信託契約に関係のない手続に関する権利放棄として解釈されないものとする。この権利放棄がその他の裁判所が所在する法域と関係がある限り、共和国は受託会社または本債権者をして関連判決の強制もしくは執行を可能ならしめるためののみ、かかる権利放棄を拡張する。

- (e) 下記(f)に従い、共和国はここに、マンハッタン行政区に所在するニューヨーク州または米国連邦の裁判所において共和国に対して提起された事件において、ニューヨークの法律に準拠した関連判決の強制もしくは執行のための訴訟もしくは訴訟手続において訴状送達を受けることのある共和国の委任代理人(以下「委任代理人」という。)を指名し、また、その者が共和国によりかかる目的のための代理人として維持されていない場合は、新委任代理人を指名する。かかる指名は英国の法律に準拠した本債券すべての期限が到来したおよび到来する元本および利息の全額が債券の要項に従い受託会社に提供され、かつ、受託会社が債券の要項に従い所持人に対して、所持人に対するかかる支払金額が利用可能である旨の通知を発するまでは取消することができないものとする。ただし、何らかの理由により、かかる委任代理人が委任代理人として行為することができなくなった、またはニューヨーク市に住所を有しなくなった場合において、共和国はその自由裁量による選定により、ニューヨーク市における他の者をかかる委任代理人として指名する場合はこの限りでない。いずれかの本債券の発行日まで、共和国はかかる委任代理人指名に対する承諾を得るものとし、かかる承諾の写しを受託会社に提供するものとする。共和国は、上記のとおり当該指名が完全に有効に存続するのに必要な一切の行為(一切の書類および証書の作成および提出を含む。)をなすものとする。上記の住所(かかる住所は、委任代理人より本債券の各当事者に通知することにより、ニューヨーク市内において変更することができる。)における委任代理人に対する訴状の送達は、すべての点において、共和国に対する有効な訴状送達とみなされるものとする。

本(e)の規定は、受託会社または(信託契約および本債券により許容された本債権者による訴訟もしくは訴訟手続に関して)本債権者が法律により認められているその他一切の方法による訴状送達を行う権利に影響をあたえるものでなく、またその他の法域の裁判所において共和国もしくはその財産に対して訴訟もしくは訴訟手続を提起する受託会社または当該本債権者の権利に影響を与えるものではないものとする。

上記(a)および本(e)に定める指名および裁判管轄の受託は当該裁判所における共和国のさらなる行為を要することなく本債券の作成により効力を生ずることが意図され、本債券の正本の証拠提出はかかる権利放棄の確定的かつ終局的な証拠となるものとする。

- (f) 共和国は合衆国連邦証券法もしくは州の証券法に基づき共和国に対して提起される訴訟に関し、外国免責特権法に基づく国家免責特権を主張する権利を留保する。委任代理人の指名はかかる訴訟には及ばない。

11【公告の方法】

本債券およびGDP連動証券の所持人に対する一切の通知は、(i)第1種料金前払い郵便にて、債券原簿に記載されている当該所持人の住所宛に発せられ、かつ、(ii)英文にてフィナンシャル・タイムズ紙、ウォールストリート・ジャーナル紙に、また、共和国が定めるアルゼンチンにおいて一般的に流通している新聞にスペイン語にて掲載される。本債券がルクセンブルグ証券取引所またはイタリア証券取引所により運営および管理される規制市場に上場されている限り、共和国はルクセンブルグおよびイタリアにおいて一般的に流通している新聞にもかかる通知を掲載する。いかなる場合においても、フィナンシャル・タイムズ紙またはウォールストリート・ジャーナル紙における掲載ができない場合、共和国が受託会社の承諾を得て定める各市場において一般的に流通している英字新聞に掲載される場合、有効となる。さらに、かかる通知はその掲載日または、複数回もしくは異なる日に掲載される場合は、掲載がなされた最初の日に発せられたものとみなされるものとする。

本債券(GDP連動証券を含む。)に関する受託会社に対する一切の通知はE14 5AL、ロンドン、ワン・カナダ・スクエア48階宛てになされ、本債券(GDP連動証券を含む。)に関する共和国に対する通知はアルゼンチン、ブエノスアイレス1310、オフィシナ1029、ピソ10、イポリト イリゴイエン250、経済・生産省財務次官宛てになされるものとする。かかる通知は直接手交されるかまたは第1種料金前払い郵便によりもしくはファクシミリ送信により送付されるものとする。ただし、ファクシミリ送信の場合は、上記住所宛ての電話にて確認されることを要する。かかる通知は、直接手交の場合は手交のとき、第1種料金前払い郵便による交付の場合は送付から7営業日後、また、ファクシミリ送信による交付の場合は電話による確認時に効力を生ずるものとする。

12【その他】

- (1) 本債券に基づく期限の利益喪失事由（以下「期限の利益喪失事由」という。）とは、以下の各事由である。
- (イ) 不払い： 共和国がいずれかの本債券の利息（GDP連動証券に基づく支払いを含む。）または元金の支払いを支払期日に懈怠し、かかる懈怠が30日間継続している場合。
 - (ロ) その他の義務の不履行： 共和国が債券の要項に基づくその他の義務の履行または遵守を懈怠し、かかる懈怠が治癒不能であるか、または各本債権者が共和国に対し当該懈怠を書面により通知した後90日以内に治癒されない場合。
 - (ハ) クロス・デフォルト： 元本総額が3千万米ドル（または他の通貨によるその相当額）以上の共和国の履行公的対外債務の期限の利益喪失（任意または強制的な期限前弁済もしくは償還による場合を除く。）を招来する事由もしくは条件が発生し、または元本総額が3千万米ドル（または他の通貨によるその相当額）以上のかかる履行公的対外債務の元本、プレミアムもしくは期限前弁済料（もしあれば）または利息の支払いをその支払期日に懈怠し、かかる懈怠が当初に適用ある猶予期間（もしあれば）を超えて継続している場合。
 - (ニ) モラトリアム： 共和国の履行公的対外債務に係る元本または利息の支払いに関して、共和国によってモラトリアムが宣言された場合。
 - (ホ) 有効性： 共和国が本債券の有効性に異議を唱えた場合。

期限の利益喪失事由が発生し、かつ存続する間、そのときに未償還残存する本債券の元本総額の25%以上を有する本債権者は共和国に対して書面による通知（受託会社にその写し）を発することにより本債券の期限の利益喪失を宣言することができ、かかる宣言がなされたときは本債券の元本金額およびその未払利息は、かかる書面による通知が受託会社の事務所にて受領された日までの本債券に関するすべての期限の利益喪失事由が治癒されない限り、その日に直ちに支払われる。上記にかかわらず、上記(a)(ii)または(v)に定める期限の利益喪失事由がある場合は、本債券の元本金額およびその未払利息は当該事由が本債権者の利益を著しく損なう場合に限り、期限の利益の喪失を宣言することができる。かかる期限の利益喪失通知を発する権利はかかる権利を発生させた事由がかかる権利の行使前に治癒された場合は消滅する。そのときに未償還残存する本債券の元本総額の50%以上を有する本債権者は、(A)本債券の期限の利益喪失宣言後、共和国が受託会社に対して本債券に関する元本、利息および追加額（GDP連動証券に関する支払を含む。）の期限経過分割支払額全額（に法律により認められる限度の期限経過利息額に対する、また各本債券の元本に対する、適用利率によるその支払日までの利息を付して）、ならびに合理的範囲の受託会社の手数料および報酬を支払うために十分な金額を受託会社に預託し、かつ、(B)他のすべての期限の利益喪失事由が治癒された場合、全本債権者に代わり、存在するいかなる債務不履行についても権利放棄し、期限の利益喪失通知を撤回もしくは取消することができる。上記(a)()記載の期限の利益喪失事由を理由とする期限の利益喪失宣言の場合、かかる期限の利益喪失宣言は同号に基づき当該期限の利益喪失事由を誘発した事由がかかる事由から60日以内に治癒、除去もしくは当該債務の所持人により権利放棄された場合は、自動的に撤回もしくは取消されるものとする。

上記(a)に基づき期限の利益喪失事由が発生した場合、共和国はこれを知った後速やかに受託会社に書面による通知を発するものとする。治癒、除去もしくは権利放棄されない限り、通知の発布もしくは時の経過またはその双方により上記(a)に基づく期限の利益喪失事由となるような事由の発生を知ってから15日以内に、共和国は受託会社にそれにつき書面による通知を発するものとする。

- (2) 本債券の元本もしくは利息（追加額を含む。）の支払に関する共和国に対する一切の請求権は、当該支払期日の到来日から（元本については）10年、（利息に関する支払については）5年、または法律の定めるこれより短い期間内になされない場合、時効消滅する。

- (3) 本債券は完全な登録方式のみにより、利札を付することなく発行することができる。本債券は証書方式により発行される（以下「証書式債券」という。）か、または信託契約に従い、共和国により指定されるその預託機関として行為する者（以下「預託機関」という。）またはその代理人により保有される1枚または2枚以上の登録包括債券（以下、それぞれ「包括債券」という。）により表章されることができる。証書式債券は信託契約に定められる一定の場合に限り入手することができる。本債券およびその譲渡は信託契約の定めに従い登録されるものとする。本債券につき名義の登録を受けた者（以下、それぞれ「本債権者」という。）は（適用ある法律により許容される限り最大限）いかなる場合も、いかなる者によっても、かついかなる目的のためにも、いかなる所有権、盗失、紛失の通知または当該本債券上のいかなる記載にかかわらず、当該本債券の完全な所有者として扱うことができる。
- (4) (a) 本債券が毀損、汚損、滅失、紛失もしくは盗失した場合、受託会社は共和国および受託会社が要求する条件に基づき、毀損もしくは汚損した本債券と交換にかつこれに代えて、または、滅失、紛失もしくは盗失した本債券のためにかつこれに代えて、新たな本債券を認証し、交付するものとする。毀損、汚損、滅失、紛失もしくは盗失の各場合において、本債券の代券請求者は共和国および受託会社に対して、その要求する補償ならびに当該本債券の滅失、紛失もしくは盗失およびその所有権につき共和国もしくは受託会社が納得する証拠を提供しなければならない。本債券の毀損もしくは汚損の各場合において、所持人は受託会社に対して、毀損もしくは汚損した本債券を提出しなければならない。さらに、本債券の代券の発行に先立ち、共和国はこれに関して課されることのある一切の印紙税もしくはその他の租税またはその他の政府賦課金およびこれに関係するその他一切の費用（受託会社の手数料および費用を含む。）を支弁するのに十分な金額の支払を要求することができる。満期の到来したもしくは15日以内に満期が到来する予定の本債券が毀損もしくは汚損するか、または明らかに滅失、紛失もしくは盗失した場合、共和国は本債券の代券を発行することなく、当該本債券を償還しもしくはその償還を授權することができる。
- (b) 信託契約に定める条項に基づきかつその条件に従い、本債券は当該本債券に交換請求書を付して、登録機関の事務所またはいずれかの名義書換代理人の事務所に提出して、所持人の請求する同一もしくは異なる授權券面額の、元本総額同額の本債券と交換することができる。名義書換もしくは交換は共和国がかかる請求を行う者の権原および身分証書に満足することおよび共和国が受託会社と随時合意する合理的な規則に従って、行われるものとする。
- (c) 信託契約に定める条項に基づきかつその条件に従い、本債券は本債権者により、ニューヨーク市の登録機関の事務所またはいずれかの名義書換代理人の事務所に名義変更のため当該本債券が提出され、当該本債権者もしくは書面により適法に権限を授与されたその代理人により裏書され、かつ、かかる者が適法に作成した共和国および登録機関もしくは当該名義書換代理人（場合による。）の満足する形式の譲渡証書を添付して、全部もしくは一部譲渡することができる。
- (d) 本債権者に対しては、異なる券面額の本債券との交換に関連してもしくは本債券の名義書換のためにいかなる手数料も課されないが、共和国および受託会社は本債券の名義書換、交換もしくは登録を請求する者に対して、かかる名義書換、交換もしくは登録に関連して納付することを要する印紙税もしくはその他の租税またはその他の政府賦課金を弁済するのに十分な金額を徴収することができる。
- (5) 共和国は、本債権者の同意なく随時、本債券と同順位であり、債券の要項と同一の要項、または最初の利息支払金額を除き同一の要項を有し、未償還残存する本債券と統合され1つのシリーズを構成することのできる追加債務証券を発行することができる。ただし、かかる追加債券は合衆国連邦所得税課税上（かかる追加債務証券の所持人が合衆国連邦税法の対象となると否とを問わない。）、かかる追加的本債券の発行日において本債券が受けうる発行時割引額を超える金額を受けえない。

- (6) 本債券において明示されている本債券の元本および利息の支払のための確定満期日におけるかかる支払を強制することができる本債権者の権利につき、信託契約に規定される場合を除き(本債券は「12 その他 - (8)」に従い変更もしくは修正されることがある。)、いかなる本債権者も信託契約もしくは本債券のいずれかの規定によってもしくはこれを利用することにより、信託契約もしくは本債券に基づきもしくはこれに関してエクイティ上もしくはコモン・ロー上の訴訟もしくは訴訟手続を提起する、または本債券もしくは信託契約上のその他の救済を求める権利を有さないものとする。ただし、
- (a) 当該本債権者がすでに受託会社に対して、本債券に関する債務不履行およびその継続につき書面による通知を發し、
 - (b) 未償還残存する本債券の元本総額の25%以上を有する本債権者が受託会社に対して、信託契約に基づく受託会社として自己の名でかかる訴訟もしくは訴訟手続を提起するよう、書面で請求し、
 - (c) 当該本債権者が受託会社に対して、これにより負担する費用、経費および債務に対し、受託会社の要求する合理的範囲の補償を提供し、
 - (d) 受託会社がかかる通知、請求および補償の提供の受領後60日間、かかる訴訟もしくは訴訟手続を提起せず、かつ
 - (e) かかる書面による請求に反するいかなる指示も信託契約に従い受託会社に対して發せられていない場合はこの限りでない、

各本債権者は本債券のその他の各本債権者および受託会社との間で、いかなる1名もしくは複数の本債権者も信託契約もしくは本債券のいずれかの規定によってもしくはこれを利用することにより、いかなる方法によっても、ただし、本債券に規定される方法による場合および全本債権者の公平、均等かつ共通の利益になる場合を除き、その他の本債権者の権利に影響を及ぼし、これを妨げもしくは害する、またはかかるその他の本債権者に対する優先権を取得し、または信託契約に基づくもしくは本債券に基づく権利を強制するための権利も有さないものとする。上記を前提として、本(6)の保護および強制のため、各本債権者および受託会社はコモン・ロー上もしくはエクイティ上与えられうる救済を受けることができるものとする。共和国は明示的に、信託契約もしくは本債券に基づく救済を求める本債権者の権利に関し、実質所有者の本債券を表章する包括債券部分につきかかる救済を求める本債券の実質所有者の権利を証券式債券が発行されているものとして承認する。

- (7) 本債券は、受託会社によりもしくは受託会社に代わり手書きもしくは複写式の署名により券面上に認証証明がなされるまではいかなる目的のためにも有効もしくは義務的とならない。
- (8) (a) 信託契約もしくは債券の要項に規定される、信託契約または1もしくは複数のシリーズの本債務証券(本債券を含む。)に対する修正、改正、追補、請求、要求、授權、指示、通知、承諾、権利放棄またはその他の行為(以下、それぞれ「修正」という。)は、(i)集会を必要とすることなく、その影響を受ける当該シリーズの本債務証券の所持人の書面による行為、または(ii)その影響を受ける当該シリーズの本債務証券の所持人の債権者集会において採択されたその決議に基づき、各場合、本(a)の条項および影響を受けるシリーズの本債務証券および信託契約のその他の適用規定に従ってなすことができる。

- (b) 債券の要項に対する、または本債券に影響を及ぼす限り、信託契約に対する修正および将来における債券の要項もしくは信託契約の遵守に対する権利放棄は、共和国の承諾を受けて、かつ、以下の(i)または(ii)によりなすことができる。
- (i) 無留保事項（以下に定義される。）については、(A)上記の「8 債権者集会に関する事項」の定めに従い適法に招集され開催される本債券の債権者集会において、当該集会において代表されるそのときに未償還残存する本債券の元本総額の66 2/3%以上を有する本債権者の、本人もしくは書面により適法に授權を受けたその代理人による賛成決議、または(B)そのときに未償還残存する本債券の元本総額の66 2/3%以上を有する本債権者の書面による承諾、または
 - (ii) 留保事項（以下に定義される。）については、(A)上記の「8 債権者集会に関する事項」の定めに従い適法に招集され開催される本債券の債権者集会において、そのときに未償還残存する本債券の元本総額の75%以上を有する本債権者の、本人もしくは書面により適法に授權を受けたその代理人による賛成決議、または(B)そのときに未償還残存する本債券の元本総額の75%以上を有する本債権者の書面による承諾。
- (c) 共和国が1つの業務処理の一部として、債券の要項および本債務証券の1以上のその他のシリーズの条項に対する、または本債券および本債務証券の1以上のその他のシリーズに影響を及ぼす限り、信託契約に対する留保事項を構成する修正を提案しようとする場合、共和国は上記(b)に代え本(c)による手続を選択することができる。ただし、共和国はいつでもかかる選択を取消し、これに代え上記(b)による手続をとることができる。共和国は受託会社が手続についての提案をしなくても本債権者を著しく害することはないと認めた場合、手続についての提案をすることなく上記の修正を提案することができる。かかる選択がなされたときは、かかる留保事項の修正および将来における債券の要項もしくは信託契約の遵守に対する権利放棄は、共和国の承諾を受けて、かつ、以下の(i)または(ii)によりなすことができる。
- (i) (A)上記の「8 債権者集会に関する事項」の定めに従い適法に招集され開催される、修正案により影響を受けうる2以上のシリーズの本債務証券の債権者集会において、かかる影響を受けるすべてのシリーズのそのときに未償還残存する本債務証券（合算して）の元本総額の85%以上を有する所持人の、本人もしくは書面により適法に授權を受けたその代理人による賛成決議、または(B)かかる影響を受けるすべてのシリーズのそのときに未償還残存する本債務証券（合算して）の元本総額の85%以上を有する所持人の書面による承諾、または
 - (ii) (A)上記の「8 債権者集会に関する事項」の定めに従い適法に招集され開催される本債券の債権者集会において、そのときに未償還残存する本債券の元本総額の66 2/3%以上を有する本債権者の、本人もしくは書面により適法に授權を受けたその代理人による賛成決議、または(B)そのときに未償還残存する本債券の元本総額の66 2/3%以上を有する本債権者の書面による承諾。

本(c)に基づき提案される修正により影響を受けられるいずれかのシリーズの本債務証券（本債券を含む。）が米ドル以外の通貨もしくは通貨単位により表示される場合、議決権行使のためのかかる本債務証券の元本金額は、かかる元本金額につき、修正案が所持人に提出される日において、ニューヨーク連邦準備銀行が公表する当該日のニューヨーク市における正午の米ドル以外の当該通貨もしくは通貨単位に対する米ドル電信買い相場（当該通貨につき公表がなされない場合は、以下と差換える：受託会社がその単独の自由裁量により定める、取引上合理的な当該本債務証券の米ドル相当額を定める方法）を用いて得られる米ドル金額とする。本(c)に基づき議決権の勧誘が行われている時点において、かかる議決により影響を受ける本債券およびその他一切のシリーズの債務証券につき別々の受託会社が指名されている場合、かかる議決により影響を受けるそのときにおいて未償還残存する本債務証券のうち最大の元本総額を有するシリーズ（もしくは複数のシリーズ）（本債券を含む。）のために行う受託会社は、本(c)により企図された投票手続を管理すべき責任を負う。

- (d) 共和国および受託会社は、本債権者の投票もしくは承諾なく、(A)本債権者の利益のために共和国の約定を追加するため、(B)共和国に付与されている権利もしくは権限を放棄するため、(C)本債券の要求事項等に従い本債券を担保するため、(D)不明確性を除去し、不備のある規定を除去、訂正もしくは補充するため、または(E)いずれの本債権者の利益にも悪影響を及ぼさないと共和国および受託会社が判断する方法により本債券もしくは信託契約を変更するため、本債券もしくは信託契約を変更することができる。
- (e) 債券の要項もしくは信託契約に対する修正に対する同意もしくは賛成投票に関して本債権者によりもしくはこれに代わって発せられた文書はその効力発生時において取消不能となり、かつ確定的であり、本債券または本債券と交換もしくは代替にまたはこれに代わり直接もしくは間接に発行される本債券のすべての爾後の所持人を拘束する。債券の要項もしくは信託契約に対するかかる修正は、本債権者が同意すると賛成投票を投じたか否とにかかわらず、また、かかる修正が本債券に表示されていると否とにかかわらず、確定的であり、すべての本債権者を拘束する。債券の要項もしくは信託契約に対する修正（不明確性を除去し、その不備のある規定を除去、訂正もしくは補充するための修正を除く。）の通知は、上記「11 公告の方法」の定めに従い、各本債権者に発せられるものとする。
- かかる修正の効力発生後に認証され交付される本債券はかかる修正に規定された事項につき、受託会社および共和国が承認する様式の表示を記載することができる。受託会社および共和国の判断により、かかる修正に合わせるために修正される新たな本証券は共和国が作成し、受託会社（または信託契約に基づき指名される認証代理人）が認証し、未償還残存する本債券と交換に交付することができる。
- 本債権者の投票もしくは同意は修正案の特定の形式を承認することを必要とせず、かかる投票もしくは同意がその内容を承認すれば十分とする。
- (f) 本債券の目的上、
- 「無留保事項」とは、留保事項を構成する修正以外の一切の修正をいう。
- 「未償還残存する」とは、本債券に関し、以下のものを除き、債券の要項および信託契約に基づき認証され、交付された本債券をいう。
- (i) そのときまでに受託会社により消却された、または消却のため受託会社に交付された、または再発行のため受託会社に保管されているが受託会社により再発行されていない本債券、
 - (ii) その条項に従い償還請求されている、または満期その他により支払期日が到来している、または元本（およびプレミアム（もしあれば））および利息の支払をなすべき共和国の債務が債券の要項に従い履行されている本債券、または
 - (iii) 本債券に代わりもしくはこれに代位して本債券および信託契約に従い、あるシリーズのその他の本債券が認証され交付されている当該本債券。

ただし、未償還残存する本債券の必要元本金額を有する本債権者が本項に基づく修正またはその他の行為もしくは指示に同意もしくは賛成投票したか否か、または「8 債権者集会に関する事項」に基づき集会が開催され開催される場合は、定足数の目的上、十分な所持人が出席しているか否かを判断するにあたり、共和国もしくは共和国のいずれかの公共部門機関により直接もしくは間接に所有もしくは支配されている本債券は除外され、未償還残存するものとはみなされないものとする。債券の要項においては、「公共部門機関」とは、アルゼンチン共和国中央銀行、共和国政府の部局、省もしくは機関、または共和国政府もしくは上記のものにより所有もしくは支配されている法人、信託、金融機関もしくはその他の団体をいい、また、公共部門機関に関し、「支配」とは、直接もしくは間接に、議決権ある有価証券の所有もしくはその他の所有持分等を通じて、法人、信託、金融機関もしくはその他の団体の経営陣を指示し、またはその理事会の過半数もしくは理事会に代わりもしくは理事会に加えてこれと類似の権限を行使するその他の者を選任もしくは指名する権限をいう。

受託会社がかかる修正またはその他の行為もしくは指示を信頼したことにより保護されるか否かを判断するにあたり、上記のような所有もしくは支配を受けていることを受託会社が知っている本債券に限り、上記のように除外されるものとする。ただし、さらに、本債券に影響する本項に基づく修正またはその他の行為もしくは指示に関する同意もしくは投票の勧誘に先立ち、共和国は受託会社に対して、共和国もしくは共和国のいずれかの公共部門機関により直接もしくは間接に所有もしくは支配されている本債券を特定する1枚もしくは複数の役員証明書を提出するものとする。

善意で質入されている、上記のような所有もしくは支配を受けている本債券は、質権者が当該本債券に関しそのように行為することができる自己の権利および当該質権者は共和国でも公共部門機関でもないことを受託会社が納得する証明をした場合、未償還残存するものとみなすことができる。

「留保事項」とは、

- (i) 本債券の元本(もしくはプレミアム(もしあれば))の支払もしくは利息割賦金の支払期日を変更する修正、
- (ii) 本債券の元本金額、本債券の満期の繰上げにより償還すべき当該元本金額の部分、その利率またはその償還時に支払われるプレミアムを減額する修正、
- (iii) 本債券に関する利息、プレミアムもしくは元本に関する支払がなされる貨幣もしくは通貨を変更する修正、
- (iv) 共和国が本債券を償還することが認められない期間を短縮するか、またはかかる修正前は共和国が本債券の償還を認められていない場合に、本債券の償還を認める修正、
- (v) 本債券もしくは信託契約を修正、変更もしくは補充するため、または本債券もしくは信託契約の定めに従いなされる請求、要求、授權、指示、通知、同意、権利放棄もしくはその他の行為をなすために必要とされる本債券者の投票もしくは同意の本債券の元本金額に対する割合を減少し、または本債券につき、「未償還残存する」という定義を変更する修正、
- (vi) 本債券につき追加額を支払うべき共和国の義務を変更する修正、
- (vii) 本債券の準拠法規定を変更する修正、
- (viii) 債券の要項の定めに従い、本債券に基づき本債券権者が提起する訴訟もしくは訴訟手続に関し、共和国がその管轄権に服している裁判所、ニューヨーク市マンハッタン区において委任代理人を指名し維持すべき共和国の義務、または共和国の免責特権の放棄を変更する修正、
- (ix) 本債券のエクステンジ・オファーに関連して、期限の利益喪失事由を変更する修正、
- (x) 本項の4に定める本債券の地位を変更する修正、または
- (xi) 受託会社に対して、すべての本債券権者に代わり、すべての本債券を共和国もしくはその他の者のその他の債務もしくは有価証券と交換もしくは代替させまたは転換する権限を付与する修正、
- (xii) 「4. 償還の方法(3)」に記載の共和国の約定に基づく共和国の義務またはかかる約定から生じる権利の修正、補完または放棄をいう。

第2【売出債券に関する基本事項】

該当事項なし

第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

現金による手取金はない。しかしながら、本債券に交換された対象証券は償還されることとなる。

第4【法律意見】

共和国の経済省法務担当次官により、以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (イ) 有価証券届出書およびその訂正届出書ならびにそれらの関東財務局長への提出は、共和国により正当かつ有効に授權されている。
- (ロ) 有価証券届出書で企図されているように本債券が、本債券に割当てられた対象証券との交換により、共和国に対しまたは共和国のために発行されたときは、日本国の法律に基づくその有効性を前提として、また、関連する大統領令が発せられることを前提として、本債券は有効に発行され、債券の要項に従った共和国の有効かつ法的拘束力のある債務となる。
- (ハ) 有価証券届出書中の共和国の法的事項の全記述は、すべて真実かつ正確である。
- (ニ) 有価証券届出書に記載されている本債券の公募は、共和国のいかなる法律または規則にも違反しない。

第5【その他の記載事項】

1. 共和国の紋章および名称が本債券に関する有価証券届出目論見書の表紙に記載される。
2. リスク要因

本エクスチェンジ・オファーに関するリスク要因

本エクスチェンジ・オファーに参加しないことのリスク

不履行状態にあり、かつ、申込みのなされない対象証券は無期限に不履行が続く可能性がある。

本エクスチェンジ・オファーに基づき交換されない不履行状態にある対象証券は、未償還で残存することになる。アルゼンチンは、本エクスチェンジ・オファーの終了後に未償還の不履行状態にある対象証券については、支払いを再開するための十分な資金を有しないことを予想している。したがって、申込者が不履行状態にあるその対象証券につき本エクスチェンジ・オファーに基づき申込みしないことを選択した場合、不履行状態にあるその対象証券につき将来、支払いを受けられる保証はない。

対象証券につき判決を取得し、またはこれを執行するため、アルゼンチンに対して訴訟を提起することを選択した場合、回収は困難である可能性がある。

アルゼンチンの歴史上、最悪の金融危機後においてその直面している制約に照らし、また、すべての申込者を公平に扱うためにも、アルゼンチンはその前回のエクスチェンジ・オファーに参加しなかった申込者がその不履行債権を行政、訴訟、仲裁およびその他の法的手続により回収しようとする試みに強く反対してきており、また、引き続き反対していく。申込者はアルゼンチンに対して支払命令、判決、仲裁判断またはその他の命令を取得することができたとしても、かかる支払命令、判決、仲裁判断またはその他の命令に基づき回収しまたはこれを執行することが困難である可能性がある。

本エクステンジ・オファーが完了した場合、交換されなかったいずれかのシリーズの対象証券の取引市場は流動性を欠くことになり、当該シリーズの対象証券の時価および申込者が対象証券を売却する能力は悪影響を受ける可能性がある。

本エクステンジ・オファーに従い申込みがなされ受諾されるすべての対象証券は、消却されることになる。本エクステンジ・オファーに基づくいずれかのシリーズの対象証券の交換および当該対象証券の消却はかかる事由がなければ取引所において取引されることのある当該シリーズの対象証券の元本総額を減少させることになる。これは本エクステンジ・オファーに従い交換されなかった当該シリーズの対象証券の流動性および時価に悪影響を及ぼす可能性がある。2005年前対象証券の流動性は本エクステンジ・オファーにより特に悪影響を受けることが予想される。その結果、申込者が本エクステンジ・オファーに参加しないことを選択した場合、申込者はその対象証券を売買することがさらに困難となり、また、その対象証券の時価は悪影響を受ける可能性がある。申込者が2005年前対象証券を保有している場合、その悪影響は最大となる可能性がある。

本エクステンジ・オファーに参加することのリスク

申込者は本エクステンジ・オファーの日程および条項について、対象証券につき申込みを行う前に理解しておくべきである。特に、申込者は本エクステンジ・オファーの条項はアルゼンチンに対して、その単独の裁量により、当該エクステンジ・オファーを終了もしくは延長すること、1または複数の法域において本エクステンジ・オファーを撤回もしくは変更することおよび対象証券の適法な申込みを拒絶することを許容していることに注意しなければならない。また、申込者は本エクステンジ・オファーに従い対象証券につき申込みを行ったときは、一定の限定された場合を除き、これを撤回することができないことに注意しなければならない。

本エクステンジ・オファーの条項はアルゼンチンに対して、その単独の裁量により、かつ適用法令の許容する最大限の範囲で、前期発表日または最終発表日（適用ある場合）後においても、特定の状況下において、当該エクステンジ・オファーを延長もしくは終了すること、1または複数の法域において本エクステンジ・オファーを撤回もしくは変更することおよび対象証券の適法な申込みを拒絶することを許容している。したがって、本エクステンジ・オファーに基づく対象証券の新証券との交換が、ある特定の法域においてまたはそもそも完了される保証はない。かかる交換が実現される場合であっても、それが本書に記載された日程および条項どおりに完了される保証はない。

特に、アルゼンチンは以下のいずれかの場合、前期決済期日または最終決済期日を延長もしくは延期し、前期発表日または最終発表日後に本エクステンジ・オファーを終了し、または決済手続をいかにようにも変更する権利を留保している。

- ・ 申し込まれる対象証券の消却を阻止し、アルゼンチンによるキャッシュ・オフリングに関するアルゼンチンに対する支払いを差押え、新証券を差押えもしくは差止め、新証券に基づく支払いを阻止しもしくは差押え、行政、訴訟または仲裁請求を含む申立ての放棄を阻止し、申し込まれる対象証券に関する、アルゼンチンに対する係属中の行政、訴訟または仲裁請求もしくはその他の法的手続きの終了を阻止し、申し込まれる対象証券に関するアルゼンチンに対する支払命令、判決、仲裁判断もしくはその他かかる命令の履行を阻止する目的で、または、本エクステンジ・オファーの目的を妨げる効果を有する何らかの裁判所の命令もしくは判決が下され、または何らかの訴訟手続きが開始された場合
- ・ アルゼンチンが、その単独の裁量により、かつ、適用ある法律、命令および規則により許容された範囲で、上記の延長、延期、終了または変更がアルゼンチンに対する裁判所の命令、判決または係属中の行政、訴訟、仲裁もしくはその他の法的手続きに照らして、アルゼンチンまたは本エクステンジ・オファーに参加しようとしている対象証券の申込者の最善の利益となるものと判断した場合。

対象証券の市場価格は申込みを行う申込者が本エクステンジ・オファーに従い対象証券につき申込みを行った後に変動する可能性がある。しかしながら、申込みを行う申込者は、申込みを撤回するまたは申込みを行った対象証券の譲渡を行うことができず(ただし、申込みを撤回することができる場合で現に申込みが撤回される限定的な場合はこの限りでない。)、したがって、かかる対象証券の市場価格の有利な変動による利益を享受することができなくなる。のみならず、申込みを行う申込者は前期決済期日または最終決済期日(適用ある場合)まで申込みを行う対象証券と引換に新証券を受取らないことになる。申込みを行う申込者はまた、前期申込期限から前期決済期日までの期間および期間満了日から最終決済期日までの期間(適用ある場合)はそれぞれ、少なくとも18暦日から42暦日となること、また、これよりも著しく長期となる可能性があることを認識すべきである。本エクステンジ・オファーの完了が遅延した場合、申込みを行った申込者は新証券を受取るために予期したよりも長期間待たなければならぬ可能性がある。その間、新証券または申込みを行った対象証券の譲渡を行うことができない(ただし、申込みを撤回することができる場合で現に申込みが撤回される限定的な場合はこの限りでない。)、本エクステンジ・オファーにおいて申込者が申込みを行い、アルゼンチンが受諾する対象証券は本エクステンジ・オファーが完了するまでは、第三者に対する譲渡が「遮断」されることになる。

新証券には確立した取引市場はなく、2005年元本削減債または2005年元本維持債と代替可能とならない。新証券が流通市場で売買される価格は不確定である。

各シリーズの新証券は確立した取引市場のない証券の新規発行である。本エクステンジ・オファーにおいて発行される元本削減債および元本維持債(アルゼンチン法に準拠する米ドル建またはペソ建元本削減債および元本維持債を除く。)はそれぞれ、2005年元本削減債および2005年元本維持債と代替可能とならない。ただし、それらの条項は対応する2005年元本削減債および2005年元本維持債の条項とほぼ同一となる。さらに、(i)本エクステンジ・オファーにおいて2005年元本削減債との交換により発行された元本削減債は、本エクステンジ・オファーにおいてその他の対象証券との交換により発行された元本削減債と代替可能とならない可能性が高く、(ii)本エクステンジ・オファーにおいて2005年元本維持債との交換により発行された元本維持債は、本エクステンジ・オファーにおいて他の対象証券との交換により発行された元本維持債と代替可能とならない可能性がある。アルゼンチンはインターナショナル・ジョイント・ディーラー・マネージャーから、新証券のマーケット・メイキングを行う意思がある旨の報告を受けているが、それらの会社はなんらそのような義務を負うものではなく、また、何の通知もなくいつでもこれを中止することができる。したがって、いずれかのシリーズの新証券の市場が形成されるであろうことも、また、かかる市場が形成された場合でも、一定の期間継続するであろうことも保証することはできない。いずれかのシリーズの新証券の活発な市場が形成もしくは継続されない場合、新証券の取引価格が悪影響を受ける可能性がある。アルゼンチンはルクセンブルグ証券取引所への新証券の各シリーズの上場申請を行っており、今後、ブエノスアイレス証券取引所への新証券の各シリーズの上場申請およびルクセンブルグ証券取引所のユーロMTF市場ならびにMercado Abierto Electrónicoにおける新証券の取引の承認申請を行う。しかしながら、かかる上場申請がなされた場合であっても、前期決済期日もしくは最終決済期日までにまたはそもそも承認されるかについていかなる保証もできない。

本エクステンジ・オファーへの参加は2005年対象証券の申込者にとって非経済的である可能性がある。

2005年対象証券の申込者にとっては、本エクステンジ・オファーは魅力的ではない可能性がある。アルゼンチンは、2005年対象証券の要項に基づき、すべての2005年対象証券の申込者に対して本エクステンジ・オファーへ参加する権利を提供しなければならない。しかしながら、本エクステンジ・オファーにおいて2005年前対象証券の申込者が受領する対価は、以下の理由により、ほぼすべての状況において、2005年対象証券の申込者が本エクステンジ・オファーに参加する場合にアルゼンチンに対して提供しなければならない2005年対象証券よりも価値が低い可能性がある。

- アルゼンチンは、(a)2005年前対象証券の保有者が、経過利息(および2009年12月15日におけるGDP連動証券の支払い)を、現金ではなくグローバル債の形式で受領する、および(b)2005年前対象証券の保有者が、GDP連動証券について、かかる証券の発行日から2008年12月31日までに生じた支払いを一切受領しないという事実を反映するために対価を調整する。
- 2005年対象証券の申込者は、現金による利息およびGDP連動証券の支払いを再投資できたのに対し、2005年前対象証券の申込者は、かかる再投資収益を得ることはできない。

- ・ 2005年前対象証券の申込者は、本エクステンジ・オファーに参加するために、インターナショナル・ジョイント・ディーラー・マネージャーに対して手数料を支払わなければならない。

これらの調整による最終的な影響として、本エクステンジ・オファーに参加することを選択する2005年対象証券の申込者の大多数は、引き換えに提供する2005年対象証券よりも総額の価値が低い新証券を受領する可能性がある。

本エクステンジ・オファーは財務条件に左右される。アルゼンチンが必要資金を調達できないため、または本エクステンジ・オファーに参加することを拒絶する申込者がキャッシュ・オフリングの手取金の差押えを求めたためにその計画するキャッシュ・オフリングを完遂することができない場合、アルゼンチンは本エクステンジ・オファーの決済を続行する義務を負わないことになる。

アルゼンチンは別の募集書類に基づき、キャッシュ・オフリングを行っている。本エクステンジ・オファーに応じない債権者の一部は、本エクステンジ・オファー（特にアルゼンチンのキャッシュ・オフリングによる手取金）に関し、資産の差押えを試みる意思を表明している。アルゼンチンがキャッシュ・オフリングの価格をつけることができない場合、または本エクステンジ・オファーに応じない債権者がキャッシュ・オフリングの手取金の差押えに成功するかまたはキャッシュ・オフリングの決済に干渉しようと試みた場合、アルゼンチンは、その単独かつ絶対的な裁量により、前期発表日もしくは最終発表日においてすでに申込みを受け付けているか否かに関わらず、本エクステンジ・オファーの終了を決定することができる。ただし、かかるいかなる終了も決済がすでに完了している交換に影響することはない。

本エクステンジ・オファーに参加しない対象証券の申込者は差止命令を求め、またはその他の法的救済を求めることにより本エクステンジ・オファーの進行もしくは完遂を妨げようとする可能性がある。

アルゼンチンは、本エクステンジ・オファーの完遂を差止その他の方法で妨げようという本エクステンジ・オファーに応じない債権者の試みにさらされる可能性があり、また、アルゼンチンは訴訟が本エクステンジ・オファーの目的を妨げる場合はこれを延期もしくは中止する可能性がある。

アルゼンチンは本エクステンジ・オファーに応じない債権者が本エクステンジ・オファーを差止め、阻止しもしくは遅延させる可能性のある措置を取らないであろうこと、または裁判所がエクステンジ・オファーを差止め、阻止しもしくは遅延させることはないであろうことを保証することはできない。申込者に対して、キャッシュ・オフリングに関する債権者の差押えの試みにより本エクステンジ・オファーが遅延または終了しないことを保証できない。アルゼンチンはキャッシュ・オフリングが無事に完了することを本エクステンジ・オファーの条件としている。アルゼンチンは本エクステンジ・オファーを阻止するためのこれらの試みおよびその他一切の試みに強く反対するつもりであるが、その成功については保証することはできず、また、アルゼンチンは訴訟が本エクステンジ・オファーの目的を妨げる場合はこれを延期もしくは終了する可能性がある。

アルゼンチンは米国、イタリアおよびドイツにおける訴訟を含め、債務不履行債券の未払金額を回収するための訴訟、仲裁請求およびその他の法的手続きの被告とされている。これらの訴訟の多くはアルゼンチンに不利な判決となっている。近年、判決債権者を含む債券交換の申出に応じない債権者は公的債務者（アルゼンチン、ペルーおよびニカラグアを含む。）に対して、提案される債務交換を阻止し、またはこれらの公的債務者がなす支払い、特に債務再編に同意し、債券交換の申出において新規証券を受入れている債権者に対しての支払いを差止めまたは阻止するため、訴訟を利用している。債権者が、計画された本エクステンジ・オファーの決済またはその後の新証券に基づきアルゼンチンにより行われるべき支払いに干渉できないという保証はない。

本エクステンジ・オファーに従い対象証券につき申込みを行うことにより、申込者は訴訟において請求を行う権利を含め、アルゼンチンに対する重大な権利および利益を断念し、放棄することになる。

本エクステンジ・オファーに従い対象証券につき申込みを行う申込者は自己が申込みを行った対象証券に関する（集団代表訴訟の構成員としてまたは個人としての）請求を行う権利を含め、適用ある法律により最大限許容された範囲において、重大な権利および利益を断念し、放棄することになる。申込者はまた、自己が申込みを行った対象証券に関するアルゼンチンに対する訴訟手続を終了し、かかる訴訟手続において取得されるアルゼンチンに対する支払命令、判決、仲裁判断またはその他かかる命令を強制執行する権利を放棄することに合意し、交換が申込みされる対象証券に関して支払命令、判決、仲裁判断またはその他かかる命令のアルゼンチンによる完全な履行を成すともみなされることに合意し、また、自己が申込みを行った対象証券に関し付与される一切の権利および判決前差押え、判決の強制執行のための差押えまたはアルゼンチンの財産またはその他の権利を阻止するその他一切の措置によりかかる申込者のために差押えられる資産につき権利放棄しなければならない。さらに、申込者は対象証券に関し、第三者との間にエクステンジ・オファーへ参加する能力に影響を及ぼす、または追加的な時間を必要とする可能性のある、契約上の又はその他の関係を有している可能性がある。かかる場合、申込者は、本書に記載される条項に基づき、エクステンジ・オファーに参加するために、かかる関係を終了するか否かおよびどのような方法で終了するかを考慮しなければならない可能性がある。申込者が本エクステンジ・オファーへの参加の条件として行うものとみなされることとなるすべての承認、表明、保証および約束については上記の「2 募集要項 募集日程、元本維持債オプションの割当ならびに交換手続き（4）交換手続き（c）対象証券の申込みに関する表明、保証および約束」を、また、追加書類の作成を含め、申込者の対象証券がアルゼンチンに対する未決の支払命令、判決、仲裁判断またはかかるその他の命令、アルゼンチンに対する係属中の行政、訴訟、仲裁またはその他の法的手続の目的とされ、「遮断指図」または譲渡に対するその他の制限に従うべきものとされている場合に要求されることのある特別の手続に関する情報については「2 募集要項 募集日程、元本維持債オプションの割当ならびに交換手続き（4）交換手続き（d）未決の判決または係属中の法的手続きの目的とされた対象証券のための特別の手続き」を参照のこと。

アルゼンチンは外国の主権国家であり、したがって、アルゼンチンに対して判決を取得しまたは強制執行することは困難である可能性がある。さらに、アルゼンチンは一定の法域において国家主権による免責特権を放棄しているが、この放棄にも重大な例外がある。

アルゼンチンは外国の主権国家である。したがって、アルゼンチンはニューヨーク市マンハッタン区所在の米国の州または連邦裁判所（ニューヨーク州法に準拠する新証券の場合）、英国の裁判所（英国法に基づき発行された新証券の場合）およびアルゼンチンの裁判所（すべての新証券の場合）の管轄権に取消不能の形で服しているが、申込者または新証券の受託会社がアルゼンチンに対してかかる裁判所またはその他から判決を取得しまたは強制執行することは困難である可能性がある。

さらに、アルゼンチンは適用法令（外国免責特権法を含む。）により最大限許容された限度で、上記裁判所のいずれかの裁判管轄の免責、判決前の差押え、判決の強制執行またはその他の訴訟手続もしくは司法上の救済につき、取消不能の形で権利放棄を行っているが、かかる権利放棄には重大な例外がある。さらに、アルゼンチンは米国の連邦証券法もしくは州の証券法に基づきアルゼンチンに対して提起された訴訟において、外国免責特権法に基づく国家主権免責を主張し、アルゼンチンが裁判管轄権に服することおよびアルゼンチン国立銀行の送達代理人としての選任ならびに免責特権の放棄はこれらの訴訟を含まないと主張する可能性がある。

アルゼンチンは申込みを行う申込者がその申込みを行い、また、適用ある場合、申込みを撤回するための一定の手続を定めている。この手続の中で決済機構、直接参加者もしくは保管会社が犯す過誤または決済機構のシステムの停止の結果、申込者が自己の対象証券の申込みもしくは撤回ができなくなる、または申込者による新証券の受領が遅滞する可能性がある。

決済機構、関連決済機構の直接参加者および保管会社の過誤は、申込みを行った申込者の新証券の受領能力を害する可能性がある。申込者が対価合計を受取るためには、いずれの場合も、（元本削減債オプションを選択する大口債権者である場合）前期申込期限の午後5時（ニューヨーク市時間）までにまたは（その他すべての場合）期間満了日に申込みに関し正しく入力された申込者の交換申込書がアルゼンチンにより受領されなければならない。さらに、申込者の申込みが有効となるためには、

- ・ 交換代理人は正しく入力された申込者の交換申込書を当該決済機構より適用ある場合、前期申込期限の1もしくは2営業日以内または期間満了日の3営業日以内に受領しなければならない場合があり、また
- ・ 申込者の対象証券がアルゼンチンに対する係属中の行政、訴訟、仲裁またはその他の法的手続きもしくは強制執行手続きの対象とされ、アルゼンチンに対する未履行の支払命令、判決、仲裁判断またはかかるその他の命令の対象とされ、または「遮断指図」もしくは譲渡に対するその他の制限に従うべきものとされている場合、申込者は必要とされるすべての追加書類の提出を含め、すべての特別の手続きを適用ある期日までに履行しなければならない。

したがって、申込者が自己の保管会社もしくはその他証券仲介機関と接触し、情報を提供した後は、申込者の交換申込書および必要とされるその他のすべての書類が適切にかつ適用ある期限までに提出されるためには、かかる機関ならびに当該直接参加者および決済機構が必要な措置を講ずることに依存しなければならないことになる。この間、いくつかの仲介機関が介在する可能性がある。この交換手続きに係る個人もしくは団体が申込者の申込みの提出にあたり過誤を犯す可能性がある。のみならず、極めて大量の対象証券が未償還であり、また、これら対象証券につき、極めて多数の申込者が存在している。対象証券の申込者の相当割合が本エクスチェンジ・オファーにおいてその有する対象証券につき申込みを行った場合、決済機構は申込みを行う申込者による申込みの処理またはかかる申込者に対する新証券の交付につき、著しい遅滞、またもしかするとシステムの停止に陥る可能性がある。かかる過誤、処理の遅滞もしくはシステムの停止の結果、申込者の交換申込書(および/または関連書類)の提出が不適切に行われ、あるいは関連する期限後に届くか、あるいはまったく届かない、またはその新証券の交付が著しく遅滞するという可能性もある。

アルゼンチンが撤回権を付与し(一定の限られた場合に限り付与することになる。)、申込者がこの権利を行使しようとする場合は、申込者の正しく作成された撤回通知が交換代理人により、所定の期間内に受領されなければならない。撤回通知の提出は当該申込者の交換申込書が提出されたのと同じの証券仲介機関、直接参加者および決済機構を経由して行われなければならない。この撤回手続きに係る個人もしくは団体が申込者の撤回通知の提出にあたり過誤を犯し、そのため、申込者が申込みを撤回できなくなる可能性もある。

アルゼンチン、グローバル・コーディネーター、インターナショナル・ジョイント・ディーラー・マネージャー、情報取扱代理人および交換代理人のいずれもかかる過誤またはその他の、決済機構、直接参加者もしくは保管会社によるかかる申込みもしくは撤回手続の不遵守について責任を負うことはない。

申込者は対象証券の申込みを行うにあたり(申込者が対象証券を主決済機構以外の決済機構を通じて保有している場合)、また対象証券を保有するにあたり(申込者が新証券を主決済機構以外の決済機構に開設した口座において保有しようとする場合)、遅延、不便宜およびその他の不都合を被る可能性がある。

アルゼンチンは主決済機構との間でこれらの決済機構に対して、交換申込書を申込みを行う申込者に代わり交換代理人に直接交付することを認める特別な取決めを締結している。申込者が対象証券を本エクスチェンジ・オファーにおける申込みにつき授權を受けていない決済機構を通じて保有している場合、申込者はその対象証券につき申込みを行うためには特別の手続きに従わなければならない。申込者は適用される手続きおよび期限につき自ら把握することを要し、その対象証券の申込みを行うにあたり遅延、不便宜もしくはその他の不都合を被る可能性がある。

さらに、申込者が新証券を主決済機構以外の決済機構における口座に保有しようとする場合、申込者はその新証券を受領するためには特別の手続きに従わなければならない。その新証券を受領するにあたり遅延、不便宜もしくはその他の不都合を被る可能性がある。

新証券に関するリスク要因

GDP連動証券に関するリスク

GDP連動証券の支払いは予測不能な要因に依存し、GDP連動証券につき、将来、追加の支払いがなされない可能性がある。

GDP連動証券には元本支払いはなく、GDP連動証券に基づくすべての支払いはアルゼンチンの国内総生産の実績（「元本削減債および元本維持債12その他（9）GDP連動証券の要項」に記載される。）に連動している。GDP連動証券につき支払いがなされるためには、一定の基準が達成されなければならない。特に、ある年度において支払いがなされるためには、当該年度におけるアルゼンチンの実際の実質国内総生産が定められた金額および年間成長率を上回らなければならない。アルゼンチンの国内総生産の過去の実績は将来の実績を示さない可能性があり、この支払いのための条件が毎年満たされる、またそもそも満たされることになるかは明確でない。加えて、GDP連動証券の存続期間中の支払総額はGDP連動証券の支払上限額を上回ることができず、また、GDP連動証券はその支払上限額に達した年度において満了したものとみなされることとなる可能性がある（「元本削減債および元本維持債12その他（9）GDP連動証券の要項」に記載される。）。さらに、アルゼンチンの正式な財務および経済の情報および統計、とりわけ国内総生産の計算もしくは編集の相違が、GDP連動証券の価値または収益率の評価に影響を及ぼす可能性もある。特定の財務、経済およびその他の情報は、中央銀行およびその他の政府組織による定期的な見直しの結果この後、新たなまたはより正確な情報を反映するために著しく改訂される可能性があり、アルゼンチンは支払後におけるその国内総生産の計算の変更を理由に、GDP連動証券の所持人に対してすでに支払われた金額を調整することは要しない。

一定の事情がGDP連動証券の時価を害する可能性がある。

GDP連動証券に基づき支払われる金額は部分的にアルゼンチンの国内総生産の実績に基づいている一方で、ある年において支払われるその金額（もしあれば）はその他の多くの要因にも依存することになる。したがって、市場がこの種の証券に基づく将来における一連の支払いを正確に予測することは困難あるいは不可能であり、その結果、GDP連動証券がこの将来における一連の支払いの価値を著しく下回る価格で売買される可能性があり、また、アルゼンチンの国内総生産の水準の変動がこれに見合うGDP連動証券の市場価格の変動に至るとは限らない。GDP連動証券に基づく支払いはペソで計算されるため、その支払いがペソ以外の通貨で行われなければならない場合であっても、ペソ以外の通貨建のGDP連動証券の所持人は通貨換算リスクに直面する可能性がある。このような要因のため、GDP連動証券を売買することは困難となる可能性があり、また、GDP連動証券の市場価格は悪影響を受ける可能性がある。

アルゼンチンに関するリスク要因

アルゼンチンの公式の金融ないし経済的データが今後の中央銀行またはその他の政府機関によるこれらデータの再検討の結果修正される場合、アルゼンチンの公債返済能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

本書において示されている一定の金融およびその他の情報は今後、アルゼンチンの公式の金融ないし経済統計の定期的な再検討の結果、新規またはより正確なデータを反映するため、大幅に調整もしくは修正される可能性がある。かかる修正は、特定の日現在のアルゼンチンの経済ないし金融の状況が本書記載の状況と著しく異なることを示すことがある。アルゼンチンはかかる調整もしくは修正が本エクステンジ・オファーに基づき新証券を受取る申込みを行う申込者を含め、アルゼンチンに対する債権者の利益に重大な悪影響を及ぼさないという保証を与えることはできない。

意見の不表明

共和国、インターナショナル・ジョイント・ディーラー・マネージャー、情報取扱代理人、交換代理人、ルクセンブルク交換代理人または日本における証券会社のいずれも、本エクスチェンジ・オファーの条件が公正であるかどうかについていかなる意見も表明していない。さらに、申込者が対象証券を提供するのに用いるいかなる決済機構も、本エクスチェンジ・オファーの条件が公正であるかどうかについていかなる意見も表明していない。共和国、インターナショナル・ジョイント・ディーラー・マネージャー、情報取扱代理人、交換代理人またはルクセンブルク交換代理人のいずれも、対象証券の申込者が本エクスチェンジ・オファーにしたがい交換に応じること、あるいは応じないことを推薦するものではなく、何人も、共和国、インターナショナル・ジョイント・ディーラー・マネージャー、情報取扱代理人、交換代理人またはルクセンブルク交換代理人によってそのような推薦を行う権限を付与されていない。申込者は、対象証券を新証券と交換するか、あるいは交換しないでおくかどうかにつき、あるいは対象証券を提供する場合には、提供すべき対象証券の元本金額を自ら決定しなければならない。

第二部【発行者情報】

注(1) 本書中、「アルゼンチン」、「共和国」、「国」または「政府」とは、アルゼンチン共和国を意味する。

(2) 表示通貨

別途記載がない限り、本書において「ドル」および「米ドル」はアメリカ合衆国の通貨をいい、「ユーロ」は欧州連合の通貨のことをいい、「ペソ」とはアルゼンチンペソをいう。政府はその経済指数およびその他の統計のほとんどをペソで公表している。1991年4月1日から2002年1月6日までは、この期間の実勢レートであったドルとペソの為替レートが1対1であったため、経済指数を反映するために表示された金額は米ドルでもペソでも同一であった。中央銀行はペソの価値の変動を最低限におさえるために随時通貨為替市場において米ドルの売買を行っているが、現在、ペソは他通貨に対し変動している。特定の期間のペソ金額の流れを反映した数値には、当該期間の米ドル・ペソ平均為替レートが使用されている。特定の日付現在の金額を反映した数値には、当該日に適用された為替レートが使用されている。

2010年2月28日、中央銀行が報告した為替レートは1米ドル当たり3.86ペソであった。

ペソの米ドルへの換算を含む通貨換算は、読者の便宜のためにのみ含まれており、当該金額が特定のレートでまたはいずれのレートでも、特定の通貨に、交換された、交換されえまたは交換されうとの表明であると解釈するべきものではない。

別途記載がない限り、価格および数値は、表示通貨の現在の価額で記載されている。

以下の表は、記載される日付および期間の、中央銀行が発表したペソ/米ドルの平均および期末為替レートを示す。

	1米ドル当たりのアルゼンチンペソ ⁽¹⁾			
	最高	最低	平均	期末
2004年.....	3.07	2.80	2.94	2.97
2005年.....	3.05	2.86	2.92	3.03
2006年.....	3.11	3.03	3.07	3.07
2007年.....	3.18	3.06	3.12	3.15
2008年.....	3.45	3.03	3.16	3.45
2009年.....	3.85	3.45	3.73	3.80
2010年	3.87	3.79	3.83	3.86
1月.....	3.82	3.79	3.80	3.82
2月.....	3.87	3.83	3.85	3.86

(1)中央銀行の相場

(3) 会計情報の表示

本書中に表示の全ての年度情報は、別途記載がない限り、1月1日から12月31日までの期間に基づいている。本書中、表中の個々の数字が四捨五入されている場合、合計は数字の総和と必ずしも一致しない。

本書中の一部の統計情報は、暫定的な性質のものであり、本書日現在、政府が容易に入手可能な直近の信頼できる情報を反映している。中央銀行、経済財政省およびその他の政府機関は、かかる統計の最初の発表の後、アルゼンチンの公式な金融および経済統計の見直しを行う。かかる見直しは、情報の対象となる期間に応じて、定期的に行われる。年間の数字は年に一度見直され、四半期の数字は四半期に一度見直され、月間の数字は月に一度見直される。その結果、本書中の一部の金融および経済情報は、新しいまたはより正確な情報を反映するためにまたはアルゼンチンの金融および経済情報の現行の見直しに従い、その後、調整または修正されることがある。政府は、この見直しプロセスが実質的に、その他の先進工業国の慣行と同様のものであると信じている。政府は、重大な修正を行わないという保証はできないが、本書中の情報の修正が重大なものになるとは予測していない。本書中の特定の金融および経済情報は、また、他の情報源により提供される情報とは重大な差異がある可能性がある。

INDEC

2007年1月末、制定法上、全国的な公式統計を公表する権限を有するアルゼンチンで唯一の機関であるINDECは結果として論争を引き起こすこととなった組織改革の手続きを実施した。一部の民間アナリストは、INDECにより公表されたインフレ情報（および、貧困およびGDP予測など、インフレ情報の影響を受けるその他の経済データ）に異議を唱えた。民間のアナリストおよび非政府系の情報源は、INDECにより公表されたインフレ予測およびその他の統計データと大幅に異なる（そして高いインフレ予測を示す）予測やデータを公表することがある。

CPIの計算にあたり、INDECは、以下の分野における多数の歪みと欠陥を是正するために導入する必要がある変更を明らかにした。

サンプルとして抽出された企業の多くが、当該地域で発生した社会経済的变化にかかわらず、中堅から中堅企業上位の範囲に集中していた。

品目の物価を特定するために用いられた仕様および特性が、より高級な製品ならびにより高級な店舗および販売拠点に偏る傾向にあった。

季節性製品がCPIの計算の歪みを誘発した。

かかる方法上の最新化に対応するため、INDECは情報収集および情報処理の方法に以下のような多数の変更を加えた。

財貨およびサービスのバスケット：CPI計算のために用いられる財貨およびサービスのバスケットは、818品目から440品目に削減された。

サンプル抽出：2008年5月以前、INDECは、ブエノスアイレス市および大ブエノスアイレス圏のデータと併せて7州（コルドバ、サンタフェ、サンルイス、ツクマン、カタマルサ、メンドザおよびブエノスアイレス）からCPI情報を収集していた。多様な州からCPIの数値を集めることは、州間で方法が異なるため、一貫性と信頼性を大きく欠く結果につながる事が多数の研究で明らかにされたので、2008年5月以降、INDECは大ブエノスアイレス圏のみについてCPIを計算した。バスケット、記録方法および価格設定品目について州の間で一貫性がなく、このことが整理統合の深刻な障害となった。かかる各CPIが他と比較できるよう保証する目的で、INDECは、各州が各々のCPIを有することができるようアルゼンチンの各州と協働している。

2009年に政府は、INDECによる1999年以降の消費者物価指数の推定方法の適用および正確さを分析するために、特定のアルゼンチン公立大学の代表からなる協議会を創設した。

2007年以降のインフレ統計は、INDECの最新の方法に基づき作成されてきた。INDECがインフレ統計を再度発表することはない。従って、申込者はインフレ統計および年次傾向の評価においてこのことを考慮すべきである。

「(2)経済 - (c) - インフレーション」を参照のこと。政府はGDP算出の基準年度として1993年を使用しており、選択された経済部門にその相対的重要性を反映させるために異なる重点を置いている。政府のGDP算出方法は、国際通貨基金（「IMF」）により推奨されている国際統計基準に適合している。かかる方法に基づき、アルゼンチンの経常収支は、非居住者に関する経済活動を含み、事業、技術および個人サービスに関する見積りを組み込み、民間部門事業の収支バランスを含む様々な情報源を利用している。この方法に従ったアルゼンチンの資本勘定は、アルゼンチンの事業への非居住者による投資ならびに銀行預金および投資ポートフォリオの見積りを含む。

債務表示

記載されている場合を除き、本書において提示される債務金額には、2005年債務交換において交換対象であったが提出されなかった有価証券に関する債務不履行債務を含まない。2005年債務交換において交換対象であったが提出されなかった有価証券に関する債務不履行債務は、2008年12月31日現在で総額約290億米ドルであり、2009年12月31日現在ではこの金額は総額約298億米ドルであり、それは以下により構成されていた。

支払期日到来元本金額である153億米ドル

支払期日到来利息金額である97億米ドル

支払期日未到来元本である48億米ドル

本書においては、支払非継続債務に関する期日到来利息金額に遅延利息は含んでいない。アルゼンチンはその公的債務に関連する遅延利息の統計を維持または公表しない。それでも、アルゼンチンは2009年12月31日現在、その支払非継続債務にかかる遅延利息の金額が総額約23億米ドル、未交換債務にかかる遅延利息の金額が総額約1億1,000万米ドルになると予測している。アルゼンチンの支払非継続債務の約5.3%にかかる遅延利息の金額を予測する統計は入手できない。

(4) データの公表

アルゼンチンは、利用加盟国の情報の適時性と質を改善するために考案されたIMFの特別データ公表基準（「SDDS」）の利用国である。SDDSは利用加盟国に、事前に、データが発表される日付、いわゆる「アドバンス・リリース・カレンダー」を示すスケジュールを提供することを要求している。アルゼンチンに対し、SDDSに基づくデータ発表の正確な日付または「締切り日」は、事前にインターネット上で、IMFの公表基準掲示板のもとに発表される。アドバンス・リリース・カレンダーを通して公表される。統計の編集の透明性を高めるための全てのメタデータの方法論の要約もまたインターネット上で、IMFの公表基準掲示板のもとに提供される。インターネットのウェブサイトは<http://dsbb.imf.org>に表示される。政府または政府に代り活動するいかなる機関も、本書に関して、ウェブサイト上に含まれる情報に対しいかなる責任も認めず、その内容は参照により本書に組込まれることを意図しない。

(5) 将来の見通し

将来の見通しの記述は、歴史的な事実ではなく、政府の意見および予測についての記述を含むものである。この記述は、アルゼンチンの現状の計画、見積りおよび予測に基づいている。したがって、これに不当な信頼を置くべきではない。将来の見通しの記述は、その記述が作成された日現在のみを物語っている。アルゼンチンは、そのいずれも新たな情報または将来の出来事に照らして更新する義務を負っていない。

将来の見通しの記述には、固有のリスクおよび不確実性を内包する。多くの重要な要因により、実際の結果が将来の見通しに含まれるそれとは大幅に異なるものとなる可能性がある。本書に含まれる情報は、そうした違いをもたらし得る重要な要因を特定する。かかる要因には以下のものを含むが、それに限られない。

不利な外部的要因、外国投資の減少、（商品価格を含む）国際価格の変動、国際的な高金利およびアルゼンチンの貿易相手国の景気後退および経済成長の低迷などである。外国直接投資の減少は、アルゼンチン経済から経済成長に必要な資本を奪うこととなる可能性がある。国際価格の変動および国際的な高金利は、アルゼンチンの経常収支の赤字と歳出を増大させる可能性がある。アルゼンチンの貿易相手国の景気後退および低経済成長はアルゼンチンからの輸出を減少させ、アルゼンチン経済の収縮を引き起し、間接的に租税歳入およびその他の公的部門歳入を低下させ国家財政に悪影響を及ぼす可能性がある；

不利な国内要因、国内インフレの増進、国内の高金利および為替レートの不安定性などである。こうした要因それぞれが、経済成長の低下に繋がる可能性がある；および

その他の不利な要因、気候および政治的事象、国際的および国内の敵対行為および政治的不透明性などである。

第1【募集(売出)債券の状況】

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	会計年度末の未償還額 (注1)	グローバル・ エクスチェン ジ・オファ ー交換元本額 (注2)	2005年6月2日 現在残余 未償還額	上場証券取引所名又は 登録証券業 協会名
第4回 アルゼンチン 共和国 円貨債券(1996)	1996年12月	500億円	0円	500億円	46,145百万円	3,855百万円	
第5回 アルゼンチン 共和国 円貨債券(1999)	1999年12月	200億円	0円	200億円	19,500百万円	500百万円	
第6回 アルゼンチン 共和国 円貨債券(2000)	2000年6月	600億円	0円	600億円	56,337百万円	3,663百万円	
第7回 アルゼンチン 共和国 円貨債券(2000)	2000年6月	615億円	0円	615億円	58,815百万円	2,685百万円	

(注1) 債務不履行による支払期日到来元本金額を含む、2001年12月24日以降、政府はアルゼンチンの公債の大部分につき支払を停止した。2003年12月31日現在、この債務に対する支払期日到来元本支払債務は総額180億米ドル、および支払期日到来利息支払債務は総額100億米ドル(利息に対する利息を含まない。)であった。

政府は、多国間公式融資機関、その国家保証借入のペソ化に同意した債権者、政府の債務支払停止の発表以降に発行された特定の新規債券の所持人および他の特定の範疇の公債に対してのみその債務の履行を継続してきた。

(注2) 2005年1月から2月にかけて債務再編に向け全世界で同時に新債券への転換のためのグローバル・エクスチェンジ・オファアが実施された。4つの円貨債券全体で94.41%に相当する額の債券がオファアに応じ2005年6月2日に新債券が発行された。

債券の名称	発行年月	券面総額 (注3)	償還額	会計年度末の 未償還額 (注3)	上場証券取引所名 又は 登録証券業協会名
第8回 アルゼンチン共和国 円貨債券 (元本維持債)(2005)	2005年6月	21,037,843,000円	0円	21,037,843,000円	
第9回 アルゼンチン共和国 円貨債券 (元本削減債)(2005)	2005年6月	5,840,497,000円	0円	5,840,497,000円	
アルゼンチン共和国 ユーロ建 元本維持債券	2005年6月	147,277,790ユーロ (注4)	0ユーロ	147,277,790ユーロ	
アルゼンチン共和国 ユーロ建 元本削減債券	2005年6月	126,955,795ユーロ (注4)	0ユーロ	126,955,795ユーロ	
アルゼンチン共和国 アルゼンチンペソ建 元本維持債券	2005年6月	43,095,752 アルゼンチンペソ (注4)	0アルゼン チンペソ	43,095,752 アルゼンチンペソ	
アルゼンチン共和国 アルゼンチンペソ建 元本削減債券	2005年6月	597,170,905 アルゼンチンペソ (注4)	0アルゼン チンペソ	597,170,905 アルゼンチンペソ	
アルゼンチン共和国 アルゼンチンペソ建 準元本維持債券	2005年6月	6,406,482 アルゼンチンペソ (注4)	0アルゼン チンペソ	6,406,482 アルゼンチンペソ	

(注3) 金額は当該債券の当初名目金額である。

(注4) ペソ建債は、一般に非居住者により交換、保有され、ユーロ建債は、居住者・非居住者により交換保有されているものとみられるが、居住者のみの正確な統計はないため、ユーロ円債と交換された当該債券の総額を記載する。

第2【外国為替相場の推移】

(1)【最近5年間の会計年度(又は事業年度)別為替相場の推移】

ユーロ（以前はECU）と日本円との為替相場は、日本国内において時事に関する事項を掲載する2紙以上の日刊新聞紙に最近5年間の会計年度において掲載されているため、記載を省略する。

アルゼンチンペソと日本円との為替相場は、日本国内において発表されているものはない。アルゼンチンペソの米ドルとの為替相場については、後記「(3)貿易及び国際収支 - (B) 対外貿易と国際収支の最近の傾向 - (d)外国為替市場および外貨準備の動向」を参照。

(2)【最近6月間の月別為替相場の推移】

記載を省略

(3)【最近日の為替相場】

記載を省略

第3【発行者の概況】

1【発行者が国である場合】

定義

本書中、「政府」という場合はすべて、アルゼンチン中央銀行（「中央銀行」という。）を除いたアルゼンチン連邦政府の非金融部門をさすものとする。

以下に記載の用語は、本書中以下の意味を有する。

国内総生産（GDP）とは、関係する期間中にアルゼンチンで生産された最終生産物およびサービスの総価値をいう。

「輸入高」は、（i）対外貿易をみる目的では、商品のアルゼンチンへの通関時にアルゼンチン税関に申告された費用、保険料および運賃を含むベース（「CIFベース」）の統計および（ii）国際収支勘定の目的では、所定の出国場所において収集された本船渡し（「FOBベース」）の統計に基づいて算出される。

「輸出高」は、（i）対外貿易をみる目的では、商品がアルゼンチン国外に出る際にアルゼンチン税関に申告されたFOBベースの統計および（ii）国際収支勘定の目的では、収集されたFOBベースの統計に基づいて算出される。

「インフレ率」は、経済における製品およびサービスの価格の変動率に関する全体的な指標を提供する。「インフレ率」は、別途定める場合を除き、通常2つの期間の間の消費者物価指数（「CPI」）の変動率によって測定される。特定の日ににおけるCPIの年間変動率は、当該日の指数と12か月前の日の指数との比較により算定される。CPIは、ブエノスアイレス市および大ブエノスアイレス圏の24地区における家計の消費パターンを反映する加重された消費財およびサービスのグループにつき、月次平均を用いて算定される。政府は卸売物価指数（「WPI」）の統計も集計している。特定の日ににおけるWPIの年間変動率は、当該日の指数と12か月前の日の指数との比較により算定される。WPIは、製造業者または輸入業者の工場または搬入地点での価格の変動を反映する財貨のグループを基準とする。CPIは、最終消費者に対する製品およびサービスの価格水準の変動を測定するものである。CPIにより、特定の時期の特定の地域における消費に典型的な特定の財貨およびサービスのバスケットにおける価格変動のみを追跡することができる。このためCPIは、消費者の嗜好の変化を考慮しないことから、生計費指数と比較することはできない。

本書中に記載されるインフレに関するデータは、国家統計センサス局（*Instituto Nacional de Estadísticas y Censo*）（「INDEC」）が公表するデータに基づいていることに留意すべきである。制定法により、INDECは全国的な公式統計を発表する権限を有するアルゼンチンで唯一の機関とされている。INDECは、広大な領土および膨大なデータ量を網羅する業務上の資源を有する唯一の組織であるとみなされている。2008年5月、INDECは1999年から2008年4月までのCPIを計算するための基準年を更新した。かかる更新の結果、財貨およびサービスのバスケットの変更、かかる財貨およびサービスの各々の関連加重の最新化ならびに青果物および衣類といった季節性の影響を受ける品目の専用のバスケットの導入につながった。したがって当該日以降、インフレに関するデータは、「会計情報の表示」および「(2)経済 - (c) - インフレーション」に記載の最新化された方法を用いてまとめられている。

WPIの基準年は1993年である。WPIとCPIの方法に関する多数の相違の中でも、WPIはそのバスケットの中にサービスを含み、全国レベルの物価を測定し、輸入品を含む財貨を網羅している。

本書に含まれるデータの一部は、*Coeficiente de Estabilización de Referencia* (CER) または *Coeficiente de Variación Salarial* (CVS) に基づいてインフレ調整済みである。CERは、ペソ建ての価値が消費者物価上昇に対して指数化された計算単位である。CERを基準とした金融商品の名目価額はCERにより調整された価額に換算され、金融商品の金利はCERによる調整済みの残高について算定される。CVSは、ペソ建ての価値が公共および民間部門の賃金指数の増減に基づいて決定される計算単位である。CVSを基準とした金融商品の名目価額はCVSにより調整された価額に換算され、金融商品の金利はCVSによる調整された残高について算定される。

「失業率」とは、測定日の前週において少なくとも報酬を得て1時間以上または報酬を得ないで15時間以上労働していないアルゼンチンの労働力人口の百分率を示す。「労働力人口」とは、測定日の前週において少なくとも報酬を得て1時間以上または報酬を得ないで15時間以上労働したアルゼンチンの主要都市部の人口および失業中であるが積極的に職を求めている人口の合計をいう。

「不完全就業率」とは、測定日の前週において労働時間が35時間未満で、さらに労働を望んでいるアルゼンチンの労働力人口の百分率を示す。

いずれかの特定日現在において、「不履行債務」とは、アルゼンチンが、当該日現在、元本または利息およびいかなる支払期日到来元利金支払債務の支払も行っていないすべてのアルゼンチン公的債務をさす。

「支払非継続債務」(non-performing debt) とは、2001年12月に政府により宣言された支払停止の正式な対象とされたアルゼンチンの公的債務をさし、2005年債務交換の適用対象であったが交換されなかった証券(「未交換債務」)に関する不履行債務は除く(表紙中の「注(3) 会計情報の表示 債務表示」を参照のこと。)。アルゼンチンの支払非継続債務は、支払期日が到来した元利金の支払債務などのアルゼンチンがいかなる特定の日現在でも債務不履行に陥っているすべての公的債務(未交換債務を除く。)を包含している。支払非継続債務には(i)正式には債務支払停止の対象とされているにもかかわらず、政府が、場合に応じ(例えば75歳以上の年配市民向けなど)極端に必要性が高い場合、または必要不可欠なサービスの提供が脅かされる時など)、支払を継続してきた一定の債務、および(ii)一定の企業による租税債務の前払いにより生じた一定の債務も含む。こうした租税の前払いは政府に対する支払金額の請求権を発生させていた。政府は、こうした請求権をアルゼンチンの追加公的債務であると考えており、また政府勘定においてそのように取扱っている。こうした請求権は、しかしながら、前払いを発生させた租税債務が実際に支払われることとなる時に履行され、その時には租税債務は消滅する。従って、正式には支払を停止されているが、この請求に関する政府の義務は債務不履行には陥っていない。

「未交換債務」とは、2005年債務交換において対象であったが交換されなかった証券に関する不履行債務をいう。2005年債務交換の後、政府は未交換債務を通常の債務とは別の区分に分類した。これは、アルゼンチンが法的または財政的に未交換債務を支払う状況になく、未交換債務の保有者がアルゼンチンの2005年の再編オファーに参加しなかったのでアルゼンチンがかかる債務をまだ再編されていない支払継続および支払非継続債務を包含することを意図していた統計データに引き続き含めることを適切とみなさなかったからである。かかる分類は概して、アルゼンチンの債務持続加納性目標、2005年債務交換の要項（これに従い、申込みを行う本債権者は、未交換債務の保有者がより有利な待遇を受けないという契約上および法的な保証を受領した。）およびロック法の条項（議会の承認なしに2005年債務交換を再開することを行政に認めない。）に合致していた。

「支払期日到来債務」（past-due payment）または「延滞債務」（payment in arrear）とは、アルゼンチンの支払非継続公債につき支払期日が到来した元本または利息の支払債務をいう。

「2005年債務交換」は、2005年1月および2月に政府によってなされた公的債務の再編および交換をいう。「6. 公債 - 2001年の債務危機後の債務管理 - 2005年債務交換」を参照のこと。

「BADLAR金利」とは、100万ペソを超えるペソ建預金の名目年金利をいう。

「ペソ化」：兌換制度の下では、アルゼンチン経済における大部分の債務および預金がドル建であった。2002年2月、政府は以下の措置を導入した。

() 債務の転換：政府は、アルゼンチン法に準拠する外貨建債務の実質上すべてについて、1.00米ドル当たり1.00ペソのレートでペソへの転換を命じた（金融機関への預金および公共部門の債務を除く。）。かかる転換は、適用あるCERまたはCVSに基づくインフレ調整の対象であった。

() 預金の転換：政府はまた、実質的にすべての外貨建預金を1.00米ドル当たり1.40ペソのレートでペソ建預金へ転換するよう命じた。かかる転換は、CERに基づくインフレ調整の対象であった。

本書中、様々な公的債務証券を示す以下の用語は、以下に記載の意味を有する。

Bocones債：年金受給者および各種民間債権者に対する債務を再編するため、また軍事独裁政権により収監されまたはその統治下で行方不明となった者の家族に対する賠償金として、政府が1991年に発行を開始した債券。

Boden債：最も最近の経済危機の最中に政府が採用したいくつかの緊急措置により影響を受けた個人および金融機関に対し補償を提供する目的で、政府が2002年に発行を開始した債券。Boden債には以下のものを含む。

- Boden補償債：実質的にすべての外貨建貸付および負債を非対称的にペソ化した結果生じたペソ化資産およびペソ化負債の間の差額に起因する銀行の損失を補償するために発行された。
- Boden補填債：ペソ化の対象とされなかった銀行の残存外貨建負債が、そのペソ化の対象とされなかった残存外貨建資産を超過する金額に起因する銀行の損失を補償する目的で発行された。

- 預金者向Boden債：銀行預金のペソ化およびリスケジュールの結果生じた預金者の損失を補償する目的で発行された。
- Boden準通貨債：連邦および州政府により発行された準通貨債券の償還のために中央銀行に対し発行された。
「準通貨」債券とは、連邦および州政府により発行され、租税債務を含む様々な義務を履行するためにその所有者により使用が可能であったために、通貨の代替形式としてアルゼンチン経済において流通していた債務証書をいう。
- Boden利得債：2001年に行われた給付および給与の13%削減につき、年金受給者および公的部門被雇用者に対する補償を行う目的で発行された。
- Boden 2005：2005年に償還を迎えるBoden債。
- Boden 2006：2006年に償還を迎えるBoden債。
- Boden 2007：2007年に償還を迎えるBoden債。
- Boden 2008：2008年に償還を迎えるBoden債。
- Boden 2011：2011年に償還を迎えるBoden債。
- Boden 2012：2012年に償還を迎えるBoden債。
- Boden 2013：2013年に償還を迎えるBoden債。
- Boden 2014：2014年に償還を迎えるBoden債。
- Boden 2015：2015年に償還を迎えるBoden債。

Bogar債：州の債務を再編するために州開発基金により発行された債券。この債券は政府により保証されている。この保証は、代わりに、特定の政府租税による歳入に対する質権を通じて担保されている。さらに州は、この債券に基づき支払われた金額を、州開発基金に対し、また間接的に政府に対し、払戻す義務がある。この義務は、州がアルゼンチン政府から受領する租税歳入移転の一部に対する質権により担保されている。

- Bogar 2018：2018年に償還を迎えるBoden債。
- Bogar 2020：2020年に償還を迎えるBoden債。

Bonares債：政府の一般目的およびCER指数連動債券との交換のために2006年に政府が発行を開始した債券。

- Bonar V債：年率7.0%で発行されたドル建債券であり、2011年に償還を迎える。
- Bonar VII債：年率7.0%で発行されたドル建債券であり、2013年に償還を迎える。
- Bonar X債：年率7%で発行されたドル建債券であり、2017年に償還を迎える。
- Bonar ARG \$ V債：年率10.5%で発行されたペソ建債券であり、2012年に償還を迎える。
- Bonar Pesos 2013債：BADLAR金利に350ベース・ポイントを加えたものに相当する変動金利（年率）で発行されたペソ建債券であり、2013年に償還を迎える。

- Bonar Pesos 2014債：発行後1年目は年率15.4%、その後はBADLAR金利に275ベース・ポイントを加えたものに相当する変動金利(年率)により発行されたペソ建債券であり、2014年に償還を迎える。
- Bonar Pesos 2015債：BADLAR金利に300ベース・ポイントを加えたものに相当する変動金利(年率)で発行されたペソ建債券であり、最初の2年間にBADLAR金利に相当する金額が資本化され、同期間において300ベース・ポイントに相当する金利が支払われる。その後は変動金利で全額支払われる。2015年に償還を迎える。
- Bonar Pesos 2016債：BADLAR金利に325ベース・ポイントを加えたものに相当する変動金利(年率)で発行されたペソ建債券であり、2016年に償還を迎える。

Bontes債：1990年代後半に国内において発行された中期および長期の政府国債。

Bonos-Pagar é債：1990年代後半に国内において発行された中期および長期の政府国債。

ブレイディ債：アルゼンチンの残存する中期および長期商業銀行債務を再編するためにブレイディ・プランに従って1992年に発行された担保付国債。この債券は、額面維持債、額面削減債および変動利付債により構成される。

Cedros債：先般の経済危機に際し政府が採用した緊急措置の一環として政府によりリスケジュールされた定期預金に対する請求権を表象し、金融機関により発行された譲渡可能証書。Cedros債は一定の銀行借入の返済に利用することができ、政府による裏付けはなく、ブエノス・アイレス証券取引所において取引されている。

ユーロ・ボンド：政府の150億米ドルの中期債券プログラムに基づき国際資本市場において発行された政府債券。

グローバル・ボンド：米国証券取引委員会（SEC）に提出された政府の発行登録書に基づき国際資本市場において発行された政府債券。

LEBACs債：2002年3月に中央銀行が発行を開始した短期債券。原則としてペソで発行されるが、インフレ調整の場合には米ドルおよびペソでも発行される。

Lecops債：政府発行準通貨債券。

Letes債：1990年代後半に国内において発行された短期政府債。

国家保証借入：2001年に行われた自発的債務交換募集の一環として、政府がかつて残存していた政府債券と交換した借入で、租税により担保されている。国家保証借入の債権者は、不履行が起きた際にその当初債券を回復する権利を保留している（この手続きを国家保証借入の逆スワップという。）。

NOBACs債：中央銀行が2003年12月に発行を開始した中期債券。ペソでのみ発行され、インフレによる調整が行われる。

Patacones債：2001年および2002年にその財政赤字の資金調達を行うためにブエノス・アイレス州により発行された準通貨国債。

ペソ建約束手形2014：発行後1年目は年率15.4%、その後はBADLAR金利に275ベース・ポイントを加えたものに相当する変動金利(年率)で発行されたペソ建約束手形であり、2014年に償還を迎える。

ペソ建約束手形2015：BADLAR金利に300ベース・ポイントを加えたものに相当する変動金利(年率)で発行されたペソ建約束手形であり、最初の2年間にBADLAR金利に相当する金額が資本化され、同期間において300ベース・ポイントに相当する金利が支払われる。その後は変動金利で全額支払われる。2015年に償還を迎える。

サムライ(Samurai)債：政府が日本において発行したおよび日本の法律に準拠した円建債券。

スペイン債：ブレイディ再編の一環として1993年にスペインの銀行向けに発行された政府債券。ブレイディ債より満期期間が短く、担保物により担保されるのではなく、スペイン政府により保証が付されている。

2033年元本削減債：2005債務交換においてアルゼンチンにより発行されたドル建て、ユーロ建ておよびペソ建ての2033年12月に満期を迎える元本削減債ならびに2005債務交換後に現金調達のためにアルゼンチンにより発行されたペソ建ての2033年12月に満期を迎える元本削減債。

2035年GDP連動証券：2005年債務交換に基づき国際資本市場において発行された長期の政府国債。

2038年元本維持債：2005年債務交換に基づき国際資本市場において発行された長期の政府国債。

2045年準元本維持債：2005年債務交換に基づき国際資本市場において発行された長期の政府国債

(1)【概要】

位置、地域、地形および人口

アルゼンチン共和国は23の州とブエノスアイレス市から成り立っている。南米の南東地域に位置し、領土の点ではラテンアメリカにおいて2番目に大きい国である。南極地域において領土権を主張する地域(約97万平方キロメートル)および一定の南大西洋諸島(約5,000平方キロメートル)を含め、約380万平方キロメートル(150万平方マイル)の領土を有する。

最も人口密度の高い居住地域と主要な農業生産地域はアルゼンチンの中央部を横切る広大な温暖帯に位置している。国勢調査が行われた直近の年である2001年のアルゼンチンの人口は約3,630万人であった。2001年現在、約1,150万人が大ブエノスアイレス圏の居住者であった。他の3州、コルドバ、メンドーサ、サンタフェの各州の都市人口は100万人を上回った。1991年から2001年までの期間に(データの入手が可能な直近の期間)、アルゼンチンの人口は年平均で1.1%増加した。人口の約90.0%が都市部に居住し、識字率は97.0%である。

2007年(比較データの入手が可能な直近の年度)のデータを用いて、国民総所得(「GNI」)の数値およびその他特定の統計値を以下の表において比較する。「(2)(c) - 貧困および所得分布」を参照のこと。

地域および人口(1)

	アルゼンチン	ブラジル	チリ	コロンビア	メキシコ	ペルー	米国
1人当たりGNI(2)(米ドル)	\$6,050	\$5,910	\$8,350	\$3,250	\$8,340	\$3,450	\$46,040
平均寿命(年)	75	72	78	73	74	71	78
幼児死亡率 (出生数に占める比率)(%)	1.4%	1.9%	0.8%	1.7%	2.9%	2.1%	0.8%
成人識字率 (15歳以上の人口に占める比率)(%)	97%	89%	96%	93%	92%	88%	未詳

注(1) 数値は、別段の指定のない限り2007年のデータである。

(2) 世界銀行アトラスの方式により算出。

出所：別段の指定のない限り、2007年世界銀行世界発展指標。

政治および外交

(a) 政府および政党

アルゼンチンの憲法は、1853年に制定され、統治の三権分立制を規定している。すなわち、大統領を長とする行政府、二院制議会からなる立法府、および最高裁判所を頂点とする司法府からなる。1994年に直近の憲法改正が行われた。各州は独自の憲法を有し、州民が連邦政府から独立した知事および議員を選ぶ。連邦政府は、特に共和政統治制度を擁護するため、および外国の侵略があった場合などの一定の緊急事態には、州政府の行政に直接介入できる。

行政府

大統領および副大統領は、任期を4年として直接選挙により選ばれ、最長で2期連続の在任が可能であり、公職を退いた1期後に追加の任期に選ばれることも可能である。大統領は国政の運営を監督し、全体として、あるいは一部分かを問わず、法律に拒否権を行使できる。国会は各議院の3分の2の多数の投票により大統領の拒否権行使を無効とすることができる。内閣総理大臣は、国政の運営を担い、国会の承認に付される政府年度予算を作成する。大統領は内閣総理大臣を選任するが、両院はその絶対多数により内閣総理大臣を解任できる。

国会

国会は上院および下院で構成されている。

上院 上院は各州およびブエノスアイレス市(各々が選挙区)に対して各々3名ずつ選出され、72議席により構成されている。各選挙区より選出される上院議員3名のうち2名は、当該選挙区において最高得票の政党を代表し、3人目の上院議員は2番目に得票した政党を代表する。上院議員は普通選挙により選出され、任期は6年間である。2年毎に上院議席数の3分の1が改選される。上院の直近の選挙は2009年6月に実施された。

下院 下院は各選挙区の人口に応じて配分された257議席で構成される。下院議員は普通選挙により選出され、任期は4年間である。2年毎に下院議席数の2分の1が改選される。直近の下院選は2009年6月に実施された。

司法制度

司法制度は連邦および州の第一審裁判所、控訴裁判所および最高裁判所により構成されている。

司法官審議会（*Consejo de la Magistratura*）は、弁護士、司法当局の代表者、議員、行政府および学会の代表者による独立の委員会で構成されている。この組織は、司法府の運営、最高裁判所の裁判官を除く裁判官に対する弾劾手続の開始、および裁判官の選任を監督する。訴追陪審（*Jurado de Enjuiciamiento*）は、司法官審議会により開始された裁判官の罷免手続を決定する。2006年2月24日、国会は、司法官審議会の構成員数を20名から13名へと削減する法律を可決した。

大統領は、上院の承認を条件とするがすべての最高裁判所の判事を任命する。上院の承認を条件として、すべての連邦裁判所の裁判官も大統領により任命されるが、司法官審議会から提出された候補者名簿より選任されなければならない。最高裁判所の判事およびすべての連邦裁判所の判事は終身官として任命される。すべての司法上の任命には、常に上院の3分の2以上による承認が必要である。大統領による命令に従い、現在は候補者の身元と関連情報が公表され、また、行政府は各推薦が上院に提出されるのに先立ち意見を求める公示期間を設けている。

2002年2月から2005年9月にかけて、下院が、最高裁判所の9名の判事に対し過失ある法的判断と義務違反を理由として申立てられた係属中の弾劾の審議を行った。これらの手続の結果、最高裁判所の2名の判事が弾劾され、5名が2002年10月から2005年9月の間に辞任した。

2006年12月31日に、国会は、最高裁判所判事の数9名から5名へと削減する法律を発効させた。国会はまた、判事の数徐々に減少させ（今後2名を空席にする）、適用ある多数決（現在4票）の暫定条項も発効させた。2008年12月に、最高裁判所には7名の判事があり、そのうち2名は2002年より前に就任しており、現長官であるリカルド・L・ロレンゼッティを含む他の5名はそれ以降の就任である。

近年の政情

アルゼンチンは、不適切な経済運営とマルビナス諸島をめぐる英国との短期戦争の敗北が要因となり、最後の軍事政権が終焉を迎えた1983年以来、文民統治を維持している。党派の抗争、景気停滞および社会的分裂の深刻化のために、民主主義制度の堅実な発展が妨げられたことから、軍部は、1930年から1983年の間において合計22年間アルゼンチンを統治した。1983年、ラウル・アルフォンシンが大統領に選ばれた。それ以来、軍部内の不平分子による4回の暴動が起きたが（最近では1990年12月）、一般国民からも軍部全体からも支持を得られなかったために政権を掌握するには至らなかった。1989年、ラウル・アルフォンシンの後任としてカルロス・メナムが大統領となった。メナム大統領は、大統領の任期を6年から4年に短縮した1994年憲法改正の直後、1995年に任期を4年として再選された。

比較的安定した経済繁栄の10年間を経て、アルゼンチンは、2001年および2002年より前例のない社会的、経済的および政治的な危機に直面した。「2. - 経済の歴史および背景 危機および回復の始まり」を参照のこと。この危機の間に、アルゼンチンの経済は著しく縮小し、貧困と失業率は過去最高レベルに達した。1999年10月に就任したフェルナンド・デ・ラ・ルア大統領の政権は、経済成長を回復させることができず、2001年下半年、深刻化した景気後退はますます社会不安を増幅させた。

2001年12月、政府は金融制度の存続を保護するために預金の引出を制限した。広範囲に及ぶ暴動や抗議運動が続き、その結果、デ・ラ・ルア大統領とその内閣の全員が2001年12月19日と20日に辞任を余儀なくされた。その後数週間、アルゼンチンは著しい政治的混乱に見舞われた。2001年12月から2002年1月まで、国会は憲法に従いエドゥアルド・ドゥアルデを含む後継の大統領を指名した。彼は、所定の任期の満了に先立ち2003年4月27日に選挙を実施するよう要求した。ネストル・キルチネル元サンタクルス州知事が選出され、2003年5月25日に大統領として宣誓就任した。キルチネル大統領の任期は2007年12月10日に満了となった。同大統領の在任期間は、経済の発展、貧困および失業率の削減、債務不履行となったアルゼンチン債券の債権者の大半との大規模な債務再交渉により特筆される。

2007年10月28日、クリスティーナ・E・フェルナンデス・デ・キルチネル - キルチネル大統領の妻 - が約44.9%の賛成票を獲得して選出された。クリスティーナ・E・フェルナンデス・デ・キルチネルは2007年12月10日に大統領として宣誓就任した。フェルナンデス・デ・キルチネル大統領の任期は2011年12月10日に満了となる。フェルナンデス・デ・キルチネル政権は前政権の政策を継続している。

2009年6月28日、アルゼンチンにおいて2009年12月に任期が満了した上院議員の3分の1および下院議員の半数についての議会選挙が行われた。この選挙は当初10月に行われる予定であったが、6月に変更された。「勝利のための戦線」党は下院および上院において過半数を失った。上院議員選はカタマルカ、コルドバ、コリエンテス、チュプト、ラパンパ、メンドーサ、サンタフェおよびトゥクマンの各州において行われ、下院議員選は全ての州およびブエノスアイレス市において行われた。

2009年10月10日、国会はメディア規制についての新法を可決した(以下「新メディア法」という。)。新メディア法の目的は、アルゼンチンにおける視聴覚コミュニケーションを規制し、視聴覚コミュニケーション産業内における競争を促進することであるが、これは同産業のコスト削減とメディア・コンテンツの民主化につながることになる。

新メディア法の一定の条項は競争の促進を目的としており、以下を含む。会社はケーブルテレビ局と電波テレビ放送局の双方を同一地域に所有することはできない。ケーブル会社は総人口または総消費者数の35%を上回る国内市場占有率を有することはできない。非政府組織に、公共および民間メディア事業と同等の市場の3分の1が割当てられ、少なくともラジオ・コンテンツの30%およびテレビ・コンテンツの60%がアルゼンチン国内で製作されなければならない。さらに、電気通信会社(協同組合を除く。)は、テレビ、インターネット・アクセスおよび電話サービスを全国的に提供することはできない。

新メディア法の可決前の国会における検討には、アルゼンチン社会および視聴覚コミュニケーション・メディア関係の利益団体からの参加が認められた。

政党

以下にアルゼンチンの主な政党を列挙する。

正義党またはペロン党（「勝利のための戦線」を含む）：1940年代にホアン・ペロン元大統領の尽力により結党された。

公平共和国党（以下「ARI」という。）：2001年に結党され、市民連合の名の下、2007年選挙で幅広い連合を形成した。

急進党：1890年に結党された。

共和党建議連合（以下「PRO」という。）および成長のための再建党：前者は共和党建議間で2005年に結党され、実業家のマウリシオ・マクリにより率えられる。後者はデ・ラ・ルア政権における防衛大臣／経済産業大臣であったリカルド・ロペス・マーフィにより2002年に結党された。2008年4月19日、リカルド・ロペス・マーフィは成長のための再建党からの離党を発表した。

これらに加えて、特にネウケン州とコルドバ州に基盤のある政党を含め、諸州の政党が国会に相当数の議席を有している。

次の表は表示された各年に行われた選挙後における下院および上院の政党別構成を示している。

政党：	下院(1)			上院(2)		
	2005	2007	2009	2005	2007	2009
ペロン党	12	8	19	25	25	10
Justicialist	-	-	-	3	3	-
Front Alliance						
勝利のための戦線同盟	-	-	-	7	7	-
勝利のための戦線(3)	116	128	95	4	4	31
Federal	19	-	-	-	-	-
Peronist						
急進党	36	24	16 ⁽⁴⁾	14 ⁽⁵⁾	14	9 ⁽⁴⁾
フレパソ	-	-	-	1 ⁽⁶⁾	1	-
ARI/市民連合	14	27	60 ⁽⁴⁾	-	-	11 ⁽⁴⁾
PRO連合	-	15	26	-	-	-
その他(7)	59	53	41 ⁽⁴⁾	18	18	11 ⁽⁴⁾
合計	256 ⁽⁸⁾	255 ⁽⁹⁾	257	72	72	72

注(1) 表示された各年に選出された議員が就任した各年の12月10日現在の下院の構成。2009年の数値は、2009年6月28日に行われた国会議員選挙の結果に基づき2009年12月10日に有効となる下院の構成を示している。

(2) 表示された各年の12月31日現在のの上院の構成。2009年の数値は、2009年6月28日に行われた国会議員選挙の結果に基づき2009年12月10日に有効となった上院の構成を示している。

(3) 選出された下院議員および上院議員に加え、「勝利のための戦線」の数字には、任期中「勝利のための戦線」の党員になったペロン党の他の党派からの下院議員および上院議員を含む。2009年については、「勝利のための戦線」の数値は「勝利のための戦線同盟」を含み、ペロン党の数値は「Justicialist Front Alliance」およびペロン党のその他の党派を含んでいる。

- (4) 2009年、上記の表中において「その他」に含まれている社会党が(ARI/市民連合および急進党の1党派と共に)市民社会合意(Acuordo Cívico y Social)という名称で新党を結成し、同党は最大野党勢力となった。
- (5) 急進党の一部として立候補した2名の上院議員を含むが、その独立の宣言後、2名の上院議員は急進党率いる別個の州党に所属している。
- (6) 社会党からの1名の上院議員および元はフレンテ・グランデの1名の上院議員を含むが、後にフレパソに入党した。
- (7) 主に各1名の議員が代表となるその他の登録政党および特定の州の地方政党を含む。
- (8) 2005年中、下院は公開刑事手続により、1名の者の選出を承認できなかったため、総数が257名から256名となった。
- (9) 2007年については、選出された下院議員1名が健康上の理由から2009年5月まで就任できなかった。

出所：アルゼンチン上院および下院ならびに2007年選挙に関する各種ニュース報告

2009年12月2日、国会は政治改革法案を可決した。法案の主な側面は以下の通りである。

選挙戦のための個人献金は企業でなく個人からのものでなければならない。さらに、政府は国の財源の50%をメディア広告のため全候補者に公平に分配し、残りの50%を前回選挙で各政治勢力が獲得した割合に応じて分配する。

大統領候補および国会議員候補を選出する予備選挙は公開され、義務であり、同時に行われる。政党への所属に関わらず、すべての国民が自ら選択する予備選挙で投票することができる。

政党(連立も含む)は全国選挙を戦うため、大統領予備選挙で最低1.5%の票を獲得しなければならず、法案で具体的に定められた一定数の党員の支持を有していなければならない。

(b) 外交および国際機関

アルゼンチンはさまざまな国と外交関係を結び、さまざまな国際機関に加盟している。アルゼンチンは国連の原加盟国であり、米州機構(「OAS」)の設立メンバーでもある。さらに、以下に列挙する機関を始めとする国際機関の加盟国でもある。

国際通貨基金(「IMF」)

国際復興開発銀行(「世界銀行」)

国際金融公社(「IFC」)

金融安定理事会

米州開発銀行(「米州開銀」)

世界貿易機構(「WTO」)

国際労働機構

金融活動作業部会および南米マネーロンダリング対策金融活動作業部会(「GAFISUD」)

保険監督者国際機構

証券監督者国際機構

世界関税機関

ラテンアメリカ統合連合(「ALADI」)

アンデス開発公社(「CAF」)

また、IMFの内部委員会である政策顧問委員会の常任委員を務めている。1997年10月に、米国はアルゼンチンを非北大西洋条約機構同盟国に指定した。

アルゼンチンは米国、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、スイス、スウェーデンおよび英国を含む多数の国との間に二国間投資協定を締結している。二国間投資協定は、海外直接投資、貿易および租税関係など、多岐にわたっている。主に経済および政治危機の後、各種二国間投資協定に基づき、アルゼンチンに対する複数の仲裁手続が投資紛争解決国際センター（「ICSID」）に提起されている。これらの紛争に関する記述は、「7. その他 - 裁判手続 - ICSIDにおける仲裁」を参照のこと。

G-20

アルゼンチンは、G-20が設立された1999年からその加盟国である。G-20は、世界経済に関する主要な問題について、工業国と新興国の間での議論を促進する非公式会議である。加盟国はG-20を国際経済協力のための第一の会議に指定した。G-20は、近年の世界的経済危機への対処、安定の回復および国際的な景気回復の先導において重要な役割を担ってきた。G-20加盟国はまた、財政政策の透明性等の分野における国際的に認知された基準の導入ならびにマネーロンダリングおよびテロリズムへの資金供与との闘いにも従事している。G-20加盟国として、アルゼンチンはピア・レビュー・メカニズムの対象である。

メルコスール

アルゼンチンの外交政策上の最も注目すべき功績は、1991年3月に南米共同市場（「メルスコール」）を創設したことである。メルコスール加盟国はアルゼンチンに加え、正規加盟国としてブラジル、パラグアイおよびウルグアイ、準加盟国としてチリ、ボリビア、ペルー、コロンビア、エクアドルおよびベネズエラである。ベネズエラは正規加盟国の申請をしており、メルコスール会議に参加する権利を有する。ベネズエラのメルコスールへの正規加盟国としての参加は、パラグアイおよびブラジルによる承認待ちの状態となっている。

メルスコールは、多数の協定を締結しており、現在、メルスコール非加盟国やその他貿易ブロックとの間で、以下を含む貿易に関する様々な協議を進めている。

2009年4月、メルコスールと南部アフリカ関税同盟は、将来の個別の自由貿易協定への第一歩とされる通商特惠貿易協定を締結した。この協定は、2つのブロック間における関税協力ならびに通商上の法律制定の統一化を含んでいる。

2007年12月、メルコスールは、モンテビデオにおける第34回首脳会議の期間中にイスラエルと自由貿易協定（FTA）を締結した。

近年、メルスコール加盟国は、貿易関係について欧州連合および米国との対話を維持継続している。

2006年、メルスコールはキューバと優遇経済協定を締結した。

メルスコールは、米国自由貿易地域（「AFTA」）の発展につき、米国と協議を行っている。しかし、2005年11月にマルデルプラタで行われた第4回米州首脳会議において、メルスコール加盟国はAFTAの加盟国になることに懸念を示した。結果として、AFTAの発展に関する協議および交渉は中断された。

南部銀行

南部銀行（「BdS」）は、アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、エクアドル、パラグアイ、ウルグアイおよびベネズエラの南米7か国が発足させた取組みである。BdSの設立契約が発効すれば、BdSは、開発計画の資金調達、国家間の不均衡の縮小、地域統一の促進に従事する開発銀行および多国間金融機関となる。

2009年9月27日、7か国の各原加盟国の大統領がBdS創設のための契約書（設立契約）に調印した。BdSの授権資本は、200億米ドルである。かかる契約は、各加盟国の国会による承認を待っており、合計でBdSの資本の3分の2を構成する加盟国の単純過半数（7か国のうち4か国）に承認されれば発効する。

最近の出来事

アルゼンチンは、マルビナス諸島、南ジョージア島、南サンドイッチ諸島およびその周辺海域をその固有の領土であると主張している。

2010年2月に英国のエネルギー会社がマルビナス諸島北部において掘削関連作業を開始した。アルゼンチンは石油探査および同地域の開発に関する英国の承認に対し抗議を行ってきた。

2010年2月16日に、政府は政令により、アルゼンチン本土に位置する港湾とマルビナス諸島、南ジョージア島および南サンドイッチ諸島にある港湾との間の航行、その島々に向けてのアルゼンチンの管轄水域の通過、および／または直接または間接かを問わずこれらの港湾の間で輸送される財貨の積載を意図する船舶または軍艦はすべて国の関係当局が発行する事前の認可を申請しなければならないと定めた。

2010年2月23日、ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体の首長および政府は、マルビナス諸島に関する英国との領有権論争においてアルゼンチンの法的権限に対する支持をあらためて確認した。

アルゼンチンが加盟している主な多国間条約

国連憲章

米州機構憲章

モンテビデオ条約（ラテンアメリカ自由貿易連合を設立したもの）

関税貿易一般協定

国際小麦協定

国際砂糖協定

全米相互援助条約

トラテロルコ条約

外交関係に関するウィーン条約

条約法に関するウィーン条約

領事関係に関するウィーン条約

パナマ条約（ラテンアメリカ経済機構を設立したもの）

アルゼンチンと日本との主な条約

アルゼンチンと日本との間で締結された最初の条約は、1898年2月3日付の「友好通商航海条約」であった。その後両国の間で下記を含む数多くの重要な条約が締結されている。

友好通商航海条約（1961）および同（1967）

移住協定（1963）

旅券査証の相互免除に関する交換公文（1962）

航空・海運所得に対する二重課税の相互免除に関する交換公文（1976年批准）

動物衛生協定（1961）

アルゼンチン領域における日本国際協力局地質学者グループによる行動に関する協定（1976年批准）

アルゼンチン海域における日本船による海事調査に関する覚書（1976年施行）

日亜共同協力のためのパートナーシップに関する討論記録（2001）

中小企業調査計画に関するアルゼンチンと日本との間の口上書の変更に関する条約（2004）

技術協力の特定プログラム交換（2006）

統合地上波デジタル放送に基づくデジタルテレビの導入および産業開発のための協力に関するアルゼンチン共和国政府と日本政府との間の覚書（2009）

アルゼンチンが加盟している非金融国際機関

国際連合

米州機構

ラテンアメリカ自由貿易連合

国連教育科学文化機構

国連食糧農業機構

国際労働機構

世界保健機構

国際民間航空機構

政府間海事協議機構

世界気象機構

国連工業開発機構
万国郵便連合
国際電気通信連合
国際原子力機関
国連貿易開発会議
国連ラテンアメリカ経済委員会
国際家畜病疫事務局
欧州移民に関する国際委員会
米州農業科学協会

アルゼンチンの加盟している国際金融機関（2008年12月31日現在）

機 関 の 名 称	加 盟 年	出資比率（%）	債 務 残 高
国際通貨基金 (IMF)	1956	0.99	0
国際復興開発銀行 (IBRD)	1956	1.14	5,100百万ドル
米州開発銀行 (IADB)	1959	10.75	8,861百万ドル
国際金融公社 (IFC)	1959	1.62	
国際開発協会 (IDA)	1961	0.95	
アンデス開発公社 (CAF)	2007	6.8	680百万ドル
ラプラタ河流域開発基金 (FONPLATA)	1974	33.34	92百万ドル

出所：経済省

(2)【経済】

最近の経済動向

経済の歴史および背景

1800年代末から1900年代初めにかけて、アルゼンチンは繁栄期を迎え、国民1人当たりGDPは多くの西ヨーロッパ諸国の水準にまで上昇した。かかる成長期に、アルゼンチン経済はその輸出農産物に対する持続的な海外の需要に過度に依存した。

しかし大恐慌と第2次世界大戦の到来は経済に劇的な変化をもたらし、対外貿易の急激な減少はアルゼンチンから主要な収入源を奪った。政府はこうした展開に対応して経済政策を大幅に転換し、国家主導の資本主義と輸入品からの代替のモデルを採用した。従って、国による景気への介入が顕著となった。

1940年代初めに、政府は多くの基幹産業・サービスを国有化し、アルゼンチンの産業と農業において自給自足を目指し、その経済を外国との競争から守るために、輸入障壁を引上げた。石油・電力から通信・金融事業に至るまで政府の関与は増大した。

1950年代に新たに世界的繁栄の時代が到来したものの、経済における政府の役割は依然大きく、アルゼンチンの成長は他の発展途上国と比較して低いものとなった。

1970年半ばまでに、アルゼンチンは多くの産業において自給自足をしており、製造業は経済の最大構成要素となったものの、輸出は引き続き農産物が大勢を占めた。しかし経済成長は依然平均以下であった。

1976年に、政府は輸入代替型からの転換を開始し、輸入障壁を引下げ、対外借入れへの規制を緩和した。こうした政策の転換にもかかわらず、1981年から1990年にかけて、経済成長は下記により弱まった。

政治不安

国有企業の多額の補助金

高いインフレーション

定期的な通貨の切り下げ

非効率的な税金徴収システム

非効率的な生産

1981年から1990年にかけて、年平均実質GDP成長率は0.7%で、平均実質為替レートは1米ドル当たり2.983ペソであった。政府は同期間中の財政赤字を主に中央銀行からの信用供与ならびに海外からの二国間借入および多国間機関からなる債権者からの借入で埋めた。政府に対する中央銀行からの信用供与の増加によりマネー・サプライの増加が抑制されず、これにより高いインフレ水準になった。1981年から1990年にかけて、年平均インフレは787.0%であった。さらに1982年、政府は、対外債務の不履行に陥った。

1980年代に、政府は経済安定化のためにいくつかの経済政策を採用した。かかる政策は当初いくらかの成功を収めたが、最終的には達成できなかった。さらに、経済に対する政府の関与の度合いが高まったため、アルゼンチン経済の競争力を阻害された。こうした要因と高水準のインフレ、政府の政策の頻繁な変更、不安定な金融市場が相まって、アルゼンチン経済の実質成長の達成を妨げた。

経済の自由化

1989年半ばに、経済はハイパーインフレーションと深刻な景気後退に苦しんだ。海外債権者との関係は緊張し、民間銀行債務は2つのリストラクチャリングの対象となり、再び延滞利息を累積し、IMFおよび世界銀行（世銀）とのプログラムは失効し、世銀と米州開発銀行（IADB）に対する返済はしばしば遅滞した。従って、政府の緊急の課題は物価の安定と海外債権者との関係の改善であった。

経済の安定化とハイパーインフレーションの歯止めは何度が失敗した後、政府は経済の自由化と金融面の規律の実施を模索する経済政策を採用した。兌換制度として知られるようになった新しい経済政策は、1991年兌換法および関連政策を中心とするものであった。その主な特徴は以下のとおりである。

米ドルに対してペソを連動（ペッグ）させた固定為替相場制

民営化、規制緩和、貿易自由化の政策

海外債権者との関係の改善（1992年のブレイディのリストラ策による国債の大部分の借り換えを含む。）

兌換制度と政府の自由市場政策は一時的に物価の安定をもたらし、アルゼンチン経済の効率と生産性を引き上げ、外国からの巨額な投資を引き寄せた。実質GDPは1991年には9.1%、1992年には7.9%成長した。1993年から1998年にかけて、実質GDPは、1994年のメキシコ金融危機による1995年の2.8%の減少にもかかわらず平均で年4.0%上昇した。

こうしたことにもかかわらず、兌換制度は以下のような重大な欠点を有していた。

柔軟性に欠ける金融政策：中央銀行から金融面での裁量を取り上げたことにより、兌換制度は、政府が経済活動の低迷に歯止めをかけるために景気を刺激する目的で金融政策を利用する能力を制限することとなった。

外国資本への依存：しばしば政府の支配が及ばない要因により起こされる外国資本の流入の急激な減少は、マネー・サプライの得ない縮小をもたらす恐れがあった。アルゼンチンの外国資本への依存は、大幅な貿易赤字をもたらすこととなったアルゼンチン経済の対外貿易の解禁により、また大部分が外国資本からその資金調達をした政府の繰り返された財政赤字により増大した。

外的ショックに対する脆弱性：外国資本への依存は、資本流出・入に対する政府規制の解除と相俟って、アルゼンチン経済を外的ショックに対して脆弱にした。

特定の経済部門への過度の依存：ペソと米ドルのペッグ制により海外市場でペソ建ての製品は比較的高価となったために、この期間の経済成長はサービス部門、特に金融および公的サービス部門によりもたらされ、生産ベースの製造業および工業部門は遅れを取った。さらに、農業部門からの生産量の増加による貢献は、国際的な商品価格の低下により相殺された。

失業の上昇：経済成長にもかかわらず、建築・製造などの労働集約的部門の成長が比較的低かったため失業水準が上昇した。

危機および回復の始まり：(2001年および2002年)

2001年第2四半期より景気の悪化が顕著となった。2001年下半期に、ペソ切下げが差し迫ったとの認識の拡大が大規模な銀行預金の取付けを引き起こし、アルゼンチン経済からの資本流出が大幅に加速した。アルゼンチンの銀行制度における預金残高は2001年下半期に21.6%減少し、中央銀行の外貨準備は14.8%低下した。

兌換制度を保護し金融部門の崩壊を回避する最終的な試みとして、2001年12月に政府は、銀行預金引出しに関し、1人の1か月当りの厳格な制限(corralitoとして知られる。)を課し、アルゼンチンにおける特定の外国為替取引にも厳格な制限を課した。その直後に、政府は国債の大部分について支払停止を宣言した。2001年12月31日時点で、アルゼンチンの不履行公債の総額は891億米ドルであった。

大きな社会不安は、経済危機を生じ、デ・ラ・ルア政権を崩壊へと導き、また政治危機を誘発し、その結果エドゥアルド・ドゥアルデが大統領となった。2002年1月に、兌換制度は廃止され、議会は政府にペソと米ドルの為替レートを設定する権限を付与した。

ドゥアルデ政権の下で、政府は以下のような措置を実施した。

他通貨に対するペソの価値の変動を許し、兌換制度の廃止直後に採用された二重為替相場制を廃止した。

金融機関および公益事業契約に対して、特定の外貨建てのアルゼンチン法に準拠した債務の1.00米ドル当たり1.00ペソのレートでの、また一切の外貨建預金の1.00米ドル当たり1.40ペソのレートでのペソへの転換(「ペソ化」として知られる)を命令し、その結果生じたペソ建債務はインフレの調整を受けることとした。

さらなる銀行預金引出し制限(corrallon)を課し、すべての定期預金を凍結し、返済期限を延期した。

さらに、2002年に、中央銀行は以下を含む多数の外国為替取引に対する規制を導入した。

銀行口座に保有できる1か月の米ドル額の制限。

アルゼンチン国外への外貨の送金の制限。

対外貿易取引の規制。

経済危機は2002年上半期にピークを迎えた。アルゼンチンの外国貿易における調節と慎重な金融緩和政策の結果として、2002年半ばまでに、経常収支の調整はペソ安定のための条件を作り出していた。国内通貨が安定するにつれて、インフレ圧力は減少した。これとマネタリー・ベースの拡大が結びついて、兌換制度の廃止以降急激に上昇していた金利の段階的安定を可能とした。

2002年下半期に、実質GDPの縮小は2001年下半期に比べて、6.6%にまで減速し、アルゼンチンは経常収支で49億米ドルの黒字を計上した。2002年12月31日現在の状況は以下のとおりであった。

ペソが1ドル当たり3.36ペソのペソ高となった。これに対して2002年6月26日は最安の3.87ペソであった。

CPIを基準とするインフレ率は2002年12月31日に終了した下半期で8.0%であった。これに対して2002年6月30日に終了した上半期は30.5%であった。2002年に、CPIを基準とするインフレは41.0%で、WPIを基準とするインフレは118.0%であった。これは大きな数値ではあるものの、同年中のペソ切下げが300.0%超であったことを勘案すると比較的低下水準であった。

中央銀行の外貨準備は、2002年6月30日の96億米ドルから105億米ドルへと増加した。

景気の改善、特にアルゼンチン経済からの資本流出の減少により、政府は2002年11月に銀行口座引出し制限の解除を開始した。

2002年下半年期の景気の改善にもかかわらず、同年中の実質GDPは全体的として10.9%減少した。

2003年およびキルチネル政権の経済政策

ネストル・キルチネルは2003年5月25日にアルゼンチンの大統領に就任した。同政権の全般的目標は構造改革を通じて持続的成長を成し遂げ、また2001年から2002年にかけての景気後退により悪化した貧困と社会的不平等を改善する努力を続けることであった。

2000年下半年期に始まった経済の回復は2003年中も持続し、同年中に実質GDPは8.8%増加した。

キルチネル大統領は1990年代の新自由主義的手法から決別し、より社会を意識した非正統のモデルへ移行する経済モデルを創設した。同大統領は経済の規制緩和を強調するよりも、むしろ公共サービスを向上させ、また所得の再配分を促すために、経済に対する国の関与を強調した。

2004年から2008年まで

2004年から2008年まで、アルゼンチン経済は工業、建設およびサービス業部門に牽引されて、毎年拡大した。政府は成長を助長し、また、人口中の貧困およびその他の弱者層のニーズに取り組むことを企図した経済政策を採用した。投資は実質ベースで著しく増加し、税負担の増加は、経済回復の収入面への効果と相まって、基本的財政黒字をもたらした。経済成長は漸次、雇用を創出し、失業率は減少した。

2004年

実質GDPは、主に国内消費と総投資の増加の結果、2004年は9.0%成長し、雇用および賃金の増加をもたらした。建設業と製造業が、この時期の経済成長の主要な牽引要因であった。失業率は、2003年第4四半期月の14.5%から、2004年同期には12.1%に下がり、不完全雇用率は、2003年第4四半期の16.3%から2004年同期には14.2%に下がった。

2004年のペソの価値は安定しており、為替レートは、2003年12月31日現在が1米ドル2.93ペソ、2004年12月31日現在は1米ドル2.97ペソであった。この期間、中央銀行は、外国為替市場で巨額の外国通貨を購入して、外貨準備高を39.1%増やし、2004年12月31日現在で196億米ドルにした。

2004年は、2000年以来初めて純資本流入を記録し、国家の資本収支が2003年には32億米ドルの赤字であったのに対し15億米ドルの黒字という結果を生んだ。純資本流入のこの増加は、アルゼンチンの非金融の民間部門による投資と運転資本のための借入れが増加したことによる。主に資本収支におけるこの変化の結果、アルゼンチンの国際収支の黒字は、2003年の36億米ドルから2004年には53億米ドルに増加した。

2005年

経済は、2005年に成長を続け、主に総投資、公共部門と民間部門の消費ならびに輸出の増加の結果として、実質GDPが9.2%伸びた。この安定成長の結果、失業率は、2004年第4四半期の12.1%から、2005年同期には10.1%に下がり、不完全雇用率は、2004年第4四半期の14.2%から2005年同期には11.9%に下がった。この経済成長が、財貨サービスの需要に上向きのプレッシャーをかけ、その結果、2005年は2004年に比しインフレーションが高くなった。

ペソの価値は2005年も安定しており、為替レートは、2004年12月31日現在の1米ドル2.97ペソから、2005年12月31日現在の1米ドル3.03ペソへと若干の増加であった。この期間、中央銀行は、外国為替市場で外国通貨を購入して、外貨準備高を42.9%増やし、2005年12月31日現在、281億米ドルにした。

2006年

アルゼンチン経済は、2006年に成長を続け、主に総投資ならびに公共部門と民間部門の消費の増加の結果として、実質GDPが8.5%伸びた。2005年と同様に、建設部門の活動が著しく拡大して、経済の平均成長率を上回りさえした。この成長の結果、失業率は、2005年第4四半期の10.1%から、2006年同期には8.7%に下がり、不完全雇用率は、2005年第4四半期の11.9%から2006年同期には10.8%に下がった。

2006年は、2005年に比べて物価の上昇はペースが遅かった。CPIは2005年12月31日から2006年12月31日までに9.8%増加した。同時期、WPIが7.2%上がった。この減速したインフレは、金融引締め政策および政府と特定の部門の民間企業との間の自主的価格凍結の合意によるものであった。

ペソは、2006年には、為替レートが、2005年12月31日現在の1米ドル3.03ペソから、2006年12月31日現在の1米ドル3.07ペソへとやや増加したために、若干安くなった。中央銀行の外貨準備高は、ペソの価値を安定させるために米ドルを購入した結果、2006年12月31日現在、320億米ドルにまで増加した。

2007年およびフェルナンデス・デ・キルチネル政権の経済政策

クリスティーナ・E・フェルナンデス・デ・キルチネルは、2007年12月10日にアルゼンチンの大統領に就任した。彼女の政策は、以下を含むネストル・キルチネルの複数の政策を引き継いだものであった。

強固な経済成長の追及

財政および貿易黒字の維持

輸出競争力を維持するためのペソの為替レートの維持

比較的低い金利の維持

価格統制ならびに賃金を統制するための経営および貿易労働組合の間の協約の交渉、価格上昇の減速および安定した投資環境の提供等を通じたインフレ管理

食料、エネルギー、交通およびその他の助成金などを通じた社会的ニーズへの対応

主に政府が社会制度を実施し、エネルギーおよび運輸部門に対する経済的助成金の継続しおよび国内市場における必須項目の十分な供給を確保することができるように必要な資源を提供することを目的とした、農産物に対する租税および関税の賦課

経済は、2007年において拡大を続け、実質GDPは、主に総投資および国内民間消費の増加に伴い8.7%成長した。サービス業部門は8.7%成長し、一次産業部門は7.5%成長し、び第二次産業部門は8.0%成長した。さらに、観光がにわかに活気づき、2007年には推定で過去最多の1,370万人の外国人観光客がアルゼンチンを訪れた。かかる成長の結果として、失業は引き続き減少した。

2007年、CPIは8.5%上昇した。WPIは2006年の伸び率の2倍以上の14.6%上昇となり、国内生産は14.7%および輸入製品は13.2%上昇した。

2007年7月から10月にかけて、為替レートは、国際金融市場の厳しい状況の影響を受けた。中央銀行は、為替レートの乱高下を管理するために、公的銀行部門と連携し、直物取引市場および先物取引市場に活発に介入した。2007年下半年期において、ペソ/米ドルの為替レートは、2007年6月29日現在の1米ドル当り3.09ペソから、2007年12月28日現在には1米ドル当り3.15ペソに上昇した。2007年における年間平均為替レートは、1米ドル当り3.12ペソであった。

中央銀行の外貨準備高は、2007年12月28日現在、44.1%増加の462億米ドルであった。かかる準備高の累積は、経済ショックからアルゼンチンを保護するための政策に沿っている。

2008年

2008年において、経済は、米国およびその他の一部の主要経済国が同年第4四半期に景気後退に陥ったにもかかわらず、成長を続けた。アルゼンチンは、ブラジルおよびその他の新興経済諸国と同様、経済活動の著しい低迷、大規模な資本流出および商品価格の下落の影響を受けた。消費および投資も減少した。多くの企業は需要減退のリスクにより、その投資計画の中止または延期を始めた。その結果、実質GDPは6.8%増加したものの、その増加率はその過去4年を下回るものであった。

CPIで測定される物価は上昇を続けたが、2008年の増加率は2007年を下回るものであった。2008年、CPIは7.2%上昇し、WPIは8.8%の上昇となり、国民生産は8.4%増加し、製品輸入は13.8%増加した。

実質所得の伸びの低下および雇用の減少が見込まれたことから、家計の消費水準、特に耐久消費財が影響を受けた。この影響を緩和するため、政府は可処分所得を増加させるために個人の税負担を軽減し、また、耐久消費財向けの信用枠を増加することにより、消費を刺激する方策を採用した。政府は以下を含む、消費者信用の提供を目的とするいくつかの制度を策定した。

多用途車、トラックおよび自転車の購入者にローンを提供する制度

アルゼンチンにおける自動車生産を促進するため、消費者が低価格の新車の購入資金を調達することを可能とする制度

家庭用機器の消費を刺激する制度

2009年の最初の9か月間

2009年の最初の9か月間において、経済は成長を続けたが、2008年第4四半期に始まり、2009年に入っても継続している景気後退により、その成長速度は以前よりは緩慢となった。同期間中、アルゼンチンの実質GDPは2008年同期比0.2%の増加となった。これは主として、個人消費の0.4%の減少により一部相殺されたものの、公共部門消費が7.1%増加したことおよび対外貿易が著しく改善したことによるものである。これらの要因は、建設部門の4.4%の減少および製造用耐久性設備部門の22.4%の減少による総投資の12.5%の減少により一部相殺された。アルゼンチンは2009年に、民間部門投資の減少を一部相殺するため、公共部門のインフラ投資を増加させた。

2009年において、CPIは7.7%上昇し、WPIは10.3%上昇した。

最近5年間の経済の動向

(a)国内総生産

国内総生産(GDP)は、国内で生産された最終の製品およびサービスの総価値の指標である。名目GDPは時価で最終製品の総価値を評価する。実質GDPは特定年の固定価格での最終生産の総価値を評価し、インフレの影響を除外した過去のGDPとの比較を可能とする。アルゼンチンの実質GDP値はペソにより1993年の固定価格を基準に評価される。

以下の表は、表示年度中の名目価格でのGDPの推移、人口1人当たりGDP、人口1人当たり所得を示すものである。

GDPの推移、人口1人当たりGDP、人口1人当たり所得(3)

	(現行価格)				
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
GDP(百万ペソ)(3)	447,643	531,939	654,439	812,456	1,032,758
GDP(百万米ドル)(3)	152,183	181,964	212,895	260,789	326,677
1人当たりGDP(米ドル)(3)	3,917	4,630	5,357	6,490	8,042
1人当たり所得(1)(米ドル)	3,704	4,489	5,243	6,369	7,868
ペソ/米ドル為替レート(2)	2.94	2.92	3.07	3.12	3.16

注(1) 人口1人当たり国民可処分所得。これは名目GDP合計から外国送金純額を控除し、純移転額を加え、人口数で割ったものに相当する。

(2) 表示期間の平均レート

(3) 本表中のGDPの数値は名目値で表示されている。

出所：経済省

以下の表は、表示年度中の1993年固定価格に基づくアルゼンチンの歳出別GDPに関する情報を示すものである。

歳出別実質 GDP の内訳

(百万ペソ、1993年固定価格)

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
消費:					
公共部門消費	35,247	37,403	39,365	42,341	45,261
民間消費	183,906	200,317	215,882	235,241	250,629
消費合計	219,152	237,719	255,247	277,582	295,890
総投資	49,280	60,458	71,438	81,187	88,553
製品・サービスの輸出	37,957	43,083	46,242	50,446	51,030
製品・サービスの輸入	28,551	34,301	39,575	47,685	54,406
純輸出/(輸入)	9,406	8,782	6,666	2,761	(3,376)
統計上の誤差	1,304	(2,196)	(2,786)	(2,360)	2,378
実質GDP	279,141	304,764	330,565	359,170	383,444

出所：経済省

歳出別実質GDPの内訳

(実質GDP合計に対する比率(%)、1993年固定価格)

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
消費:					
公共部門消費	12.6%	12.3%	11.9%	11.8%	11.8%
民間消費	65.9	65.7	65.3	65.5	65.4
消費合計	78.5	78.0	77.2	77.3	77.2
総投資	17.7	19.8	21.6	22.6	23.1
製品・サービスの輸出	13.6	14.1	14.0	14.0	13.3
製品・サービスの輸入	10.2	11.3	12.0	13.3	14.2
純輸出/(輸入)	3.4	2.9	2.0	0.8	(0.9)
統計上の誤差	(0.5)	(0.7)	(0.8)	(0.7)	0.6
実質GDP	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出所：経済省

歳出別実質GDPの推移

(前年からの変動率(%), 1993年固定価格)

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
消費:					
公共部門消費	2.7%	6.1%	5.2%	7.6%	6.9%
民間消費	9.5	8.9	7.8	9.0	6.5
消費合計	8.3	8.5	7.4	8.8	6.6
総投資	34.4	22.7	18.2	13.6	9.1
製品・サービスの輸出	8.1	13.5	7.3	9.1	1.2
製品・サービスの輸入	40.1	20.1	15.4	20.5	14.1
純輸出/(輸入)	(36.2)	(6.6)	(24.1)	(58.6)	(222.3)
統計上の誤差	(44.9)	(268.4)	26.9	(15.3)	(200.7)
実質GDP	9.0%	9.2%	8.5%	8.7%	6.8%

出所：経済省

下記の表は、表示の期間における、1993年固定価格での、歳出別アルゼンチンの総投資に関する情報をあらわしている。

総投資の構成

(百万ペソ, 1993年固定価格)

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
製造用耐久設備:					
機械類と設備:					
国産	6,688	7,516	8,330	9,220	9,741
輸入	6,018	7,995	10,123	13,138	15,621
合計	12,706	15,511	18,452	22,358	25,363
運送用製品:					
国産	2,235	2,930	3,383	3,995	4,206
輸入	3,301	4,632	5,315	6,935	9,131
合計	5,536	7,562	8,697	10,930	13,337
生産用耐久性装備の合計	18,242	23,073	27,150	33,288	38,700
建設(1)	31,037	37,386	44,289	47,899	49,853
総投資の合計	49,280	60,458	71,438	81,187	88,553

(1) 採掘探査を含む。

出所：経済省

総投資の構成

（総投資合計に対する比率（％）、1993年固定価格）

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
製造用耐久性設備:					
機械類と設備:					
国産	14%	12%	12%	11%	11%
輸入	12	13	14	16	18
合計	26	26	26	28	29
運送用製品:					
国産	5	5	5	5	5
輸入	7	8	7	9	10
合計	11	13	12	13	15
製造用耐久性設備の合計	37	38	38	41	44
建設(1)	63	62	62	59	56
総投資の合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(1) 採掘探査を含む。
出所: 経済省

総投資の展開

（前年からの変動率（％）、1993年固定価格）

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
製造用耐久性設備:					
機械類と設備					
国産	18.5%	12.4%	10.8%	10.7%	5.7%
輸入	80.8	32.9	26.6	29.8	18.9
合計	41.7	22.1	19.0	21.2	13.4
運送用製品:					
国産	37.2	31.1	15.5	18.1	5.3
輸入	138.1	40.3	14.7	30.5	31.7
合計	83.6	36.6	15.0	25.7	22.0
製造用耐久性設備の合計	52.2	26.5	17.7	22.6	16.3
建設(1)	25.8	20.5	18.5	8.2	4.1
総投資の合計	34.4%	22.7%	18.2%	13.6%	9.1%

(1) 採掘探査を含む。
出所: 経済省

GDPの概要

2004年は、主に、総投資の34.4%の増加と国内消費の8.3%の増加の結果として、実質GDPが9.0%増加した。投資の増加は、部分的には、製造用耐久性設備への投資および機械類や運送用製品への投資といったあらゆる投資部門における成長の結果である。国内消費の成長は、主に、経済の全般的な改善、給料の上昇、および世帯向けクレジットの利用の向上に帰することができた。生産の継続的増加もまた、雇用や所得水準の向上につながった。「(d) - 雇用と労働」を参照のこと。2004年には、純輸出は、この期間に輸入が40.1%増加したために、2003年に比して36.2%減少した。GDPの13.6%を占めた輸出は、2004年にはGDPの10.2%で、輸入を超えた。

2005年、実質GDPは、主に同年中の総投資の22.7%の増加および国内消費の8.5%の増加の結果、9.2%増加した。2004年と同様に、国内消費と投資の増加は、アルゼンチンの全般的な経済の回復の結果生じた。投資は、国内装備と外国装備の両方において、あらゆる部門で成長を続けたが、後者では、2004年よりも成長率が低かった。前の期間と同様に、国内消費の成長は、主に、経済成長、給料の上昇、および世帯向けクレジット利用の向上によるものである。2005年には、純輸出は2004年比で6.6%減少したが、輸出はなお、GDPに占める比率で2.9%輸入を上回っていた。純輸出の減少は、2005年の輸出の増加が13.5%だったのに比べて、同年の輸入は20.1%だったことによる。

2006年の実質GDPは、主に、総投資の18.2%の増加、建設の17.9%の増加、国内の個人消費の7.8%の増加、および国内の公共部門消費の（財政黒字を維持しながらの）5.2%の増加の結果、8.5%上昇した。投資と消費の増加は、2006年に前年を24.1%下回った純輸出の減少により部分的に相殺された。

2007年において、アルゼンチンの実質GDPは8.7%成長し、5年間の年間平均伸び率は8.8%であった。2007年における一人あたり国民所得は、アルゼンチンが歴史上最悪の経済危機に直面していた2002年において記録された一人あたり国民所得と比較し153.8%増加した。2007年における実質GDPの成長は、2003年に始まった傾向が継続し、主に総投資が13.6%増加した国内個人消費が9.0%増加したことによるものである。経済実績の結果として、実質GDPに対する総投資の比率は1993年以降最高の22.6%となった。

2007年における総投資の増加の理由は以下のとおり。

資本投資水準の上昇

海外投資の増加

製造用耐久性設備の水準の上昇（2007年において22.6%増加）

建設の増加（2007年において8.2%増加）

2007年における国内個人消費の増加の理由は以下のとおり。

雇用の水準の上昇

給与の増加

140万人の新たな退職者を社会保障制度に追加することを規定した年金受給者組入制度（*Plan de Inclusion Previsional*）の施行による社会保障受給者の増加

退職者に給付される給付金水準の上昇

家族手当および特別控除の形式により非課税所得の水準を引上げ、消費を活発化させた所得税の調整

アルゼンチン経済は、拡大も6年目に入り、2008年にはその伸び率を緩め、実質GDPの年間成長率は、2007年の8.7%に対して6.8%となった。これは主に、2008年第4四半期における世界経済の低迷によるものである。2008年における一人あたり国民所得は23.5%増加した。

過去の各年度と同様、2008年の実質GDPの成長は主に総投資および国内の個人消費の増加によるものである。2008年の総投資の対実質GDP比は23.1%であった。2008年において、総投資は2007年に比し9.1%増加したが、これは主として、総投資の18%を占める機械設備輸入の18.9%の増加、および総投資の10%を占める輸送用製品輸入の31.7%の増加によるものである。

2008年中、特に下半期において、企業投資の成長率に減速が見られた。しかしながら、2009年には、政府は建設および資本財に支出の増加をもたらす傾向がある社会基盤に対する支出を増加している。

2008年において、総投資は主として、製造用耐久性設備の水準が上昇した(2008年においては16.3%増加)ことにより増加した。建設部門は、2007年の8.2%増に対し2008年は4.1%増と、著しい減速となった。

2008年における国内の個人消費の増加の理由は以下のとおり。

雇用水準の上昇

給与の増加

退職者に給付される給付金水準の上昇

個人消費を刺激するための所得税体系の調整

自動車および家庭用機器の購入のための新規の信用枠

2004年から2008年まで投資はあらゆる部門で増加し、2004年から60.6%増加した建設部門および2004年から112.1%増加した製造用耐久性設備の生産において増加が顕著だった。消費の増加は、主に、給料の上昇と世帯向けクレジット利用の向上によるものである。

2009年第1四半期から第3四半期において、アルゼンチンの実質GDPは、主に以下の結果、2008年同期比0.2%増加した。

公共部門消費が7.1%増加したことによる0.7%の総消費の増加、ただし、0.4%の個人消費の減少により一部相殺された。

2009年第1四半期から第3四半期においては、2008年同期における財貨・サービスの純輸入額31億ペソに対して、財貨・サービスの純輸出額が53億ペソと、対外貿易が大幅に改善したこと。この推移の変化は、主として2009年上半年期における財貨・サービスの輸入が、2008年同期に比し23.7%減少したことによる。ただし、同期間における9.1%の財貨・サービスの輸出の減少により一部相殺された。

これらの要因は、建設部門における4.4%の減少および製造用耐久性設備部門における22.4%の減少による総投資の12.5%の減少により一部相殺された。

国内貯蓄および国内投資

以下の表は、指定年度中のアルゼンチンの国内貯蓄および国内投資に関する情報を示すものである。

国内貯蓄および国内投資

（単位：百万ペソ、現行価格）

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
国内貯蓄	92,300	126,056	172,947	216,432	276,485
国外からの貯蓄(1)	(8,513)	(15,026)	(22,233)	(19,716)	(17,068)
貯蓄合計	83,787	111,030	150,714	196,716	259,416
国内投資(2)	85,800	114,132	152,838	196,622	240,486

注(1) 国外（すなわちアルゼンチンの非居住者）から国内投資のために提供されたまたは引出された資金の額。
マイナスの数値はアルゼンチンの居住者が各表示年度に海外に抛出した資金の額を示す。(2) 固定資本の全体の情報を含む。統計上の誤差および棚卸資産の変動は含まない。

出所：経済省

2004年から2005年までの投資の増加は、主に、国内貯蓄の大幅な成長に起因していた。投資のレベルおよび経常収支と収支勘定の黒字のために、アルゼンチン居住者の国外貯蓄のマイナスの傾向は次第に低下した。従って、同期間において、国内投資は、主に経済活動の回復の結果、100.6%の累積成長を記録した。アルゼンチン居住者の国外貯蓄は、2004年に大幅に減少したが2005年には増加した。ただし、2005年の国外貯蓄は2003年の水準には戻らなかった。「(3)貿易及び国際収支 - (a)国際収支 - 経常収支」を参照のこと。

2006年、国内投資は2005年比で33.9%増加した。この成長は主に、国内貯蓄の37.2%の増加に起因していたが、アルゼンチン居住者の国外貯蓄の48.0%の増加により一部相殺された。貯蓄全体における当期の実績は35.7%増加した。近年は90年代のようではなく、アルゼンチンの国内投資の大部分に、国内貯蓄から資金が提供された。

2007年において、国内投資は2006年と比較し28.6%増加した。かかる増加は主に国内貯蓄の25.1%の増加とアルゼンチン居住者の国外貯蓄の11.3%の減少に起因する。貯蓄総額は結果的に30.5%の増加となった。

2008年において、国内投資は2007年と比較し22.3%増加した。かかる増加は主に国内貯蓄の27.7%の増加とアルゼンチン居住者の国外貯蓄の13.4%の減少に起因する。貯蓄総額は結果的に31.9%の増加となった。

2009年上半期において、国内投資は2008年同期と比較し1.8%減少した。かかる減少は主に国内貯蓄の5.8%の減少およびアルゼンチン居住者の国外貯蓄の219.2%の増加に起因した。貯蓄総額は結果的に15.6%の減少となった。

(b)主要経済部門

アルゼンチンのGDPに最も寄与した経済部門は、サービス業および第2次産業部門である。2008年においてサービス業部門は実質GDPの61.8%を占め、第2次産業部門は実質GDPの24.9%を占めた。

以下の表は、指定年度中の実質GDPの部門別構成比率を示すものである。

部門別実質GDP(1)

(単位:百万ペソ、1993年固定価格)

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年(2)
第1次産業:					
農業、畜産、水産および林業	15,578	17,309	17,761	19,502	19,007
鉱業および採取産業 (石油およびガスを含む。)	5,078	5,068	5,219	5,195	5,250
第1次産業合計	20,655	22,377	22,980	24,697	24,257
第2次産業:					
製造業	46,977	50,480	54,975	59,153	61,842
建設業	14,623	17,605	20,751	22,806	23,641
電力、ガスおよび水道	8,183	8,595	9,023	9,541	9,863
第2次産業合計	69,783	76,680	84,749	91,501	95,346
サービス業:					
運輸、倉庫および通信	25,370	29,131	33,049	37,568	42,129
商業、ホテルおよび飲食業	42,028	46,020	49,666	54,964	59,287
金融、不動産、取引および賃貸業	50,514	54,118	58,532	63,297	69,182
行政、教育、保健、社会および個人サービス	54,055	57,087	60,164	63,184	66,277
サービス業合計	171,967	186,355	201,411	219,014	236,874
輸入税加算および銀行業務調整控除(3)	16,736	19,352	21,425	23,959	26,967
実質GDP合計	279,141	304,764	330,565	359,170	383,444

注(1) 部門別の生産額は、定期的な再検討の対象であり、定期的な再検討の対象ではないアルゼンチンの総実質GDPの公表の後、新たなまたはより正確なデータを反映するために調整される。(表紙中の「注(3) 会計情報の表示」を参照のこと。)結果として、本書中のその他の箇所で公表されている部門別の生産額は、本表の額とは異なる。

(2) 速報値

(3) 本表の第1次および第2次産業の計数は、実質GDPを確定する際に考慮しなければならない、生産に必要な輸入品に課せられる関税を含まないが、関連する銀行業務の費用をすべて含んでおり、これは「金融、不動産、取引および賃貸業」にも算入されている。本項目では実質GDPを確定するためには輸入税を加算し、銀行業務を控除する。

出所: 経済省

	部門別実質GDP				
	2004年	2005年	(対実質GDP比(%), 1993年固定価格)		
	2006年	2007年	2008年		
第1次産業：					
農業、畜産、水産および林業 鉱業および採取産業 (石油およびガスを含む。)	5.6%	5.7%	5.4%	5.4%	5.0%
第1次産業合計	7.4	7.3	7.0	6.9	6.3
第2次産業：					
製造業	16.8	16.6	16.6	16.5	16.1
建設業	5.2	5.8	6.3	6.3	6.2
電力、ガスおよび水道	2.9	2.8	2.7	2.7	2.6
第2次産業合計	25.0	25.2	25.6	25.5	24.9
サービス業：					
運輸、倉庫および通信	9.1	9.6	10.0	10.5	11.0
商業、ホテルおよび飲食業	15.1	15.1	15.0	15.3	15.5
金融、不動産、取引および賃貸業	18.1	17.8	17.7	17.6	18.0
行政、教育、保健、社会および個人サービス	19.4	18.7	18.2	17.6	17.3
サービス業合計	61.6	61.1	60.9	61.0	61.8
輸入税加算および銀行業務調整控除(1)	6.0	6.3	6.5	6.7	7.0
実質GDP合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注(1) 本表の第1次および第2次産業の計数は、実質GDPを確定する際に考慮しなければならない、生産に必要な輸入品に課せられる関税を含まないが、関連する銀行業務の費用をすべて含んでおり、これは「金融、不動産、取引および賃貸業」にも算入されている。本項目では実質GDPを確定するためには輸入税を加算し、銀行業務を控除する。

出所：経済省

2004年から2008年まで、実質GDPの増加は、主として37.7%増加したサービス業部門および36.6%増加した第2次産業部門により牽引されたものである。サービス業部門においては運輸、倉庫および通信、第2次産業部門においては建設業が最も高い成長を記録した。2008年においては、第1次および第2次産業部門の成長は農業経営者による抗議運動および世界経済の低迷により悪影響を受けた。下記の「 - 第1次産業」を参照のこと。各部門のGDPのシェアは、かかる期間において著しい変化はなかった。

2009年の最初の9か月間において、実質GDPは2008年同期比0.2%増加した。この増加は、同期間の実質GDPの63.1%を占めるサービス業部門の3.2%の増加により牽引されたものである。これに対して、2008年同期に比し、第2次産業は2.0%、第1次産業は15.4%減少し、サービス業部門の増加を一部相殺することとなった。

以下の表は、指定年度中の部門別実質GDP成長率を示すものである。

部門別実質GDP成長率

(対前年比増減率(%)、1993年固定価格)

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年(2)
第1次産業:					
農業、畜産、水産および林業 鉱業および採取産業 (石油およびガスを含む。)	(1.5)%	11.1%	2.6%	9.8%	(2.5)%
第1次産業合計	(1.3)	8.3	2.7	7.5	(1.8)
第2次産業:					
製造業	12.0	7.5	8.9	7.6	4.5
建設業	29.4	20.4	17.9	9.9	3.7
電力、ガスおよび水道	6.5	5.0	5.0	5.7	3.4
第2次産業合計	14.5	9.9	10.5	8.0	4.2
サービス業:					
運輸、倉庫および通信	13.4	14.8	13.5	13.7	12.1
商業、ホテルおよび飲食業	12.4	9.5	7.9	10.7	7.9
金融、不動産、取引および賃貸業	2.2	7.1	8.2	8.1	9.3
行政、教育、保健、社会および個人サービス	4.4	5.6	5.4	5.0	4.9
サービス業合計	6.8	8.4	8.1	8.7	8.2
輸入税加算および銀行業務調整控除 (1)	26.8	15.6	10.7	11.8	12.5
実質GDP合計	9.0%	9.2%	8.5%	8.7%	6.8%

注(1)本表の第1次および第2次産業の計数は、実質GDPを確定する際に考慮しなければならない、生産に必要な輸入品に課せられる関税を含まないが、関連する銀行業務の費用をすべて含んでおり、これは「金融、不動産、取引および賃貸業」にも算入されている。本項目では実質GDPを確定するためには輸入税を加算し、銀行業務を控除する。

(2)暫定値

出所：経済省

第1次産業

農業、畜産、水産および林業

アルゼンチンの農業、畜産、水産および林業部門は、2008年の実質GDPの5.0%を占めた。アルゼンチンはほとんどすべての農産物および畜産品を自給している。1990年代に、アルゼンチンは、穀物、食肉および魚介といった一次産品の主要輸出国になった。2004年から2008年にかけては、穀物生産および家畜生産が本部門の総生産の平均89.5%を占めた。穀物生産は主として大豆、とうもろこしおよび小麦から成る。大豆の生産が輸出に占める割合が増加しているが、これは主に商品(特に大豆の価格)の国際価格が近年2008年下半期まで上昇したことによる。

以下の表は、指定年度中のアルゼンチンの農業、畜産、水産および林業部門の生産高および成長率を示すものである。

農業、畜産、林業および水産部門の生産高(1)

(単位：百万ペソ、1993年固定価格)

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
農業、畜産および狩猟：					
穀物生産	9,120	10,785	10,826	12,352	11,771
家畜生産	4,811	4,945	5,132	5,252	5,350
農業サービスおよび畜産サービス (獣医サービスは除く。)	928	1,053	1,086	1,222	1,185
狩猟および関連サービス	8	9	8	8	8
農業、畜産および狩猟合計	14,866	16,793	17,052	18,834	18,314
水産業	354	304	496	464	483
林業、伐木および関連サービス	357	356	354	368	369
部門生産高合計	15,578	17,452	17,901	19,667	19,166

注(1)表中における部門別生産額は、定期的な再検討の対象であり、定期的な再検討の対象ではないアルゼンチンの総実質GDPの公表の後、新たなまたはより正確なデータを反映するために調整される。(表紙中の注(3)「会計情報の表示」を参照のこと。)従って、表中の部門別生産額は、「部門別実質GDP」における情報と異なる。

出所：経済省

農業、畜産、水産および林業部門の生産高

(対前年比増減率(%), 1993年固定価格)

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
農業、畜産および狩猟：					
穀物生産	(6.3)%	18.3%	0.4%	14.1%	(4.7)%
家畜生産	11.0	2.8	3.8	2.3	1.9
農業サービスおよび畜産サービス (獣医サービスは除く。)	(3.5)	13.5	3.1	12.6	(3.1)
狩猟および関連サービス	5.7	19.0	(19.2)	2.1	9.5
農業、畜産および狩猟合計	(1.1)	13.0	1.5	10.5	(2.8)
水産業	(19.1)	(14.3)	63.1	(6.3)	4.1
林業、伐木および関連サービス	3.3	(0.5)	(0.4)	4.0	0.1
部門生産高合計	(1.5)%	12.0%	2.6%	9.9%	(2.5)%

出所：経済省

2004年にはこの部門の生産高合計は1.5%減少した。これは主に穀物の生産の合計が6.3%減少したことによる。収穫面積がこの時期拡大したにもかかわらず、大豆、とうもろこし、ひまわりの生産は、かかる穀物に影響を及ぼす水不足により減少した。2004年中、国際商品価格は、世界的な経済成長により需要が増えたため上昇し、穀物の生産高の減少による影響を軽減することとなった。

2005年にはこの部門の総生産は、12.0%増加した。この増加は、主に、穀物生産の18.3%の増加の結果で、2005年にその生産高は新記録となった。家畜生産高もまた2.8%増加し、農業サービスおよび畜産サービス（獣医サービスは除く。）は13.5%成長した。

2006年には、この部門は、2005年比で2.6%増加した。この増加は、主に、家畜生産の3.8%の増加、農業サービスおよび畜産サービス（獣医サービスは除く。）の3.1%の増加、および漁業の63.1%の増加に起因している。2006年度の第一四半期中、政府は、国内価格の上昇を抑制するために牛肉の輸出に対する制限を導入した。その結果、牛肉価格は安定し、政府は牛肉の輸出禁止から一定の上限および数量割当に移行することとした。この制限は2007年12月31日まで維持された。さらなる情報については、「(3)貿易及び国際収支 (a) 国際収支」を参照のこと。

2007年において、この部門は、2006年と比較して9.9%増加した。この増加は主に、農業製品の価格の上昇の結果、穀物生産が14.1%増加したことによるものである。この部門全体の成長はまた、部門全体の生産の26.7%を占める家畜生産の2.3%の小幅な増加による影響を受けた。

2007年以降、政府は、食料品の中でもとりわけ牛乳、小麦、鶏肉、食用肉およびトウモロコシ粉に助成金を交付し、食肉などの食料品の価格統制を行うことにより国内の食料価格の上昇を防ぎ、国内市場に適切な供給を行うために積極的に尽力している。

2008年において、この部門は、2007年と比較して2.5%減少した。この減少は主に、干ばつにより穀物生産が4.7%減少したことと国際商品価格が下落したことによるものである。この部門全体の減少は、部門全体の生産の27.9%を占める家畜生産の1.9%の増加により一部相殺された。2008年8月、政府は、国内市場における価格統制および適切な供給の提供を目的とし、牛乳生産業者に対する3,010万ペソの助成金の提供を発表した。さらに、政府は、2008年8月に、農業助成金プログラムにおける3億3,000万ペソの増額を発表した。かかる助成金の大半は、輸出規制および価格統制を補償する目的で、国内の小麦製粉業者、鶏肉製造業者、家畜飼料業者および乳製品製造業者に渡った。

2008年上半期における農業経営者による抗議運動はアルゼンチンの食糧生産および輸出に悪影響を与えた。アルゼンチンの4つの主要農業経営者組合は、穀類の輸出に対する固定率による税金を廃止し、結果として、農業経営者に対する税負担を増加させることになった変動税に反対して数回のストライキおよび抗議運動を主導した。これらの抗議運動には地方の幹線道路および港湾の封鎖が含まれ、食料不足、配給および広範囲に及ぶ食料品価格の高騰をひき起こした。農業経営者および政府間の対立はこの新たな税金が2008年7月に廃止された後は沈静化した。2009年に入って、農業経営者の抗議運動は主として2008年下半年における農産物価格の急落と深刻な干ばつに起因する農業部門に影響する経済問題の拡大により、再び激化した。2009年3月3日、数か月に及ぶ抗議運動の末、政府および4つの主要農業経営者組合の代表者は補助金、食用肉、乳製品および小麦の輸出数量割当ならびに輸出税および農業生産に関するその他の税の引き下げに関する覚書を締結した。2009年3月9日、政府は4つの主要農業経営者団体の代表者との間で前の週に合意した措置の一部を実施するいくつかの規則を發布した。政府が採用した最近の政策については、「(3)貿易及び国際収支 (b) 貿易の規則」を参照のこと。

2008年第2四半期から2009年第1四半期までは、アルゼンチンは数十年来で最も深刻な干ばつに見舞われた。干ばつに対処するため、政府は農業および畜産非常事態宣言を行い、また、農業経営者を援助し、干ばつの経済一般に及ぼす影響を緩和する措置を発表した。干ばつは2009年の収穫高に影響を及ぼし、その結果、最も大きな被害を受けた小麦生産は約1,600万トンから約900万トンへと減少した。

鉱業および採取産業（石油およびガスの生産を含む。）

鉱業および採取産業部門は、主として貴金属および半貴石、石炭、石油およびガスの探査および生産から成る。歴史的に、アルゼンチンの鉱業は経済に占める割合が小さく、2008年は実質GDPの1.4%であった。

かかる部門は、国際市場における価格が記録的レベルに達し、掘削と完成した鉱泉の両方が増えていたにもかかわらず、2004年には0.4%、2005年には0.2%減少した。天然ガスの生産もまた、前年に最高レベルに達した後で、2005年には減少した。2006年に、この部門は、2005年と比較し3.0%増加した。有利な市場の状況にもかかわらず、2002年から2006年においてこれらの部門で生産が落ち込んだことは、政府が、生産者が国内の供給を増やし、輸出の約束を果たすような諸方策を採用することにつながった。これらの方策には、財政上および関税上のインセンティブ、さらに炭化水素を探索して採取するための隣接地域へのアクセス、および流通や輸送のシステムの改善があった。

2007年の間、鉱業および採取産業部門は、2006年と比較し0.5%減少した。2008年においては、鉱業および採取産業部門は2007年と比較し1.1%増加した。2009年の最初の9か月間においては、鉱業および採取産業部門は2008年同期と比較し1.0%減少した。

アルゼンチンは、以前は、石油とガスの純輸出国であったが、2004年第1四半期以降、エネルギー不足と電力の供給停止を経験した。結果的に、アルゼンチンは、近隣諸国からエネルギーの輸入を増やした。2005年および2006年に、アルゼンチンは、潜在的なエネルギー不足を克服するために、天然ガスと燃料油を購入することで、ブラジル、ボリビアおよびベネズエラと合意に達した。

2007年および2008年において、政府は、引続きガスや石油といったエネルギー製品に価格統制を課し、価格統制による製造者の損失を補い、またアルゼンチンの国内市場における適切な供給を確保するためにエネルギー部門への助成を継続した。エネルギー部門に対する交付総額は2007年は99億ペソ、2008年は190億ペソであった。現在のアルゼンチンのエネルギー不足に関する石油とガスの追加の議論については、「 - 電気・ガス・水道」を参照のこと。

以下の表は指定年度中のアルゼンチンの石油および天然ガスの確認埋蔵量を示す。

	確認埋蔵量				
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
石油(1)	393,972	349,096	411,262	415,913	400,697
天然ガス(2)	541,857	438,951	446,156	441,974	398,529

注(1)単位：千立方メートル

(2)単位：十億立方メートル

出所：経済省

[次へ](#)

第2次産業

製造業

アルゼンチンの製造業は多種多様で、2008年は実質GDPの16.1%を占めた。食品および飲料、化学製品および化学物質、石炭および石油派生品ならびに核可燃性物質が、製造部門の主要な生産分野である。本部門は2001年の経済危機により大きな悪影響を受けたが、2003年以来景気回復の兆しを見せている。この回復は、国内消費の増加およびアルゼンチンペソの切下げと生産性強化のための投資による国内製品の国際競争力の強化の結果である。この時期、工業製品と農業由来製品の製造もまた、輸出に貢献した。

2004年、製造部門は、主に、国内消費の増加(輸入品の代替による)およびペソ切下げによって起こされた輸出の増加の結果、12.0%成長した。2004年において、食品および飲料部門は8.0%成長し、機械装置の生産高は30.1%増加し、自動車、トレーラーおよびセミトレーラー部門は31.7%成長し、化学製品および化学物質の生産は8.6%増加し、また、木製製品部門は18.5%成長した。

2005年、製造部門は、主に経済成長と建設の増加の影響の結果、7.4%の成長を記録した。食品および飲料部門は7.9%成長し、自動車、トレーラーおよびセミトレーラー部門は成長を続け、19.6%増加し、また、化学製品および化学物質の生産は4.2%成長した。ゴムおよびプラスチック製品産業は9.8%成長し、非金属鉱物産業は2005年に大幅に増加し、14.4%の成長を記録し、また、機械装置の生産高は5.9%成長した。

2006年中に、製造部門は、2005年比、9.1%成長した。この増加は、主に、食品および飲料部門が6.2%成長したこと、ならびに需要の高まりおよび信用販売の利用可能性が高まったことに対応した消費者向け耐久製品の生産の増加により牽引されたものであった。政府がブラジルの自動車輸入により厳しい制限を設けたために、国内の自動車生産もまた増加した。さらに、製造部門は、化学製品および化学物質の生産が9.1%の増加、自動車、トレーラーおよびセミトレーラーの産業が21.4%の増加、また、機械装置の生産が12.9%の増加を記録した。この時期、労働生産性の高まりが、製造業の成長の一部を牽引した。

2007年において、製造部門は、2006年と比較し7.8%の成長を記録した。かかる増加は、主に以下の複数の領域における成長の牽引によるものである。

食品および飲料部門の6.3%の増加

自動車、トレーラーおよびセミトレーラー生産の18.0%の増加

機械装置生産の13.7%の増加

化学製品および化学物質生産の5.7%の増加

出版およびメディア産業の11.5%の増加

2008年において、製造部門は、2007年と比較し4.5%の成長を記録した。かかる増加は、主に以下の複数の領域における成長の牽引によるものである。

食品および飲料部門の5.9%の増加

化学製品および化学物質生産の5.2%の増加

出版およびメディア産業の10.3%の増加

卑金属生産の11.2%の増加

自動車、トレーラーおよびセミトレーラー生産の7.1%の増加

2008年におけるこの成長は木材、木製製品およびコルク製品（家具を除く。）部門の3.7%の減少により一部相殺された。

以下の表は、指定年度中の製造業部門の生産高および成長率を示すものである。

部門別製造業の生産(1)

(単位：百万ペソ、1993年固定価格)

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
食品および飲料	11,454	12,356	13,124	13,944	14,772
化学製品および化学物質	5,915	6,163	6,721	7,107	7,476
石炭、石油派生品および原子燃料 (2)	3,834	3,812	4,064	4,271	4,225
自動車、トレーラーおよびセミトレーラー	2,095	2,507	3,043	3,590	3,846
機械装置	2,721	2,882	3,255	3,701	3,837
出版およびメディア	2,085	2,236	2,481	2,766	3,050
ゴムおよびプラスチック製品	2,318	2,546	2,700	2,946	3,020
共通金属	1,943	2,045	2,310	2,357	2,620
機械装置以外の金属製品	1,604	1,734	1,914	2,067	2,138
たばこ	1,752	1,714	1,851	1,932	2,084
紙および紙製品	1,507	1,655	1,767	1,905	1,999
非金属鉱物	1,373	1,571	1,797	1,903	1,995
皮革製品および関連製品					
家具以外の木材、木製製品およびコルク製品、 わら製品および枝編材料	1,856	1,730	1,878	1,861	1,791
繊維製品	1,405	1,566	1,645	1,811	1,652
家具	1,168	1,249	1,421	1,581	1,552
衣類	981	1,210	1,230	1,302	1,418
電気機器	569	874	1,178	1,226	1,296
その他	6,519	7,515	8,167	9,015	9,207
生産高合計	46,977	50,466	55,072	59,364	62,060

注(1) 部門別の生産額は、定期的な再検討の対象であり、定期的な再検討の対象ではないアルゼンチンの総実質GDPの公表の後、新たなまたはより正確なデータを反映するために調整される。(表紙中の「注(3) 会計情報の表示」を参照のこと。)従って、表中の部門別生産額は、「部門別実質GDP」における情報と異なる。

(2) 石油精製製品およびその他の副産物を含む。

出所：経済省

部門別製造業の生産

（対前年比増減率（%）、1993年固定価格）

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
食品および飲料	8.0	7.9	6.2	6.3	5.9
化学製品および化学物質	8.6	4.2	9.1	5.7	5.2
石炭、石油派生品および原子燃料（1）	4.3	(0.6)	6.6	5.1	(1.1)
自動車、トレーラーおよびセミトレーラー	31.7	19.6	21.4	18.0	7.1
機械装置	30.1	5.9	12.9	13.7	3.7
出版およびメディア	17.7	7.2	11.0	11.5	10.3
ゴムおよびプラスチック製品	10.8	9.8	6.0	9.1	2.5
共通金属	7.1	5.3	13.0	2.0	11.2
機械装置以外の金属製品	13.5	8.0	10.4	8.0	3.5
たばこ	(6.2)	(2.1)	7.9	4.4	7.9
紙および紙製品	11.9	9.8	6.7	7.8	4.9
非金属鉱物	20.3	14.4	14.4	5.9	4.8
家具以外の木材、木製製品およびコルク製品、 わら製品および枝編材料	18.5	(6.8)	8.6	(0.9)	(3.7)
繊維製品	14.2	11.5	5.0	10.1	(8.8)
家具	13.7	6.9	13.8	11.3	(1.9)
衣類	1.1	23.4	1.6	5.9	8.9
電気機器	91.6	53.6	34.9	4.0	5.7
その他	18.0	15.3	8.7	10.4	2.1
生産高合計	12.0%	7.4%	9.1%	7.8%	4.5%

注(1)石油精製製品およびその他の副産物を含む。
出所：経済省

建設業

2004年と2005年において、建設部門は、アルゼンチン経済において最も成長の速い部門であり、主に需要の増加と低い国内コストの結果、2004年は29.4%、2005年には20.4%増加した。生産目的の建築物の建設もまた大幅に増加した。2006年には、建設ブームが続き、本部門は17.9%成長した。

2007年において、建設部門は実質GDPの6.3%を占め、2006年と比較し9.9%成長した。かかる成長は主に、住居および商業開発などに対する民間投資を増加させた経済の継続的な成長に起因するものである。さらに、改善された経済状況の結果として抵当権融資が容易になったことにより、建設活動が増加した。

2008年において、建設部門は実質GDPの6.2%を占め、2007年と比較し3.7%成長した。かかる成長は主に、進行中の工事の継続に起因するものである。

2009年の最初の9か月間において、建設部門の活動水準は悪化し、2008年同期と比較して3.9%減少したが、これは主として、世界的な金融危機によりもたらされた高度の不確実性および借入コストの増加によるものである。建設部門はこの期間中、主として、不動産需要の減少が見込まれたことから業績不振となり、その活動水準は前年同期を下回った。

電気・ガス・水道

アルゼンチンの電気は、主として水力発電によるが、そのほかにガス、石炭および原子力発電所によっている。電気、ガスおよび水道部門はアルゼンチン経済のごく一部であり、2008年の実質GDPの2.6%に相当する。

2006年3月、政府は、コンセッション取得者であるAguas Argentinas, S.A. (「Aguas Argentinas」) が、コンセッション契約により要請されている投資義務を履行しなかったため、ブエノスアイレス市と大ブエノスアイレス圏の一部の地域の水道のコンセッションを取り消した。新たな国有企業であるAgua y Saneamientos Argentinos, S.A. (「Agua y Saneamientos Argentinos」) が、かかるコンセッションを現在保有している。政府はかかる企業の90%を所有しており、その他の10%は従業員が保有している。

2004年、国中の工場における電気不足や供給停止は、エネルギー生産の成長の低下という結果を招いた。エネルギー危機に対応して、政府は、アルゼンチンの天然ガスの生産業者に対して、チリへの天然ガスの輸出を削減するように命じた。チリに対して住宅用だけでなく商業利用向けにも天然ガスの供給を保証するために、アルゼンチンは、チリ市場向けの輸入を増やすように、ウルグアイやボリビアと代替策を交渉した。加えてアルゼンチンは、対ボリビア間のガスの輸送のためにパイプラインの建設を交渉中であり、それにより、将来、輸出入の能力が高まるだろう。しかし、2006年末には、チリを始めとした数カ国への天然ガス、ブタンおよびプロパンの輸出は増加した。

発電量は2007年に1.2%、2008年には5.2%増加し、エネルギー輸出は2007年に11.4%減少し、2008年には15.6%増加、2009年は23.8%減少した。

以下の表は、指定期間中の燃料とエネルギーの輸出入を示す。

燃料とエネルギーの輸出入

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
FOB (本船渡し)輸出の合計	34,576	40,387	46,546	55,780	70,021	55,750
燃料とエネルギー(百万米ドル)	6,181	7,150	7,813	6,919	7,996	6,092
FOB輸出の合計に対する比率(%)	17.9	17.7	16.8	12.4	11.4	10.9
前年からの変動(%)	14.1	15.7	9.3	(11.4)	15.6	(23.8)
CIF輸入の合計	22,445	28,689	34,151	44,707	57,423	38,771
燃料とエネルギー(百万米ドル)	1,003	1,545	1,730	2,845	4,318	2,597
CIF輸入の合計に対する比率(%)	4.5	5.4	5.1	6.4	7.5	6.7
前年からの変動(%)	84.4	54.0	12.0	64.4	51.8	(40.1)

出所: 経済省

政府は、ブラジル、ボリビアおよびベネズエラと取り交わしたディーゼル燃料や天然ガスなどのエネルギーを輸入するための既存の契約書に規定されているさらなるエネルギー供給を確保した。

政府はまた、エネルギー問題に対処するために、下記を含む多様な方策を取った。

2006年、政府は、石油とガスの探査と生産への投資を促進することを企図した体制を導入したが、それには、ガスの探査と生産に投資する企業に対する財政上の援助が含まれていた。

2006年、San Jorge湾の海盆のComodoro Rivadavia市近辺とEsquel市近辺の「Cordillerano」パイプラインをつなぐ600キロメートルの天然ガスのパイプラインである、パタゴニック・パイプラインが完成した。

2007年および2008年に、政府は、複数の熱電力発電所を建設する計画、核計画の一部として追加的な発電所を購入する計画および追加のガス・パイプライン建設の計画を含む、エネルギー供給を改善するための多様な施策を発表した。

2009年に、Comision Nacional de Energia Atomica(「CNEA」)(国家原子力委員会)は、CAREM(Central Argentina de Reactor Modular)プロジェクト等の原子炉ならびにAtucha I、Atucha IIおよびEmbalse Rio III原子力発電所の設計、建設、組立ておよび運転に関する研究活動を引続き促進した。

「(5)財政 - 公共部門会計 - インフラストラクチャー開発」を参照のこと。

2007年および2008年におけるエネルギー不足にさらに対処するために、政府は、燃料配給、夏時間調整の導入および公共施設のエネルギー効率化などの方策を実施した。かかるエネルギー不足により、政府は、使用量が最も高い時期におけるチリ向けの天然ガスの契約による出荷の一時中止を余儀なくされた。政府はまた、エネルギー会社より請求される関税の規制を通じてエネルギー価格を統制する。政府は、天然ガスおよび燃料油の海外における購入により生じた費用を考慮し、国内市場において統制価格により販売を行う結果として生じた損失に対し、助成金によりエネルギー会社に補償を行う。さらに、政府は、価格を統制し、アルゼンチンの国内市場における供給を確保するためにエネルギー輸出に制限を定めた。

2008年7月30日、政府は、最高30%までの電気利用料金の引上げを許可することを発表した。これは、2001年以降初の住宅用電力の利用料金の引上げであった。かかる引上げは、全利用者の24.0%に値し、アルゼンチンの住宅電力の総利用量の半分を消費する利用者に影響を与える。エネルギー料金の引上げにより、政府は助成金を削減することができる。

2008年9月19日、政府は、低所得世帯向けのシリンダーガス価格の負担助成および私企業に対する補助金の減額のため、高所得世帯および事業会社に対する利用料金を、過去にさかのぼり10%から30%引き上げることを発表した。2008年11月29日、政府は14億ペソのガス補助金の減額を発表した。2008年12月3日、政府はガス料金の大幅な引上げを承認し、そして、受託基金を通じて、増加収益が国内需要を充足するためのガス輸入の資金助成のために割当てられた。命令の裁可に先立ち、政府はガス輸入の資金助成を実施した。

2009年8月、ガスおよび電気が値上げされた。一般市民の抗議を受けて、政府は価格を前の水準に戻すため、2009年9月30日まで補助金を再開した。同日、政府は補助金を廃止して、新基準の料金を発表した。

エネルギー部門の回復は、民間公益事業会社の生産を生み出す活動に投資する能力に大きく依存している。回復はまた、政府の国有エネルギー会社、ENARSAの生産寄与とも関係するだろう。

エネルギー部門で営業している民間企業の大半の投資能力は限られていたため、政府は、刺激を与えて、石油およびガス輸送、探査および生産への投資を増加させるために、2004年にENARSAを設立した。政府は、ENARSAに53%の持分を保有し、州政府が12%を保有し、そして残りの35%は公開株式になっている。輸出や生産の期待されるレベルに関しては、ENARSAには、まだ、どのような命令も出されていない。2008年12月31日現在、ENARSAは、いかなる調査または生産プロジェクトも行っていない。

電気、ガス、水道部門は、2004年は6.5%、2005年は5.0%、2006年は5.0%、2007年は5.7%、および2008年は3.4%成長した。

2009年の最初の9か月間において、同部門は、2008年同期と比較し0.6%成長した。

以下の表は、指定年度におけるアルゼンチンの電気部門に関する情報を示す。

電気部門主要経済指標

(別途記載のある場合を除き、単位：ギガワット/時間)

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
電気部門の生産高：					
複合サイクル	37,825	36,130	36,226	36,534	38,087
水力(1)	30,445	34,192	38,056	37,290	36,882
その他(2)	23,109	26,328	29,533	31,119	35,476
総生産高	91,379	96,651	103,815	105,023	110,445
経済部門別消費量：					
住宅	21,771	23,577	25,606	28,840	30,271
工業	31,815	32,863	35,987	33,578	34,056
政府	1,942	2,103	2,466	2,540	3,014
商業	14,136	15,687	15,322	17,527	17,973
その他	6,685	6,867	7,175	8,022	8,167
総消費量	76,349	81,096	86,557	90,507	93,481

注(1)複合サイクル

(2)ディーゼル、風力、原子力、ガス、蒸気および太陽エネルギーを含む。

出所：経済省

サービス業

以下の表は、指定年度中のサービス部門の構成および成長率を示すものである。

サービス部門の構成

(単位：百万ペソ、1993年固定価格)

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
卸売業および小売業ならびに修繕業	34,541	38,124	41,415	46,258	49,896
不動産、取引および賃貸サービス	40,443	42,313	43,927	45,660	47,943
運輸、倉庫および通信サービス	25,414	29,193	33,138	38,037	42,856
金融サービス	10,114	11,886	14,498	17,184	20,176
その他地域、社会および個人サービス	12,815	14,243	15,611	16,712	17,796
行政	14,334	14,815	15,531	16,105	16,724
教育	13,079	13,628	14,125	14,726	15,262
社会および保健サービス	10,601	11,043	11,629	12,320	13,021
ホテルおよび飲食業	6,986	7,568	8,109	8,773	9,435
その他サービス	3,443	3,650	3,818	3,978	4,150
合計	171,770	186,463	201,801	219,754	237,261

出所：経済省

サービス部門の成長率

（対前年比増減率（%）、1993年固定価格）

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
卸売業および小売業ならびに修繕業	13.5	10.4	8.6	11.7	7.9
不動産、取引および賃貸サービス	4.3	4.6	3.8	3.9	5.0
運輸、倉庫および通信サービス	13.6	14.9	13.5	14.8	12.7
金融サービス	(5.5)	17.5	22.0	18.5	17.4
その他地域、社会および個人サービス	10.6	11.1	9.6	7.1	6.5
行政	1.8	3.4	4.8	3.7	3.8
教育	3.4	4.2	3.6	4.3	3.6
社会および保健サービス	2.3	4.2	5.3	5.9	5.7
ホテルおよび飲食業	7.1	8.3	7.1	8.2	7.5
その他サービス	6.4	6.0	4.6	4.2	4.3
合計	6.9	8.6	8.2	8.9	8.0

出所：経済省

サービス部門は、アルゼンチン経済の最大部分を占め、2006年の年間実質GDP成長の58.4%、2007年の年間実質GDP成長の61.5%および2008年の年間実質GDP成長の73.6%を占めた。この部門は2004年以降、毎年成長を見せている。

2004年から2007年におけるサービス部門の成長は、主に卸売業および小売業ならびに修繕業部門ならびに運輸、倉庫および通信部門によるものであった。さらに、2005年以降の金融部門における成長は、主に2001年および2002年の経済危機において金融活動が著しく縮小した後、正常レベルへ回帰したためである。

2008年におけるサービス部門の成長の主な原動力となったものは以下のとおりである。

運輸、倉庫および通信部門の12.7%の成長

卸売業、小売業および修繕業部門の7.9%の成長

金融サービス部門の17.4%の成長

不動産、取引および賃貸サービス部門の5.0%の成長

電気通信

以下の表は、電気通信部門に関する一部の情報を反映したものである。

電気通信部門の概要

（単位：千回線）

	12月31日現在				
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
回線数：					
固定電話(1)	7,947	8,328	8,599	8,489	8,426
携帯電話(2)	13,512	22,156	31,510	40,402	46,509
公衆電話	242	228	216	204	177
総回線数	21,701	30,712	40,326	49,096	55,112

注(1)使用されている回線数

(2)使用されている電話の数

出所：連邦企画・公共投資・サービス省

電気通信部門は、2001年以来、毎年回線総数が増加している。この成長の大部分は、アルゼンチンでますます普及している携帯電話の使用の増加によるものである。2003年に初めて、携帯の回線数が固定電話の回線数を超えた。2004年から2008年において、携帯電話の回線数は、主により安価な新携帯プランの登場および消費者の購買力の全体的な改善の結果、大幅に増加した。公衆電話と固定電話の回線数は、2001年以降比較的に変わらないままである。

経済における国家の役割

経済における国家の関与

1990年代のアルゼンチンの民営化計画は広範なものであった。1989年から2002年にかけて、合計81を超える公営企業が完全にまたは一部民営化された。民営化された企業にはENTEL（国営電気通信会社）、Gas del Estado（国営天然ガス会社）、SEGBA（ブエノスアイレス地区で営業する電力会社）、Yacimientos Petroliferos Fiscales（YPF）（国営石油会社）、Aerolineas Argentinas（国営航空会社）、およびBanco Hipotecario Nacional（国営抵当銀行）が含まれた。これらの民営化の大半は1990年代前半に実施された。民営化計画は1990年代初頭の公共部門の雇用を大幅に減らし、公共部門の大幅な費用削減をもたらしたが、高い失業率をもたらした。

2001年から2002年の危機以降、政府は、大半の国有企業を民営化し、多くの公共サービスを民間部門による管理へ移転し、貿易を自由化し、政府の監督を廃止し、規制を簡略化し、公共部門の規模を縮小した。1990年代に導入された経済の自由化および規制緩和の大規模な計画を見直した。2004年から2008年にかけて、政府は、国家による規制、監督および関与を強化および改善しようとした分野を特定した。この観点からの施策には、以下のものがあつた。

アルゼンチンの郵便事業(Correo Argentino S.A.)が従来営業していたコンセッションの撤回による民営化の取消
国有航空会社の設立(Lineas Aereas Federales S.A.)

エネルギー危機に対応した国有エネルギー会社、ENARSAの設立。新会社は、石油およびガスの探査に対する投資を増加
させ、アルゼンチンのガスパイプラインを拡張する。

アルゼンチンの放送電波を管理していたThales Spectrumに与えられていたコンセッションの撤回による同社の民営
化の取消

政府が課す公共料金の凍結の継続を含む、公益事業企業に対する規制の強化

ブエノスアイレス市および大ブエノスアイレス圏の一部におけるAguas Argentinasの水道のコンセッションの取り消
し

Transportes Metropolitanos General San Martin S.A.の鉄道運営のコンセッションの取り消し

資本移転およびその他の金融取引に対する特定の制限の設定。これらの制限に関する考察は、「(4)通貨・金融システ
ム - 金融部門に対する規制」を参照のこと。

フェルナンデス・デ・キルチネル大統領は、これらの政策を継続し、以下を含む新たな施策を実施した。

運輸、農業およびエネルギー製品に対する価格統制の継続。「(2)経済 - 第1次産業」を参照のこと。

農産物に対する関税。「(3)貿易および国際収支 - 国際収支」を参照のこと。

エネルギーおよび運輸部門に対する助成金。「(5)財政 - 公共部門会計」を参照のこと。

輸出規制。「(3)貿易および国際収支 - 国際収支」を参照のこと。

2008年12月、国会はAerolíneas Argentinas S.A. (「Aerolíneas Argentinas」)、Austral Líneas Aéreas Cielos
del Sur S.A. (「Austral」)および両社の子会社であるOptar S.A.、Jet Paq S.A.およびAerohandling S.A.の株式は公共
の利益を有するものと宣言され、収用の対象であることを定める法律を承認した。乗客、郵便および貨物の商業航空運輸の公
共サービスの継続性および安全性、雇用保護ならびにかかる企業の資産保護を保証するため国会は同法を可決した。

財務省長官(Procuración del Tesoro de la Nación)は2009年2月、Aerolíneas ArgentinasおよびAustralの筆頭株
主であるInterinvest Sociedad Anónima (「Interinvest」)に対して収用申立てを提出した。Interinvestは訴状に答弁
した。財務省長官が2010年2月に証拠提示段階の開始を要請する予定である。

当該企業の評価に関連して、国家鑑定裁判所(Tribunal de Tasaciones de la Nación)はアルゼンチンの収用法の指針
に基づき、Aerolíneas Argentinas、Australおよび両社の子会社が約30億9,000万ペソに匹敵する損失をかかえていると推
算した。Interinvest S.A.はかかる評価に抗議した。

Aerolíneas ArgentinasおよびAustralの一部の株主は、アルゼンチンに対する申立てをICSIDに提出した。手続きの内容
を決定するため当該訴訟に関する最初の聴取が2010年3月に実施される予定である。

コンセッション

ペソの切下げ後の2002年、政府は大統領令を発し、この大統領令に基づいて設立された公共事業および公共サービスに関する契約再交渉委員会の権限を通じて公共部門のコンセッション契約を再交渉するよう経済省に要求した。本委員会の役割は、関係する公共サービスの新たな料金体系の設定、関係するサービスの改善、安全性の向上および利益増加のためにコンセッション契約を再交渉することである。再交渉の第1段階では、合計61社の公共サービスのコンセッション企業のうち58社が、委員会が各コンセッションの状態を評価することができるような報告書を委員会に提出するように要求された。残る3件の公共サービスのコンセッションであるCorreo Argentino S.A.（アルゼンチンの郵便事業）、Thales Spectrum（アルゼンチンの放送電波を管理した企業）およびTransportes Metropolitanos General San Martin S.A.（サン・マーティン、ロカおよびベルグラノ鉄道を運営する企業）は取り消された。

郵便事業のコンセッションが取り消された後、政府は、業務を維持するために、新会社であるCorreo Oficial de la Republica Argentina S.A.を設立した。その後、政府は、郵便事業を民営化するために、国際的な入札を開始し、2009年7月31日に終了した実施期間を設定した。2010年1月現在、アルゼンチンは当該企業の民営化を進めていない。

2005年9月、ブエノスアイレス市および大ブエノスアイレス圏の一部に水道業務を提供しているAguas Argentinasを支配し、運営しているフランスの会社スエズ（Suez）が、Aguas Argentinasからの撤退を発表した。2006年3月、政府は、Aguas Argentinasのコンセッションを取り消し、水道業務を提供するために、Agua y Saneamientos Argentinosを設立した。

Transportes Metropolitanos General San Martin S.A.の運輸業務のコンセッションを取り消した後、2006年7月に、政府は、業務民営化のための入札を開始することを決定した。入札が終了するまでの間は、運輸大臣が運輸業務の提供における権限を有する。

1990年代の民営化の際にアルゼンチンの公共事業に投資した外国の投資家により、公共事業に関する複数の仲裁手続が投資紛争解決国際センター（ICSID）に提起されている。ICSIDの仲裁手続の追加の議論については、「(7)その他 訴訟手続 - ICSIDにおける仲裁」を参照のこと。

インフラストラクチャー

キルチネル政権以降、政府はアルゼンチンの古いインフラストラクチャーを改善し、経済成長を刺激するプロジェクトに取り組んだ。フェルナンデス・デ・キルチネル大統領は、運輸やエネルギーなどの分野におけるインフラストラクチャー開発にも着手した。「(5)財政 - 公共部門会計 - インフラストラクチャー開発」を参照のこと。

環境

過去10年間に、アルゼンチンは環境基準を規制、監視および改善する様々な措置を取り入れた。これらの措置の大半は、事業会社に対し、より厳しい安全基準を満たすよう要求するものである。政府は、民営化の取組みに基づき、国有企業の買主に一定の環境基準の遵守を要求してきた。それにもかかわらず、監視および強制の努力が規制の変更に遅れを取った。アルゼンチンは温室効果ガスの排出を削減する京都議定書の締約国であり、1998年には京都議定書締約国会議をブエノスアイレスで開催した。

環境基準の遵守を確実にするために、監視と強制を強化するべく取られた措置には、下記のようなものがある。

2002年に制定された法律第25,670号により、汚染物質ポリ塩化ビフェニルの最大制限値が設定された。

2002年に制定された法律第25,675号により、環境保全、生物学的多様性の保護、環境への影響の評価、環境保険および修復の資金、ならびに連邦環境制度と環境補償資金の新しい規範を設定した。

環境・持続可能開発庁（Secretaria de Ambiente y Desarrollo Sustentable）および国家の統計機関（Instituto Nacional de Estadísticas y Censo）（「INDEC」）により環境統計プログラムが開発中であり、これにより、主要な環境の指標へのアクセスやそれらの分析が容易になるだろう。

2004年1月15日に、2001年6月22日付のメルコスール環境枠組協定が承認された。

2007年に制定された法律第26,011号により、持続性有機不純物に関するストックホルム協定が承認された。

A型インフルエンザ（H1N1）の急激な発生

世界各国と同様に、アルゼンチンもA型インフルエンザ（H1N1）の発生に直面した。政府は、H1N1ウイルスに対処し、そのまん延を抑制するために10億ペソを割り当てた。政府は特に以下の対策を実行した。

追加的な医師および看護師の採用

多量のインフルエンザ用処方治療薬の分配

妊婦、免疫抑制者およびがん患者を含む、危険性の高いグループに対する休職の付与

2009年7月中旬以降、アルゼンチンにおけるH1N1ウイルスに起因する疾病の数は減少している。

アルゼンチンはまだ、H1N1ウイルスの発生が経済へもたらす影響に関する推定値を有していない。

(c)物価および賃金の動向

インフレーション

2004年から2008年において、財貨やサービスの需要に上向きの圧力をかける個人消費の継続的な増加および経済活動（輸出ならびに公的および民間投資を含む。）のレベルの上昇を反映し、アルゼンチンのCPIおよびWPIは上昇した。かかる圧力の一部は、政府による政策ならびに製造業者および販売業者との価格取決めにより緩和された。

2006年、政府と特定の部門の民間企業との間に成立した価格統制の合意により、物価は、2005年と比較し遅いペースで上昇した。

2007年において、CPIインフレは減速したが、WPIは2006年の上昇の倍以上の14.6%上昇した。WPIインフレは、国内製品の14.7%の上昇および輸入製品の13.2%の上昇を反映した。

2007年、商品価格が上昇し、WPIに著しい影響を与えた。さらに、経済における活発な需要の原動力により、物価は上昇した。かかるCPIの上昇による影響は、消費者物価を抑制するための特定の部門に対する助成金の交付ならびに製造業者および販売業者との価格取決めなど、その時点で有効であった複数の財政政策により緩和された。

2008年に、CPIは7.2%上昇し、WPIは8.8%上昇した。2007年と比較した際の2008年におけるCPIおよびWPIの成長の水準の低下は、主に上記の財政政策ならびに2008年下半期における海外および国内経済の停滞による商品およびその他の価格の低下によるものである。

2009年において、CPIは7.7%、WPIは10.0%上昇した。2009年上半期に見られたかかる減速は主に、2008年の同時期と比較した際の経済成長率の低下および商品価格の低下によるものである。2009年半ば以降、年間の変動の低下傾向が反転した。特に、財貨の物価の年間上昇率が2009年下半期に伸びた一方で、サービスの価格の上昇率は引続き比較的安定していた。サービスで見られた主要な上昇は医療（9.6%）、運輸および通信（11.7%）および教育サービス（14.3%）であった。財貨で見られた主な上昇は衣料品の価格（12.6%）であった。

2009年におけるWPIの上昇は主に自国生産物の価格の上昇（10.8%）によるものであり、輸入製品の価格低下により一部相殺された。自国の一次製品の価格は、2008年末に見られた低下の後、農産物の一部の価格の回復を反映して15.3%上昇した。

2007年1月末、制定法上、全国的な公式統計を公表する権限を有するアルゼンチンで唯一の機関であるINDECは結果として論争を引起こした組織改革手続きを実施した。一部の民間アナリストは、INDECが発表したインフレデータ（ならびに貧困およびGDP推定など、インフレデータにより影響を受けたその他の経済データ）に対して異論を唱えた。

CPIの計算にあたり、INDECは、以下の分野における多数の歪みと欠陥を是正するために導入する必要がある変更を明らかにした。

サンプルとして抽出された企業の多くが、当該地域で発生した社会経済的变化にかかわらず、中堅から中堅企業上位の範囲に集中していた。

品目の物価を特定するために用いられた仕様および特性が、より高級な製品ならびにより高級な店舗および販売拠点に偏る傾向にあった。

季節性製品がCPIの計算の歪みを誘発した。

かかる方法上の最新化に対応するため、INDECは情報収集および情報処理の方法に以下のような多数の変更を加えた。

財貨およびサービスのバスケット：CPI計算のために用いられる財貨およびサービスのバスケットは、818品目から440品目に削減された。

サンプル抽出：2008年5月以前、INDECは、ブエノスアイレス市および大ブエノスアイレス圏のデータと併せて7州（コルドバ、サンタフェ、サンルイス、ツクマン、カタマルサ、メンドザおよびブエノスアイレス）からCPI情報を収集していた。多様な州からCPIの数値を集めることは、州間で方法が異なるため、一貫性と信頼性を大きく欠く結果につながる事が多数の研究で明らかにされたので、2008年5月以降、INDECは大ブエノスアイレス圏のみについてCPIを計算した。バスケット、記録方法および価格設定品目について州間で一貫性がなく、このことが整理統合の深刻な障害となった。かかる各CPIが他と比較できるよう保証する目的で、INDECは、各州が各々のCPIを有することができるようアルゼンチンの各州と協働している。

2009年、政府はINDECによる1999年以降のCPIの推定方法の適用および正確性を分析するために、特定のアルゼンチンの公立大学の代表者により構成される審議会を設置した。

2007年以降のインフレ統計は、INDECの最新の方法に基づき作成されてきた。INDECはインフレ統計を再度発表することはない。従って、申込者はインフレ統計および年次傾向の評価においてこのことを考慮すべきである。

以下の表は、指定年度中のインフレ率を示すものである。

インフレーション(1)
CPIおよびWPIの年間増減率の変遷
(別途記載のある場合を除き、対前期比増減率(%))

	消費者物価指数	卸売物価指数
2004年	6.1	7.9
2005年	12.3	10.6
2006年	9.8	7.2
2007年	8.5	14.6
2008年(2)	7.2	8.8
2009年	7.7	10.3
2010年	9.1	13.2
1月	1.0	1.4
2月	1.2	1.3

注(1)年間の計数は年間累積インフレ率を示す。2010年2月28日までのインフレ計数は、同日現在における2009年2月28日までと比較した際のインフレ率を反映している。月間の計数は、その月のインフレ率を対前月比で示している。

(2)2008年5月、INDECは他の多数の方法上の変更と併せて、1999年から2008年にかけてのCPIを計算するために用いる基準年を更新した。

出所：経済省

賃金および労働生産性

雇用社会保障省は、毎年、GDP成長率およびインフレなどのマクロ経済指標に基づいて、すべての経済部門に対し単一の最低賃金を設定する。最低賃金は、2008年に2回調整され、2007年12月の1か月980ペソから全体で26.5%上げられ、2008年12月には1か月1,240ペソになった。最低賃金は2009年8月に1,400ペソまで、2009年10月に1,440ペソまで、2010年1月には1,500ペソまで上げられた。

平均最低月額名目賃金は、以下の通りに上昇した。

2004年において61.4%

2005年において44.8%

2006年において25.1%

2007年において23.6%

2008年において25.2%

2004年から2008年においてもっとも大幅な上昇があったのは、鉱業および採取部門で、賃金は263.7%上昇した。2008年、平均賃金は、31.8%上昇した。この賃金上昇をもたらしたのは鉱業および採取部門で、賃金は主に企業、労働者組合および政府の代表者との間の交渉により33.8%上昇した。詳しい情報については、「(3)貿易及び国際収支-(B)対外貿易と国際収支の最近の傾向-(a)国際収支」を参照のこと。

2008年において、名目賃金は、公式の民間部門において23.4%、非公式の民間部門において37.5%上昇し、公共部門においては21.2%上昇した。インフレによる影響を差引いた後でも、かかる上昇は、これら3つの部門すべてにおける実質賃金の上昇を示している。

2008年12月31日までに、公式の民間部門における実質賃金は、CPIが同期間において122.5%上昇したと同時に名目賃金が234.8%の上昇を記録し、2001年12月の水準を上回った。

さらに、非公式の民間部門および公共部門における名目賃金は、より低いペースではあるものの、公式の民間部門と同様の傾向を示した。2008年12月31日現在、非公式の民間部門および公共部門は、真に経済的観点において、1999年から2002年までの経済危機からの復活を証明する水準に達した。2001年12月以降、非公式の民間部門における名目賃金は170.6%上昇し、公共部門における名目賃金は126.6%上昇した。かかる上昇は、同期間におけるCPIの上昇よりも大きいものであった。

2009年の最初の9か月間において、名目賃金は12.6%上昇し、公式の民間部門においては12.7%、非公式な民間部門においては18.2%および公共部門においては7.9%上昇した。

以下の表は、表示年度中の部門別の月額名目賃金を示すものである。

	部門別平均月額名目賃金				
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
	(現行ペソ)				
財貨:					
農業、畜産、漁業および林業	1,555	1,722	2,566	2,852	3,217
鉱業および採取産業					
(石油とガスを含む)	3,345	4,205	5,348	6,591	8,818
製造業	1,529	1,781	2,207	2,667	3,383
建設	911	1,099	1,334	1,701	2,253
電気、ガスおよび水道	2,338	2,742	3,447	4,209	5,426
財貨の合計	1,383	1,600	1,952	2,373	3,059
サービス:					
運輸、倉庫および通信	1,560	1,845	2,280	2,755	3,505
貿易、ホテルおよび飲食業	903	1,059	1,320	1,587	2,041
金融、不動産、取引および賃貸サービス	1,845	2,084	2,429	2,891	3,738
行政、教育、保健、社会および個人向けサービス	1,089	1,289	1,585	1,876	2,555
サービスの合計	1,183	1,390	1,722	2,043	2,724
その他	815	891	822	1,005	1,339
合計	1,239	1,450	1,787	2,138	2,819

出所：経済省。(2005年までの情報は)連邦歳入管理局(AFIP)が提供するアルゼンチン統合年金制度の情報に基づき、2006年、2007年および2008年はINDECが提供する情報に基づく。

下記の表は、指定された年における非公式経済で雇用されている者に関する推定も含めた、アルゼンチンの被雇用者の平均月額名目賃金を示している。

12月31日現在	平均最低月額名目賃金		
	平均最低月給	生活必需品の平均費用 ⁽¹⁾	(現行ペソ) 平均最低月給 (生活必需品の 平均費用に対す る割合(%))
2004年	383	727	52.8
2005年	555	788	70.5
2006年	694	862	80.5
2007年	858	934	91.9
2008年	1,075	976	110.1
2009年	1,317	1,020	129.1

(1) 貧困線を測定するのに使用される「参考」家族にとっての必需品である財貨とサービスのバスケットの平均費用。「参考」家族は、35歳の男性1人、31歳の女性1人、5歳と8歳の2人の子供の4人家族とみなす。

出所：雇用・社会保障省および経済省

以下の表は、指定年度中のアルゼンチンの従業員の名目賃金における変化比率を示すものである。

	名目賃金			
	(前年からの変動率(%))			
	民間部門		公共部門	合計
公式	非公式			
2004年12月	11.0	11.5	4.3	9.3
2005年12月	26.0	12.6	12.9	20.3
2006年12月	19.4	20.6	16.3	18.9
2007年12月	20.0	24.1	28.4	22.7
2008年12月	18.6	37.5	21.2	22.4
2009年12月	17.3	21.5	11.4	16.7

出所；経済省

貧困および所得分布

2008年下半期において、31の都市部（ブエノスアイレスを含む。）の人口の15.3%（2007年は20.6%）および世帯の10.1%（2007年は14.0%）は未だ貧困線を下回る生活をしていました。

2009年の上半期において、31の都市部（ブエノスアイレスを含む。）の人口の13.9%（2008年上半期は17.8%）および世帯の9.4%（2008年上半期は11.9%）は貧困線を下回る生活をしていました。

2001年まで国家の貧困レベルの評価は、主として大ブエノスアイレス圏の計数を基準としていた。2001年から政府は、ブエノスアイレスに加えて他の都市部でも貧困に関する統計を取り始めた。さらに、2003年には、政府は、国家の貧困線の計測の頻度を、5月と10月に行っていた半年毎のスポット分析から、継続的な分析へと変更し、その結果を四半期毎に発表するようにした。これ以降、継続的家計調査(Encuesta Permanente de Hogares)が継続的なデータ収集を開始した。当該調査は、各関連範囲における労働力に関するデータを提供する目的で、4回の観測時期を用い、結果として四半期ごとのデータを収集している。この方法により、政府はまた、貧困に関する四半期ごとの情報も提供している。

2007年第3四半期には、行政上の理由で、ブエノスアイレス州のデータが入手できなかった。よって、2007年の数値は、2007年10月から2008年3月にかけての期間に基づき推定されたものである。貧困の測定は、個人の生存維持に最低限必要と考えられる財貨およびサービスのバスケット（主として食料、衣服、運輸、医療、住宅および教育からなる。）を基準としている。政府が助成したバスケットにおける「必須財貨およびサービス」には、天然ガス、電力、バス交通ならびに郊外および都市の公共交通機関、鉄道輸送、地下鉄交通、燃料ならびに教育が含まれる。貧困測定のためアルゼンチンが現在利用している手法は、1990年代初めに採用された。バスケットの物価は1985年に最初に評価されたが、それ以来、品目の貨幣価値は、大ブエノスアイレス圏のCPIの変化を適用することで毎月更新されてきた。品目の貨幣価値は必ずしも、財貨およびサービスの実際の市場価格を反映する必要はない。

政府は、従来、アルゼンチンの貧困の主たる原因である失業に対する様々な施策を実施してきた。これらの施策により追加的な雇用機会が提供されてきたものの（2003年から2008年の間に約350万の追加的な雇用を創出）、新規求人の多くは低賃金のパートタイムであり、医療その他の給付を伴わないことが多い。

さらに、2004年から2008年にかけて、政府は以下の社会福祉制度を含む貧困削減計画に対する歳出を増加させた。

手に職プログラム(Plan Manos a la Obra)：困窮している人々に対して食料を提供し、地域発展の支援を行う。

国家食糧安全プログラム(Plan Nacional de Seguridad Alimentaria)：特に、不安定な家庭に食糧を提供し、家庭による食糧生産を促進するとともに供給者に利益をもたらす。

新生児プログラム(Plan Nacer)：妊娠中の女性と6歳までの子どもに対して医療上の配慮を提供する。

医療プログラム(Plan Remediar)：一次医療センターに必要な薬品を提供し、州レベルで開発および人材研修計画を実施する。

高齢者プログラム(Plan Mayores)：年金を受取っていない170歳超の個人および7人以上の子をもつ母親に対して給付金を支給する。

世帯主プログラム(Plan Jefes y Jefas de Hogar)：ドゥアルデ政権により導入されたもので、一定の失業中の世帯主に対して毎月150ペソを支給する。下記「(d)労働情勢 - 雇用および労働情勢 - 失業および不完全雇用」において記載される。

2007年以来、フェルナンデス・デ・キルチネル大統領は、これらのプログラムを継続し、以下を含む貧困削減のための新たな措置を採用した。

年金受給者組入制度(Plan de Inclusion Previsional)：140万人の新退職者を社会保障制度に加えることで社会保障受給者の数を増加させる。

アルゼンチン就労プログラム(Plan Argentina Trabaja)：協同組合を通じて10万件の職に対して支払いを行う。

一般子ども手当(Asignación Universal por Hijo)：ANSESを通じて、家事使用人、被登録従事者および失業者がもつ18歳未満の子どもに1人当たり180ペソの月次年金を提供する。

退職者に対する給付金水準の引上げ。

世帯主プログラムの受給者のうち脆弱性の高い状況にある受給者は、家族組入制度(Familias por la Inclusion Social)に切り替えられた。正式な職を積極的に求めているその他の受給者には、雇用および訓練保険を受給する。

以下の表は、アルゼンチンの貧困レベルを示す。

下半期	貧困(1)	
	世帯	(人口に対する割合(%)) 人口
2004年	29.8	40.2
2005年	24.7	33.8
2006年	19.2	26.9
2007年 ⁽²⁾	14.0	20.6
2008年	10.1	15.3

注(1) 貧困線は、一定期間中の必要最低限の財貨およびサービスのバスケットの推定価格を基準としている。これは、個人および各世帯の特質により異なる。例として、30歳から59歳までの男性で2008年12月に所得が月額317.10ペソ未満であった者は、貧困線を下回る生活をしていった。世帯としては、4人家族(35歳の男性および31歳の女性の大人2人、5歳および8歳の子ども2人)で2007年6月に所得が合せて月額979.85ペソ未満であった世帯は、貧困線を下回る生活をしていった。

(2) 2007年10月から2008年3月までの期間における情報。

出所：経済省

2004年から2007年までの間、アルゼンチンの人口の中で年収の上位10%が、全国民所得の3分の1以上を占めており、一方、上位20%が全国民所得の半分以上を占めていた。

貧困の推定は、貧困レベルの計算に用いられる関連方法に依拠している。アルゼンチンが用いる手法と他のメルコスール加盟国を含む他国が用いる手法には多数の相違がある。特に、貧困の推定はインフレの推定に一部依存する。アルゼンチンにおけるインフレの推定は大きく異なる可能性があるため、貧困の推定もまた著しく異なる可能性がある。さらに、政府は、その他の情報源が発表した貧困データと異なる可能性のあるINDECの貧困データを利用し信頼している。表紙中の「注(3)会計情報の表示」および「(2)経済 - (c) - インフレーション」を参照のこと。

下記の表は、表示の日付現在の所得分布に関する数値を示している。

所得分布状況

(対全国民所得比(%))

所得層	第4四半期				
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
下から40%	12.8%	13.2%	13.0%	13.2%	13.5%
次の20%	13.9	14.4	14.4	14.6	15.0
次の20%	21.6	22.2	21.5	21.9	22.5
上から20%	51.7	50.3	51.1	50.3	49.0
上から10%	35.3%	33.7%	34.8%	33.9%	32.1%

(1) 本表に記載されている期間における差異は、2007年に実施された計測の方法論の修正により生じたものである。2007年3月31日以降の情報は入手不可。

出所：経済省

(d)労働情勢

雇用および労働

失業および不完全雇用

アルゼンチンの統計機関であるThe Instituto Nacional de Estadísticas y Censos (INDEC)は、継続的家計調査、すなわち、Encuesta Permanente de Hogares (EPH) が収集したデータに基づいて、アルゼンチン人口の社会的、人口統計学的、および経済的特徴を計測するのに使用される一連の指標を作成している。最近になって特定の民間部門の分析専門家が、INDECが発表した失業率のデータに異論を訴えている。民間の分析専門家および非政府情報源は、INDECが発表したものと異なる失業率推定を発表する可能性がある。政府は、INDECの失業率データを利用し信頼している。INDECは全国を通じて、EPHのような種類の調査能力を有する唯一の機関である。2008年において、労働市場は経済成長の減速およびマクロ経済の見通しの悪化により悪影響を受けたが、2008年第4四半期における失業率は、2007年第4四半期の7.5%と比較し7.3%であった。2009年第2四半期における失業率は、2008年同期の8.0%と比較し8.8%に上昇した。

2002年1月に政府は、既存の就労プログラム(Plan Trabajar)に替わるものとして世帯主プログラム(Plan Jefes y Jefas de Hogar)を導入した。世帯主プログラムでは、18歳未満の子供または年齢を問わず身体障害者を1人以上抱える失業中の世帯主が、毎月一定の社会奉仕活動およびその他の公共事業に最低4時間従事する代わりに150ペソの支給を受ける。世帯主プログラムにより給付を受けている者は、以下に示す表を含め、政府の雇用統計では雇用人口に計上されている。2002年第一四半期において、このプログラムの受益者は約140万人であった。失業の減少に伴い、受益者の数も減少した。2009年8月現在、かかるプログラムの受益者は418,000人であった。

以下の表は、表示年度中の雇用統計を示すものである。

就業率および失業率(1)

第4四半期

	(%)					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
大ブエノスアイレス圏：						
労働力率(2)	48.3%	48.3%	48.3%	47.5%	48.2%	49.0%
就業率(3)	42.0	42.9	43.6	43.8	44.5	44.6
失業率(4)	13.0	11.0	9.8	7.7	7.7	9.1
不完全就業率(5)	15.8	13.0	12.2	9.9	10.3	11.6
主要内陸都市：(1)						
労働力率(2)	43.1	43.2	43.5	43.3	43.6	43.3
就業率(3)	38.5	39.3	40.4	40.2	40.6	40.1
失業率(4)	10.8	8.9	7.3	7.2	6.9	7.5
不完全就業率(5)	12.3	10.3	9.2	8.1	7.7	8.6
都市部全体：						
労働力率(2)	45.9	45.9	46.1	45.6	46.0	46.3
就業率(3)	40.4	41.3	42.1	42.1	42.6	42.4
失業率(4)	12.1	10.1	8.7	7.5	7.3	8.4
不完全就業率(5)	14.2%	11.9%	10.8%	9.1%	9.1%	10.3%

注(1)計数は、28の主要都市を基準としている。EPHを測定する現行の方法が、Rawson-Trelew, San Nicolas-Villa Constitucionおよび Viedma-Carmen de Patagones (内陸の都市における情報源の制約により、これらの都市は旧来の方法を通じて計測されている。)を除く各主要都市に適用される。

(2)労働力人口は、測定日の前週において少なくとも()報酬を得て1時間以上または()報酬を得ないで15時間以上労働した人口および失業中であるが積極的に職を求めている人口の合計からなる。

(3)雇用人口とみなされるには、最低年齢要件を超える者が前週において報酬を得て1時間以上または報酬を得ないで15時間以上労働していなければならない。

(4)労働力人口に対して失業人口の占める割合。

(5)労働力人口に対して不完全就業人口の占める割合。労働時間が週35時間未満でさらに労働を望む労働者は不完全就業とみなされる。

出所：経済省

非公式経済

アルゼンチンには、主として合法的な事業において、および度合いは低いものの、未登録の事業においてアルゼンチンの社会保障制度に登録していない従業員から構成される非公式な経済部門がある。性質上、非公式経済は統計情報またはその他の信頼できる資料により追跡することが困難である。

下記の表は、アルゼンチンの公式および非公式の経済における推定労働者の割合を示している。

公式および非公式経済(1)

(全体に対する割合：(%))

	12月31日に終了した3か月間				
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
公式	51.1	54.5	57.1	60.7	62.2
非公式	48.9	45.5	42.9	39.3	37.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(1) 数値には、世帯主プログラムの参加者および18歳未満の個人は含まれない。

出所：INDEC

アルゼンチンの非公式部門の第2のそして小規模な部分は、公式の経済または公式の規範の外で行われる経済活動から構成される。通常個人または家族が始めた小規模事業が含まれるが、それらの事業は、合法的な商品およびサービスの製造および取引に携わる。しかし、これらの事業は、適切な営業許可を得ておらず、納税義務を申告せず、労働法規を遵守せず、供給業者および最終消費者に対する法的保証を有しない可能性がある。2001年および2002年における経済危機以降は景気が回復したため、政府は非公式部門のこの部分は減少したものと信じている。

2009年第2四半期において、非公式経済は、2008年同期の36.5%と比較し、36.2%に減少した。

雇用の構成

2008年中、経済においては、新たに生じた仕事のうち31.7%を占めた行政、教育、保健、社会および個人サービス部門における仕事の増加により、サービス部門において雇用の増加があった。

サービス部門がアルゼンチンの労働力人口の大部分を雇用し（2008年12月31日現在で、約70.8%。）、第2次産業（2008年12月31日現在で、労働力人口の約23.4%。）および第1次産業（2008年12月31日現在で、労働力人口の約5.6%。）が後に続いた。

以下の表は、指定年度の部門別雇用統計を示す。

	雇 用				
	(部門別割合(%))				
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
第1次産業：					
農業、畜産、水産および林業	5.7%	5.6%	5.2%	5.0%	4.9%
鉱業および採取産業 (石油およびガスを含む。)	0.8	0.8	0.6	0.7	0.7
第1次産業合計	6.5	6.4	5.8	5.7	5.6
第2次産業：					
製造業	17.9	17.7	17.3	17.0	16.8
建設業	4.4	5.3	5.7	6.1	5.9
電力、ガスおよび水道	1.1	1.1	0.8	0.8	0.8
第2次産業合計	23.4	24.1	23.9	23.9	23.4
サービス業：					
運輸、倉庫および通信	7.2	7.2	6.6	6.6	6.7
貿易、ホテルおよび飲食業	16.4	16.7	17.4	17.6	18.0
金融、不動産、取引および賃貸 サービス	12.6	13.1	13.1	13.7	13.8
行政、教育、保健、社会および個 人サービス	32.8	31.8	32.8	32.3	32.2
サービス業合計	69.1	68.7	69.9	70.1	70.8
その他	1.1	0.8	0.4	0.3	0.2
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出所：経済省。(2005年までの情報は)連邦歳入管理局(AFIP)が提供するアルゼンチン統合年金制度の情報に基づき、2006年、2007年および2008年はINDECが提供する情報に基づく。

労働規制

1990年代、政府は、アルゼンチンの労働市場の柔軟性および団体交渉のプロセスを増強するために複数の労働改革政策を実施した。政府は、雇用主が経済状態に合わせて人員を調整できることを阻止する規制を取り除こうとした。この観点からの重要な施策は、長期雇用契約および解雇手当を義務付ける規制の撤廃を含む。

経済危機の間の失業の上昇を抑えるために、政府は、国家緊急事態法制定の直後の期間中に解雇された労働者に対する解雇手当を2倍にした。2005年1月に、政府は、解雇手当を緊急事態前のレベルの180.0%に削減した。2005年12月に政府は、さらに解雇手当を緊急事態前のレベルの150.0%に削減した。2007年3月以降失業率が10.0%未満になり、解雇手当は、緊急事態前のレベルに戻った。

2005年から2008年において、政府は、特に以下を含む、被雇用者に恩恵を与えるような諸方策を取った。

2007年における被雇用者に対する社会保障給付金の20%の引上げ

正当な理由なく解雇された労働者のための失業補償プログラムの実施

民間部門と公共部門の最低賃金の引上げ

世帯主プログラムの受給者に対する100ペソの一括払い

家族プラン(Plan Familias)の受給者に対する150ペソの一括払い

民間部門において最低賃金を支払われている労働者に対する200ペソの一括払い

年次学校支援(Originación por Ayuda Escolar)の170ペソへの引上げ

胎児および障害児支援(originación por hijo pre-natal o con discapacidad)の金額の35%の引上げ

労働組合は、団体交渉のプロセスに大きな影響力を持つ。地方および全国の組合の双方が近年高失業率および労働改革に抗議するために様々なストライキを行っている。2004年から2009年までのストライキおよびデモは短期間であったが、交通に大きな影響を与え、経済の様々な部門における生産を一時的に(ほとんどの場合、数日間のみ)中断させることに成功した。2008年、アルゼンチンは農業経営者による深刻なストライキを経験した。「(2)経済 - (b) - 第1次産業」を参照のこと。

正式な労働組合に加え、「ピケテロス」と呼ばれるピケ隊の組織化された委員会が、デ・ラ・ルア大統領の辞任後、街頭デモやストライキに参加した。ピケテロスを含む街頭デモは同氏の辞任を引起こした一因である。2001年に存在感をもつようになって以来、ブエノスアイレス市の内外およびアルゼンチンのその他の場所の交通の動脈を封鎖することに成功した。ピケテロスは、政府に対して労働改革の提案およびその他の社会政策に関する要求を行うために引続き同様の戦略を用いている。

現在、ピケテロスはデ・ラ・ルア大統領の政策に抗議するために立ち上がった際よりも広範な運動に比べ、ばらばらの集団で行動している。2004年から2008年にかけて、政府はピケテロスの代表者と引続き話し合いを続けた。2005年から2008年にかけて、景気回復、平均実質月額賃金の増加および失業の減少の結果、ピケテロスの活動は衰退した。

一定の労働改革に関する考察は、上記「(c)物価および賃金の動向 - 貧困および所得分布」を参照のこと。

(e) 社会保障制度

年金基金制度の統合

2008年10月21日、政府は官民複合の国民年金制度を単一の公的年金制度であるアルゼンチン統合年金制度(Sistema Integrado de Jubilaciones y Pensiones)に統合することを提案する法案を国会に提出した。同法案は、以下のような法的な意図を規定している。

予算上の不足および年金基金を管理する民間企業により課される高率の手数料を含む、民間年金制度の実績における不備に対応する。

アルゼンチン経済における国内投資および流動性を促進する。

統合は年金基金の資産を政府による利用に充当するための方策であると非難する批判も含め、統合案は議論を呼んだ。2008年11月20日、46対18で上院が法律第26,425号を可決し、同法は同年12月9日に発効した。法律第26,425号は国民年金制度をアルゼンチン統合年金制度に統合した。アルゼンチン統合年金制度は、前の民営年金制度を吸収し置換える、源泉徴収方式(Sistema Solidario de Reparto)の制度である。

新たな法律に基づき、民間の年金基金により管理されていた資金は、ANSESにより管理される分離された基金（Fondo de Garantía de Sustentabilidadまたは「FGS」）に移管された。同法では、FGSに移行された基金はアルゼンチン国内で投資されるべきであり、「アルゼンチン統合年金制度の給付金支払いのためだけに利用されるものとする。」と規定されている。2008年12月31日現在のFGSの総資産は、1,004億ペソであった。2009年11月30日現在、FGSの総資産は2008年12月31日から35%増の1,355億ペソに達した。

2008年10月以降、アルゼンチンに対し米国ニューヨーク州南地区の地方裁判所で係争中の73件の訴訟の原告が、米国における年金基金資産を一時的に差押えおよび差止める命令を獲得した。2009年10月の上訴で当該命令は無効とされた。一部の原告は米国最高裁での再審議を求めている。「(7)その他 - 訴訟手続 - 米国における訴訟 - 米国訴訟におけるアルゼンチンの資産差押えの試み」を参照のこと。

社会保障の枠組み

ANSESは、政府のものとは異なる独自の法的地位を有する独立の団体であり、財政上および経済上の自治権を享受している。3つの異なる機関がアルゼンチンの国営国民年金制度を運営する。

国家社会保障機構（Administración Nacional de Seguridad Social）は、一般国民の年金基金を監督する。

軍年金基金（Instituto de Ayuda Financiera para Pago de Retiros y Pensiones Militares）は、軍のための特別年金基金を運営する。

連邦警察年金基金（Caja de Retiros, Jubilaciones y Pensiones de la Policía Federal）は、連邦警察の職員のための特別年金基金を運営する。

ANSESは米国および英国を含む世界中の社会保障機関と同様、多額の社会保障準備金（すなわち現在の給付金の支払いに必要な金額以上の拠出金の余剰分）を国債に投資する。ANSESはまた、国内の経済成長および発展を促進する政策に合致してアルゼンチン国内で投資することが求められている。

2009年6月30日現在、ANSESは民間年金基金の資産により設立された新設の年金基金に関して8件の競売を実施した。競売手続きに従い、市場の流動性増加のため市場金利を下回る金利で貸付けるという銀行の約束に対する見返りとして、ANSESは定期預金への資金の投資を提示した。2009年3月13日現在までに、ANSESは個人向け融資、自動車ローンおよび中小企業向け融資のための定期預金への投資として18億ペソおよび5億米ドルを競売にかけた。

1994年から1996年にかけて、政府は10の州およびブエノスアイレス市を含む2つの自治体について州年金制度を運営する責任を負っていた。政府はかかる州年金基金をANSESと併合した。

現在の公的社会保障制度は、以下の主要な給付を提供する。

基礎年金（Prestación básica universal） ANSESは、生涯勤続期間の過半において社会保障拠出金を支払っておりかつ定年に達したすべての個人に対してその拠出額にかかわらず基礎年金を支払う。かかる給付額は法律により定められており、拠出額に関係しない。

補助年金（Prestacion compensatoria） ANSESはまた、基礎年金の受給者に対して、本人またはその代理人が1994年7月より前に支払った社会保障拠出金に比例して補助年金を支払う。かかる補助年金の金額は、個人の社会保障拠出額および拠出がなされた期間に基づき決定される。

追加年金（Prestacion adicional por permanencia） 基礎年金および補助年金の受給者はまた、追加年金を受領する。この給付の金額は退職前の10年間ににおける年間平均給与の1.5%に、個人が社会保障拠出金を支払った役務年数を乗じたものに値する。

一般子ども手当（Asignación Universal por Hijo）：ANSESが家事使用人、被登録従事者および失業者のもつ18歳未満の子どもに1人当たり180ペソの月次年金を提供する。

アルゼンチンの社会保障制度にはまた、下記の2種類の失業対策プログラムが含まれる。

失業者および一定の条件を充たすその扶養家族に対して一度限りのまたは毎月の支給を提供する失業保険。

世界銀行が出資する世帯主プログラム。同プログラムに基づき、失業中の世帯主は地域奉仕活動と引換えに給付を受取ることができる。

国民社会保障制度は現在、主に以下の税金により資金供給されている。

被雇用者の賃金に基づく給与税（通常、被雇用者については11%、雇用者についてはその業種によって17%から21%）。消費者需要を刺激するために、政府は、2001年11月から2008年1月1日まで、被雇用者の強制年金拠出の一時的削減を実施した。

年金受給者・退職者社会奉仕機関（Instituto Nacional de Servicios Sociales para Jubilados y Pensionados）に対する強制的被雇用者拠出（被雇用者の賃金の3%に相当する）。

被雇用者の賃金に基づく被雇用者健康制度税（被雇用者は3%、雇用者は6%）。

自営業者に適用される所得税（税額は各業種に割当てられた推定所得の範囲に従った個人毎に決定される）。

公的社会保障制度における巨額な赤字の結果、政府はその社会保障支出に充当するために益々他の収益源に依存しなければならなかった。現在、社会保障費に充当するために配分される他の財源には以下が含まれる。

共同参加総歳入の15%。

年間所得税収入からの1億2,000万ペソ、更に追加的所得税収入の20%。

付加価値税収入の10.3%。

タバコ、ディーゼル燃料、灯油、圧縮天然ガスからの税収の100%ならびにナフサおよび天然ガスからの税収の21%。

単独推定税収の70%。

民営化による総収入の30%。

社会保障歳入および支出の推移

2004年から2008年にかけて社会保障制度は、23億ペソの赤字から5億ペソの黒字になった。

社会保障歳入

2004年、社会保障歳入は、主に、給料の上昇と正式に登録された被雇用者数の増加をもたらした経済の全般的改善の結果、2003年の106億ペソと比較し、27.9%増加して136億ペソになった。2005年には、社会保障歳入は、主に、給料の上昇と正式に登録された被雇用者数の増加の結果、2004年の136億ペソと比較し、28.0%増加して174億ペソになった。2006年、社会保障の歳入は、主に、継続的な景気回復と脱税の減少により、2005年と比較し、42.2%増加して247億ペソになった。2007年、社会保障拠出金は、2006年と比較し47.9%増加して366億ペソになった。2008年、社会保障拠出金は、主に賃金の増加、民営制度から国営年金制度（アルゼンチン統合年金制度）への拠出金の移行および課税標準の変更により、2007年と比較し43.6%増加して526億ペソになった。2009年において、社会保障歳入は、主に民間制度から国営年金制度（アルゼンチン統合年金制度）への拠出金の移行により、2008年と比較し44.1%増加した。

社会保障支出

2004年、社会保障支出は、主に、年金の購買力を調整するために、受益者に支払われる最低基礎年金、一時金およびその他の追加金の増加の結果、16.0%増加して261億ペソになった。2005年、社会保障支出は、主に、毎月600ペソ以下の年金を受け取っている65歳以上の受益者に支払われる年金や追加金の増加の結果、17.1%増加して306億ペソになった。2006年、社会保障支出は、主に、最低基礎年金の増加および購買力の調整のためのすべての年金における11%の調整の結果、25.1%増加して382億ペソになった。2007年、社会保障支出は、主に、140万人の新規受給者の国民年金制度への加入および継続的な年金収入の増加により48.0%増加して566億ペソになった。2008年、社会保障支出は、退職者に対する年金支払の継続的な増加の結果、30.9%増加して740億ペソになった。公的社会保障制度の可動性に対応するため、法律第26,147号が2008年10月に制定された。同法は、INDECが公表する賃金指数および税収の双方における変化に応じて半年ベースで調整される最低年金額を保証している。

(f)今後の経済計画

2008年、アルゼンチンのGDPは、工業、建設およびサービス部門に牽引された、年間平均成長率8.5%の6年間にわたる成長期間を終えた。2004年から2008年において、政府は、成長を助長し、また、人口中の貧困層およびその他の弱者層のニーズに取り組むことを企図した経済政策を採用した。投資は実質ベースで著しく増加し、税負担の増加は、経済回復の収入面への効果と相まって、基本的財政黒字をもたらした。経済成長は漸次、雇用を創出し、失業率は減少した。2008年における一人あたり国民所得は、アルゼンチンがその歴史上最悪の経済危機に直面していた2002年に記録された数値と比較し、23.5%増加した。2009年上半期において、経済は、2008年最終四半期から始まり2009年も継続している経済の停滞によりペースが遅くなったものの、引き続き成長した。

この回復にもかかわらず、アルゼンチンの経済は未だ、広範な貧困、失業および不完全雇用の増加、高インフレならびにエネルギー不足を含む重大な難題に直面している。

(3) 【貿易及び国際収支】

(A) 概要

国際収支勘定は1国の居住者と世界のその他の国々との間で行われた取引高を記録するために用いられる。国際収支勘定は2つの勘定から構成される。アルゼンチンの国際貿易の広範な尺度である経常収支、ならびにアルゼンチンの対外借入、貸出および投資水準を測る資本および金融収支である。国際収支勘定の黒字は（貿易、貸付または資本投資により）国内経済に流入する外貨総額が国内経済から流出する外貨総額を超過することを示す。国際収支勘定の赤字はその逆を示すことになる。1国の外貨準備高（すなわち外貨および外貨建資産の総額）は、中央銀行により保有されるが、同国が国際収支黒字を計上した場合に増加し、国際収支赤字の場合には減少する。

いくつかの要因は1国の貿易収支に影響を及ぼす傾向がある。最も重要な要因は以下のとおりである。

貿易相手国の経済成長率と比べた場合の1国の相対的な経済成長率： その国の経済が貿易相手国より早く成長する場合、財およびサービスの相対的な消費水準は上昇する傾向があり、また輸入水準は輸出水準より急速に増加する傾向がある。

実質為替レートが反映された場合の国外価格に対する国内価格の相対的水準： その国の国内価格が貿易相手国と比べて上昇する場合、同国の輸出水準は低下し、輸入水準は上昇する傾向がある。

生産コスト、技術および労働者の技術の変動： より効率的な生産は生産コストを引下げる傾向があり、その結果物価を引下げる傾向がある。物価が下落する場合、その国の輸出水準は上昇する傾向がある。

その国の財およびサービスに対する海外での需要ならびに国内市場における外国製品に対する需要に影響を及ぼす可能性がある消費者の嗜好の変化。

2002年から2005年の第1四半期では、アルゼンチンの対外債務における未払利息額は支払が行われたかのように発生主義ベースで経常収支に反映された。かかる会計処理を相殺するため、当該未払額は金融流入として資本収支に計上された。2005年債務交換以降、交換に応じなかった債務における未払利息額は経常収支や資本収支に反映されていない。経常収支および資本収支に含まれる利息金額はパリクラブ、日本輸出入銀行、スペイン銀行、その他の金融機関および債券所持者などの、公的債権者に借りている金額を反映する。

アルゼンチンの国際収支算出方法は、IMFにより推奨された国際的統計基準に厳密に一致している。「第3 - 1 . 定義」を参照のこと。

(B) 対外貿易と国際収支の最近の傾向

(a) 国際収支

概要

2004年から2008年の間、アルゼンチンの国際収支は毎年黒字を計上した。国際収支の黒字は、主に貿易収支の黒字に起因する継続的な経常収支の黒字を主因とする。貿易収支の黒字は、かかる期間において輸出の伸びが輸入の伸びを上回ったことによるものである。輸出は、以下を含む様々な要因により増加した。

商品価格の上昇

アルゼンチンの輸出品に対する世界的な需要の高まり

ペソ切下げによる輸出価格の競争力の上昇

かかる期間において、資本収支は変動した。2004年、2005年および2007年において、資本および金融収支は、主に非金融公共部門への流入により黒字を計上した。2006年、資本および金融収支は、主にIMFに対する95億米ドルの前払いにより赤字を計上した。2008年においても、資本および金融収支は赤字を計上した。これは主に、世界的な金融危機により民間部門の資本が流出したことによるものである。

2009年の最初の9か月間においても、資本および金融収支は、世界的金融危機による継続的な民間部門の資本流出を反映している。

次の表は、記載された期間のアルゼンチンの国際収支に関する情報を示す。

国際収支

（単位：百万米ドル）

	2004年 ⁽¹⁰⁾	2005年 (10)(11)	2006年 ⁽¹¹⁾	2007年 ⁽¹¹⁾	2008年 ⁽¹¹⁾
経常収支:					
輸出(1)	34,576	40,387	46,546	55,980	70,021
輸入(2)	21,311	27,300	32,588	42,525	54,557
貿易収支	13,265	13,087	13,958	13,456	15,464
非金融サービス（純額）(3)	(1,331)	(992)	(501)	(459)	(943)
金融サービス:					
利息（純額）	(6,956)	(3,358)	(1,151)	(628)	(1,399)
配当（純額）	(2,286)	(3,895)	(4,939)	(5,241)	(6,094)
その他の収入（支出）	(39)	(51)	(60)	(72)	(57)
金融サービス合計（純額）	(9,282)	(7,304)	(6,150)	(5,941)	(7,550)
経常移転（純額）	561	484	459	328	119
経常収支合計	3,212	5,275	7,768	7,383	7,089
資本および金融収支:					
金融収支:					
中央銀行(4)	(1,990)	(2,922)	(10,400)	1,493	1,823
その他の金融機関(5)	(1,107)	(1,434)	(121)	74	(90)
非金融公共部門(6)	4,917	3,380	3,042	2,401	(537)
非金融民間部門(7)	(499)	4,311	1,573	1,572	(9,458)
金融収支合計:	1,321	3,335	(5,905)	5,540	(8,263)
資本収支(8)	196	89	97	121	181
資本および金融収支	1,518	3,424	(5,808)	5,661	(8,082)
誤差脱漏	589	158	1,571	53	1,001
国際収支	5,319	8,857	3,530	13,098	9
中央銀行の外貨準備総額の推移(9)	5,319	8,857	3,530	13,098	9

- 注(1) 輸出はFOBベースで計算されている。
- (2) 輸入はFOBベースで計算されている。
- (3) 非居住者に支払われた輸出・輸入の輸送料および保険料を含む。
- (4) 中央銀行と米州開発銀行、IMFおよびその他の外国の債権者等の外国の機関との間の取引を含む。
- (5) 外国の債権者に関する金融機関（中央銀行以外）の業務を含む。
- (6) 債券、国際組織からの貸付、パリクラブとの業務、および国有の事業体の民営化という形式での外国の事業体に関する政府、州政府および地方政府および分散化された政府組織の業務を含む。
- (7) 民間部門の外国当事者との業務を含む。
- (8) 一定の非経常的資本移転（債務免除または移住者によりアルゼンチンへ持込まれた資本など）および一定の非金融資産または無形資産（知的財産権など）の移転を含む。
- (9) 政府によって発行され、中央銀行に準備金として保有される債券の価額は含まない。
- (10) 2004年および2005年の最初の3か月間には、未払経過利息金額は発生主義ベースで経常収支に計上され、金融流入として資本収支に計上された。
- (11) 2005年債務交換の結果を含む。2005年債務交換に適格ではあったが参加しなかった証券に対する支払期日の到来した利息を含まない。
- 出典：経済省

経常収支

2004年から2008年の期間において、経常収支は黒字を計上した。これは輸出の増加に牽引されたものであり、輸入の増加および金融サービス全体の赤字により相殺された。

以下は、2004年から2008年の間に経常収支に最も重要な影響を与えた要因である。

世界およびアルゼンチン経済の好況。なお、世界的な経済危機により2008年第4四半期に反転した。

商品価格の上昇。なお、2008年第4四半期に下落し始めた。

アルゼンチンの輸出品の競争力のある価格

当該期間におけるアルゼンチン経済の伸びに伴う輸入の需要

利息および配当の支払いによる資本流出

輸出

2004年から2008年にかけて、輸出は大幅に増加した。アルゼンチンの特定の主要貿易相手国（ブラジルおよび特定のヨーロッパ諸国）に影響を及ぼした景気の減速にもかかわらず、財貨の輸出は2004年に15.5%増加した。この増加は主に、ペソ切り下げ、原油およびその他の商品（小麦粉および大豆など）の国際価格の上昇ならびに大豆加工品の輸出の増加をもたらしたアルゼンチンの大豆生産量の顕著な増加によるものである。

2005年、財貨の輸出は16.8%増加した。この増加の大部分は第一次産品の生産量の増加、農産物加工品の需要の増加ならびに、燃料および原油の国際価格の上昇によるものである。鉄および鋼鉄の国際価格は上昇し、2005年、ブラジル、メキシコおよび米国における輸送機器の需要もまた増加した。かかる二つの要因により、同年の工業製品の輸出は25.0%増加した。

2006年、財貨の輸出は15.3%増加した。この増加は主に、大豆の国際価格の上昇、2005年後半に操業を開始した新規の金および銀採鉱プロジェクトならびに、燃料およびエネルギー製品の国際価格の継続的な上昇によるものである。2006年の輸出は、生産的投資の成熟を反映して、農産物が最大の増加を示し、工業製品がこれに続いた。2006年、アルゼンチンの牛肉の輸出一時禁止による、食肉の輸出のわずかな減少にもかかわらず、加工品の輸出は増加した。

2007年、財貨の輸出は20.3%増加した。この増加は主に、大豆、小麦およびトウモロコシの国際需要および価格の上昇ならびに国内生産の増加に牽引された。2007年、アルゼンチンは記録的な豊作となり、第一次製品の輸出は43.2%増加し、農産物加工品の輸出は25.7%増加した。燃料およびエネルギーの輸出は、2006年より11.4%減少した。これは、産業界と家庭における国内需要の高まりの他、原油と天然ガスの生産がそれぞれ2.7%と1.4%減少したことによる。政府は、輸出規制と課税を含む施策を実施した。これらは、国内市場において食料、エネルギーおよびその他の品目の適切な供給と価格設定を実現し、追加的な歳入をもたらすことを目的とする。

2008年、財貨の輸出は25.1%増加した。増加の主因は、2008年上半期に原料の国際価格が上昇したことにある。世界的な経済危機の最中にあった2008年末、輸出減少および農産物の輸出価格低下を主因として、輸出は急激に減少した。

第一次製品の輸出は28.8%増加した。これは40.1%の価格上昇および9.8%の数量減少による。

農産物加工品の輸出は、24.3%増加した。これは38.0%の価格上昇および9.8%の数量減少による。

工業製品の輸出は、27.3%増加した。これは8.3%の価格上昇および17.6%の数量増加による。

燃料およびエネルギーの輸出は、15.1%増加した。これは28.9%の価格上昇および10.8%の数量減少による。

2009年において、アルゼンチンの輸出は2008年より20.4%減少して558億米ドルとなった。かかる期間において、価格は平均16.8%低下し、輸出量は平均4.4%減少した。2009年においては、ほぼ全ての製品の輸出が2008年より減少した。

2009年において、

第一次製品の輸出は、43.1%減少した。この減少は、価格と数量双方の低下によるものである。価格は2008年より16.5%低下し、輸出量は31.9%減少した。

農産物加工品の輸出は、9.8%減少した。この減少は価格の低下によるものであり、数量の増加により一部相殺された。価格は12.8%低下し、輸出量は3.5%増加した。

工業製品の輸出は、14.1%減少した。この減少は、価格の低下によるものであったが、数量の増加により一部相殺された。価格は15.0%低下したが、輸出量は1.1%増加した。

燃料およびエネルギーの輸出は、23.8%減少した。この減少は価格の低下によるものであり、数量の増加により一部相殺された。価格は34.4%低下し、輸出量は16.2%増加した。

近年におけるアルゼンチンの主要な輸出品は、大豆や穀物などの商品、農産物加工品および工業製品である。2008年には、輸出全体の57.1%が（第一次製品または加工品のいずれかの）農産物であったが、2009年にはその比率は55.1%に減少した。

以下の表は、記載の期間におけるアルゼンチンの主要な輸出品の情報を示す。

製品別輸出(1)(2)

(単位：百万米ドル)

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
第一次産品：						
穀物	2,691	2,809	2,955	4,660	6,772	3,268
種子および油糧種子	1,832	2,444	1,961	3,696	4,887	2,020
果物	548	687	721	920	1,267	935
銅	665	996	1,335	1,358	994	922
魚類および海産物(未加工品)	477	441	804	662	824	691
野菜	199	239	287	404	499	429
タバコ	184	212	239	259	333	364
はちみつ	122	129	154	134	181	164
その他	135	156	169	258	325	341
合計	6,852	8,110	8,625	12,352	16,083	9,151
農産物加工品：						
残余物(2)	3,845	4,032	4,659	6,196	7,794	8,778
油脂	3,163	3,291	3,878	5,493	7,059	4,559
食肉	1,230	1,652	1,613	1,822	2,192	2,335
野菜加工品	445	528	664	836	1,097	879
飲料、酒類および酢	275	364	448	586	753	752
皮革	837	836	918	1,006	934	698
乳製品	525	604	770	639	814	646
水産加工品および海産物	322	353	418	421	446	424
その他	1,285	1,482	1,899	2,189	2,794	2,479
合計	11,927	13,142	15,265	19,188	23,883	21,550
工業製品：						
輸送機器	2,060	2,891	4,034	5,317	6,506	5,486
化成品	2,018	2,301	2,610	2,937	4,293	3,898
卑金属	1,713	2,319	2,484	2,816	3,470	2,546
機械・設備	1,063	1,324	1,569	1,975	2,427	2,018
プラスチック	941	1,149	1,224	1,202	1,478	1,247
宝石および貴金属	140	150	561	579	783	1,214
海上、河川および航空輸送機	47	97	357	396	845	643
紙、段ボールおよび印刷物	482	495	582	625	650	602
繊維	272	291	309	328	385	305
その他	882	969	1,111	1,145	1,222	1,000
合計	9,616	11,985	14,843	17,321	22,059	18,958
燃料およびエネルギー：						
燃料	6,114	7,049	7,620	6,822	7,794	5,854
エネルギー	67	101	193	96	202	238
合計	6,181	7,150	7,813	6,919	7,996	6,092
輸出額合計(3)	34,576	40,387	46,546	55,780	70,021	55,750

注(1) FOBベースで算定。

(2) 残余物は、他の目的で転売することができる農産品物の加工により残った副産物のことである。

(3) 本表の数値は、「国際収支」の表に記載された数値に比して更新の頻度が少ないため、本表の輸出額合計値は、「国際収支」の表の輸出額合計と異なる場合がある。

出所：経済省

製品別輸出(1)

	(総輸出に占める%)					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
第一次産品：						
穀物	7.8	7.0	6.3	8.4	9.7	5.9
種子および油糧種子	5.3	6.1	4.2	6.6	7.0	3.6
果物	1.6	1.7	1.5	1.6	1.8	1.7
銅	1.9	2.5	2.9	2.4	1.4	1.7
魚類および海産物(未加工品)	1.4	1.1	1.7	1.2	1.2	1.2
野菜	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.8
タバコ	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.7
はちみつ	0.4	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3
その他	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.6
合計	19.8	20.1	18.5	22.1	23.0	16.4
農産物加工品：						
残余物	11.1	10.0	10.0	11.1	11.1	15.7
油脂	9.1	8.1	8.3	9.8	10.1	8.2
食肉	3.6	4.1	3.5	3.3	3.1	4.2
野菜加工品	1.3	1.3	1.4	1.5	1.6	1.6
飲料、酒類および酢	0.8	0.9	1.0	1.1	1.1	1.3
皮革	2.4	2.1	2.0	1.8	1.3	1.3
乳製品	1.5	1.5	1.7	1.1	1.2	1.2
水産加工品および海産物	0.9	0.9	0.9	0.8	0.6	0.8
その他	3.7	3.7	4.1	3.9	4.0	4.4
合計	34.5	32.5	32.8	34.4	34.1	38.7
工業製品：						
輸送機器	6.0	7.2	8.7	9.5	9.3	9.8
化成品	5.8	5.7	5.6	5.3	6.1	7.0
卑金属	5.0	5.7	5.3	5.0	5.0	4.6
機械・設備	3.1	3.3	3.4	3.5	3.5	3.6
プラスチック	2.7	2.8	2.6	2.2	2.1	2.2
宝石および貴金属	0.4	0.4	1.2	1.0	1.1	2.2
海上、河川および航空輸送機	0.1	0.2	0.8	0.7	1.2	1.2
紙、段ボールおよび印刷物	1.4	1.2	1.3	1.1	0.9	1.1
繊維	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5
その他	2.6	2.4	2.4	2.1	1.7	1.8
合計	27.8	29.7	31.9	31.1	31.5	34.0
燃料およびエネルギー：						
燃料	17.7	17.5	16.4	12.2	11.1	10.5
エネルギー	0.2	0.3	0.4	0.2	0.3	0.4
合計	17.9	17.7	16.8	12.4	11.4	10.9
輸出額合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注(1) FOBベースで算定。

出所：経済省

輸 入

輸入は、2004年から2005年にかけて大幅に増加した。この中には、投資および生産の増加度合いを示す固定資産および中間財の輸入が含まれる。輸入の大幅な増加は、経済活動および外国製品に対する国内需要の増加をもたらしたアルゼンチン経済の成長によるものである。資本財ならびに資本財取得にかかる予備部品ならびに付属品は、2004年から2009年においてアルゼンチンの主要な輸入品となった。

年々の増加にも関わらず、2008年第4四半期に輸入は大幅に減少した。これは主に、経済成長の鈍化ならびに燃料および工業原材料の価格低下によるものである。

2009年において、財貨の輸入は、574億米ドルに達した2008年から32.5%減少して388億米ドルとなった。総輸入の約3分の1は中間財であり、資本財は25%未満であった。燃料およびエネルギーの輸入は40.1%減少し、乗用車の輸入は35.1%減少した。

以下の表は、記載の期間におけるアルゼンチンの主要な輸入品の情報を示す。

製 品 別 輸 入(1)

(単位：百万米ドル)

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
機械、装置および電気材料	6,361	8,508	10,482	13,339	15,591	11,058
輸送機器	3,616	4,868	6,040	7,918	10,704	6,982
工業製品	4,233	4,645	5,337	6,831	8,968	6,120
鉱物	1,251	1,952	2,234	3,351	5,330	2,854
常用金属および常用金属製品	1,463	1,987	2,313	3,131	4,156	2,597
プラスチック、ゴムおよびプラスチック・ゴム製品	1,640	2,073	2,323	2,940	3,304	2,456
繊維および繊維製品	761	912	1,067	1,314	1,623	1,171
光学機器、医療・外科用精密機器、時計および楽器	517	673	796	986	1,166	989
木材パルプ、紙および段ボール	663	803	872	1,059	1,234	964
野菜加工品	388	403	418	1,013	1,786	768
日用品およびその他の製品	280	374	499	660	866	652
飼料、飲料およびタバコ	308	364	426	559	708	624
宝石、石膏、セメント、石綿、雲母、陶磁器およびガラス	208	255	331	416	533	384
靴、傘、造花およびその他	155	197	260	322	414	345
木材、木炭、コルク、コルク製品、木製枕木	112	123	147	183	209	147
その他の製品	490	553	605	686	832	659
輸入額合計(2)	22,445	28,689	34,151	44,707	57,423	38,771

注(1) CIFベースで算定。この表に記載された数字は、FOBベースで算定された「国際収支」の表に記載された数字とは異なる。

(2) 本表の数字は「国際収支」の表の数字より更新の頻度が少ないため、本表の輸入額合計は「国際収支」の表の合計とは異なることがある。

出所：経済省

製品別輸入(1)

	(総輸入に占める%)					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
機械、装置および電気材料	28.3	29.7	30.7	29.8	27.2	28.5
輸送機器	16.1	17.0	17.7	17.7	18.6	18.0
工業製品	18.9	16.2	15.6	15.3	15.6	15.8
鉱物	5.6	6.8	6.5	7.5	9.3	7.4
常用金属および常用金属製品	6.5	6.9	6.8	7.0	7.2	6.7
プラスチック、ゴムおよびプラ						
スチック・ゴム製品	7.3	7.2	6.8	6.6	5.8	6.3
繊維および繊維製品	3.4	3.2	3.1	2.9	2.8	3.0
光学機器、医療・外科用精密機						
器、時計および楽器	2.3	2.3	2.3	2.2	2.0	2.6
木材パルプ、紙および段ボール	3.0	2.8	2.6	2.4	2.1	2.5
野菜加工品	1.7	1.4	1.2	2.3	3.1	2.0
日用品およびその他の製品	1.2	1.3	1.5	1.5	1.5	1.7
飼料、飲料およびタバコ	1.4	1.3	1.2	1.3	1.2	1.6
宝石、石膏、セメント、石綿、雲						
母、陶磁器およびガラス	0.9	0.9	1.0	0.9	0.9	1.0
靴、傘、造花およびその他	0.7	0.7	0.8	0.7	0.7	0.9
木材、木炭、コルク、コルク製						
品、木製枕木	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
その他の製品	2.2	1.9	1.8	1.5	1.4	1.7
輸入合計(2)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注(1) CIFベースで算定。この表に記載された数字は、FOBベースで算定された「国際収支」の表に記載された数字とは異なる。

(2) 本表の数字は「国際収支」の表の数字より更新の頻度が少ないため、本表の輸入合計は「国際収支」の表の合計とは異なることがある。
出所：経済省

非金融サービス取引

非金融サービス取引収支は、外国人がアルゼンチン国内で購入した非金融サービスの額に対する、アルゼンチン居住者がアルゼンチン国外で購入したサービス(利息、配当およびその他の収入の支払いを含む金融サービスを除く。)の金額を反映する。たとえば、非金融サービス取引の赤字は、アルゼンチン居住者がアルゼンチン国外で購入した非金融サービスの価値が、外国人がアルゼンチン国内で購入した非金融サービスの価値を超えることを指す。アルゼンチンの非金融サービス勘定は、財の貿易に関連する輸送費および保険料を含むため、アルゼンチンの財の貿易の全体的水準を部分的に反映する。

以下はアルゼンチンの主要な非金融サービス取引である。

専門、技術および業務サービスは、2004年の3億6,700万米ドルの黒字から2008年には22億米ドルの黒字に増加した。

輸送は、2004年の4億6,000万米ドルの赤字から2008年には20億米ドルの赤字に増加した。

ロイヤルティは、2004年の4億5,900万米ドルの赤字から2008年には12億米ドルの赤字に増加した。

2004年、非金融サービス取引の赤字は11.6%増加した。これは主に、輸入に関する流出の9億2,600万米ドルの増加によるものだが、サービスの輸出に関する7億8,800万米ドルの流入により一部相殺された。

2005年から2007年にかけて、非金融サービス取引の赤字は毎年減少（合計53.7%）した。これは主に、サービスの輸出に関する流入によるものである。観光および情報技術サービスにおける上向きの傾向もまた、非金融サービス取引の赤字減少に寄与した。

2008年、非金融サービス取引の赤字は、5億米ドル増加して10億米ドルとなった。これは主に、非金融サービスの輸入の伸びが輸出の伸びを上回ったことによる。具体的には、輸送およびロイヤルティの赤字はそれぞれ50.5%および28.3%増加し、観光の黒字は72.9%減少した。この低下傾向は、34.7%の黒字増加を記録した専門、技術および業務サービスにより一部相殺された。

2009年の最初の9か月間に、非金融サービス取引の赤字は5億米ドル減少して、5億米ドルになった。これは主として非金融サービスの輸入減少が輸出の減少に比べその率を上回っていた結果である。具体的には、輸送の赤字が47.8%減少し、ロイヤルティの赤字は12.5%低下した一方、観光の黒字は408.4111%増加した。

以下の表は、記載された期間におけるアルゼンチンの非金融サービス取引の純収支を示す。

非金融サービス

(単位：百万米ドル、現在価格)

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
輸送					
貨物	(613)	(840)	(955)	(1,420)	(1,942)
旅客	(179)	(284)	(384)	(471)	(751)
その他	333	431	469	556	683
輸送合計	(460)	(693)	(870)	(1,335)	(2,010)
観光	(369)	(61)	245	393	107
ロイヤルティ	(459)	(600)	(735)	(915)	(1,174)
専門、技術および業務サービス	367	878	1,150	1,604	2,162
その他(1)	(409)	(516)	(291)	(207)	(28)
非金融サービス合計	(1,331)	(992)	(501)	(459)	(943)

注(1) 通信、建設、保険、金融、情報、娯楽およびリクレーションサービスならびに一部の政府サービスを含む。

出所：経済省

観光は、価格の低下によりアルゼンチンが旅行者にとってより魅力的になり始めた2002年1月のペソ切下げ後に上向きの傾向を示した。観光部門の赤字は、2004年に27.0%、2005年に83.6%減少し、2006年、2007年および2008年には黒字に転じた。これは主に、旅行者数の増加ならびに旅行者の平均滞在日数および彼らの平均支出金額の増加によるものである。

以下の表は、記載された期間におけるアルゼンチンの観光情報を示す。

観光統計

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
外国非居住者入国数(単位：千人)	11,895	12,066	12,729	13,705	14,148
平均滞在日数(単位：泊数)	10.57	10.47	11.07	11.79	12.02
観光収入(単位：百万米ドル)	2,235	2,729	3,344	4,314	4,658
観光支出(単位：百万米ドル)	(2,604)	(2,790)	(3,099)	(3,921)	(4,564)
収支(単位：百万米ドル)	(369)	(61)	245	393	94

出所：経済省

金融サービス取引

金融サービス取引収支は、アルゼンチンに流入またはアルゼンチンから流出した配当金、利息およびその他の金融収入の純額を反映したものである。たとえば、配当金支払純額の赤字は、外国企業がアルゼンチンの株主に配当により支払った金額よりも、アルゼンチンの企業が配当により外国の株主に支払った金額のほうが多いことを示している。

2004年には、金融サービスの赤字は、16.4%増加して93億米ドルとなった。この増加は主に、アルゼンチン企業が支払った配当金および利益分配金の17億米ドルという大幅な増加によるものである。これは、主に国際金利の下落による、支払利息の3億6,000万米ドルの減少により部分的に相殺された。

2005年には、金融サービスの赤字は、21.3%減少して73億米ドルとなった。これは主に、2005年債務交換後の利息支払額の会計方式の変更によるものである。さらに、アルゼンチンの経済成長により、配当金および利益分配金の支払額は増加した。

2006年、金融サービスの赤字は、15.8%減少して61億米ドルとなった。これは主に、利息支払額の減少によるものであり、持続的な経済の回復に伴うアルゼンチン企業の利益および配当金支払いの増加により一部相殺された。

2007年、金融サービスの赤字は、3.4%減少して59億米ドルとなった。これは主に、利息支払純額の減少による。利息支払額は、2006年の12億米ドルから6億米ドルに減少した。この減少は、金利上昇により外貨準備高からの収益が増加したことに起因する。利息支払額の減少は、配当金支払額の増加により一部相殺された。配当金支払純額は、6.1%増加して52億米ドルとなった。

2008年、金融サービスの赤字は、27.1%増加して76億米ドルとなった。赤字増加の要因は、利息支払純額の増加（122.8%）、海外直接投資の増加に起因する配当金の流出純額の増加（16.3%）、利率の低下による外貨準備高および民間部門の外部資産の利息収益減少にある。

2009年の最初の9か月間、金融サービスの赤字は19.4%増加して67億米ドルとなった。これは主に、利息支払純額が2008年の最初の9か月間より85.0%増加したことによる。

資本および金融収支

2004年、資本および金融収支は15億米ドルの黒字となった。

非金融民間部門 資本および金融収支黒字の主因は、資本投資の増加および民間対外債務の規制化により、赤字が2003年の49億米ドルから2004年には5億米ドルとなった。非金融民間部門の赤字減少によるものである。

中央銀行 中央銀行は、資本移動の赤字を計上した。これは主に、多国籍機関への支払いによるものである。「(6)公債 - 金融機関に対する債務」を参照のこと。

非金融公共部門 2004年、非金融公共部門の黒字は6.0%の増加を計上した。これは主に、利息支払額の計上に用いられる方式の変更による影響を理由とした、純資本流入の増加2億7,700万米ドルによるものである。

その他の金融部門 中央銀行を除く金融部門の純資本流出は、2004年に48.1%減少した。これは主に、2003年に比べて信用枠が45.4%縮小したことによる。

2005年、資本および金融収支は34億米ドルの黒字となった。

非金融民間部門 当該期間における資本および金融収支の黒字は、主に非金融民間部門において計上された43億米ドルの資本流入によるものであり、2001年以降計上された最初の純資本流入を反映する。この大幅な増加の主因は、経済成長および主に資本抛却と債務資本化による海外直接投資の増加にある。また、アルゼンチンの投資家による海外投資は安定を維持した。

中央銀行 中央銀行に対する純資本流入は46.8%減少した。この減少は主に、アルゼンチンの多国籍債権者に対する支払いによるものであった。「(6)公債 - 金融機関に対する債務」を参照のこと。

非金融公共部門 非金融公共部門の純資本流入は2005年に31.3%減少した。純資本流入減少の主因は、支払非継続経過利息の計上による流入の減少をもたらした2005年債務交換にある。2005年中、非金融公共部門および中央銀行に対する累積利息は減少し、9億200万米ドルとなった。さらに、2005年債務交換において発行された債券の一部は、部分的に複利回りであった。それらの複利計算された額は経常収支における利息支払として計上される。この会計処理を相殺するために、計上額は資金の流入として資本および金融収支においても反映される。2005年下半期に、公共部門は国内および海外投資家に対し債券を発行したが、これは、資本流入として資本および金融収支に計上された。「(6)公債 - 2001年の債務危機後の債務管理 - 2005年債務交換」および「(6)公債 - 公債の変遷」を参照のこと。

その他の金融部門 中央銀行を除く金融部門における純資本流出は、2005年には29.5%増加した。この増加は主に、海外債権者に対する金融機関による債務の再編によるものである。2005年中、この部門は利息支払の1,300万米ドルの減少を計上した。

2006年、資本および金融収支は58億米ドルの赤字を計上した。

中央銀行 当該期間中に資本および金融収支が赤字となった主因は、中央銀行への純資本移動が255.9%減少したことにある。中央銀行への純資本移動が減少した主因は、2006年1月にIMFに対し債務95億米ドルを期限前に返済したことにある。

非金融民間部門 非金融民間部門への純資本流入の黒字は、主に、アルゼンチン居住者による海外直接投資および海外で金融資産が取得されたことの両方の形で海外資産が増加したことにより減少した。この増加は、56億米ドルの海外からの直接投資ならびに金融および商業借入の流入により一部相殺された。

非金融公共部門 非金融公共部門の純資本流入は依然として比較的安定しており、10%減少した。これは主に、2005年債務交換における支払非継続経過利息の計上によるものである。2006年は、非金融公共部門および中央銀行に対する累積利息が減少した。これは債務の純減少を示している。また、2005年債務交換の成功により、公共部門が資本市場へ再びアクセスできるようになった。2006年、公共部門は国内および海外投資家に対し債券を発行した。これは資本および金融収支における資本流入として計上された。

その他の金融部門 中央銀行を除く金融部門における純資本流出は91.6%減少した。純資本流出減少の主因は、金融民間部門の持続的な回復により、国外資産および預金が増加し、債券および証券が新規に発行されたことにある。

2007年、資本および金融収支は、57億米ドルの黒字を計上した。

中央銀行 2007年における資本および金融収支の黒字は、国際決済銀行（BIS）の信用枠引出により、中央銀行への純資本流入が119億米ドル増加したことにあつた。

非金融民間部門 2007年、非金融民間部門への純資本流入は比較的安定を維持した。負債は73%増加した。これは主に、持分証券の流通市場が活力を増し、銀行からの引出が増加したことによる。

非金融公共部門 非金融公共部門の黒字は、6億1,800万米ドル減少して24億米ドルとなった。これは主に、非居住者の政府債取得による流入が43億米ドルから39億米ドルに減少したことならびに非居住者に対する公債の元金支払額が10億米ドルから13億米ドルに増加したことによる。また、非金融公共部門の黒字減少は、デリバティブ金融商品に関連した流出の増加にもよる。デリバティブ金融商品は、2億9,200万米ドル増加して合計5億3,500万米ドルとなった。この二つの要因は、3億6,920万米ドルの国際機関からの流入増加により相殺された。これに関連して、国際機関の貸付実行額は6億8,360万米ドル増加し、国際機関への元金支払額は3億1,440万米ドル増加した。

その他の金融部門 中央銀行を除く金融部門への純資本流入は、2006年の1億2,100万米ドルの赤字から7,400万米ドルの黒字に増加した。この増加は、主に、世界的な経済危機による国際的な市況の悪化によるものである。

2008年、資本および金融収支は、81億米ドルの赤字を計上した。

非金融民間部門 非金融民間部門への純資本流入は、2007年の16億米ドルの黒字から減少して2008年には95億米ドルの赤字となった。非金融民間部門の資産は36.9%減少し、負債は20.5%増加した。

中央銀行 中央銀行への純資本流入は、2007年の15億米ドルから22.1%増加して2008年には18億米ドルとなった。この増加は主に、国際機関の信用枠からの引出が増加したことによるものである。

非金融公共部門 2008年、非金融公共部門の純流出は、2007年の24億米ドルの黒字から29億米ドル減少して5億3,700万米ドルとなった。これは、世界全体が債券の新規発行に不利な状況にあったことを反映している。2008年12月18日、議会は税金の適正化および資本の本国送金プログラムに関する法律を施行した。「(5)財政 - 租税制度 - 税金の適正化および資本の本国送金プログラム」を参照のこと。非金融公共部門の赤字は、3億4,200万米ドルから8億7,700万米ドルに増加したデリバティブ金融商品関連の純流出にもよる。

その他の金融部門 中央銀行を除く金融部門の純資本流入は、2007年の7,400万米ドルから2008年には9,000万米ドルの赤字に減少した。これは主に、借入金ならびにその他の信用および負債の支払いが増加したことによるものである。

2009年の最初の9か月間、資本および金融収支は、64億米ドルの赤字を計上した。2008年の同期間には65億米ドルの赤字であつた。

非金融民間部門 非金融民間部門への純資本流入は、2008年の最初の9か月間における85億米ドルの赤字から減少して、2009年の最初の9か月間は71億米ドルの赤字となった。

中央銀行 中央銀行への純資本流入は、2008年の最初の9か月間における13億米ドルの黒字から減少して、2009年の最初の9か月間は3億8,600万米ドルの黒字となった。この減少は主に、国際機関からの引出が2008年の最初の9か月間の22億米ドルから2009年の最初の9か月間には4億1,000万米ドルまで減少したことによる。

非金融公共部門 2009年の最初の9か月間、非金融公共部門からの純資本流入は2008年の同期間と比べて252.2%減少した。

その他の金融部門 2009年の最初の9か月間、中央銀行を除く金融部門への純資本流入は前年同期間と比べて6.9%減少した。この減少は主に、金融部門における借入金およびその他の信用、預金合計、信用枠およびその他の負債が減少したことによる。

(b) 輸出および輸入

貿易の規制

1990年代の初めまで、アルゼンチンは、輸入代替政策を手本とし、高い貿易障壁を有する比較的閉鎖的な経済であった。1960年代から1980年代を通じ、貿易自由化のための改革が何度か実行されたが、1990年代のメネム政権時代になって初めて政府は大幅な貿易自由化政策を実施した。

1990年代の貿易政策は比較的安定しており、経済のいくつかの部門における少ない輸出税と低い輸入税率によって特徴付けられる。

兌換制度の崩壊後2002年以降、政府は、歳入の増加、外貨流出の抑制、基本財貨の価格決定管理ならびに地域産業の安定と成長の維持を目的とした貿易政策を採用した。これらの政策には以下のものがある。

輸出税：政府は様々な商品に対する輸出税および規制の導入により、ペソの大幅な切下げ後に期待される輸出の急増を利用しようとした。

外国為替取引規制：政府はまた、アルゼンチン経済から外貨準備が流出するのを防ぐため輸出入活動に関する外国為替取引規制を採用した。これらの規制の詳細については「(3)(B)(d) - 外国為替市場および外貨準備の動向」を参照のこと。

税還付金の削減：輸出業者に対する税還付金の削減

特定の輸入に対する制限：政府は、自転車、タイヤ、衣類、繊維および靴などの特定の輸入品に対する規制を採用した。

輸出品に課す税金により、2008年下半期まで政府は国際商品価格の上昇による恩恵を受けた。大豆の国際価格は、2004年1月30日から95.9%上昇して2008年6月30日には1トン当たり586.6米ドルとなったが、2008年12月31日には1トン当たり352.6米ドルまで低下した。政府はまた、穀物および食肉の国際価格上昇による恩恵も受けている。

2008年、政府は穀物の輸出に変動税を導入した。これは、定率税に代わるものであり、輸出者の税負担を増加させた。この施策は、アルゼンチンの農家によるストライキとデモを引起こした。議会は、2008年7月17日にこの税制を取り消した。「(2)経済 - (b) - 第1次産業」を参照のこと。さらに政府は、家庭の平均的な消費対象の大半を占める特定の製品の国内市場における適切な価格設定および供給を確実にするため、これらの製品の輸出規制を実施した。これらの製品には、食肉、チーズ、小麦および小麦粉が含まれる。

2008年末までに、政府は、商品価格の低下による農家の利益減少に歯止めをかけるために、小麦、トウモロコシおよびその副産物の輸出関税率を5パーセント・ポイント下げることがを決定した。また、政府は穀物の輸出に関する規制を緩和した。

2009年7月および8月、政府および主要な農作物生産者組合は、輸出価格の低下、干ばつおよび輸出規制を始めとした農業部門に影響を与える問題について話し合うための会合を開いた。これを受け、2009年8月11日に政府は以下の施策を発表した。

バンコ・クレディコープの信用枠を小規模および中規模の農業企業が利用できるようにし、特に運転資金ならびに機械の資金調達および購入への道を提供する（利率0％）。

小単位の牛乳販売に対する牛乳生産者への支払いを1リットル当たり10セントから20セントに増額する。

トウモロコシおよび小麦の輸出業者に登録を開放する。これは商業的農業管理局の許可を要していた。

政府により地域市場での販売が義務付けられている食肉の量を、品質に関わらず、総生産量の65％から35％に削減する。

これにより、輸出可能な食肉の量が100％増加する。

貿易の地域分布

アルゼンチンの最大の貿易相手国はブラジルである。アルゼンチンはまた、中国、米国ならびにラテンアメリカおよびヨーロッパ諸国を含むその他の国々とも相当な量の貿易を行っている。

次の表は、記載の期間におけるアルゼンチンの輸出の地域分布の情報を示す。

輸 出 の 地 域 分 布(1)

(単位：百万米ドル)

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
ブラジル	5,605	6,335	8,141	10,498	13,259	11,523
チリ	3,835	4,500	4,404	4,180	4,716	4,417
中国	2,736	3,336	3,646	5,363	6,598	3,985
米国	3,818	4,572	4,119	4,347	5,514	3,604
オランダ	1,243	1,352	1,445	1,797	2,959	2,426
スペイン	1,355	1,567	1,826	2,065	2,744	1,864
イタリア	948	984	1,096	1,387	1,688	1,526
ウルグアイ	664	845	1,175	1,173	1,762	1,475
ドイツ	727	871	1,124	1,265	1,475	1,328
ベネズエラ	438	513	809	1,178	1,418	1,058
メキシコ	1,036	1,159	1,519	1,439	1,347	914
その他のALADI諸国(2)	1,902	2,232	2,707	3,256	4,395	3,657
その他のEU諸国(3)	1,947	2,073	2,521	3,388	3,249	4,896
その他(4)	7,908	9,399	11,225	13,697	16,514	12,245
目的地未詳(5)	414	648	789	947	1,383	832
合 計(6)	34,576	40,387	46,546	55,980	70,021	55,750

備忘項目：

メルコスール(7)	6,810	7,709	9,963	12,483	16,146	13,826
ALADI	13,480	15,584	18,754	21,727	26,896	23,004

注 (1) FOBベースで算定。

(2) 2009年12月31日現在、ラテンアメリカ統合連合（ALADI諸国）には以下の国が含まれる： アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、キューバ、エクアドル、メキシコ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラ。

(3) 2004年5月に欧州連合に組込まれた国に関しては、年次比較の目的のため、2004年1月1日から全ての輸出品が表に含まれる。

(4) 輸出量が少ないため個別の項目として挙げられていないその他の全ての国を含む。

(5) 目的地が特定できない輸出を含む。

(6) 本表の数字は本書中の「国際収支」の表の数字より更新の頻度が少ないため、本表の合計は「国際収支」の表の合計とは異なることがある。

(7) 2009年12月現在、メルコスールは正式加盟国として以下の国を含む： アルゼンチン、ブラジル、パラグアイおよびウルグアイ。

出所：経済省

輸出の地域分布(1)

	(総輸出に対する%)					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
ブラジル	16.2	15.7	17.5	18.8	18.9	20.7
チリ	11.1	11.1	9.5	7.5	6.7	7.9
中国	7.9	8.3	7.8	9.6	9.4	7.1
米国	11.0	11.3	8.8	7.8	7.9	6.5
オランダ	3.6	3.3	3.1	3.2	4.2	4.4
スペイン	3.9	3.9	3.9	3.7	3.9	3.3
イタリア	2.7	2.4	2.4	2.5	2.4	2.7
ウルグアイ	1.9	2.1	2.5	2.1	2.5	2.6
ドイツ	2.1	2.2	2.4	2.3	2.1	2.4
ベネズエラ	1.3	1.3	1.7	2.1	2.0	1.9
メキシコ	3.0	2.9	3.3	2.6	1.9	1.6
その他のALADI諸国(2)	5.5	5.5	5.8	5.8	6.3	6.6
その他のEU諸国(3)	5.6	5.1	5.4	6.1	6.1	8.8
その他(4)	23.9	23.3	24.1	24.5	23.6	22.0
目的地未詳(5)	1.2	1.6	1.7	1.7	2.0	1.5
合計(6)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

備忘項目:

メルコスール(7)	19.7	19.1	21.4	22.3	23.1	24.8
ALADI	39.0	38.6	40.3	38.8	38.4	41.3

注 (1) FOBベースで算定。四捨五入により当期実績は個々の項目の合計と異なる。

(2) 2009年12月31日現在、ALADI諸国には以下の国が含まれる： アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、キューバ、エクアドル、メキシコ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラ。

(3) 2004年5月に欧州連合に組込まれた国に関しては、年次比較の目的のため、2004年1月1日から全ての輸出品が表に含まれる。

(4) 輸出量が少ないため個別の項目として挙げられていないその他の全ての国を含む。

(5) 目的地が特定できない輸出を含む。

(6) 本表の数字は本書中の「国際収支」の表の数字より更新の頻度が少ないため、本表の合計は「国際収支」の表の合計とは異なることがある。

(7) 2009年12月現在、メルコスールは正式加盟国として以下の国を含む： アルゼンチン、ブラジル、パラグアイおよびウルグアイ。

出所：経済省

次の表は、記載の期間におけるアルゼンチンの輸入の地域分布の情報を示す。

輸入の地域分布(1)

(単位：百万米ドル)

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
輸入						
ブラジル	7,567	10,187	11,749	14,523	17,687	11,822
米国	3,432	4,046	4,294	5,352	7,023	5,164
中国	1,430	2,270	3,153	5,127	7,143	4,843
ドイツ	1,093	1,303	1,545	2,131	2,534	1,994
メキシコ	758	793	1,111	1,337	1,595	1,164
日本	612	789	933	1,200	1,378	909
イタリア	623	748	908	1,072	1,205	850
フランス	586	584	909	1,061	1,451	812
スペイン	517	571	613	813	1,054	788
パラグアイ	380	453	505	1,056	1,783	724
チリ	404	549	599	708	952	665
その他のALADI諸国(2)	727	1,025	1,166	1,767	2,677	1,007
その他のEU諸国(3)	1,420	1,625	1,836	2,367	2,769	2,448
その他(4)	2,496	3,414	4,144	5,120	6,359	5,345
原産地未詳(5)	400	330	689	1,073	1,813	236
合計	22,445	28,687	34,154	44,707	57,423	38,771

備忘項目：

メルコスール(6)	8,211	11,020	12,685	16,183	20,300	12,902
ALADI	9,682	12,824	14,926	18,794	23,437	15,277

注 (1) CIFベースで算定。四捨五入により当期実績は個々の項目の合計と異なる。

(2) 2009年12月31日現在、ALADI諸国には以下の国が含まれる： アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、キューバ、エクアドル、メキシコ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラ。

(3) 2004年5月に欧州連合に組込まれた国に関しては、年次比較の目的のため、2004年1月1日以降全ての輸出品が表に含まれている。

(4) 輸入量が少ないため個別の項目として挙げられていないその他の全ての国を含む。

(5) 原産地が特定できない輸入を含む。

(6) 2009年12月現在、メルコスールは正式加盟国として以下の国を含む： アルゼンチン、ブラジル、パラグアイおよびウルグアイ。

出所：経済省

輸入の地域分布(1)

輸入	(総輸入に対する%)					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
ブラジル	33.7	35.5	34.4	32.5	30.8	30.5
米国	15.3	14.1	12.6	12.0	12.2	13.3
中国	6.4	7.9	9.2	11.5	12.4	12.5
ドイツ	4.9	4.5	4.5	4.8	4.4	5.1
メキシコ	3.4	2.8	3.3	3.0	2.8	3.0
日本	2.7	2.8	2.7	2.7	2.4	2.3
イタリア	2.8	2.6	2.7	2.4	2.1	2.2
フランス	2.6	2.0	2.7	2.4	2.5	2.1
スペイン	2.3	2.0	1.8	1.8	1.8	2.0
パラグアイ	1.7	1.6	1.5	2.4	3.1	1.9
チリ	1.8	1.9	1.8	1.6	1.7	1.7
その他のALADI諸国(2)	3.2	3.6	3.4	4.0	4.7	2.6
その他のEU諸国(3)	6.3	5.7	5.4	5.3	4.8	6.3
その他(4)	11.1	11.9	12.1	11.5	11.1	13.8
原産地未詳(5)	1.8	1.2	2.0	2.4	3.2	0.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

備忘項目:

メルコスール(6)	36.6	38.4	37.1	36.2	35.4	33.3
ALADI	43.1	44.7	43.7	42.0	40.8	39.4

注 (1) CIFベースで算定。四捨五入により当期実績の大部分は個々の項目の合計と異なる。

(2) 2009年12月31日現在、ALADI諸国には以下の国が含まれる： アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、キューバ、エクアドル、メキシコ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラ。

(3) 2004年5月に欧州連合に組込まれた国に関しては、年次比較の目的のため、2004年1月1日から全ての輸出品が表に含まれる。

(4) 輸入量が少ないため個別の項目として挙げられていないその他の全ての国を含む。

(5) 原産地が特定できない輸入を含む。

(6) 2009年12月31日現在、メルコスールは正式加盟国として以下の国を含む： アルゼンチン、ブラジル、パラグアイおよびウルグアイ。
出所：経済省

ブラジルおよびその他のメルコスール(南米共同市場)諸国との貿易

ブラジル

貿易関係： ブラジルおよびアルゼンチン間の貿易関係は、主に両国がメルコスールの加盟国であることにより限定を受け、したがってこの共同市場の発展に大きく依存する。それでも折々、アルゼンチンとブラジルは貿易の水準と経済統合の程度を向上させるため二国間の貿易協定を締結する。

2008年、両国は共通の対外自動車関税を構築する対外自動車関税計画を新たに導入した。この計画は2014年に失効し、免税区域が構築される予定である。

2006年初め、ブラジルおよびアルゼンチンは、生産部門が国際競争により特に脅かされた際に貿易の制限を課すことに合意した。この制限には以下のものが含まれる。

輸入関税の増加

貿易の量的制限

貿易の進展 2004年、ブラジルとの貿易赤字は大幅に増加し、20億米ドルとなった。これは主に、継続的な経済回復ならびに、アルゼンチンの製造能力を拡大する機械および設備を含むブラジル製品に対する需要によるものである。このブラジルからの61.5%（合計76億米ドルに相当）の輸入増加は、自動車、自動車部品および携帯電話を含むブラジルへの20.1%（合計56億米ドル相当）の輸出増加により部分的に相殺された。

2005年、ブラジルに対する貿易赤字は96.3%増加し、39億米ドルとなった。これは主に、携帯電話、自動車、自動車部品、燃料油および鉄鉱物の輸入の増加によるものである。

2006年、ブラジルに対する貿易赤字は、引続き36億米ドルとなった。ブラジルへの28.5%（合計81億米ドルに相当）の輸出増加は、ブラジルからの15.3%（合計117億米ドル相当）の輸入増加により一部相殺された。これは主に、自動車、自動車部品、鉄鉱物、エンジン、携帯電話および農業機械の輸入の増加によるものである。

2007年、ブラジルに対する貿易赤字は合計40億米ドルとなった。ブラジルへの28.8%（合計105億米ドルに相当）の輸出増加は、23.6%（合計145億米ドル相当）の輸入増加により相殺された。これは主に、鉄、アルミニウム、鉄鋼副産物、資本財、自動車部品、自動車および携帯電話の輸入増加によるものである。

2008年、ブラジルに対する貿易赤字は合計44億米ドルとなった。ブラジルへの26.4%（合計133億米ドルに相当）の輸出増加は、21.8%（合計177億米ドル相当）の輸入増加により相殺された。これは主に、鉄、アルミニウム、鉄鋼副産物、資本財、自動車部品、自動車および携帯電話の輸入増加によるものである。ブラジルからの輸入増加は、ブラジル製品の競争力を高めた2008年のブラジル・レアル切下げによる影響も受けた。

2009年、ブラジルに対する貿易赤字は、2008年の44億米ドルから2億9,900万米ドルに減少した。ブラジルへの13.1%（合計115億米ドルに相当）の輸出減少は、ブラジルからの33.2%（合計118億米ドル相当）の輸入減少により相殺された。

中国

貿易規制 過去5年間に、中国はアルゼンチンの主要な貿易相手国の1つとなった。中国からの主な輸入品は、化学製品、機械および電子機器、オートバイおよびシリンダー容積の小さいエンジン、ならびに玩具を含む。中国への主な輸出品には、小麦、大豆およびトウモロコシなどの農産物が含まれる。

米国

貿易関係 米国は歴史的にアルゼンチンの最も重要な貿易相手国のひとつであった。アルゼンチンの対米輸入では資本財が非常に大きな割合を占める一方で、アルゼンチンの対米輸出では工業製品が大きな割合を占めている。

2008年、米国からの主要輸入品には、総額26億米ドルになる中間財(主に化学製品)および総額24億米ドルとなる資本財(機械、機器および電子材など)が含まれた。同期間の主要な対米輸出品は、総額23億米ドルの工業製品があり、総額18億米ドルになるエネルギーおよび燃料が続いた。

その他のメルコスール諸国との貿易

共同市場の枠組: アルゼンチンとブラジルの他に、メルコスールにはパラグアイおよびウルグアイが正式加盟国として、またチリ、ボリビア、コロンビア、エクアドルおよびベネズエラが準加盟国として含まれる。

メルコスールの目的は、貿易障壁の撤廃、マクロ経済政策の調和ならびに共通対外関税および共通対外貿易政策の設定により加盟国の経済を段階的に統合することである。

域内貿易障壁: 域内貿易障壁は、アルゼンチンが1999年のブラジル・レアルの切下げ後に一部のブラジル製品に輸入関税を課していることを例外として、段階的に削減されている。

対外関税: 1994年12月、メルコスール正式加盟国は0%から20%の範囲の11段階を含む共通対外関税表に合意した。製造サイクルが考慮され、一定の対外関税が設定された。特定の経済の部門への対外関税の影響を最小にするために、メルコスールの正式加盟国は、対外共通関税の例外を徐々に撤廃していくことに合意した。2007年12月、メルコスール・カウンシルは以前も行ったように対外共通関税の例外を撤廃する時期を延期し、以下の通り段階的な撤廃の過程がアルゼンチンおよびブラジルで合意された。

2009年1月31日までは100個の例外が残る予定である。

2009年2月1日および2010年1月31日の間は93個の例外が残る予定である。

2010年2月1日および2010年7月31日の間は80個の例外が残る予定である。

2010年8月1日および2010年12月31日の間は50個の例外が残る予定である。

パラグアイとウルグアイは2015年12月31日まで100個の例外を維持することができる。

対外貿易政策: メルコスールの正式加盟国は事前にメルコスールの承認がない限り、非加盟諸国または機関と個別の貿易交渉を行わないことに合意している。

ウルグアイとの商業関係

2005年2月、フィンランドのBotnia社は、ウルグアイ共和国の家計・領土管理・環境省より、ウルグアイ川沿いにパルプ工場を建設することを承認された。

2006年、アルゼンチンおよびウルグアイ高度技術グループのアルゼンチン代表団は、Botnia社のパルプ工場は環境に大きな悪影響を与えるだろうとの結論を出した。

2006年5月、政府はハーグの国際司法裁判所にウルグアイに対する申立てを提出した。2006年7月、裁判所はパルプ工場が環境に対し回復不可能な損害を引起すであろうことの証拠がなかったため、建設を延期するアルゼンチンの要求を拒絶することを決定した。

2006年11月、ウルグアイはハーグの国際司法裁判所にアルゼンチンに対する仮差止めを要求し、グアレグアイチュ集会により組織されたアルゼンチンの環境保護主義者がこの二国の国境におけるバリケードを解除することを求めた。2007年1月、アルゼンチンは国際司法裁判所に、この工場の建設に対する承認は二国間による1975年ウルグアイ川規約に違反するものだと述べる声明を提出した。2007年1月、国際司法裁判所は、バリケードはウルグアイに対し修復不可能な損害をもたらしてはならず、ウルグアイの要求を支持する緊急性はないと述べウルグアイの申立てを拒絶した。

二国間による1975年ウルグアイ川規約の違反に関する国際司法裁判所による決議は依然として審理中である。2009年の9月から10月にかけてこの問題に関する公聴会が開かれ、2010年初めに国際司法裁判所による決定が出される予定である。

(c) 日本との貿易

2004年から2009年上半期までの間、アルゼンチンから日本への輸出は総輸出の0.9%を占め、日本からの輸入は総輸入の2.7%を占めた。貿易収支は全期間を通じて日本の受取り超過であった。

2009年の最初の6か月間、日本に対する貿易赤字は、2008年の最初の6か月間の4億4,100万米ドルから40%減少して2億6,600万米ドルとなった。かかる減少は、特に資本財（-43%）、中間財（-35%）および乗用車（-61%）の部門における2億1,700万米ドルの大幅な輸入減少による。

次の表は2004年から2009年6月30日までのアルゼンチンの日本との貿易を示す。

(単位：百万米ドル)			
年	輸 出	輸 入	貿 易 収 支
2004年	363	612	(250)
2005年	304	789	(485)
2006年	398	933	(535)
2007年	666	1,200	(534)
2008年	505	1,378	(873)
2008年上半期	241	682	(441)
2009年上半期	199	465	(266)

(d) 外国為替市場および外貨準備の動向

2004年中、中央銀行は外国為替市場で引続き外貨を買入れ、国際収支の黒字を反映したアルゼンチン経済への外貨流入を吸収した。その結果、中央銀行の外貨準備高は42%増加した。

2005年には、経済成長およびアルゼンチンの国際収支黒字により、ペソが値上りした。ペソの大幅な値上りを防ぐために、中央銀行は外貨を購入することにより外国為替市場に介入し続けた。結果として、2005年12月31日現在、中央銀行の外貨準備高は42.9%増加した。2005年における平均為替レートは1米ドル当たり2.92ペソであり、2002年初頭のペソ切下げ以来、最低であった。

2006年、輸出を通してアルゼンチンに流入した米ドルの純額は、2005年と比べて減少した。これにより、中央銀行の外国為替市場への介入は減少した。結果として、ペソは米ドルに対しわずかに下落した。

2007年上半年、中央銀行は、外国為替市場への介入を継続し、望ましい水準を上回るペソの高騰を防ぐために外国通貨を買入れた。2007年7月から10月にかけて、国際金融市場の厳しい状況の影響を受け、ペソはドルに対して値を下げた。為替レートの変動を管理するため、中央銀行は政府銀行部門と連携して直物および先物市場に積極的に介入した。この結果、2007年における為替レートの年間平均は1米ドル当たり3.12ペソとなった。

2007年中、中央銀行の外貨準備高は44.1%増加した。この増加は、経済ショックからアルゼンチンを守るための政策を受けたものであり、主に貿易黒字に牽引された国際収支の黒字に起因する。

2008年(特に下半期)、為替レートは世界的な経済・金融危機の拡大およびブラジル・レアルの切下げによる影響を受けた。中央銀行は、ペソ下落の影響を抑制するため、為替レート市場に定期的に介入した。2008年5月より、中央銀行は、ペソ下落の影響を増大させずに流動性を確保するために、米ドル建てのレポ貸借の提供を開始した。

2008年12月31日現在、中央銀行の外貨準備高は2007年12月31日現在の水準と比べて10.1%増加した。

2009年12月31日、外貨準備高は2008年12月31日現在の水準より16億米ドル増加して480億米ドルとなった。この増加は主に、国内財政状態が徐々に正常化してきたことを背景としたドルの純外貨買付の結果によるものである。名目為替相場の平均は2008年の1.00米ドル当たり3.16ペソから2009年の1.00米ドル当たり3.73ペソに上昇した。

中央銀行は、米ドルの他通貨に対する下落のリスクおよび影響を軽減するため、外貨準備高を構成する通貨ポートフォリオを多様化した。

次の表は、記載の期間におけるペソの米ドルに対する為替レートを示す。

名目為替レート(1)

(単位: 1米ドル当たりのペソ)

	平均	期末
2004年	2.94	2.97
2005年	2.92	3.03
2006年	3.07	3.07
2007年	3.12	3.15
2008年	3.16	3.45
2009年	3.73	3.80
2010年	3.83	3.86
1月	3.80	3.82
2月	3.85	3.86

注(1) 使用されている為替相場は「参照為替レート」である。

出所: 中央銀行

外国為替取引の制限

中央銀行は、時間の経過とともに変化する外国為替取引およびアルゼンチンからの資本流出に一定の制限を課している。
2009年11月30日現在適用あるこれら制限の概略を以下に示す。

輸出入取引

- 輸出業者は、取引が完了した後の一定期間内に、輸出業務からの外貨手取金を国内通貨と交換しなければならない。当該期間は製品またはサービスの種類により異なり、期間は最長で取引後、365日以内であるが場合により120日または180日の延長を伴う。
- 輸入財(資本財以外)に対する支払いは、アルゼンチンにおける当該輸入財の受領より90日以上前に行ってはならない。サービスの輸入に対する支払いに制限はない。

資本移転

- あらゆる金融債務またはあらゆる既存の外国債務の更新には、支払最短期間は365日に設定する必要がある。この制限は、自己規制市場において取引された債務証券の募集により生じた債務には適用されない。さらに、費用が金融信用枠の一部である場合を除き、この制限は為替操作をする権限を与えられた事業体により生じた費用には適用されない。
- 特定取引(不動産取引、ポートフォリオ投資およびトラベラーズ・チェックの購入を含む。)のために随時設定される1か月当たりの特定の金額(2009年6月15日現在5,000米ドル)を超える外貨を居住者が買入れるためには、中央銀行の認可が必要である。

無利息預金の要件

- 海外投資家は、特定の例外を除き、米ドル建ての借入れによる外貨手取額の総額の30%に相当する預金をしなければならない。

資本の本国送金プログラム

- 2009年2月、中央銀行はアルゼンチン居住者による外国為替市場を通じた資本の本国送金に一定の条件を設けた。かかる規制の目的は、アルゼンチンまたは国外において保有されるアルゼンチン居住者に帰属する金融資産の公式の申告を実現することにある。かかる規制に基づき、アルゼンチン居住者は、本国送金されたまたは現地にある未申告の資金に関して減税の適用を受けることができる。「(5)財政 - 租税制度 - 税金の適正化および資本の本国送金プログラム」を参照のこと。

(C) 外国為替管理の概要

海外投資

規 制

2004年以来、政府および中央銀行は以下のものを含むいくつかの対策を設けた。

政府は特別目的事業体を通してアルゼンチンに投資を行う外国会社ができることにいくつかの制限を課した。

2005年、中央銀行はペソの高騰を防止するための資本流入に対しいくつかの制限を課した。中央銀行は、金融部門および非金融民間部門において生じたあらゆる金融債務または既存の対外債務のあらゆる更新に対し365日の最短返済期限を命じた(とりわけ、自己規制市場において取引された債券の募集により生じた債務など、いくつかの例外がある)。

中央銀行は、特定の種類の投資家に、外貨の各資本流入の30%に相当する米ドル金額で国内の金融事業体に米ドル建ての無利息預金を作することを要求した(いくつかの例外がある。)

2007年、中央銀行は資本流入に対する特定の制限を解除した。この中には、投資対象が非金融資産である場合の年金基金およびその他の投資家などに対する365日の最短返済期限が含まれる。

資本移動の制限に関する更なる説明に関しては、上記「(B) (d) 外国為替市場および外貨準備の動向」を参照のこと。

ポートフォリオ投資および海外直接投資の推移

次の表は、アルゼンチン経済に対するポートフォリオ投資、海外直接投資およびその他の投資に関する情報を示している。

ポートフォリオ投資、海外直接投資およびその他の投資の状況

(単位：百万米ドル)

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
直接投資：					
アルゼンチン非居住者によるアルゼンチンへの投資(1)	4,125	5,265	5,537	6,473	9,726
アルゼンチン居住者によるアルゼンチン外への投資(2)	(676)	(1,311)	(2,439)	(1,504)	(1,391)
直接投資純額	3,449	3,954	3,099	4,969	8,335
ポートフォリオ投資：					
アルゼンチン非居住者によるアルゼンチンへの投資(1)	(9,339)	(1,755)	7,824	7,070	8,017
アルゼンチン居住者によるアルゼンチン外への投資(2)	(77)	1,368	(1)	(2)	(12)
デリバティブ金融商品	-	-	(127)	(565)	(935)
ポートフォリオ投資純額	(9,416)	(387)	7,697	6,504	8,963
その他の投資：(3)					
アルゼンチン非居住者によるアルゼンチンへの投資(1)	9,635	(2,187)	(11,804)	5,800	7,016
アルゼンチン居住者によるアルゼンチン外への投資(2)	(2,347)	1,956	(4,897)	(11,733)	(14,651)
その他の投資純額	7,288	(231)	(16,701)	(5,933)	(7,634)

注 (1) アルゼンチン非居住者が所有する国内純資産の価値変動を反映している。ある期間中において、アルゼンチン非居住者が購入した国内資産額が、その売却した国内資産額を上回る場合、同期間における金額はプラスとなる。

(2) アルゼンチン居住者が所有する国外純資産の価値変動を反映している。ある期間中において、アルゼンチン居住者が購入した国外資産額が、その売却した国外資産額を上回る場合、同期間における金額はマイナスとなる。

(3) 資産(貸付金、商業貸出金など)および負債(貿易信用、借入金、延滞債務など)を含む。

出所：経済省

海外直接投資

アルゼンチンへの海外直接投資は、兌換制度の導入および海外投資への障壁解除を受けて、大幅に増加した。1990年代初頭から半ばにかけての資本流入の大半は、国有企業の民営化により海外の民間資本が集まったことによるものであった。海外直接投資純額は1999年、アルゼンチンにおける最後の主要な民営化である国有エネルギー企業YPFのスペイン企業Repsol S.A.による買収の際に最高潮に達した。以後の年には、民営化は終結し、海外直接投資による資本流入は大幅に減少した。

2004年および2005年、海外直接投資純額は、海外企業によるアルゼンチン内の子会社に対する資本抛出の増加を主因として増加した。これらのアルゼンチンにおける投資は、アルゼンチン居住者による海外投資により一部相殺された。2006年、海外直接投資純額は、海外企業によるアルゼンチン内の子会社への資本抛出の減少ならびにアルゼンチン居住者による海外投資の増加を主因として減少した。2006年における海外直接投資の変動を牽引した主な要素は利益の再投資であり、それは企業収益の分配の減少と相まったこれら収益の増加を反映していた。

2007年、海外直接投資純額は60.4%増加した。これは主に、海外居住者による直接投資の増加およびアルゼンチン居住者による海外投資の減少による。海外直接投資は、ブラジル企業によるQuickfoodとAlpargatasの買収およびINGグループによる年金基金Origenesの買収などにより増加した。アルゼンチン居住者による海外投資の減少は、非金融部門からの流出が減少したこと起因する。

2008年、海外直接投資純額は67.7%増加して83億米ドルとなった。これは、95億米ドルに達した2000年以降で最も高い金額である。以下は、海外直接投資純額増加の主な要因である。

海外居住者による直接投資が97億米ドルまで増加した（2007年は65億米ドル）。この一因は、非金融民間部門の出資が87.9%増加して37億米ドルとなったことにある。

アルゼンチン居住者による海外投資が2007年の15億米ドルから14億米ドルに減少した。これは、国内の非金融民間部門による海外投資が7,100万米ドルすなわち4.8%減少したことによる。

2009年の最初の9か月間、海外直接投資純額は2008年の同期間より61.6%減少して27億米ドルとなった。この減少の主因は、非居住者によるアルゼンチン内での投資総額が43億米ドルすなわち53.0%減少したことにある。これは主に、アルゼンチンに所在する関連会社への親会社からの貸付の減少に起因する。かかる減少は、世界的な金融危機で起こされた流動性の制約によるものであった。

ポートフォリオ投資

株式、債券およびその他の証券の購入から成るポートフォリオ投資は、非常に流動的かつ短期となる傾向があり、このためとりわけ市場における変動に左右されやすい。

2004年、ポートフォリオ流出純額は21.4%増加した。これは主に、多国籍機関（「(6)公債」を参照のこと）への支払を理由とした、（政府および中央銀行からの）公債の償却純額82億米ドル、ならびに国内の企業による海外債務の再交渉を理由とした、非金融民間部門債の償却純額15億米ドルによるものである。

2005年、ポートフォリオ流出純額は95.9%減少した。これは主に、アルゼンチンの投資家によるアルゼンチン外のポートフォリオ投資の増加および2004年の82億米ドルから2005年の1億6,300万米ドルとなった2005年債務交換による公債の償却純額の減少によるものである。

2006年に、1998年以来初めて、ポートフォリオ投資純額は黒字を示した。これは主に、2005年債務交換ならびに非居住者により一部購入され75億米ドル相当の純流入（償却支払額控除後）をもたらした政府による債券の発行によるものである。また、非金融民間部門の純償却支払額は5億3,800万米ドル減少して4億9,300万米ドルとなった。

2007年、ポートフォリオ投資純額は黒字を計上したが、前年を12億米ドル下回った。これは主に、海外投資家により一部購入されたBoden2015およびBonarXを始めとした政府による債券発行によるものである。非居住者の公債取得による純流入（償却支払額控除後）は、16億米ドル減少して60億米ドルとなった。特に、非居住者による公債取得は17億米ドル減少し、償却支払額は1億4,800万米ドル減少した。また、デリバティブ金融商品の赤字は4億3,800万米ドル増加した。非居住者による株式購入は黒字に大きく貢献したが、11億米ドル増加して18億米ドルに達した。

2008年、ポートフォリオ投資純額は、主に世界的な経済の減速により赤字を計上した。2008年に20億米ドルに達した政府の債券発行（前年比19億米ドルの減少）は、2007年の26億米ドルの黒字に対し63億米ドルの赤字となった流通市場の影響を相殺するには不十分であった。また、非居住者への株式売却による流入（2007年は18億米ドル）は、2008年には合計5億3,100万米ドルに上る居住者の購入純額により流出に転じた。これらの流出は、総赤字にさらなる影響を与えた。

2009年の最初の9か月間、ポートフォリオ投資純額の赤字は、2008年の最初の9か月間より64.9%または37億米ドル減少した。アルゼンチン内における海外投資家による投資は、2008年の最初の9か月間と比べて実質ベースで65.0%、37億米ドルの減少となった。

その他の投資

その他の投資は、非金融公共部門、非金融民間部門、金融部門および中央銀行のその他の資産および負債に関するデータを含む。

非金融公共部門の資産は、二国間機関からの貸付および国際機関への拠出を含む。

金融部門の資産は、外国通貨の持高および外国銀行への預金を含む。

民間部門の資産は、アルゼンチンの輸出企業が保有する海外資産ならびに直接貿易金融に関連した海外資産などの資産を含む。

金融部門の負債は、国内金融システムにおける非居住者の預金、海外居住者により開設された信用枠および国内企業に対する国際機関の財政支援を含む。

中央銀行の負債は、中央銀行と国際機関（IMFなど）の取引および非居住者による中央銀行の有価証券の購入を含む。

非金融民間部門の負債は、国際機関、銀行、供給者および公的機関からの借入を始めとした民間からの借入を含む。

非金融公共部門の負債は、国際機関、銀行、公的機関およびその他の政府から公共部門に与えられた貸付を含む。

2004年、その他の投資収支は、100.4%増加した。この主因は、居住者による海外資産の購入が33億米ドル減少したこと
他、2004年に金融部門により4億米ドルの貸付純額が取消されたことにある。主に同様の未払金の累積により、負債は96億
米ドルとなった。

2005年、その他の投資収支は2億米ドルの赤字を計上した。この変化の主因は、資産の部において2004年に24億米ドルの
海外資産の購入純額であったのに対し2005年には非金融民間部門による海外資産の21億米ドルの売却純額に変化したこと
の他、2005年債務交換の当然の帰結として、非金融公共部門の累積未払金が108億米ドルの大幅な減少を示したことによる。

2006年、その他の投資の赤字は増加した。この主因は、アルゼンチン非居住者による投資の流出が2005年より増えたこと
にある。これは主に、中央銀行の借入返済額が2005年の29億米ドルから2006年に102億米ドルになったことによる。この赤字
の増加は、2006年初頭のIMFへの債務返済を反映したものである。

2007年、その他の投資の赤字は59億米ドルに減少した。その他の海外資産に対する投資の赤字は2006年の46億米ドルから
107億米ドルに増加した。この変化は、2006年にアルゼンチンがIMFへの債務を返済した後、中央銀行の収支が黒字を計上し
たことに牽引された。

2008年、その他の投資の赤字は、28.7%増加して76億米ドルとなった。これは主に、居住者による海外資産の取得が43億米
ドル増加したこと、中央銀行に対するローンが2007年の28億米ドルに対し31億米ドルとなったことによる。

2009年の最初の9か月間、その他の投資の赤字は9.6%減少して72億米ドルとなった。かかる期間中、アルゼンチン居住者
による海外向け投資は、55.9%減少して70億米ドル（2008年の最初の9か月間は158億米ドル）となった。これは主に、非金
融民間部門による資産の取得が71億米ドル減少し、非居住者によるアルゼンチン国内における投資が2億500万米ドル
（2008年の最初の9か月間は78億米ドル）に減少したことによる。

(4)【通貨・金融制度】

概 要

(a)通貨制度

通貨制度

アルゼンチンの通貨単位はペソであり、1ペソは100セントをもって構成される。銀行券は、2、5、10、20、50および100ペソの額面で発行されている。硬貨の種類は1、5、10、25および50セントならびに1ペソである。

中央銀行

1935年に創設された中央銀行は、アルゼンチンの通貨および金融の職責を有する主たる官庁である。中央銀行は、国内通貨の価値の安定性の維持、金融政策の策定および実施ならびに金融部門に対する規制を担っている。中央銀行はその定款および金融機関法に従い運営される。

中央銀行は、中央銀行総裁が率いる10名の理事からなる理事会により統治されている。中央銀行総裁および理事会構成員は大統領により選任され、上院による承認を受ける。任期は6年で再任可能であり、理由がある場合のみ大統領が解任することができる。中央銀行はその定款の条項に従い、その運営は政府から独立していなければならない。

2010年2月3日、行政府はメルセデス・マルコ・デル・ポントを中央銀行総裁に任命した。マルコ・デル・ポント女史は、ブエノスアイレス大学を経済学士として卒業し、イエール大学において国際開発経済学の博士号を取得している。同女史は主に公的部門で働いており、直近では下院議員およびアルゼンチン国立銀行の総裁として働いていた。中央銀行の憲章により、行政府は立法府の承認が与えられる前に有効な暫定的な任命（「就任」）を行う権限を有している。立法府による承認は未決である。

2010年2月24日、政府は政令により、通貨・財政・為替政策調整審議会（「本審議会」）を創設した。本審議会の目的は、国の通貨、財政及び為替政策の構築とその遂行を調整することである。本審議会は、経済財政大臣が議長を務め、加えて経済財政省からの2名の構成員（経済政策秘書官および財政秘書官）ならびに中央銀行からの3名の構成員（長官、副長官および中央銀行の取締役会により任命される取締役1名）により構成される。

近年の動き

2010年3月1日、行政府は、以下の政令を公布した。

2009年12月に行政府により創設された総額約66億米ドルの200年記念基金を創設した緊急政令を無効にする緊急政令

2010年中の多国間の政府機関への支払いを行うため、中央銀行から約22億米ドルを借り受ける政令。中央銀行は、対価として10年物米ドル建中期国債を受領することになる。

中央銀行から借り受ける資金によって、民間の債券保有者に支払いを行うため、総額約44億米ドルの債務返済基金（「債務返済基金」）の創設を規定する緊急政令。中央銀行は、対価として10年物米ドル建中期国債を受領することになる。同政令は、債務返済基金の資金による全ての支払いを検証し監督する議会の委員会の創設も規定する。

緊急政令は立法府による法律と同等の効力を有しており、立法府の両議院により可決または否決されなければならず、両議院により否決されるまで法的に有効である。

200年記念基金および最近の政令は、重要な政治的論争および訴訟を惹起した。200年記念基金創設を規定する政令の交付後、中央銀行前総裁は、200年記念基金を遂行する条件を順守しなかった。2010年1月7日、行政府は、同総裁を罷免する緊急政令を公布した。

2010年3月3日、地方連邦判事は、債務返済基金を創設した政令を停止させ、債務返済基金に移転されたいかなる資金の使用を差し止めた。政府はこの差し止めに対して控訴し、同控訴は継続中である。これらの論点に関する主要な訴訟については、「(7)その他 - 訴訟手続 - アルゼンチンにおける訴訟 - 200年記念基金」および「(7)その他 - 訴訟手続 - 米国における訴訟 - 米国訴訟におけるアルゼンチンの資産差押えの試み」を参照のこと。

特定の債務契約を履行するために中央銀行から資金を借り受ける決定は、適切な水準の準備金の維持と債務の支払履行に関するアルゼンチンの能力と意思に対する信用の創造との間で均衡をとっている。政治的対立勢力の構成員およびその他の政府の批判者は、これらの手段に反対し、これらに対する訴訟を提起している。これらの事柄に関する論争および訴訟が悪影響を構成しない、または悪影響を有しないことを保証することはできない。

金融政策

経緯

1991年から2001年までのアルゼンチンの金融政策は、ペソと米ドル間の交換レートを1対1に固定し、中央銀行に少なくともマネタリー・ベース（流通国内通貨および金融機関の中央銀行へのペソ建預金で構成される。）と等しい外貨準備高を維持することを要求した1991年兌換法に従っていた。

兌換制度は、結果的に過大評価された実質為替レートにつながり、中央銀行からアルゼンチン経済にしばしば影響した外的ショックに対処するための柔軟性を奪った。

2001年12月までに、アルゼンチン経済からの継続的な資本逃避により、兌換制度を維持することが不可能になった。2002年1月6日、国会は国家緊急・為替制度改革法（「国家緊急法」）を制定し、同法により、中央銀行の外貨準備高の総額が常にマネタリー・ベースの少なくとも100%と等しくなければならないという要件が撤廃されたことで、兌換制度は事実上廃止された。国家緊急法はペソと米ドル間のペグ制を廃止し、行政府に外国為替市場の規制と外国為替相場の設定の権限を与えた。ペソは現在米ドルに対して変動制となっている。

金融政策

2003年以降、中央銀行の金融政策は以下の三つの柱に基づいている。

貨幣の供給と需要の均衡を図ること

マクロ経済の不安定を減少させるための準備金の蓄積等の政策

管理変動為替相場

2004年第4四半期以降、増大するマネタリー・ベースの影響に対応するため、外貨準備の蓄積および金融安定化政策を実施している。中央銀行が金融市場における流動性を管理する手段として用いている主な手段には以下のものが含まれる。

担保付貸付（redescuento）

レボ取引（pase）

預金準備率の管理

中央銀行発行の短期証券（LEBAC）および長期証券（NOBAC）

2007年下半年以降、信用市場の逼迫に対応するため、中央銀行は為替相場の変動を管理し、流動性を供給し、マネタリー・ベースを拡大するために外国為替市場への介入をせざるをえなかった。

2008年下半年以降、世界的な金融危機の拡大に対応するため、中央銀行はペソの大幅な下落を回避し、市場に対して追加的流動性を供給するため、市場に介入している。市場に対して追加的流動性を供給する中央銀行の手段には、主として以下のものが含まれる。

レボ貸付の利回りの管理

LEBACおよびNOBACに対する売りオプションの入札実施

金融機関向け外貨預金準備率の引下げ

これらの手段は銀行がその流動性比率を適正水準に維持することを可能にし、また、銀行の貸出を促すことを目的とした。

金融部門

金融部門に対する規制

中央銀行は金融部門を規制している。中央銀行は、最低資本金、流動性および支払能力についての要件の設定、銀行の合併の承認、一定の増資および株式譲渡の承認、銀行免許の付与および取消しならびにアルゼンチンにおける外国金融機関の支店設立の許可の権限を有している。また、中央銀行は、それらの金融機関に対し定期的な財務報告の提出を求め金融機関の活動および運営を定期的に監視し、金融機関法の意図をさらに進める規制を採用する権限を与えられている。

中央銀行は、主に金融機関監督局を通じて金融部門への規制を行う。金融機関監督局ではアルゼンチンの銀行法の執行、銀行部門に対する会計および財務の報告要件の設定、金融機関の融資慣行の監視および規制ならびに金融機関の外国為替市場への参加および債券その他証券の発行に関する規則の制定に責任を有する。

2001年の経済危機中に採用された政策

銀行預金引出しの制限および預金のリスケジュール - 銀行部門の崩壊の脅威に立ち向かうため、2001年12月および2002年2月に政府は銀行預金の引出しに厳しい制限を課した。「corralito」として知られる預金制限の第1弾により、すべてのドル建ておよびペソ建ての要求払預金が凍結された。各預金者は1週間当たり一定の上限金額まで引出すことが認められた。「corralon」として知られる預金制限の第2弾により、3,000ペソを超えるすべての定期預金が凍結され、払戻しが延期された。

ペソ化 - 兌換制度下では、アルゼンチン経済における債務の大部分は米ドル建てであった。兌換制度の崩壊とそれに続くペソの切下げは、アルゼンチン内に外貨建債務を有した多くの個人および機関の支払不能を引き起こす脅威となった。この状況を緩和するため、2002年2月に政府は経済のペソ化を命じた。

預金引出制限およびペソ化から生じた訴訟 - 2002年における預金の銀行引出し制限およびペソ化は、預金者が何千もの訴訟をアルゼンチンの裁判所に申立てる結果を招いた。政府は、関連する申立ての件数または対応する総額についての公式データを維持していない。2001年12月から2002年末までの間に、アルゼンチン、中央銀行および地方銀行に対して預金引出制限およびペソ化に対する異議申立てがブエノスアイレス市だけで10万件以上提起された。かかる訴訟のうち約8万件で、アルゼンチンが被告人とされた。

2002年2月1日、アルゼンチン最高裁判所は、要求払預金引出しに対する制限は、Banco de Galicia y Buenos Airesの個人預金者の預金を含めた訴訟において違憲との決定を下した。その翌日に政府は、これも原告により違憲として争われている判決である預金の凍結に対する全ての司法上の異議申し立てを180日間停止した。

預金引出制限を違法と認定した裁判所の判決および政府が課す可能性があるさらなる制限に関する不確実性は、2002年における銀行システムの見通しを不透明なものにした。2003年3月5日、最高裁判所は、政府による米ドル建預金のペソへの転換および司法上の異議申し立ての180日間の停止は、アルゼンチン国立銀行におけるサンルイス州の預金の件については違憲であるとの決定を下した。サンルイス州の判決は他の訴訟に対して拘束力は持たず、その拘束力は争いに関する当事者のみに及んだ。サンルイス判決に沿ったさらなる判決は存在していない。

2004年10月26日、アルゼンチン最高裁判所は政府の2002年の銀行預金のペソ化は2001年終わりに支配的であった経済状況を踏まえると合憲であるとの判決を下した。サンルイスの判決と同様、この判決は訴訟に関与した当事者に限って適用されるものであり、他の訴訟当事者に対する拘束力はない。直近では2006年12月27日、最高裁判所は2002年のペソ化の政令を支持した。しかしながら、銀行に対し国内通貨での預金額が2001年12月の実価相当分ありながら口座を凍結されている預金者への返済を命じた。この判決は約5万人の預金者による未解決の提訴を解決するものとなった。

ペソ化および銀行預金引出制限に異議を唱える預金者により提起された訴訟の多くで、政府が被告人とされた一方で、かかる訴訟の大半で、勝訴した申立人に対し支払いを行う最終的な責任を負う当事者はかかる預金者が預金を有する金融機関であった。従って、政府は、かかる訴訟が、アルゼンチンの公的債務を支払う政府の能力に深刻な悪影響を及ぼしうるとはみなしていない。しかし、かかる訴訟の結果は、各訴訟の特殊性および政府の統御を超えた法的決定に依拠するため、政府はその影響にいかなる保証も与えられない。

金融部門の構成

2009年12月31日現在、アルゼンチンにおいて営業していた金融機関数は、2004年の91に対して、83であった。同部門への外資の参入も2004年12月31日現在の36外国機関から2009年12月31日現在の32機関に減少した。

次の表は、各表示日現在においてアルゼンチンで営業していた金融機関の数を示している。

金融システムの下で営業を行っている金融機関の種類別の数

	12月31日現在					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
国有銀行(1)	14	13	12	12	12	12
民間銀行	59	58	60	55	55	54
銀行以外の金融機関	18	18	18	18	17	17
合計	91	89	90	85	84	83

注(1) 国立、州立および自治体の銀行を含む。
出所：中央銀行

金融システムの下で営業を行っている国内金融機関および外国金融機関の数

	12月31日現在					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
国内金融機関(1)	55	54	55	53	52	51
外資系金融機関(2)	36	35	35	32	32	32
合計	91	89	90	85	84	83

注(1) 国有銀行、民間銀行および（信用組合などの）その他の金融機関を含む。
(2) 民間の外国銀行および銀行以外のその他の外国金融機関を含む。
出所：中央銀行

金融システムの資産および負債

金融システムの純資産は2004年以来上昇傾向を示している。銀行の収益性同様このような銀行資産の質も2004年以来改善してきた。預金も劇的に増加し、2009年末の預金総額は2004年末の預金総額に比し133%増加した。

民間部門の貸付は過去5年間着実に増加し、特に消費者信用枠は2008年に32.8%も成長した。ただし、2008年第4四半期において世界的な金融危機が拡大するにつれ、貸出は著しく減速した。2008年12月31日現在において、

非金融民間部門への貸付：対2007年同期比22.3%増加の1,081億ペソ

ペソ建貸付：対2007年同期比20.2%増加の1,190億ペソ

消費者信用枠：対2007年同日比32.8%増加の424億ペソ

抵当保証付貸付：対2007年同期比28.1%増加の179億ペソ

個人向け融資：対2007年同期比31.5%増加の277億ペソ

2009年12月31日現在、民間部門へのペソ建貸付総額は2008年同日に比し10.1%増加した。商業貸付は年間増加総額の42.3%を占め、消費者貸付は年間増加総額の48.8%を占めた。クレジット・カードがこの増加の27.0%を占める一方、個人向け融資はこの増加の21.8%を占めた。2009年下半期において、ペソ建貸付総額は上半期よりも増加した。ペソ建貸付総額は2009年上半期に3.0%増加したのに対し、下半期は6.9%の増加であった。かかる傾向は特に、2009年末の数か月間に加速した商業貸付および消費者貸付において明らかであった。

公共部門に対する銀行貸付が減少しているとはいえ依然として高い残高を有するなど、金融部門においてはいまだにいくらかの脆弱性がある。かかる脆弱性に対処するために、中央銀行は抵当市場を活性化し、民間部門への貸付を増加させるための刺激策をもうけている。例えば、中央銀行は抵当貸付のための必要資本を2億ペソまでと緩和し、抵当貸付の貸手の審査と信用度採点を合理化するシステムを導入した。また、中央銀行は銀行の公共部門に対する貸付能力を制限している。2007年7月以降、公共部門への貸付は銀行の総貸出債権35%(40%から減少)を超えてはならない。中央銀行はこれらの対策や他の政策が短期間に金融部門を引き続き改善することを期待している。

次の表は、各表示日現在におけるアルゼンチンの金融システムの資産と負債を示している。

金融機関の種類別による金融システムの資産および負債の総額

(単位：百万ペソ)

	12月31日現在					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年(2)	2009年
国有銀行(1)						
資産	85,677	92,064	102,486	116,957	130,855	149,895
負債	77,436	82,912	91,478	104,890	117,850	134,920
純額	8,241	9,153	11,008	12,067	13,005	14,975
民間銀行						
資産	125,194	127,837	152,414	175,509	208,888	229,550
負債	110,389	110,891	131,476	152,153	182,596	198,439
純額	14,805	16,947	20,938	23,356	26,292	31,111
銀行以外の金融機関						
資産	1,692	2,061	3,483	5,374	7,019	6,479
負債	858	1,242	2,415	4,040	4,936	4,221
純額	834	819	1,068	1,334	2,083	2,257
資産および負債の総額						
資産	212,562	221,963	258,384	297,839	346,762	385,924
負債	188,683	195,045	225,369	261,082	305,382	337,580
合計(純額)	23,879	26,918	33,014	36,757	41,380	48,344

注(1) 国立、州立および自治体の銀行を含む。

(2) 速報値

出所：中央銀行

金融機関の種類別による金融システムの資産および負債の総額

(前期からの増減(%))

	12月31日現在					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年(2)	2009年
国有銀行(1)						
資産	17.1	7.5	11.3	14.1	11.9	14.6
負債	15.7	7.1	10.3	14.7	12.4	14.5
純額	32.5	11.1	20.3	9.6	7.8	15.1
民間銀行						
資産	11.8	2.1	19.2	15.2	19.0	9.9
負債	13.5	0.5	18.6	15.7	20.0	8.7
純額	0.4	14.5	23.6	11.5	12.6	18.3
銀行以外の金融機関						
資産	0.2	21.9	69.0	54.3	30.6	7.7
負債	22.2	44.9	94.4	67.3	22.2	14.5
純額	(15.5)	(1.8)	30.4	24.9	56.2	8.3
資産および負債の総額						
資産	14.3	4.4	16.4	15.3	16.4	11.3
負債	15.7	3.4	15.5	15.8	17.0	10.5
合計(純額)	4.6	12.7	22.6	11.3	12.6	16.8

注(1) 国立、州立および自治体の銀行を含む。

(2) 速報値

出所：中央銀行

資産

2004年から2009年に掛けて、金融システムの資産総額は2004年が14.3%増加の2,126億ペソ、2005年が4.4%増加の2,220億ペソ、2006年が16.4%増加の2,584億ペソ、2007年が15.3%増加の2,978億ペソ、2008年が16.6%増加の3,467億ペソおよび2009年は11.3%増の3,859億ペソと安定した伸びとなった。

2004年から2009年までの期間を通して、金融システムの資産増加は金融システムにおける信頼の向上と経済活動の上昇を反映した。

貸付ポートフォリオおよびリスク・プロファイル

2004年、アルゼンチンの金融システムにより提供された信用供与の総水準は回復の兆しを見せ始めた。この回復は主に経済危機後の金融システムの信頼向上と経済活動の一般的な改善によるものである。それらによって個人および企業への融資が増加非金融民間部門への残高総額は22.9%増加し、411億ペソとなった。信用供与総額は12.7%増加し、661億ペソとなった。

この傾向は2005年においても続き、非金融民間部門への信用供与残高は36.1%増加した。その期間の信用供与総額も2004年12月31日現在の661億ペソから19.9%増加し、2005年12月31日現在では792億ペソとなった。

2006年の間、信用供与は増加し続けた。2006年12月31日現在、非金融民間部門への信用供与残高は39.3%増加し、778億ペソとなり、信用供与総額は26.1%の増加で999億ペソとなった。この増加は経済活動の上昇によるところが大きい。

2007年、信用供与は引続き増加した。2007年12月31日現在、非金融民間部門への信用残高は41.9%増加の1,104億ペソとなり、信用供与総額は28.0%増加の1,279億ペソであった。消費者金融は2006年よりも緩やかではあるが成長を続けた。2007年の民間部門への外貨建貸付も伸びたが、これは主に輸出金融による。

2008年、信用供与残高総額は17.2%増加の1,499億ペソとなった。国有銀行は信用供与総額における割合が2007年の29.1%から2008年は32.8%へと増加する一方で、民間銀行はその総額における割合が2007年の67.6%から2008年は63.8%へ減少した。消費者金融はクレジット・カード金融と個人向け融資に牽引されて、2008年は32.8%増加した。信用供与残高総額は、流動性、特に消費者金融に関する流動性を増加させる政府の措置により一部相殺されたものの、主として世界的な金融危機の結果、2008年は2007年に比しその成長速度が緩慢となった。

2004年から2007年までは、公共部門への信用供与はこの期間内の政府による財政黒字達成を反映して、減少した。非金融公共部門に対する信用供与は2004年12月31日現在は7.1%減少して309億ペソ、2005年12月31日現在は16.3%減少して258億ペソ、2006年12月31日現在は19.2%減少して209億ペソ、2007年12月31日現在は20.6%減少し165億ペソとなった。2008年は、非金融公共部門に対する信用供与は3.0%増加して171億ペソとなった。また2009年は、非金融公共部門に対する信用供与は20.4%増加して206億ペソとなった。

2008年において、非金融民間部門へのペソ建貸付は22.3%増加の1,081億ペソとなり、米ドル建貸付は15.0%増加の59億米ドルとなった。かかる増加は主に輸出活動関連の資金調達による。ペソ建の個人向け融資も同期間中31.5%増加した。全体として、成長率は2007年に比しすべての部門で減少した。

2004年から2009年にかけてのリスク分類は安定しており、その期間を通して回収不能と分類されたのは総貸付残高の1%に満たなかった。

2009年12月には、2008年同期間と比較して、民間部門へのペソ建貸付は10.1%増加の1,191億ペソとなり、米ドル建貸付は12.3%減少の52億米ドルとなった。

次の表は、各表示日現在における金融部門の金融機関の種類別による貸付に関するデータである。

金融機関の種類別による貸付残高

(単位：百万ペソ)

	12月31日現在					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
国有銀行(1)	19,096	24,472	30,211	37,247	49,258	61,240
民間銀行	46,155	53,326	67,066	86,533	95,658	98,071
銀行以外の金融機関	866	1,444	2,663	4,150	5,059	4,744
合計	66,117	79,241	99,940	127,931	149,975	164,055

注(1)国立、州立および自治体の銀行を含む。
出所：中央銀行

金融機関の種類別による貸付残高

(総額に対する割合(%))

	12月31日現在					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
国有銀行(1)	28.9	30.9	30.2	29.1	32.8	37.3
民間銀行	69.8	67.3	67.1	67.6	63.8	59.8
銀行以外の金融機関	1.3	1.8	2.7	3.2	3.4	2.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注(1)国立、州立および自治体の銀行を含む。
出所：中央銀行

貸付残高の部門別内訳

(単位：百万ペソ)

	12月31日現在					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
非金融公共部門	30,866	25,836	20,874	16,583	17,083	20,570
金融部門(公共および民間)	1,697	2,450	4,962	5,030	4,793	4,052
非金融民間部門	41,054	55,885	77,832	110,406	132,844	145,259
貸倒引当金	(7,500)	(4,930)	(3,728)	(4,088)	(4,744)	5,825
合計	66,117	79,241	99,940	127,931	149,975	164,055

出所：中央銀行

貸付残高の部門別内訳

(前期からの増減(%))

	12月31日現在					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
非金融公共部門	(7.1)	(16.3)	(19.2)	(20.6)	3.0	20.4
金融部門(公共および民間)	19.8	44.3	102.5	1.4	(4.7)	15.5
非金融民間部門	22.9	36.1	39.3	41.9	20.3	9.3
貸倒引当金	(20.0)	(34.3)	(24.4)	9.7	16.0	22.8
合計	12.7	19.9	26.1	28.0	17.2	9.4

出所：中央銀行

次の表は、金融システムによる融資に関する情報をリスク別および金融機関の種類別に示している。

金融システム資産総額の金融機関種類別のリスク分類

リスク分類:	(2009年12月31日現在の融資総額に対する比率(%))				
	公営 銀行(7)	民間 銀行	金融 会社	信用 組合	金融 システム
正常(1)	97.0	95.5	86.1	80.3	95.8
潜在的問題債権:					
要注意・支払不十分(2)	1.2	1.5	3.8	4.4	1.5
交渉中または再編中(3)	0.8	0.9	3.0	4.2	0.9
問題債権(4)	0.5	1.5	3.5	8.2	1.2
支払不能(5)	0.5	0.6	3.5	2.9	0.7
回収不能(6)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注(1) 債務者の財務状態から金融債務を履行する能力を有すると証される融資を指す。金融機関監督局は、正常な融資（担保付と無担保とにかかわらず。）につき1%の貸倒引当金を積立てることを要求している。

(2) 債務者の財務状態からその時点で金融債務を履行する能力を有することは実証されるが、是正されない限り将来債務者の債務履行能力を損なうおそれのある外的状況が存在する融資を指す。金融機関監督局はこの種の融資につき、保証付の場合3%、無保証の場合5%の貸倒引当金を積立てることを要求している。

(3) 一定の金融債務を履行できない旨を宣言した後60日以内に再編交渉に入った債務者への融資を指す。金融機関監督局はこの種の融資につき、保証付の場合6%、無保証の場合12%の貸倒引当金を積立てることを要求している。

(4) 債務者がその金融債務を履行できないために債権者が重大な財務上の損失を被る結果となる融資を指す。金融機関監督局はこの種の融資につき、保証付の場合12%、無保証の場合25%の貸倒引当金を積立てることを要求している。

(5) 金融債務を履行する際に支払不能に陥る可能性が高い債務者への融資を指す。金融機関監督局はこの種の融資につき、保証付の場合25%、無保証の場合50%の貸倒引当金を積立てることを要求している。

(6) 債務者の財務状態から、債務不履行分が回収される可能性が低いと証される融資を指す。金融機関監督局はこの種の融資につき、保証付の場合50%、無保証の場合100%の貸倒引当金を積立てることを要求している。

(7) 国立、州立および自治体の銀行を含む。

出所：中央銀行

預金

2004年中、アルゼンチンの銀行システムにおける預金総額は、23.3%増加して1,167億ペソに達した。この期間、非金融公共部門の預金は97.1%増加し、非金融民間部門の預金は8.2%増加した。非金融民間部門における増加は要求払預金における20.9%の増加および貯蓄預金口座における45.3%の増加を反映している。定期預金はこの期間中5.8%増加した。預金の継続的増加は財政勘定の改善、および、経済活動の一般的な向上を反映している。

2005年中、アルゼンチンの銀行システムにおける預金総額は、17%増加して1,365億ペソに達したが、非金融公共部門の預金は7.5%のみ増加した（前年と比較すると低い増加率である）。これは主に2005年の債務交換に関連して政府が行ったかなりの現金支払いの結果である。2005年、非金融民間部門による預金は20.6%増加し、2004年12月31日現在の843億ペソから2005年12月31日現在で1,016億ペソとなった。その期間中、要求払預金は27%増加し、貯蓄預金口座における預金は22.7%増加し、定期預金は22.6%増加した。

2006年中、アルゼンチンの銀行システムにおける預金総額は、25.2%増加して1,709億ペソに達した。非金融公共部門の預金は33.7%増加した。2006年、非金融民間部門の預金は22.3%増加し、要求払預金は14.5%増加、貯蓄預金口座における預金は26.2%増加、定期預金は26.7%増加した。2006年の預金における増額は公共部門財政の改善と経済活動水準の上昇によるものである。

2007年中、アルゼンチンの銀行システムにおける預金総額は、20.3%増加して2,056億ペソに達した。非金融公共部門の預金は7.8%増加した。2007年、非金融民間部門の預金は24.9%増加し、要求払預金は28.9%増加、貯蓄預金口座における預金は30.9%増加、定期預金は19.9%増加した。2007年の預金における増額は公共部門財政の改善と高い経済活動水準によるものである。

2008年中、アルゼンチンの銀行システムにおける預金総額は、14.91%増加して2,362億ペソに達した。非金融公共部門の預金は37.6%増加した。2008年、非金融民間部門の預金は7.7%増加し、要求払預金は12.0%増加、貯蓄預金口座における預金は8.0%増加、定期預金は6.5%増加した。2008年の非金融公共部門の預金における増額は主に、官民複合の国民年金制度を単一の公的年金制度であるアルゼンチン統合年金制度に統合したことによるものである。この統合の結果、民間の年金基金により管理されていた財源はANSESの別の基金に移管された。2008年12月31日現在、ANSESに移管されている財源総額は、2008年12月において約50億ペソの非金融公共部門のペソ建預金総額に平均的な影響を及ぼしている。

通貨別で、2008年における預金増加は次のとおりである。

ペソ建預金総額は11.2%増加し1,971億ペソとなった。

非金融公共部門のペソ建預金は28.8%増加し612億ペソとなった。

非金融民間部門のペソ建預金は4.7%増加し1,358億ペソとなった。

米ドル建預金総額は93億米ドルに増加した。

2009年12月中、

ペソ建預金総額は2008年同期間と比較して9.8%増加し2,167億ペソとなった。

非金融公共部門のペソ建預金は2008年同期間と比較して1.1%減少し611億ペソとなった。

非金融民間部門のペソ建預金は2008年同期間と比較して14.8%増加し1,556億ペソとなった。

米ドル建預金総額は2008年同期間と比較して26.2%増加し118億米ドルとなった。

次の表は、各表示日現在における金融部門に対する預金総額に関する情報を示す。

金融機関種類別預金高

(単位：百万ペソ)

	12月31日現在					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
国有銀行(1)	55,680	61,708	76,307	88,065	99,818	116,224
民間銀行	60,765	74,495	94,095	116,719	135,711	154,387
銀行以外の金融機関	211	289	496	767	688	1,173
合計	116,655	136,493	170,898	205,551	236,217	271,785

注(1) 国立、州立、自治体の銀行を含む。
出所：中央銀行

金融機関種類別預金高

(合計に対する比率(%))

	12月31日現在					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
国有銀行(1)	47.7	45.2	44.7	42.8	42.3	42.8
民間銀行	52.1	54.6	55.1	56.8	57.5	56.8
銀行以外の金融機関	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	0.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注(1) 国立、州立、自治体の銀行を含む。
出所：中央銀行

部門別および預金種類別預金高

(単位：百万ペソ)

	12月31日現在					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
非金融公共部門	31,720	34,108	45,610	49,156	67,648	69,880
金融部門(公共および民間)	670	737	944	1,147	1,309	1,830
非金融民間部門	84,266	101,647	124,345	155,248	167,260	200,076
要求払預金	20,763	26,362	30,186	38,920	43,598	50,114
貯蓄口座	21,243	26,057	32,891	43,050	46,486	57,843
定期預金	36,264	44,445	56,309	67,498	71,225	85,577
その他	5,996	4,785	4,045	4,980	5,069	5,710
預金総額	116,655	136,493	170,898	205,551	236,217	271,785

出所：中央銀行

部門別および預金種類別預金高

（前期からの増減（％））

	12月31日現在					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
非金融公共部門	97.1	7.5	33.7	7.8	37.6	3.3
金融部門（公共および民間）	(1.0)	10.1	27.9	21.5	14.2	39.8
非金融民間部門	8.2	20.6	22.3	24.9	7.7	19.6
要求払預金	20.9	27.0	14.5	28.9	12.0	14.9
貯蓄口座	45.3	22.7	26.2	30.9	8.0	24.4
定期預金	5.8	22.6	26.7	19.9	5.5	20.1
その他	(49.1)	(20.2)	(15.5)	23.1	1.8	12.6
預金総額	23.3	17.0	25.2	20.3	14.9	15.1

出所：中央銀行

金利

銀行貸付の金利

2004から2008年にかけて、中央銀行は徐々に金利を上げた。2008年12月31日現在、30日間のペソ建貸付に対する平均プライム・レートは（2007年12月31日現在の11.0%に対して）19.4%であり、ペソ建の銀行間貸付金利は（2007年12月31日現在の8.7%に対して）10.4%であった。

個人向け融資のペソ建名目年金利は2006年12月31日現在の24.6%から2007年12月31日現在の27.7%へ上昇した。ペソ建抵当貸付の平均金利は11.8%から2007年は12.4%へと上昇した。2008年12月31日現在、個人向け融資のペソ建名目年金利は37.15%へ上昇し、ペソ建抵当貸付の平均金利は13.48%へと上昇した。2009年12月31日現在、個人向け融資のペソ建名目年金利は31.6%まで低下し、ペソ建抵当貸付の平均金利は13.64%へ上昇した。

次の表は、表示日現在における銀行貸付に対する平均金利についての情報を示している。

銀行貸付に対する金利

	(名目年利率(%))					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
自国通貨：						
銀行間貸付金利(1)	2.0	4.4	7.2	8.7	10.4	10.5
プライム・レート/当座預金借越						
(2)	6.8	6.3	8.6	11.0	19.4	15.7
外国通貨：						
銀行間貸付金利(1)	0.6	1.5	2.7	4.0	3.0	3.3
プライム・レート(2)	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳

注(1) 平均銀行間金利。

(2) 2008年までの期間30日の貸付に対する平均プライム・レート。2009年8月、中央銀行はかかるレートの公表を中止し、代わりに当座預金のペソ建貸越にかかる2009年の平均金利を発表した。

出所：中央銀行

預金に対する金利

2004年、金利は急落した。ペソ建定期預金に対する名目金利は平均2.7%（2003年は10.4%）となり、また貯蓄預金に対する平均名目金利は0.7%だった。米ドル建預金に関しては、定期預金の平均金利は0.4%であり、また貯蓄預金の平均名目金利は0.1%であった。

2005年、ペソ建預金に対する金利は上昇した。ペソ建定期預金に関する平均名目金利は2.7%から3.9%へ上昇し、貯蓄預金の平均名目金利は0.8%であった。米ドル建預金の金利は安定しており、わずかな上昇を示した。

2006年、金利は上昇し続けた。ペソ建定期預金の平均名目金利は3.9%から6.5%へ上昇し、貯蓄預金の平均名目金利は0.8%であった。米ドル建預金に関しては、外貨建定期預金の平均名目金利は0.5%から0.9%へ上昇し、貯蓄預金の平均名目金利は引続き安定していた。2005年現在、より規制の強い金融政策の実施が金利の上昇を引起こしている。

ペソ建定期預金の平均名目年金利は、2006年の6.5%から2007年には7.9%へ上昇し、同時期におけるドル建定期預金の平均名目年金利は0.9%から1.4%へ上昇した。100万ペソ超のペソ建預金の名目年金利（「BADLAR」金利としても知られている。）は、2006年12月の9.8%から2007年12月には13.5%へ上昇した。

ペソ建定期預金の平均名目年金利は、2007年の7.9%から2008年の11.1%へ上昇し、同時期におけるドル建定期預金の名目年金利は1.4%から1.5%へ上昇した。BADLAR金利は、2007年12月の13.5%から2008年12月の19.1%へ上昇した。2008年における金利の上昇は主に政府の金融政策および世界的な金融危機に関連した金利上昇傾向によるものである。

ペソ建定期預金の平均名目年金利は、2008年の11.1%から2009年には11.8%へ上昇した。米ドル建定期預金の名目年金利は2008年の1.5%から2009年には1.1%へ下落した。BADLAR金利は、2008年12月の19.1%から2009年12月には9.8%へ下落した。かかる金利の下落は、年間を通じての金融の安定化を背景に発生し、家庭および企業に対する貸付の増加に寄与した。

次の表は、表示日現在における平均銀行預金金利に関する情報を示している。

預金およびLEBACに対する金利

	(名目年利率(%))					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
自国通貨：						
貯蓄預金	0.7	0.8	0.8	0.6	0.6	0.5
定期預金(1)	2.7	3.9	6.5	7.9	11.1	11.8
平均預金金利(2)	1.9	2.59	4.22	5.18	7.33	7.60
LEBAC(3)	5.9	6.2	8.1	10.3	11.1	13.4
外国通貨：						
貯蓄預金	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
定期預金(1)	0.4	0.5	0.9	1.4	1.5	1.1
平均預金金利(2)	0.2	0.3	0.5	0.8	0.8	0.6
LEBAC(3)	0.0	3.9	5.2	5.2	未詳	未詳

注(1) 全定期預金に対する加重平均金利。

(2) 定期預金および貯蓄預金の合計に対する加重平均金利。

(3) 全定期LEBACに対する平均年金利。

出所：中央銀行

流動資金総額

マネタリー・ベースは、流通自国通貨(銀行が保有する手元現金を含む。)および金融機関が中央銀行に保有するペソ建預金から構成される。さらに、中央銀行は以下の通貨供給量を用いて、経済の流動性水準の測定とインフレのコントロールをしている。

M 1 は、流通自国通貨にペソ建要求払預金を加えた合計である。

M 2 は、M 1 にペソ建貯蓄預金を加えた合計である。

M 3 は、M 2 にその他すべてのペソ建預金および外貨建預金を加えた合計である。

2004年から2008年にかけて、マネタリー・ベースは著しく増加した。2004年から2007年にかけて、中央銀行はドルの購入により、また、その他の方法により、安定的かつ競争力のある為替レートを維持し、外貨準備を蓄積し、また、市場における流動性を維持することに努めた。2007年中、中央銀行はLEBACおよびNOBACの買戻し、流通市場におけるペソ建証券の買戻し、定期的な外国為替市場への介入、およびレボ取引を行った。

2008年中、中央銀行は世界的な金融危機の悪影響に対処するため、ペソの下落を管理しつつ市場における流動性を増大させるため、さらなる措置を講じた。これらの措置にはLEBACおよびNOBACの買戻し、流通市場におけるペソ建証券の買戻し、ならびにペソの購入と外貨の売却のための定期的な外国為替市場への介入が含まれる。この結果、2008年において、流動性の増加策が中央政府のペソ購入により相殺されたことから、マネタリー・ベースの上昇は減速した。

2009年上半期において、中央銀行は通貨価値の急激な変動を回避するため、外国為替市場において積極的な役割を果たした。しかしながら、2009年第2四半期においては、世界的な危機が沈静化し始めたことから通貨は安定した。

2009年下半期において、中央銀行は継続的に外国為替市場において積極的な役割を担った。外貨準備高は引続き増加し、2009年12月31日時点で年間3.4%増となる480億米ドルに達した。

次の表は、表示日現在におけるアルゼンチンの流動性総額に関する情報を示している。

流動性総額(1)(3)

(単位：百万ペソ)

	12月31日現在					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
流通通貨(2)	33,852	43,742	53,781	67,022	74,046	85,996
M 1	66,368	84,123	100,686	126,890	148,484	170,113
M 2	88,356	110,082	131,098	165,538	188,337	216,752
M 3	151,385	181,149	225,788	274,654	313,071	361,987
マネタリー・ベース	52,477	54,710	80,066	99,279	109,449	122,350

注(1) 預金高を反映した上記の表の数字は、「金融機関部門別および種類別預金高」および「部門別および預金種類別預金高」の表に示された数字とは異なる可能性がある。これは、中央銀行が上記の表の数字をより頻繁に更新しているためである。

(2) 銀行の手元現金および準通貨は含まない。

(3) 公式経常収支統合基金(FUCO)を含む。

出所：中央銀行

流動性総額(1)(3)

(前期からの増減(%))

	12月31日現在					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年(4)
流通通貨(2)	27.1	29.2	23.0	24.6	10.5	16.1
M 1	29.4	26.8	19.7	26.0	17.0	14.6
M 2	33.8	24.6	19.1	26.3	13.8	15.1
M 3	23.8	19.7	24.6	21.6	14.0	15.6
マネタリー・ベース	13.1	4.3	46.3	24.0	10.2	11.8

注(1) 預金高を反映した上記の表の数字は、「金融機関部門別および種類別預金高」および「部門別および預金種類別預金高」の表に示された数字とは異なる可能性がある。これは、中央銀行が上記の表の数字をより頻繁に更新しているためである。

(2) 銀行の手元現金および準通貨は含まない。

(3) 公式経常収支統合基金(FUCO)を含む。

(4) 対2008年12月31日の増減比率

出所：中央銀行

(b)証券市場

1990年初頭以降、アルゼンチンには活発な債券市場および株式市場がある。アルゼンチンのかかる市場における取引は、国債取引が主流であり、その後に会社株式取引、社債取引と続いている。先物(フューチャー)およびオプションなどその他の金融商品の取引は、市場活動のごく一部を占めるにすぎない。しかし、先物取引は、先物取引市場の発展により、2002年半ば以来やや増加している。

証券市場に対する規制

市場は、国家証券委員会(Comision Nacional de Valores、以下「CNV」という。)、証券取引所、および決済機関(Caja de Valores)による規制を受けている。CNVは、アルゼンチンの公開証券市場において取引を行うすべての仲介業者を規制の対象とし、国債の新規発行を除くすべての証券の公募を規制・監督する権限を有する。アルゼンチンには10の証券取引所があり、そのうち6取引所(ブエノスアイレス、コルドバ、メンドーサ、デル・リトラル(サンタフェ)、ラリオハおよびロサリオ)が証券の建値をする権限を有している。最も歴史があり大規模なのがブエノスアイレス証券取引所であり、1854年に設立された。アルゼンチンにはまた、MAE(Mercado Abierto Electronico)として知られる電子取引システムを有しており、ここでも債券が取引されている。さらに、アルゼンチンでは複数の格付機関が業務を行っている。

1989年以来、政府は外国からの投資を促進するため資本市場において大幅な改革を行ってきた。外国資本取引制限の廃止により、外国投資家はアルゼンチンの証券市場をより自由に利用できるようになった。次いで政府は、ノンバンク金融商品の金融システム中への導入を許可するための枠組みを作り、こうして外国投資家に利用可能な代替投資手段の数を増加させた。1990年代、アルゼンチンの活発な債券市場および株式市場には、外国から多額のポートフォリオ投資が集まり、これはアルゼンチンの資本市場拡大の原動力となった。

2004年および2005年、メルバル指数は上昇傾向を続け、1500ポイントの壁を突破した。これは主に景気回復の結果であり、これにより国内投資が促進された。かかる指数は、2004年に28.3%、2005年には12.2%増加した。

2006年、メルバル指数は、35.5%の増加であった。2006年において、アルゼンチンの株式市場における総価値（時価総額）は4,005億米ドルであった。

2007年のメルバル指数は、2006年における35.5%の増加に対し、2.9%の減少となった。

2008年のメルバル指数は、2007年の2.9%の増加に対し、49.8%の下落となった。2008年下半期において、アルゼンチンの証券市場は世界的な金融危機により悪影響を受けた。2008年12月31日現在におけるアルゼンチンの株式市場の総価値（時価総額）は、2007年12月31日現在の5,627億米ドルに対し、3,572億米ドルであった。2009年12月31日現在のアルゼンチンの証券市場の株式時価総額は、2008年12月31日現在のアルゼンチンの証券市場の株式時価総額と比較して61.1%増の5,755億米ドルであった。2010年3月15日現在のアルゼンチン証券市場における株式の時価総額は、2009年12月31日現在のアルゼンチン証券市場における株式時価総額を8.2%下回る5,282億米ドルであった。

ミューチュアル・ファンド

2004年から2008年までの期間において、個人、年金基金およびミューチュアル・ファンドは、アルゼンチンの資本市場における最も規模の大きい投資家グループを構成した。ミューチュアル・ファンドの発展およびアルゼンチン年金基金制度の資産増加により、より広範な国内資本市場が形成され、ブエノスアイレス証券取引所における活動の水準が増加した。

2008年10月21日、政府は官民複合の国民年金制度を単一の公的年金制度であるアルゼンチン統合年金制度（Sistema Integrado de Jubilaciones y Pensiones）に統合することを提案する法案を国会に提出した。審議期間を経て、法律第26,425号が2008年11月20日に国会で可決され、同年12月9日に発効した。同法により国民年金制度がアルゼンチン統合年金制度に統合された。アルゼンチン統合年金制度は「即金納付」（源泉徴収）方式（Sistema Solidario de Reparto）として構築されており、従来民間年金制度を吸収してこれを廃止した。新法に従い、民間の年金基金により管理されていた財源は別口の基金（Fondo de Garantia de Sustentabilidadまたは「FGS」）に移管された。同基金はANSESにより管理され、アルゼンチン統合年金制度の給付金支払いのためだけに利用される。2008年12月31日現在、FGSの総資産は1,004億ペソに達した。2009年12月31日現在、FGSの総資産は2008年12月31日を40.3%上回り1,408億ペソに達した。

2009年6月30日現在、ANSESは民間年金基金の資産により創設された新年金基金に関して、8つの入札を実施している。入札手続きに従い、ANSESは市場における流動性を増大させるために市場金利以下で金銭の貸付を行うとする銀行の約定と引換えにその資金を定期預金に投資する提案を行った。2009年3月13日現在、ANSESは個人向け融資、自動車ローンおよび中小企業向け融資を用途とする定期預金への投資のため、18億ペソおよび5億米ドルの入札を実施している。

年金制度の統合は民間年金基金による投資に大きく依存していたアルゼンチンの市場、特に社債市場の流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。株式市場もまた影響を受ける可能性がある。

国債

アルゼンチンの債券市場は、政府の有価証券が大半を占めている。1994年に政府により設立された国債市場は、財務局により監督、管理される。アルゼンチン国債市場の設置前は、短期から中期のペソ建債券は、譲渡性預金しかなかった。中央銀行が運営する決済機関であるCRYLが国債の発行を取扱っている。政府が発行する国内債券の種類に関する記載については、「(6) 公債」を参照のこと。

社債

社債は、その発行条件に従い、記名式または無記名式で発行され、現地通貨または外国通貨で償還される。社債の金利は固定金利または変動金利のいずれかであり、市場条件および発行者の信用力により大きく異なることがある。

株式

アルゼンチンの株式市場はCNV（国家証券委員会）の規制を受ける。各証券取引所は、会社がこれらの証券取引所において株式を上場するために従わなければならない規則を制定する。

アルゼンチンにおける上場会社の数は、2004年12月31日現在の96社から2009年12月31日現在の101社に増加した。取引高は、2004年12月31日現在の281億米ドルから2009年12月31日現在の355億米ドルへと大幅に増えている。しかしながら、2009年においては、主に同期間中の株式および公債市場の低迷の結果、上場会社数および取引高ともに2008年に比して減少した。2010年3月10日現在、上場会社の数は99社に減少し、取引高は2009年同期に比して29.8%増の72億米ドルとなった。

次の表は表示日現在のブエノスアイレス証券取引所における時価総額および一日当たり平均取引高に関する一定のデータを示す。

ブエノスアイレス証券取引所における
時価総額および取引高

(別段の記載がない限り、百万米ドル)

12月31日現在

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
市場の時価総額 (単位：10億米ドル)	232.0	254.4	400.5	562.7	357.2	575.5
一日当たり平均取引高：	111.5	198.8	173.1	272.8	304.5	146.3
株式	18.0	25.7	20.0	28.5	26.5	11.7
社債	1.0	4.9	1.6	1.7	3.0	3.5
公債	62.3	131.4	108.8	191.6	220.8	84.6
その他(1)	30.1	36.7	42.8	50.9	54.2	46.4
総取引高(2)	28,094	50,099	42,762	67,101	75,200	35,518
株式	4,541	6,475	4,929	7,023	6,534	2,851
社債	255	1,247	395	421	732	841
公債	15,711	33,118	26,875	47,131	54,535	20,531
その他(1)	7,587	9,259	10,563	12,526	13,399	11,295

- (1) 投資信託、指数先物、オプションその他を含む。
(2) 各年の総取引高

出所：ブエノスアイレス証券取引所

中央銀行の貸借対照表

次の表は表示日現在の中央銀行の貸借対照表についての情報を示す。

中央銀行
貸借対照表

(単位：別段の記載がない限り、百万ペソ)

12月31日現在

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
資産：						
外貨準備：						
金	2,309	2,757	3,451	4,630	5,236	7,337
外貨	6,699	20,479	7,172	8,644	23,716	14,723
外貨ブレースメント	49,450	61,913	87,696	132,133	131,202	160,283
その他(1)	(36)	(35)	18	67	49	(225)
外貨準備高総額(2)	58,422	85,115	98,337	145,474	160,203	182,118
公債(3)	8,505	8,701	35,785	35,848	42,548	50,599
貸付：						
政府への貸付(一時的な前渡金)(4)	13,309	15,998	18,330	21,330	26,580	36,580
金融システムへの貸付	21,455	13,367	6,334	2,942	2,596	1,216
国際機関(5)	5,691	5,670	6,059	6,480	7,126	8,050
その他資産(6)	57,028	42,115	5,610	14,396	27,993	22,660
資産合計	164,410	170,697	170,455	226,469	267,046	301,223
負債：						
マネタリー・ベース：						
流通通貨(7)	37,624	48,337	59,222	74,804	84,086	98,065
ペソ建経常勘定(8)	14,853	6,373	20,844	24,475	25,363	24,285
マネタリー・ベース合計	52,477	54,710	80,066	99,279	109,449	122,350
預金：						
政府預金	161	1,899	4,697	5,565	6,414	2,266
その他の預金	8,491	7,033	7,598	8,549	17,519	27,907
預金合計	8,652	8,932	12,295	14,114	23,933	30,173
国際機関に対する債務	46,070	32,916	4,398	9,538	11,349	9,658
中央銀行手形：						
外貨建て	161	145	55	0	0	0
ペソ建て	21,665	35,123	42,010	57,182	53,110	54,397
中央銀行手形合計(9)	21,817	35,268	42,066	57,182	53,110	54,397
その他負債	18,467	18,309	7,913	16,354	38,804	34,970
負債合計	147,483	150,135	146,738	196,466	236,645	251,549
純資産	16,927	20,831	23,717	30,003	30,401	49,675
備忘項目：						
外貨準備(単位：百万米ドル)	19,646	28,077	32,037	46,168	46,386	47,967
中央銀行の外貨準備(輸入総額月数)	11.1	12.3	11.8	13.0	10.2	15.5
ペソ/米ドル為替レート(10)	2.97	3.03	3.07	3.15	3.45	3.80

注(1) ラテンアメリカ統合連合(ALADI)との相殺信用契約に基づく取引の純利益を含む。

(2) 短期の外貨建債券および外貨建預金を含む。

(3) 1990年統合債券(1990 Consolidated Treasury Note)、IMF債務などを含む。

(4) 2005年については、一時的な前払金の総額は「(6)公債」に示された合計と一致しない。これは、政府および中央銀行によりかかる額が計上された日付がそれぞれ異なるためである。

(5) 政府勘定からの国際機関への移転およびIMFによる政府への移転を含む。

(6) 経過勘定などを含む。

(7) 銀行の手元現金を含み、準通貨は除く。

(8) 中央銀行におけるペソ建預金準備を含む。

(9) LEBACおよびNOBACを含む。

(10) 中央銀行がその貸借対照表公表のために使用している為替レート。

出所：中央銀行

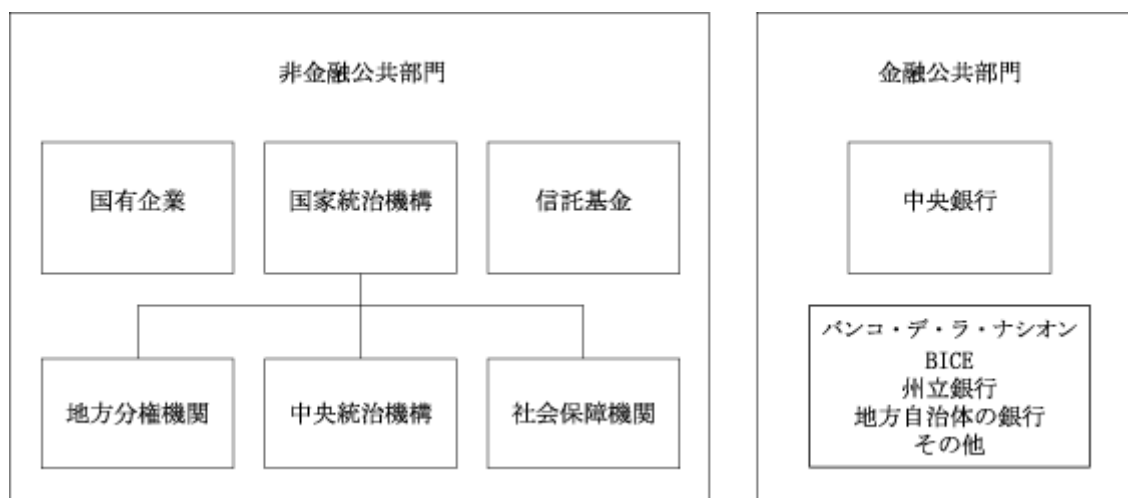
(5)【財政】

財政制度および租税制度の概要

概 要

アルゼンチンの公共部門は、中央政府、州政府および地方自治体から成る。中央政府は非金融公共部門および金融公共部門に分けられる。非金融公共部門は国家統治機構、国有企業および一定の特別目的信託基金により構成される。また、国家統治機構は、中央統治機構、地方分権機関および社会保障機関（かつての州年金基金を含む。）により構成される。金融公共部門は、中央銀行、バンコ・デ・ラ・ナシオン・アルヘンティーナ（アルゼンチン国立銀行またはBNA）、バンコ・デ・インベルシオン・イ・コメルシオ・エクステリオール（外国投資貿易銀行、またはBICE）および10のその他の公的金融機関（州および地方自治体の銀行を含む。）より成る。

下記の図はアルゼンチンの国家公共部門の組織構成を表す。



中央統治機構は、省庁を含め、政府の行政府、立法府および司法府から成る。地方分権機関は、連邦歳入管理局 (Adminstracion Federal de Ingresos Publicos) (「AFIP」) - 政府の徴税および関税を管理する機関 - 等、中央統治機構から独立した予算、歳入および歳出を有する政府機関を含む。国家の社会保障機関はANSES（国民社会保障機構）（独立機関である。）、軍隊年金基金および連邦警察年金基金より成る。現在まで、10州およびブエノスアイレス市を含む2地方自治体はその社会保障債務をANSESに移管している。「(2) (e) 社会保障制度」を参照のこと。これらかつての州の債務は現在、ANSESにより管理されている。

国家の公共部門会計は非金融公共部門の連結成績を反映するものである。しかしながら、中央銀行から国庫への移転は政府の財源に含まれている。アルゼンチンの州政府および地方自治体政府は連邦政府から独立し、別個の財政を営んでいる。したがって、州政府および地方自治体政府の財政実績は国家公共部門会計には反映されていない。しかしながら、中央統治機構は法律上、その歳入の一部を州に移転しなければならず、また随時、州に対してその他の形の援助を行っている。「州との財政的関係」を参照のこと。

以下の検討において別途明示する場合を除き、国家公共部門会計は、歳入および歳出が発生した期間に関係なく、キャッシュフローが実際に起こった期間において計算する現金主義で計上されている。下記の国家公共部門会計の検討においては、国家の非金融公共部門を「政府」という。さらに、非金融公共部門の財政収支を基礎的(1次的)収支(プライマリー・バランス)という。この基礎的収支には、政府がその歳出の一部を支弁するために発行する、Bocones債の発行は反映されていない。非金融公共部門の総合収支には、別途明示する場合を除き、支払利息が含まれる。

2008年10月21日、政府は官民複合の国民年金制度を単一の公的年金制度であるアルゼンチン統合年金制度(Sistema Integrado de Jubilaciones y Pensiones)に統合することを提案する法案を国会に提出した。審議期間を経て、法律第26,425号が2008年11月20日に国会で可決され、同年12月9日に発効した。同法により国民年金制度がアルゼンチン統合年金制度に統合された。アルゼンチン統合年金制度は「源泉徴収」制度(Sistema Solidario de Reparto)として構築されており、従来の民間年金制度を吸収してこれを廃止した。新法に従い、民間の年金基金により管理されていた財源は別口の基金(FGS)に移管された。同基金はANSESにより管理され、アルゼンチン統合年金制度の給付金支払いのためだけに利用される。FGSの総資産は2008年12月31日現在1,004億ペソに、2009年12月31日現在1,408億ペソに達した。

公共部門会計

2004年から2008年に、アルゼンチンでは、著しく景気が拡大し、これにより公的歳入の増加に至った。歳出もまた、政府の重要な社会的ニーズへの対応、社会保障給付の増加および州への移転の増加により、同期間において、増加した。アルゼンチンは、同期間において、基礎的財政収支および総合収支がプラスであった。

2008年に始まった世界的な金融危機は、アルゼンチンの財政実績にも影響した。2009年の最初の8か月間、税収は支出と比べ減少した。政府は(他国で採用される政策に合わせて)経済の刺激に努めた。世界的な金融危機の影響と財政上の反応を考慮しても、2009年に、アルゼンチンの予測基礎的財政収支は名目GDPの1.5%の黒字となった。同期間の総合財政赤字は名目GDPの0.6%であった。「予算」を参照のこと。

2004年から2008年の好調な財政実績のため、政府は以下の施策を実施した。これらは、社会的ニーズに対処し、継続的な経済成長を助長するという枠組みの中で適正な賃金を支給することを目的としたものである。

扶養者を持つ世帯主の労働者に対する社会保障給付を複数回、増額した。政府は、社会保障給付を2004年10月に50%、2007年1月に20%、2007年9月に40%および2008年9月に35%増額した。さらに、2008年9月に政府は、受給資格の給与の上限を引き上げた。

世帯主プログラムおよび弱者支援プログラムの受給者への経済援助として毎月支払われる給付金が、2004年および2008年の2回、一時的に増額された。弱者支援プログラムは、世帯主の女性、リスク状態にある若者、高齢者、身障者および先住民に社会的サービスを提供している。

2004年12月、社会保障給付を一時的に200ペソ増額した。

2008年12月、家族プランの受給者に対して150ペソ増額した。

政府および民間の被雇用者の最低賃金を2004年1月の350ペソから2008年12月の1,240ペソまで定期的に引き上げた。

2004年以降毎年、公務員の賃金を15%から20%引き上げた。

政府は2009年11月、18歳未満の子どもを保護する社会保障制度を導入した。かかる措置は、いかなる家族手当も受けていない、失業しているまたは非公式市場で働いている両親をもつ18歳未満の子どもに対し、毎月180ペソを支給するものである。政府は、当該措置の費用が最大で約100億ペソになる可能性があるの見積もっている。

2009年に政府は、公務員の給与額を約15.6%引き上げた。さらに2010年1月には、公務員および民間被雇用者の最低月間賃金を1,500ペソに引き上げた。

財政実績の推移：2004年 2008年

以下の表は、表示期間中の国家公共会計を示す。

国家公共会計						
(単位：百万ペソ)						
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年(8)	2009年(8)
歳入：						
経常歳入：						
国家管理税(1)	83,584	102,041	124,226	163,507	217,271	224,440
社会保障税(1)	14,640	18,587	25,606	44,721	54,694	77,064
国有企業運営利益(純額)	(150)	78	(264)	(387)	(1,056)	(1,583)
その他の租税外歳入(2)	6,735	5,452	8,371	9,653	14,630	32,598
資本収入(3)	110	164	298	224	673	162
歳入合計	<u>104,917</u>	<u>126,322</u>	<u>158,237</u>	<u>217,718</u>	<u>286,211</u>	<u>332,681</u>
基礎的歳出：(4)						
経常歳出：						
国家管理賃金	9,516	11,343	14,325	18,615	24,687	33,777
財貨およびサービス	3,456	4,679	4,859	6,411	8,073	11,460
社会保障(7)	22,877	24,905	32,190	50,461	64,552	83,240
州への移転	30,575	37,727	45,040	58,783	76,247	85,017
その他の移転(5)	15,236	17,870	21,952	34,717	54,155	63,313
その他の歳出	133	172	254	1,130	2,392	2,601
資本支出	5,792	10,004	16,460	21,931	23,576	35,996
基礎的歳出合計	<u>87,585</u>	<u>106,700</u>	<u>135,079</u>	<u>192,048</u>	<u>253,683</u>	<u>315,403</u>
基礎的財政収支	<u>17,333</u>	<u>19,623</u>	<u>23,158</u>	<u>25,670</u>	<u>32,529</u>	<u>(17,278)</u>
支払利息(6)	(5,703)	(10,243)	(11,542)	(16,423)	(17,874)	(24,417)
民営化による収入	28	39	7	49	0	8
非金融公共部門の総合収支	<u>11,658</u>	<u>9,418</u>	<u>11,623</u>	<u>9,296</u>	<u>14,655</u>	<u>(7,131)</u>

注(1) 本表に記載されている数値は「租税歳入の構成」という表題の表の数値とは異なる。これは、異なる方法により計算されたものであり、また「租税歳入の構成」という表題の表の数値に後れて公表され、従って、更新された情報を反映しているためである。

(2) 行政の財貨およびサービスの販売、事業収入、中央銀行からの移転、経常移転およびその他の移転を含む。

(3) 民営化による収入を除く。

(4) 政府はBoconesと称される債券を発行することによりその歳出の一部を支弁している。Bocones債は現金支払いよりもむしろ将来支払われる債券であり、従って、現金ベースの歳出には含まれない。2004年、2005年、2006年、2007年、2008年および2009年に発行されたかかるBocones債の金額は、それぞれ6億2,480万ペソ、22億ペソ、35億ペソ、31億ペソ26億ペソおよび13億ペソであった。かかる有価証券による手当ての詳細については「(6)公債 - 2001年の債務危機後の債務管理」を参照のこと。

(5) 民間部門(補助金を含む)、公共部門(大学への移転等)、世帯主プログラムおよび国有企業への移転を含む。

(6) 2004年については、債務返済停止の対象とならない債務に対する支払利息のみを含む。2005年から2009年については2005年債務交換により発行された債券に対する支払利息も含む。

(7) 本表の「社会保障」項目で表示される数値は、「国家の公共部門歳入の構成」と題する表で表示される数値と異なる方法を用いて計算されたため、これらの数値は一致していない。

(8) 2008年および2009年の歳入には、アルゼンチン統合年金制度に起因する年金拠出金が含まれる。

出所：経済省

国家公共会計

(対名目GDP比(%))

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年(8)	2009年(8)
歳入:						
経常歳入:						
国家管理税(1)	18.7%	19.2%	19.0%	20.1%	21.0%	20.0%
社会保障税(1)	3.3	3.5	3.9	5.5	5.3	6.9
国有企業運営利益(純額)	n.m.	n.m.	n.m.	0.0	(0.1)	(0.1)
その他の租税外歳入(2)	1.5	1.0	1.3	1.2	1.4	2.9
資本収入(3)	n.m.	n.m.	n.m.	0.0	0.1	0.0
歳入合計	<u>23.4%</u>	<u>23.7%</u>	<u>24.2%</u>	<u>26.8%</u>	<u>27.7%</u>	<u>29.6%</u>
基礎的歳出:(4)						
経常歳出:						
国家管理賃金	2.1%	2.1%	2.2%	2.3%	2.4%	3.0%
財貨およびサービス	0.8	0.9	0.7	0.8	0.8	1.0
社会保障(7)	5.1	4.7	4.9	6.2	6.3	7.4
州への移転	6.8	7.1	6.9	7.2	7.4	7.6
その他の移転(5)	3.4	3.4	3.4	4.3	5.2	5.6
その他の歳出	n.m.	n.m.	n.m.	0.1	0.2	0.2
資本支出	1.3	1.9	2.5	2.7	2.3	3.2
基礎的歳出合計	<u>19.6%</u>	<u>20.1%</u>	<u>20.6%</u>	<u>23.6%</u>	<u>24.6%</u>	<u>28.1%</u>
基礎的財政収支	<u>3.9%</u>	<u>3.7%</u>	<u>3.5%</u>	<u>3.2%</u>	<u>3.1%</u>	<u>1.5%</u>
支払利息(6)	<u>1.3%</u>	<u>1.9%</u>	<u>1.8%</u>	<u>2.0%</u>	<u>1.7%</u>	<u>2.2%</u>
民営化による収入	<u>n.m.</u>	<u>n.m.</u>	<u>n.m.</u>	<u>0.0</u>	<u>0.0</u>	<u>0.0</u>
非金融公共部門の総合収支	<u>2.6%</u>	<u>1.8%</u>	<u>1.8%</u>	<u>1.1%</u>	<u>1.4%</u>	<u>(0.6)%</u>

n.m.= not meaningful (意味なし)

注(1) 本表に記載されている数値は「租税歳入の構成」という表題の表の数値とは異なる。これは、異なる方法により計算されたものであり、また「租税歳入の構成」という表題の表の数値に後れて公表され、従って、更新された情報を反映しているためである。

(2) 行政の財貨およびサービスの販売、事業収入、中央銀行からの移転、経常移転およびその他の移転を含む。

(3) 民営化による収入を除く。

(4) 政府はBoconesと称される債券を発行することによりその歳出の一部を支弁している。Bocones債は現金支払いよりもむしろ将来支払われる債券であり、従って、現金ベースの歳出には含まれない。2004年、2005年、2006年、2007年、2008年および2009年に発行されたかかるBocones債の金額は、それぞれ6億2,480万ペソ、22億ペソ、35億ペソ、31億ペソ、26億ペソおよび13億ペソであった。かかる有価証券による手当の詳細については「(6)公債 - 2001年の債務危機後の債務管理」を参照のこと。

(5) 民間部門(補助金を含む。)、公共部門(大学への移転等)、世帯主プログラムおよび国有企業への移転を含む。

(6) 2004年については、債務返済停止の対象とならない債務に対する支払利息のみを含む。2005年から2009年については2005年債務交換により発行された債券に対する支払利息も含む。

(7) 本表の「社会保障」項目で表示される数値は、「国家の公共部門歳出の構成」と題する表で表示される数値と異なる方法を用いて計算されたため、これらの数値は一致していない。

(8) 2008年および2009年の歳入には、アルゼンチン統合年金制度に起因する年金拠出金が含まれる。

出所: 経済省

以下の財政実績の検討中における数値は前掲の表中に表示されている数値である。ただし、社会保障税、付加価値税(VAT)、所得税、財貨およびサービス税、および燃料税による収入の数値はこの限りでなく、これらの数値はすべて、「租税制度」に記載の「租税収入の構成」という表題の表中に記載されている数値に対応する。

2004年の財政実績と2003年の財政実績の比較

基礎的財政収支：2004年、政府財政は改善を続け、主要な基礎的収支の黒字は2003年の87億ペソから173億ペソへと増加、全体では86億ペソ、99.8%の増加となった。これは主として財政歳入が36.0%増加したことによる。財政歳入は一部、基礎歳出の27.9%の増加により相殺された。

財政歳入：2004年、財政歳入(民営化による収入を除く。)は2003年の771億ペソから36.0%増加し、1,049億ペソとなった。この増加は主として、景気回復による全般的な税収の増加および政府の脱税抑制政策の結果である。この財政歳入増加は以下の結果を反映するものである。

所得税収入は2003年の162億ペソから45.7%増加し、236億ペソとなった。

VAT徴収額は2003年の210億ペソから47.9%増加し、310億ペソとなった。

外国貿易税収入は2003年の114億ペソから19.7%増加し、136億ペソとなった。

資本税収入は2003年の76億ペソから22.4%増加し、95億ペソとなった。

社会保障税収入は2003年の106億ペソから27.9%増加し、136億ペソとなった。

その他の租税外収入(国有企業の収入実績、資本収入、他の租税外収入を含む。)は総計で2003年の47億ペソから44%増加し67億ペソとなった。これは2004年の総財政歳入の6.4%に相当する。

基礎的歳出：2004年、基礎的歳出は2003年の685億ペソから27.9%増加し876億ペソとなった。これは主として、政府の歳出が全体的に増加したことによる。基礎的歳出の増加は以下の結果を反映するものである。

州への移転が2003年の206億ペソから48.6%増加し306億ペソとなった。これは主に財政歳入全体の増加による結果である。

その他の移転(輸出、民間部門助成金、および大学等の自治的な公共団体への移転を含む。)が2003年の134億ペソから13.4%増加し152億ペソとなった。これは主として大学職員の給与、Lineas Aereas Federales S.A.(2003年設立の国営航空会社)およびEntidad Binacional Yacireta(パラグアイとの国境に建設された二国間の水力発電ダム)への助成金、および州の投資信託への移転の増加によるものである。

社会保障支出が2003年の195億ペソから17.5%増加し229億ペソとなった。これは主に給付金の段階的増加によるものである。とりわけ月収に適用される給付金が10%増加し1,000ペソとなり、これは最低給付額である308ペソに反映された。

国家統治機構の給与が2003年の87億ペソから8.8%増加し95億ペソとなった。これは主に月額1,000ペソまでの被雇用者の給与が150ペソ増加したこと、弁護および裁判サービスの改善計画(Plan Estrategico de Justicia y Seguridad)に従って弁護従事者の賃金が増加したことによる。

資本支出は2003年の32億ペソから81.5%増加し、58億ペソとなった。これは主として経済活動促進を狙った政府による直接投資の結果である。

総合財政収支：政府は2003年が18億ペソの黒字であったのに対し、2004年は117億ペソの総合黒字を達成した。これは主に政府の基礎的収支の増加によるものである。政府の負債に対する支払利息は、支払利息総額が依然として2001年の財政危機ピーク時より43.9%低いにもかかわらず、17.1%減少し57億ペソとなった。これは主として政府が政府負債のほとんどの支払い停止を継続していることによる。2004年、民営化による際立った収入は見られなかった。

2005年の財政実績と2004年の財政実績の比較

基礎的財政収支：2005年、政府財政は改善を続け、基礎的収支の黒字は2004年の173億ペソから196億ペソへと増加、全体では23億ペソ、13.2%の増加となった。これは主として財政歳入が20.4%増加したことによる。財政歳入は一部、基礎歳出の21.8%の増加により相殺された。

財政歳入：2005年、財政歳入（民営化による収入を除く。）は2004年の1,049億ペソから20.4%増加し、1,263億ペソとなった。この増加は主として、景気回復による全般的な税収の増加および政府の脱税抑制政策の結果である。この財政歳入の増加は以下の結果を反映するものである。

所得税収入は2004年の236億ペソから24.0%増加し、292億ペソとなった。

VAT収入は、2004年の309億ペソから19.0%増加し、368億ペソとなった。

外国貿易税収入は2004年の136億ペソから19.7%増加し163億ペソとなった。

資本税収入は、2004年の95億ペソから20.2%増加し、114億ペソとなった。

社会保障税収入は、2004年の136億ペソから28%増加し、174億ペソとなった。

他方、その他の租税外収入（行政による物品売買およびサービス、営業収入、財産収入、経常移転、および他の租税外収入を含む。）は2004年の67億ペソから総計で19.0%減少し、55億ペソ、2005年の総財政歳入の4.3%となった。これは主として財産収入と他の租税外収入の減少によるものである。

基礎的歳出：2005年、基礎的歳出は2004年の876億ペソから21.8%増加し、1,067億ペソとなった。これは主として、政府歳出が全体的に増加したことによる。基礎的歳出の増加は以下の結果を反映するものである。

州への移転は、2004年の306億ペソから23.4%増加し、377億ペソとなった。これは主として財政歳入の全体的な増加によるものである。

その他の移転（輸出、民間部門助成金、および大学等の自治的な公共団体への移転を含む。）が2004年の152億ペソから17.3%増加し179億ペソとなった。これは主として特定の物品およびサービス、とりわけ電車、地下鉄、そしてバスに適用される運賃に対する政府の価格統制方針（政府は供給者に対し助成金を与えた）、そして大学職員の給与の増加によるものである。

社会保障支出が2004年の229億ペソから8.9%増加し249億ペソとなった。これは主として退職金に関する購買力の調整、1か月あたり350ペソへの最低給付金の増額、および40ペソの付加的助成金を設けた結果である。

国家統治機構の賃金は2004年の95億ペソから19.2%増加し113億ペソとなった。これは主として公務員の給与調整によるものである。給与調整には2005年に実施された給与の20%増加が含まれる。

資本支出が2004年の58億ペソから72.7%増加し100億ペソとなったこと。これは主として経済活動促進を目的とした政府による直接投資の結果である。

総合財政収支：2004年の黒字額が117億ペソであったのに対し、2005年、政府は総額94億ペソの総合財政黒字を達成した。総合財政黒字の減少は主として79.6%増加し102億ペソとなった政府の支払利息のためである。2005年において民営化による際立った収入はみられなかった。

2006年の財政実績と2005年の財政実績の比較

基礎的財政収支：2006年中、政府財政は改善を続け、基礎的収支の黒字は2005年の196億ペソから総額で35億ペソ、18%増加し、232億ペソとなった。これは主として財政歳入が25.3%増加したことによる。財政歳入は一部、基礎歳出の26.6%の増加により相殺された。

財政歳入：2006年、財政歳入(民営化による収入を除く。)は2005年の1,263億ペソから25.3%増加し、1,582億ペソとなった。これは主として、景気回復による全般的な税収の増加、VATおよび所得税収入を増加させた消費の拡大と雇用率の上昇、輸出税収入を増加させたアルゼンチンの輸向け製品の価格の上昇によるものである。この財政歳入の増加は以下の結果を反映するものである。

所得税収入は2005年の292億ペソから19.0%増加し、348億ペソとなった。

VAT収入は2005年の368億ペソから27.8%増加し、471億ペソとなった。

外国貿易税収入は2005年の163億ペソから23.0%増加し、201億ペソとなった。

資本税収入は2005年の114億ペソから22.4%増加し、140億ペソとなった。

社会保障税収入は2005年の174億ペソから42.2%増加し、247億ペソとなった。

他方、その他の租税外収入(国有企業の収入実績、資本収入および他の租税外収入を含む。)は合計で53.5%増加し、2005年の55億ペソから84億ペソとなった。この金額は2006年の財政歳入総額の5.3%に相当する。

基礎的歳出：2006年、基礎的歳出は2005年の1,067億ペソから26.6%増加し、1,351億ペソとなった。これは主として、政府歳出が全体的に増加したことによる。基礎的歳出の増加は、以下の結果を反映するものである。

州への移転は財政歳入の全体的な増加のため、2005年の377億ペソから19.4%増加し、450億ペソとなった。

その他の移転(輸出、民間部門助成金および大学等の自治的な公益団体への移転を含む。)が、2005年の179億ペソから22.8%増加し、220億ペソになったこと。これは主として特定の物品およびサービス、とりわけ電車、地下鉄、そしてバスに適用される運賃に対する政府の価格統制方針によるものである。

社会保障支出は2005年の249億ペソから29.3%増加し322億ペソとなった。これは主として、退職金に関する購買力の調整、1か月あたり470ペソへの最低給付金の増額、および公営企業の年受給者全体の11%の増加によるものである。

国家統治機構の給与は、2005年の113億ペソから26.3%増加して143億ペソとなった。これは主として公務員の給与調整によるものである。給与調整には2006年に二段階にわたり実施された給与の19%の増加、すなわち2006年6月1日から開始される10%の増加、2006年8月1日から開始されるさらなる9%の増加が含まれる。2006年12月31日現在の国家公務員数は29万6,689人であった。

資本支出は主として経済活動の推進を目的とする政府の直接投資により、2005年の100億ペソから64.5%増加し、165億ペソとなった。

総合財政収支：2006年、政府は2005年の94億ペソの黒字に対し総額116億ペソの総合財政黒字を達成した。この増加は主として政府の支払利息の減少による。2006年、民営化による際立った収入は見られなかった。

2007年の財政実績と2006年の財政実績の比較

基礎的財政収支：2007年中、政府財政は改善を続け、基礎的収支の黒字は2006年の232億ペソから10.8%増加し、257億ペソとなった。これは主として財政歳入が38.0%増加したことによる。財政歳入は一部、基礎歳出の43.0%の増加により相殺された。基礎的財政黒字は、予算において設定された目標を名目ベースおよび対名目GDP比の双方において達成した。

しかしながら、財政歳入総額と比較しての基礎的歳出の急速な増加により、基礎的収支の黒字は、2006年の名目GDPの3.5%から2007年名目GDPの3.2%に減少した。

財政歳入：2007年、財政歳入（民営化による収入を除く。）は2006年の1,582億ペソから38.0%増加し、2,177億ペソとなった。この増加は主として、以下を含む「伝統的な税金」によるものであった。

VAT収入の増加。これは、総増加額の26.2%を占める。

所得税収入の増加。これは、総増加額の15.9%を占める。

社会保障税収入の増加。これは、総増加額の32.1%を占める。

伝統的な税金は、2007年財政歳入総額の82.9%であった。2007年中、外国貿易税収入は、2006年の201億ペソから37.8%増加し、277億ペソとなった。この金額は、財政歳入総額の12.7%に相当する。2007年中、徴税率は、好調な経済成長および徴税制度の効率性向上により、改善を続けた。2007年、アルゼンチンは、2,020億ペソの税金を徴収した。

基礎的歳出：2007年、国家公共部門の基礎的歳出（利息支払を除く。）は、42.2%増加し、1,920億ペソとなった。基礎的歳出の増加は、以下の結果を反映するものである。

その他の移転（輸出、民間部門助成金、および大学等の自治的な公共団体への移転を含む。）が2006年の220億ペソから58.2%増加し347億ペソとなったこと。これは主として、とりわけエネルギー関税ならびに電車、地下鉄およびバスに適用される運賃を含む特定の物品およびサービスの価格に対する政府の助成および統制方針によるものである。

社会保障支出が2006年の322億ペソから56.8%増加し505億ペソとなったこと。これは主として公的年金制度への140万人の新たな受給者の流入および年金収入の継続的な増加によるものである。

国家統治機構の賃金は2006年の143億ペソから30.0%増加し186億ペソとなった。これは主として、二段階にわたり実施された16.5%の増加(2007年6月1日開始の10%の増加および2007年8月1日開始の更なる6.5%の増加。)を含む公務員の給与調整の結果によるものである。加えてとりわけ、保安部隊、立法府および司法府の構成員ならびに科学者および研究者に対する賃金を増加した。2007年12月31日現在の国家公務員数は2006年を5.2%上回る31万2,040人であった。および

資本支出が2006年の165億ペソから33.2%増加し219億ペソとなったこと。これは主として経済活動促進を目的とした政府による直接投資の結果である。

2007年、エネルギー部門、運輸部門、農業部門およびその他の民間部門への助成金は、国家公共部門の基礎的歳出の7.6%に相当した。これは、2006年の65億ペソから2007年の146億ペソへと、名目ベースで125.0%増加であった。

総合財政収支：2007年の財政歳入の増加のため、総合財政黒字は、予算において設定された目標を名目ベースおよび対名目GDP比率の双方において達成した。

総合財政黒字に対する予算目標は、71億ペソであった。総合財政黒字は、93億ペソに達し、当該目標を超過した。

総合財政黒字に対する予算目標は、対名目GDP比としては、1.1%であった。当該目標は達成された。

2008年の財政実績と2007年の財政実績の比較

基礎的財政収支：2008年中、政府財政は改善を続け、基礎的収支の黒字は2007年の257億ペソから26.7%増加し、325億ペソとなった。これは主として財政歳入が31.5%増加したことによる。財政歳入は一部、基礎的歳出の32.1%の増加により相殺された。基礎的財政黒字は、予算において設定された名目ベースおよび対名目GDP割合の双方の目標を達成した。

しかしながら、財政歳入総額と比較しての基礎的歳出の急速な増加により、基礎的収支の黒字は、2007年の名目GDPの3.2%から2008年名目GDPの3.1%に減少した。

財政歳入：2008年、財政歳入は2007年の2,177億ペソから31.5%増加し、2,862億ペソとなった。この増加は主として、増加総額の63.8%を占める「伝統的な税金」によるものであった。特に、社会保障負担金は、43.6%の増加と、著しく変動した。財政歳入の増加には以下が含まれる。

VAT収入の増加。これは、増加総額の25.6%を占める

社会保障税収入の増加。これは、増加総額の23.3%を占める。

所得税収入の増加。これは、増加総額の15.3%を占める

伝統的な税金は、2008年財政歳入総額の79.6%であった。2008年中、外国貿易税収入は、2007年の277億ペソから63.7%増加し、453億ペソとなった。この金額は、財政歳入総額の15.8%に相当する。2008年中、徴税率は、好調な経済成長および徴税制度の効率性向上により、改善を続けた。

2008年、その他の租税外収入は、2007年の97億ペソから51.6%増加し、146億ペソとなった。この増加は主として、中央銀行からの利益の移転の増加によるものであり、2008年は、2007年の11億ペソから44億ペソに増加した。

基礎的歳出：2008年、国家公共部門の基礎的歳出(利息支払を除く。)は、32.1%増加し、2,537億ペソとなった。基礎的歳出の増加は、以下の結果を反映するものである。

その他の移転(輸出、民間部門助成金、および大学等の自治的な公共団体への移転を含む。)が2007年の347億ペソから56.0%増加し542億ペソとなったこと。これは主として、エネルギー、運輸および農業部門を含む特定の部門に対する政府の助成金方針によるものである。

社会保障支出が2007年の505億ペソから27.9%増加し646億ペソとなったこと。これは主として公的年金制度への新たな受給者の10%の増加および年金収入の継続的な増加によるものである。

国家行政機関の賃金は2007年の186億ペソから32.6%増加し247億ペソとなった。これは主として、2008年6月1日現在で10%の増加、2008年8月1日現在で9.5%増加した公務員の給与調整の結果によるものである。2008年12月31日現在の国家公務員数は2007年と比較して5.9%の増加となる33万572人であった。

資本支出が2007年の219億ペソから7.5%増加し236億ペソとなった。これは主として道路の改築および新築のための投資を含む経済活動の促進を目的とした政府による直接投資の結果である。

2008年、エネルギー部門、運輸部門、農業部門およびその他の民間部門への助成金は、国家公共部門の基礎的歳出の12.1%となり、2007年の7.6%から増加した。これは、2007年の146億ペソから2008年の309億ペソへと、名目ベースで111.1%の増加であった。

2008年後期、政府は、運輸およびエネルギー部門に給付される助成金を最終的に削減または廃止するための計画に合わせ、運輸およびエネルギー部門の料金を含む特定の公共サービスに対して課される料金の引上げを承認した。政府は、過去において、主に運輸、食料およびエネルギー部門において価格統制が原因となる損失から生産者を補償するために、助成金を創設した。助成金への歳出総額は、既存の助成金および価格統制の削減および廃止に伴って徐々に減少するだろう。しかしながら、助成金が依然として2009年の国家公共部門の歳出の重要な部分を占めることが予想される。

総合財政収支：2008年の財政歳入の増加のため、総合財政黒字は、予算において設定された名目ベースおよび対名目GDP比率の双方の目標を達成した。

総合財政黒字に対する予算目標は、83億ペソであった。総合財政黒字は、147億ペソに達し、当該目標を超えた。

総合財政黒字に対する予算目標は、対名目GDP比率としては、0.93%であった。総合財政黒字は名目GDPの1.41%であったので、当該目標を超えた。

2009年の財政実績と2008年の財政実績の比較

基礎的財政収支：アルゼンチンは多数の他国と同様、世界的な金融危機の影響への対応として、国内経済への世界的金融危機の打撃による影響を緩和するため2009年中に景気循環財政政策を実施した。基礎的黒字は2008年の325億ペソから2009年の173億ペソとなり、47.0%の減少であった。2009年に歳入総額は16.2%増加したが、基礎的歳出は24.3%増加した。2008年から2009年にかけての賃金および年金債務の増加により、当初の予算を上回る歳出につながった。最も重要な予算の増加のひとつは2009年11月に発生した。緊急命令第1801号により243億ペソの予算歳出の増加が認められた。2009年には歳入も増加したが（アルゼンチン統合年金制度からの年金収入も含む。）、その増加率は歳出の増加率より低かった。

財政歳入：2009年の財政歳入は、2008年の2,862億ペソから16.2%増の3,327億ペソとなり、過年度に比べ減速した。減速の主因は、世界的金融危機の国内経済への影響および収穫高を減少させた干ばつであった。

財政歳入のかかる増加は主に、全増加の69.9%を占める「伝統的な税金」によるものであった。財政歳入の増加には以下が含まれる。

全増加の15.4%を占めるVATからの歳入の増加、および

全増加の49.9%を占める社会保障税からの歳入の増加

伝統的な税金は2009年の総財政歳入合計額の74.8%を占めた。対外貿易にかかる税金からの歳入は2008年の453億ペソから12.3%減少し2009年には397億ペソとなった。2009年に、徴税レベルは引続き上昇したが、国内の活動に対する世界的金融危機の影響の結果、過年度よりも遅いペースであった。

2009年のその他の税金以外の歳入は、2008年比123%増となり、147億ペソから326億ペソに増加した。かかる増加は、中央銀行からの利益の移転（utilidades）およびIMFによる特別引出権（SDR）の割当に関する資金の流入によるものであった。これは、2009年4月に行われた世界的な経済回復に関するG20の会合によりもたらされたものである。

基礎的歳出：2009年、公共部門の基礎的歳出（利息支払を除く。）は24.3%増加し、2,537億ペソから3,154億ペソとなった。かかる増加の主因は以下の通りであった。

主に法律第26,417号に沿った2009年3月（11.7%）および2009年9月（7.34%）の年金収入の2度の連続した引上げの結果として、社会保障支出が29.0%増加し、2008年の646億ペソから2009年の832億ペソとなった。

国家行政機関の賃金は2008年の247億ペソから36.8%増加し2009年には337億ペソとなった。これは主として、2009年6月1日現在で8.0%、2009年8月1日現在でさらに7.0%増加した公務員の給与調整の結果によるものである。2009年12月現在の公務員数について最新情報はない。ただし、2009年3月31日現在の公務員数は2008年第1四半期と比較して4.5%の増加となる33万3,023人であった。

主に道路の改修および新設への投資を含む、経済活動促進のための政府の直接投資の結果として、資本支出は2008年の236億ペソから52.7%増加し359億ペソとなった。かかる投資は、世界的金融危機による実体経済への負の影響を抑制することを目的とした政府の積極的な財政政策に一致するものであった。

総合財政収支：歳入を歳出総額の増加が上回ったため、総合財政収支は71億ペソの赤字となった。

租 税 制 度

アルゼンチンにおいては、法的な課税権限は国会、州立法院および、一定の限度で、地方自治体に分与されている。しかしながら、課税権限の厳密な分配は法により明確には定められていない。アルゼンチン最高裁判所は、アルゼンチン憲法を解釈して、政府のみが対外貿易に対する租税を課することができるとの結論を下している。最高裁判所はまた、連邦の課税権限を一般的に一定の間接税および、政府が例外的な場合に限り課することができる一時的な直接税に限られるものと定義している。しかしながら、1930年代の世界的経済危機に端を発したアルゼンチン経済の根本的変化の結果、1935年以降、州は政府に対してその課税権限の大部分を移譲している。下記「 - 州との財政的關係」を参照のこと。

連邦税は国会の法律により授権されなければならないが、行政機関は国会の立法を実施するために必要な規則および命令を発する権限を与えられている。アルゼンチンは連邦歳入法典を有していない。これに代え、随時変更される個別の法律が様々な種類の租税について定める。経済省は歳入徴収責任を負っている。経済省はこの任務を主として、AFIPの一部局、政府の徴税および関税を管理する機関である国税庁（Dirección General Impositiva）を通じて遂行する。

租税収入の構成

政府は以下の租税を課している。

物品財貨およびサービスに対するVAT

所得税

社会保障税

外国貿易税

資本税（金融取引税を含む。）

燃料税

その他の租税（消費税等）

伝統的に、政府はその収入の大部分をVAT、所得税および社会保障負担金から得ている。2002年以降、政府は各々のカテゴリーにおいてさまざまな税を導入したため、輸入および輸出税ならびに資本税が、政府にとってより重要な収入源となっている。

所得税は1999年以降、社会保障負担金に代わり、2番目に重要な政府財源の収入源となっている。所得税収入は2004年から2008年まで毎年、主として景気回復により大幅に増加した。

2008年12月31日に終了した年度の租税収入は、2007年と比較して34.6%増加の2,721億ペソであった。2008年におけるこの期間の租税収入の増加は主として、VAT収入の増加をもたらした民間消費の伸びおよび物価上昇、輸入および輸出税の増加をもたらした商品価格の平均的上昇およびペソの下落ならびに徴税の効率化によるものであった。租税収入の総増加額の構成は以下の通りである。

VAT収入が総増加額の25.1%であった。

輸入および輸出税収入が総増加額の25.2%であった。

社会保障税収入が総増加額の22.8%であった。

所得税が総増加額の15.0%であった。

2009年の租税収入は、2008年比11.6%増の3,037億ペソであった。かかる傾向は、年間平均増加率が30.0%であった2004年から2008年にかけての期間よりも低い増加率を反映したものである。かかる低下は主に、世界的金融危機の対外貿易への影響および租税収入への波及影響によるものであった。

この期間において、

VATの増加は8.9%に留まった。これは2008年同期よりも遅いペースでの国税局VATの21.8%の増加および主として輸入の縮小による関税VATの16.8%の減少によるものである。

所得税は、国内経済実績、個人に対する税額計算上の漸減控除の廃止および従業員に対する社会保障制度負担金の変動により、1.5%増加した。

外国貿易に対する関税は、主要な課税資産の量および価格に対する世界的金融危機の影響を反映して、2008年同期比で12.3%の減少であった。

これらの税収入が示す傾向を相殺するものとして、社会保障収入は、44.1%増加した。これは主として課税賃金の増加およびアルゼンチン統合年金制度によるものである。

以下の表は、表示特定期間中の政府の租税歳入の構成を示す。

	租税歳入の構成					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年(3)
	(単位：百万ペソ)					
付加価値税 物品およびサービスに 対する	30,977	36,853	47,104	62,669	80,229	87,386
その他の税	4,104	4,742	5,548	6,373	7,507	9,540
社会保障税	13,599	17,400	24,747	36,606	52,565	75,743
所得税	23,560	29,203	34,764	44,226	54,722	55,552
法人所得税	16,309	19,602	22,911	29,145	33,923	未詳
個人所得税	6,163	8,192	9,987	12,777	17,624	未詳
その他	1,088	1,409	1,866	2,304	3,176	未詳
輸入および輸出税	13,642	16,328	20,089	27,679	45,306	39,741
資本税(1)	9,515	11,439	13,996	18,011	23,384	25,056
燃料税	5,380	6,019	6,574	7,469	9,701	11,593
その他	693	877	1,399	1,102	1,593	1,550
総計(2)	101,469	122,861	154,220	204,134	275,007	306,162
払戻し	(1,564)	(1,885)	(1,965)	(1,913)	(2,894)	(2,451)
純計	99,905	120,976	152,255	202,221	272,113	303,711

注(1) 2004年に77億ペソ、2005年に94億ペソ、2006年に117億ペソ、2007年に151億ペソおよび2008年に195億ペソの収入を生み出した、金融取引に対する税を含む。

(2) 総計には払戻しが含まれる。

(3) 暫定値

出所：経済省

租税歳入の構成

(政府の歳入総額に対する割合(%))

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年(3)
付加価値税 物品およびサービスに對 する	31.0%	30.5%	30.9%	31.0%	29.5%	28.8%
その他の税	4.1	3.9	3.6	3.2	2.8	3.1
社会保障税	13.6	14.4	16.3	18.1	19.3	24.9
所得税	23.6	24.1	22.8	21.9	20.1	18.3
法人所得税	16.3	16.2	15.0	14.4	12.5	未詳
個人所得税	6.2	6.8	6.6	6.3	6.5	未詳
その他	1.1	1.2	1.2	1.1	1.2	未詳
輸入および輸出税	13.7	13.5	13.2	13.7	16.6	13.1
資本税(1)	9.5	9.5	9.2	8.9	8.6	8.2
燃料税	5.4	5.0	4.3	3.7	3.6	3.8
その他	0.7	0.7	0.9	0.5	0.6	0.5
総計(2)	101.6	101.6	101.3	100.9	101.1	100.8
払戻し	(1.6)	(1.6)	(1.3)	(0.9)	(1.1)	(0.8)
純計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注(1) 2004年に77億ペソ、2005年に94億ペソ、2006年に117億ペソ、2007年に151億ペソおよび2008年に195億ペソの収入を生み出した、金融取引に対する税を含む。

(2) 総計には払戻しが含まれる。

(3) 暫定値

出所：経済省

以下の情報は、社会保障税を除き、政府により課せられる主な租税を略述である。社会保障税の内容については、「(2) (e) 社会保障制度」を参照のこと。

付加価値税

付加価値税（VAT）は、アルゼンチン内における物品財貨およびサービスの販売、および海外におけるサービスの実質的な利用がアルゼンチン内で行われた場合の海外でのサービス提供であって、かつ、その利用者がVAT課税対象者として登録されている場合におけるかかる海外におけるサービスの提供に対して課せられる税である。

本書日付現在、標準VATの税率は21%である。27%の増加税率が非居住者向のガス、電気、水道、下水道および電気通信サービスの提供に適用される。10.5%の削減税率が、特に、住宅プロジェクト、家畜およびその他の農産物の販売、資本財の販売ならびに一定の財務収益および費用を含む、一定の場合に適用される。

2008年、VAT収入は、主として民間消費の伸び、物価上昇および徴税率向上の結果、2007年と比較して28.0%増加した。2009年に、VAT収入は主として、景気後退および世界的金融危機の影響の結果、2008年比で8.9%の増加に留まった。

財貨およびサービスに対するその他の税

政府はまた、一定の財貨およびサービスの消費に対して種々の税を課している。以下の表は、一定の製品に対して適用される税率の例を示す。

財貨およびサービスに対する税の構成

製 品	税 率(%)
タバコ製品	16-60
アルコール飲料	8-20
非アルコール飲料（エキス、濃縮物およびミネラルウォーターを含む）	4-8
高級品	20
レクリエーション・スポーツ機器（自家用飛行機およびヨットを含む）	4-8
電子製品	17
自動車、エンジンおよびオートバイ	5-10

出所：経済省

所得に対する税金

アルゼンチンの合法居住者およびアルゼンチンに法定住所を有する法人はその全世界における所得に対して所得税の課税対象となる。非居住者については、アルゼンチンに源泉のある所得に対してのみ、課税対象となる。

国、州および地方自治体当局の収入ならびに非営利団体（生活協同組合、宗教的機関および財団を含む。）は所得税の課税対象とならない。政府はまた、ティエラ・デル・フエゴ島等の一定の地域において行われているプロジェクト、ならびに公共輸送およびごみ収集等の一定の経済活動に対して、免税または税制上の優遇措置を提供している。

アルゼンチンにおいては3種類の所得に対する所得税税金がある。

利益所得税（Impuesto a las ganancias）：個人の居住者に対しては、この税率は所得水準に応じて、9%から35%までの幅がある（35%の税率は120,000ペソを超える純年収に適用される）。個人の非居住者およびすべての企業に対しては、税率は35%である。あるいは、自己の年収（または自己の雇用主の年収）が法定の限度未満の個人は、雇用の種類を基準として算定される固定額である単一推定税（monotributo）の納付を選択することができる。

賭博および賭博収益特別税（Gravamen de emergencia sobre premios de determinados juegos de sorteos y concursos deportivos）：この税率は31%であり、1,200ペソ以上の賭博および賭博の賞金に対して課せられる。

推定最低所得税（Impuesto a la Ganancia Minima Presunta）：一定の例外を除き、毎会計年度末日現在、企業およびその他の団体が所有する一定の資産の価額に対して1%の税が課せられる。利益所得税につき納付された金額はこの租税より控除することができる。

これら3種類の租税の中で、所得利益税が政府の最も重要な収入源であり、2004年から2008年の間に平均で所得に対する
税収入の22.5%を占めている。2009年に、所得税は租税収入総額の18.3%を占めた。

外国貿易税

外国貿易税は輸出税および輸入税から成る。輸入税はアルゼンチンに消費向けに輸入される物品財貨およびサービスに対して課される。輸入税は従価(すなわち、物品財貨またはサービスの実価)またはCIF公定価格(すなわち、物品財貨またはサービスの価格に保険料および目的地までの運賃を加算したもの)のいずれか高い方を基準に賦課される。輸入税の税率は大部分の物品財貨およびサービスに対しては0%から20%の範囲であるが、「車両および輸送」部門に適用される税についてはこの限りでなく、その最高税率は35.0%である。繊維、履物およびおもちゃ等の一定の製品は輸入税を免除される。追加的租税がメルコスール加盟国以外からの輸入に適用される。

輸出税は2002年に導入された。大部分の製品に対する標準輸出税率は5%から20%の範囲であり、一定の製品については製品のFOB価額の3.5%ないし5%の追加税が課せられる。輸出税は2003年以降、主に、国際的商品価格の高騰およびペソによるアルゼンチンの米ドル輸出品の競争力および価値を高めたペソの切下げにより、政府の重要な収入源となっている。以下が2009年9月30日現在、施行されている輸出税に関する説明である。

原油および燃料の輸出については、

1バレル当りの国際価格が、原油では45米ドルから60.90米ドルの間、燃料では78米ドルから113米ドルの間である場合、適用される輸出税は、45%であり、

国際価格が原油で60.9米ドル、燃料で113米ドルよりも高い場合、輸出税は、次の公式に従って計算される。

$$D = \frac{(PI - VC)}{VC} * 100$$

Dは輸出税、PIは国際価格、VCは値引額(輸出業者が支払われる正味最高額)である。

大豆の油科種子の輸出については35%

ひまわりの油科種子の輸出については32%

ひまわり油およびその他のひまわり加工製品の輸出については30%

大豆油およびその他の大豆加工製品の輸出については32%

果物、はちみつ、米や野菜のような特定地域製品の輸出については5%から10%

乳製品の輸出については0%

肉、皮革類の輸出については15%

天然資源ガスの輸出については100%

他の輸出品に関しては5%

2008年、輸入および輸出税収入は、2008年の商品価格の平均的上昇および2008年のペソの下落により2007年同期比で63.7%増加した。

2009年、輸入および輸出税は、地域の経済活動の縮小並びに商品価格および輸出量の低下により2008年の453億ペソから12.3%減少し、2009年には397億ペソとなった。この減少は、平均名目為替レートの上昇(2008年の1.00米ドル当たり3.16ペソから2009年の1.00米ドル当たり3.73ペソ)、主要な農作物に適用される支払制度の変更および輸出品の構成の変化(高い税率を課される商品で構成される輸出品のシェアの増加)により、一部相殺された。

2007年、全輸出税収入中、農産物(加工農産物も含む。)に関する輸出税は44.6%、燃料製品に関する輸出税は16.2%を占めた。2008年、全輸出税収入中、農産物(加工農産物も含む。)に関する輸出税は、41.2%、燃料製品に関する輸出税は29.0%を占めた。全輸出税収入の割合としての農作物に関する輸出税の減少は、主として2008年第3四半期における商品価格の低下および農業従事者の反対運動を主な原因とする輸出量の減少の結果であった。全輸出税収入の割合としての燃料に関する輸出税の増加は主として、2007年11月に適用された税率の引上げおよび2008年の燃料価格の平均的上昇の結果であった。

2007年11月に政府は、オイルおよび穀物の輸出に関する税率を引上げ、一定税率に代わって穀物の輸出に関して変動税を導入した。かかる引上げに農業従事者達は反対し、穀物の輸出に関する変動税は、2008年10月に国会により廃止された。政府は、納税者の負担を軽減することを目的として、輸出税の累進課税を新たに導入した。「(2)(b)第1次産業」を参照のこと。

2008年上半期において、輸出税総額に占める割合は農産物にかかる輸出税が41.0%、燃料製品にかかる輸出税が31.9%であった。2009年同期において、輸出税総額に占める割合は農産物にかかる輸出税が36.3%、燃料製品にかかる輸出税が21.6%であった。燃料製品に起因する輸出税総額の割合は、主として課税対象金額に影響するだけでなく課税税率を低下させる石油価格の下落により減少した。

資本税

資本税には、個人が所有する個人資産の価額に対する租税、信用組合の純資産に対する租税、不動産の売却に対する租税および金融取引に対する租税が含まれる。

金融取引に対する租税は2001年に導入され、政府の重要な収入源となっている。この税は特定の限定的な例外を除き、大部分の金融取引の総額に対して課せられる。標準税率は当座預金口座への入出金については0.6%、資金の送金については1.2%である。金融取引に対する租税は当初は、2004年12月に失効予定だったが、国会が3度にわたりその失効期日を延長した。結果として、金融取引に対する租税は2011年12月31日まで有効である。

燃料税

政府はガソリンおよびディーゼル等の液体燃料ならびに圧縮天然ガスを含む種々の燃料の販売に対して租税を課している。液体燃料の販売に対する租税は一般的に輸入業者、精製業者および販売業者に対して課せられ、税率は燃料の種類により純売上額の19%から70%までの幅がある。圧縮天然ガスに対する租税は販売業者に対して、最終消費者により支払われる販売価格の16%の税率で課せられる。

租税の執行

アルゼンチンは歴史的に租税徴収率が低い。政府は2003年以降、租税徴収率を高めるための措置を講じている。租税徴収効率の改善のために政府が取り入れた主要なプログラムは、以下の通りである。

脱税防止プログラム

第1段階 - 脱税防止プログラム（Plan Antievasion）は2003年10月および12月に国会により承認され、以下の措置を通じて租税徴収の改善を図ろうとしている。

訴追の容易化および制裁の強化。脱税防止プログラムの第1段階は脱税に対する制裁を強化し、訴追を容易にした。た

例えば、第1段階は販売価格に関する虚偽の情報の提出に対する制裁を強化した。

AFIPの監視権限の強化。第1段階はAFIPの監視権限を強化することによりその強制権を強化した。そのため、以下を含め、いくつかの措置を導入した。

- 納税者の納税遵守履歴を追跡するための「リスク登録簿」。
- 脱税を容易にする特定の金融商品の利用のための手続。
- インボイスの正確性を検証するためのインターネットによる強制的調査。
- AFIPの監査権限の強化。

脱税防止プログラムの第2段階は国会により2005年6月に承認された。第2段階は未登録雇用、未登録経済取引、知的財産権の侵害、および調査・回収手続き期間の削減に対するAFIPの監視機能の強化に重点を置いている。この趣旨で以下を含むいくつかの対策が導入された。

アルゼンチンの関税法の改正による密輸や偽造品の輸出入禁止に関する罰金の増額。

消費者請求管理システムの実施。このシステムには公務員である「管理検査官」の創設が含まれ、消費者のふりをし、不当な請求書を受け取った場合に300ペソから30,000ペソの罰金を課し、強制的に店舗を一時的に3日から10日間閉鎖させることが出来る。

家政婦や使用人へ支払われる給与の所得税からの控除を含む、社会保障負担金に関連した特定規則の明確化。

税金の適正化および資本の本国送還プログラム

2008年12月18日、国会は、税金の適正化および資本の本国送還プログラムについての法律を制定した。

かかる法律には以下についてのインセンティブが含まれる。

国外において保有される資金の適正化および本国送還

国内において保有される資金の適正化

未登録労働の適正化

新たな従業員の雇用および登録

一定の条件を満たした場合、インセンティブには以下のものが含まれる。

（次のものがない場合の約35%より）1%から8%の範囲で本国送還されたまたは現地で未申告の資金に関して適用される税率の軽減。さらに、本国送還された資金の一部は、2005年6月に課された外国通貨の特定の資本流入に関して無償とする預金の要件から免除される。

2007年12月31日までの会計年度について、税金滞納を適正化した納税者に対して、罰金および罰則の廃止ならびに一部債務免除（120か月間の分納での可能性を含む。）。

新たな従業員を雇用したまたは適正化した日から最初の24か月間、雇用主が支払わなければならない従業員の社会保障負担金の軽減。

10名までの未登録の従業員の適正化に対して罰金、罰則の廃止および一部債務免除ならびに10名から15名の従業員の適正化に関して罰金の廃止および一部債務免除。

未登録労働の適正化は、2009年8月31日まで実施されることになっていたが、180日間延期された。その他のプログラムは、2009年8月31日まで有効であった。

財政適正化計画

2009年12月15日、政府は2008年1月1日から2009年10月31日の間に期日を迎えた税金、社会保障および関税関連の支払いに関する財政適正化計画を発表した。財政適正化計画は2010年2月28日まで有効である。

公共部門歳出の構成

公共部門歳出には一般管理支出、公債元利払費用、公共インフラおよびサービスに対する投資、防衛および安全保障に関する支出、司法制度の管理費用ならびに社会プログラム支出が含まれる。

以下の表は、歳入および歳出をキャッシュフローが実行される期間ではなく、それらの歳入歳出が発生する期間において計算する発生主義により計算された特定期間の国家統治機構の公共部門歳出を示すものである。この計算方法は、国家の公共部門会計を計算するためにアルゼンチンが使用する現金主義とは異なるものである。「 範囲と方法論」を参照のこと。

国家の公共部門歳出の構成 (1)

(単位：百万ペソ)

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
一般管理	3,824	4,309	4,765	4,579	5,936
防衛および安全保障	5,201	5,958	7,066	8,673	10,822
司法	1,058	1,331	1,644	2,045	2,825
社会プログラム	43,647	52,777	66,361	85,397	110,117
社会保障 (3)	26,098	30,565	38,235	56,570	74,033
文化、教育、科学および技術	5,089	6,657	9,355	13,448	16,439
保健	2,624	2,830	3,572	5,074	6,724
住宅	1,431	3,457	4,966	4,217	5,703
社会福祉	4,494	5,684	7,084	3,452	4,660
労働	3,911	3,583	3,148	2,636	2,558
経済的インフラストラクチャーに対する					
公共支出	6,005	11,830	15,797	24,474	41,604
公債の支払 (2)	5,888	12,094	12,170	17,253	21,670
合計	65,623	88,298	107,803	142,421	192,974

注(1) この表に記載の予算の数値は、アルゼンチンの国有非金融公共部門の一部を構成するが、国家統治機構の一部ではない機関の予算額は含まれていない。

(2) 支払継続債務に基づく。

(3) 本表の「社会保障」項目で表示される数値は、「国家公共会計」の表で表示される数値と異なる方法を用いて計算されたため、これらの数値は一致していない。

出所：経済省

国家の公共部門歳出の構成 (1)

	(対政府総支出比(%))				
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
一般管理	5.8%	4.9%	4.4%	3.2%	3.1%
防衛および安全保障	7.9	6.7	6.6	6.1	5.6
司法	1.6	1.5	1.5	1.4	1.5
社会プログラム	66.5	59.8	61.6	60.0	57.1
社会保障 (3)	39.8	34.6	35.5	39.7	38.4
文化、教育、科学および技術	7.8	7.5	8.7	9.4	8.5
保健	4.0	3.2	3.3	3.6	3.5
住宅	2.2	3.9	4.6	3.0	3.0
社会福祉	6.8	6.4	6.6	2.4	2.4
労働	6.0	4.1	2.9	1.9	1.3
経済的インフラストラクチャーに対する					
公共支出	9.2	13.4	14.7	17.2	21.6
公債の支払 (2)	9.0	13.7	11.3	12.1	11.2
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注(1) この表に記載の予算の数値は、アルゼンチンの国有非金融公共部門の一部を構成するが、国家統治機構の一部ではない機関の予算額は含まれていない。

(2) 支払継続債務に基づく。

(3) 本表の「社会保障」項目で表示される数値は、「国家公共会計」と題する表で表示される数値と異なる方法を用いて計算されたため、これらの数値は一致していない。

出所：経済省

社会プログラムに対する歳出

政府は歳入の大部分を社会プログラムにあてている。2004年から2008年までの間、社会プログラムは平均で政府歳出の61.0%を占めている。これらの社会プログラムには社会保障制度、文化、教育、科学および技術プログラム、保健制度、低所得住宅プログラム、社会福祉プログラムならびに労働補助金が含まれている。2004年から2008年までの間、社会保障支給のみで、平均で、政府の年間歳出の37.6%を占めている。

公共のインフラストラクチャーおよびサービス

2004年から2008年までの間、政府がアルゼンチンの老朽化したインフラストラクチャーの改善プロジェクトを行ったため、公共のインフラおよびサービスに対する支出は増加し続けた。公共インフラの主要プロジェクトには以下のものが含まれる。

鉄道および道路の建設

送電のための電線の敷設および改善

火力発電所のためのガス輸送システムの拡張

水道管および排水路の建設

公債の元利金支払い

2004年から2008年の間、政府の公債の元利金支払いは政府の歳出総額中、3番目に大きな割合を占めた。

政府の公債利払額の歳出総額に占める割合は2004年には9.0%に減少した。この減少の背景には政府による公債の相当部分の返済停止がある。2005年、支払利息の歳出総額に占める割合は13.7%に増加した。これは主に支払利息の支払いが再開されたことと、2005年の債務交換にしたがって延滞利息の支払いがなされたことによる。2006年、支払利息の歳出総額に占める割合は、その他の項目の支出における増加および2005年債務交換にしたがって利息支払いが正常化されたことにより、11.3%に減少した。2007年、支払利息の歳出総額に占める割合は、債務利払いの増加により、12.1%に増加した。2008年、支払利息の歳出総額に占める割合は、支払利息の伸びが減少したことにより、11.2%に減少した。

防衛および安全保障

2004年、防衛および安全保障に対する支出は歳出総額の7.9%まで増加した。2005年、絶対的には14.6%の増加にもかかわらず、防衛および安全保障に対する支出は歳出総額の6.7%まで減少した。これは主に2005年の債務交換の結果、公債の元利金支払い、および経済基盤に関する公的歳出が著しく増加したことによる。2006年、防衛および安全保障に対する支出は歳出総額の6.6%まで減少した。2007年、防衛および安全保障に対する支出は歳出総額の6.1%まで減少した。2008年、防衛および安全保障に対する支出は歳出総額の5.6%まで減少した。

一般管理支出

2002年から2004年までの間、一般管理支出は政府の歳出総額に占める割合としては安定し、政府経費総額の平均5.6%を占めた。

2005年および2006年、一般管理支出は政府の歳出総額に占める割合としては減少した。これは主に2005年の債務交換以後に増加した公債の元利金支払に関する歳出および経済基盤に関する歳出の増加によるものである。

2007年、一般管理支出は3.9%減少し、一般管理支出が政府の歳出総額に占める割合は、2006年の4.4%から2007年の3.2%に減少した。この減少は、主として社会保障および経済インフラストラクチャー支出の歳出総額に占める割合が増加した結果であった。

2008年、一般管理支出が政府の歳出総額に占める割合は、2007年の3.2%から2008年の3.1%へとわずかに減少した。

インフラストラクチャー開発

政府は、アルゼンチンのインフラストラクチャー改善に取り組んでいる。公共のインフラおよびサービスに対する支出は、政府がアルゼンチンの老朽化したインフラストラクチャーの改善および経済成長促進のためのプロジェクトを行ったため、増加し続けている。

政府は、電力、天然ガスおよびディーゼル燃料の供給に関する問題に対処するための政策を取り始めた。好調な経済成長により、エネルギー需要は急速に高まってきている。エネルギー不足に取り組むために、政府は、エネルギー制限、サマータイムの導入および公共建物のエネルギー効率の改善等の方策を実行している。「(2) (b)第2次産業 電気・ガス・水道」を参照のこと。

アルゼンチンは現在、鉄道輸送に加え、エネルギーおよびガス生産を改善するための基盤プロジェクトを策定している。当該プロジェクトのための資金調達は、公的および民間の双方の財源の組み合わせにより行われている。

エネルギー部門を改善するための最近の政策には以下のものが含まれる。

マヌエル・ベルグラノおよびサン・マルティンの複合火力発電所の建設。これらのプロジェクトは完成に近く、見積費用は、13億米ドルである。

バイオエタノール産出を含む石油プラスおよび精製計画に、2009年に23億ペソの新たな投資。

アルゼンチンのエネルギー企業であるエナルサによる4隻の荷船を獲得の予定。かかる荷船により、アルゼンチンの指定沿岸地域における需要ピークに対応するために、柔軟にエネルギー源を供給することとなる。このプロジェクトの見積費用は、13億米ドルである。

エナルサによる5基の発電所の建設。見積費用は、66億ペソである。2009年6月、かかる発電所のうちの2基の建設が、開始された。

リオ・トゥルピオの石炭火力発電所の建設。このプロジェクトの見積費用は、24億ペソである。かかる発電所の建設は、2008年11月に始まった。

コルドバに所在するセントラル・ピラール発電所の再装備。このプロジェクトの見積費用は、約18億ペソである。

アルゼンチン北東のガス・パイプライン・システムの建設。かかるパイプラインは、2012年に開始されるボリビアの井戸から採取されるガスの輸送を行う。このプロジェクトの見積費用は、58億ペソである。

ヤクイレタ水力発電所の容量レベルを海拔83メートルへ引き上げる。このプロジェクトの見積費用は56億ペソである。

アトゥーチャ 発電所建設の完成。このプロジェクトの見積費用は52億ペソである。

ガスの輸送の能力ならびに発電および電力輸送の向上を目的としたプロジェクト。これらのプロジェクトの見積費用は、405億ペソである。

北西部と北東部の州の間の送電のための送電線の敷設。このプロジェクトの見積費用は41億ペソである。

輸送を改善するための最近の政策には以下のものが含まれる。

サルミエント地下鉄の建設案。かかる地下鉄により、ブエノスアイレス市およびコヌルバーノ・ボナエレンスの西部における鉄道運行状況の改善および交通量の緩和が見込まれる。このプロジェクトの見積費用は、100億米ドルである。

国家および州の道路プロジェクトへの投資。2008年、51億ペソは道路建設に、10億ペソは道路整備に投資されている。

ロサリオ市における新たな幹線道路の建設。このプロジェクトの見積費用は、31億ペソである。

ロカおよびサン・マルティンの路線の最新化および改善。ロカ路線プロジェクトの見積費用は、43億ペソであり、サン・マルティン路線は、22億ペソである。

トラサンディーノ中央鉄道の最新化。このプロジェクトの見積費用は、30億米ドルである。

ブエノスアイレス市とメンドーサ市を結ぶ新たな路線の建設。このプロジェクトの見積費用は、100億ペソである。

その他の重要なインフラストラクチャー政策には以下のものが含まれる。

約2億ペソの見積費用でのアルゼンチンの複数の都市における水道管、排水路の拡張および敷設

総額72億ペソの見積費用でのパラナ・デ・ラス・パルマスの浄水場、リアチュエロ川の汚泥前処理場および下水道の建設案

総額15億ペソの見積費用でのブエノスアイレス州、チャコ州、フォルモーザ州、サンタフェ州およびミシオネス州に300の学校および幼稚園の建設

総額25億ペソの見積費用でのサルタ州タルタガルに6,000戸の住宅建設および水道インフラの改善

予 算

内閣総理大臣は国家統治機構の予算を作成する責任があり、予算は次年度以降3年間の国家統治機構の財政実績を予想しなければならない。予算は3年度単位であるが、国会は次年度の予算のみを承認する。予算が承認されて初めて、政府は割当てられた金額を種々の機関および州に対して四半期毎に配布することができる。国家会計検査院(Auditoria General de la Nacion)は国家統治機構およびその機関の予算遵守を監督する責任がある。公共部門財政法は、国家緊急時を除き、政府が基礎的収支の赤字を埋めるために借入を行うことを禁止している。

国会は2008年11月5日に2009年の予算を、また2009年11月12日に2010年の予算を承認した。以下の表は、2009年および2010年の予算の前提および主な目標を示す。

2010年の主な予算の前提

	2009年	2010年予測(1)
実質GDP成長率	0.5%(2)	2.5%
インフレ率(3)	7.7%	6.6%
平均為替レート(4)	3.73	3.95

注(1) 2010年の年次予測は、2010年予算案により算定されたものである。

(2) 2009年中の予測実質GDP成長率

(3) CPI 成長率

(4) ペソの米ドルに対する平均為替レート

出所：経済省

以下の表は、2009年の実績および2010年予算法に含まれる2010年の政府の主な財政目標の要約である。

2010年の非金融公共部門の主な財政目標(1)

(単位：百万ペソ、%は除く)

	2009年	2010年予測
歳入合計(1)(2)(4)	260,214	297,192
経常歳入合計(1)	260,045	296,561
租税収入(1)(2)	227,292	271,502
その他収入	32,753	25,059
資本収入合計	169	632
公共部門内移転	59,315	68,847
基礎的歳出(1)(3)(4)	242,929	268,586
基礎的収支の黒字(赤字)(2)(3)	17,286	28,607
対GDP比(5)	1.54	2.3
支払利息	24,417	28,025
対GDP比(5)	2.2	2.2
総合財政収支(2)(3)	(7,131)	582
対GDP比(5)	(0.6)	0.05

注(1) この表に記載の予算の計数は、アルゼンチンの国家統治機構の予算額を反映している。かかる計数は、州への共同参加移転を含まない。

(2) 社会保障制度による予想収入を含む。

(3) 政府はBoconesと称される債券を発行することによりその歳出の一部を支弁している。Bocones債は現金支払いよりもむしろ将来支払われる債券であり、従って、現金ベースの歳出には含まれない。2004年、2005年、2006年、2007年、2008年および2009年に発行されたかかるBocones債の金額は、それぞれ6億2,480万ペソ、22億ペソ、35億ペソ、31億ペソ、26億ペソおよび13億ペソであった。かかる有価証券による手当ての詳細については「(6)公債 - 2001年の債務危機後の債務管理」を参照のこと。

(4) 計数は公共部門内移転を含む。

(5) GDPの数値は予測値であり、名目値で表示されている。

出所：経済省

2010年の政府の予算および財政目標は、世界的な金融危機の後の経済活動の段階的な回復を前提としている。実質GDPは2010年、2.5%の成長が予想されている。CPIは2010年中に6.6%へとわずかに増加することが予想されている。加えて、ペソは、2010年に1米ドル辺り3.95ペソに達して、対米ドルで名目上、下落することが予想されている。

政府は、2010年の財政歳入が、2009年の予想名目GDPの23.2%から2010年の予想名目GDPの23.8%へと14.2%増加すると予想している。経常歳入（主として租税収入および社会保障税）は、財政歳入合計の99.9%を占めるものと推定されており、資本収入が残りの0.1%を占めるものと推定されている。財政歳入の増加は、経済活動の改善、輸出入量の拡大ならびに名目為替レートおよび名目賃金の双方における増加により生じることが予想されている。

税収入および社会保障税に関する予測は2010年、19.5%の増加を示している。これらの収入は2010年、2009年見積の20.2%と比較して、名目GDPの21.7%に達することが予想されている。外国貿易税および社会保障負担金は2010年、最も増加することが予想されている。

基礎的歳出は2010年、2,686億ペソの10.6%の増加を示すことが予想されている。対名目GDP比としては、基礎的歳出は比較的安定し続けることが予想されている。

経常支出は、2009年の予想名目GDPの20.6%から2010年の名目GDPの20.5%へ減少することが予想されている。賃金に関する支出は、2009年の給与増加の完全な影響を反映して、2010年に15.4%増加することが予想されている。絶対値ベースで、賃金は、名目GDPの3.1%に達し、合計391億ペソとなることが予測されている。社会保障給付は2010年、最大の増加を示すことが予想されている。その他の経常移転(補助金を含む。)は、2010年に0.7%減少し736億ペソとなることが予想されており、これは名目GDPに対する割合として算定した場合、2009年予測の6.6%から5.9%への減少を示している。

資本支出は、対名目GDP比として比較的安定し続けること(2010年は3.2%)が予想されている。2010年の主要なプロジェクトは、輸送インフラストラクチャーおよび社会プログラムに関連している。

結果として、2010年の基礎的財政黒字は、2009年と比較して、65.5%の増加を示すことが予想されている。対名目GDP比として、基礎的財政黒字は、2009年予測の1.5%から2010年予測の2.3%へ増加することが予想されている。

支払利息は、対名目GDP比として安定し続けること(2010年は2.2%)が予測されている。結果として、総合財政収支は、2009年予測の名目GDPの0.6%の赤字から2010年予測の0.05%の黒字へと改善されることになる。

国家管理のみに関しては、支払利息は、2009年に支払期日が到来する235億ペソと比較して、265億ペソ(名目GDPの2.1%)に達し、12.8%の増加が予測されている。これらの利払は、債券(Bonar債およびBoden債)、2005年の債務交換で発行された債券および債券の新発行に対応する。一方、元本返済は、2009年を通じての償還と比較して、1,226億ペソ(名目GDPの9.8%)に達し、33.0%の増加が予想されている。これらの元本返済の大部分は、公共部門内債券(一時立替および短期国債)に対応している。政府は2010年、基礎的財政黒字、国際組織からの新たな債務、公共部門内債券発行、市場での新たな債券発行および債務返済を軽減することを目的とした負債管理を含む多様な資金源を用いた債務返済の資金調達を計画している。

上記の財政目標および経済に関する前提は、景気全般を含む種々の要因に依存しているため、アルゼンチンにかかる財政目標および経済に関する前提が達成されることにつき、いかなる保証も行うことはできない。これらの目標および前提に主な影響を与えうる主要因の詳細については、表紙の「注(5) 将来の見通し」を参照のこと。

2009年11月、政令第1801/09号により国家行政機関に対して追加的な242億ペソの歳出が認められた。同政令は予想歳入総額の208億ペソの増加を反映したものである。

州との財政的關係

アルゼンチンの23の州およびブエノスアイレス市はその相互間および政府から独立した別個の法律上および財政上の団体である。アルゼンチンの連邦制度は公共サービスおよびその他の公共支出に対する重要な責任を州に配分しているが、集権的租税徴収制度に主に依存している。州は主として共同参加体制を通じて、政府からの歳入移転に依存している。共同参加体制の歳入配分制度に基づき、州は連邦政府に対して種々の租税を徴収する憲法上の権限を授け、政府はこれに対して、かかる租税から発生する歳入の一部を州に移転することに同意している。

2004年から2008年までに、州（ブエノスアイレス市を含む。）の年間歳出総額は平均で名目GDPの13.4%であったが、州（ブエノスアイレス市を含む。）の徴収した年間収入は平均で名目GDPの約13.5%（共同参加金額を含む。）であった。この期間、州の歳出総額（ブエノスアイレス市を含む。）は2004年の527億ペソから2008年の1,491億ペソまで増加した。

2008年、財政歳入は2007年比で1,132億ペソから1,435億ペソへと26.7%増加した。財政歳入の増加は、歳入増加全体の46.4%を示す国税（共同参加基金）の移転によるものが主であった。州税は、32.6%増加し、かかる増加は財政歳入の伸び全体の37.0%を示した。歳出は、歳入よりも高い率で増加し、結果として、2008年に財政収支は、2007年の7億ペソの赤字から2008年の56億ペソの赤字へと減少した。経常歳出は2008年に33.7%増加し、資本支出は、2008年に2007年比で17.6%の増加という低いペースで上昇した。直接投資は2007年比16.0%増であった。

2009年第4四半期に、複数の州が2009年中、相当額の財政赤字に直面し、現金が逼迫していることを明らかにした。先般の世界金融危機に起因する経済活動の減少を含む多数の原因により、州の支出の増加率が税収の増加率を上回った。かかる状況により、経済活動を再活性化し、雇用を保護し、社会的便益を提供するための一連の措置が必要となった。2009年の州の財政実績を示す公式なデータおよび統計はまだ入手できない。

以下の表は、特定表示期間中の州レベルの財政実績総額の要約を示す。

州およびブエノスアイレス市の歳入および歳出の概要

(単位：百万ペソ)(1)

	12月31日終了の年度				
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
歳入					
経常歳入					
管理税					
州税	18,072	21,927	27,292	34,295	45,465
国税					
共同参加	20,414	25,494	31,055	41,061	50,342
その他の国税	7,855	9,027	11,257	14,166	18,926
国税合計	28,269	34,521	42,312	55,226	69,268
管理税合計	46,341	56,448	69,603	89,522	114,733
その他の租税外収入	5,042	5,453	7,577	7,743	10,157
行政の物品およびサービスの販売	545	495	553	730	1,071
資産税	193	299	500	627	806
経常移転	3,655	5,428	5,385	7,736	9,154
経常歳入合計	55,776	68,123	83,619	106,358	135,921
資本収入	1,751	3,478	5,078	6,831	7,530
歳入合計	57,526	71,602	88,697	113,189	143,451
歳出					
経常歳出					
消費支出					
州行政賃金	23,058	30,817	40,160	53,003	73,958
消費財	1,965	2,302	2,537	3,282	4,280
サービス	4,328	5,526	6,568	8,196	9,612
消費支出合計	29,351	38,645	49,266	64,481	87,850
支払利息	1,621	1,912	2,300	2,484	2,668
経常移転	13,868	17,142	21,008	26,852	34,879
経常歳出合計	44,841	57,699	72,574	93,817	125,397
資本支出					
直接投資	5,058	8,349	11,203	14,637	16,976
資本移転	1,173	1,879	2,757	3,040	3,678
財政投資	1,615	1,570	1,638	2,432	3,002
資本支出合計	7,846	11,798	15,598	20,109	23,656
歳出合計	52,686	69,497	88,172	113,926	149,053
財政収支	4,840	2,104	525	(736)	(5,602)

注(1) 発生主義に基づき算定したの計数。

出所：経済省

以下の表は、記載の期間中の州レベルの財政実績総額の要約を百分率で示す。

州およびブエノスアイレス市の歳入および歳出の概要

(前年度比(％))(1)

12月31日終了の年度

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
歳入					
経常歳入					
管理税					
州税	26.1%	21.3%	24.5%	25.7%	32.6%
国税					
共同参加	55.2	24.9	21.8	32.2	22.6
その他の国税	12.3	14.9	24.7	25.8	33.6
国税合計	40.3	22.1	22.6	30.5	25.4
管理税合計	34.4	21.8	23.3	28.6	28.2
その他の租税外収入	15.9	8.1	39.0	2.2	31.2
行政の物品およびサービスの販売	21.1	(9.1)	11.7	32	46.6
資産税	(24.8)	55.1	67.1	25.5	28.5
経常移転	58.0	48.5	(0.8)	43.7	18.3
経常歳入合計	33.3	22.1	22.7	27.2	27.8
資本収入	117.2	98.7	46.0	34.5	10.2
歳入合計	34.9	24.5	23.9	27.6	26.7
歳出					
経常歳出					
消費支出					
州行政賃金	20.6	33.6	30.3	32.0	39.5
消費財	15.9	17.1	10.2	29.3	30.4
サービス	22.5	27.7	18.9	24.8	17.3
消費支出合計	20.5	31.7	27.5	30.9	36.2
支払利息	(10.4)	18.0	20.3	8.0	7.4
経常移転	32.7	23.6	22.5	27.8	29.9
経常歳出合計	22.5	28.7	25.8	29.3	33.7
資本支出					
直接投資	58.1	65.1	34.2	30.6	16.0
資本移転	101.9	60.2	46.7	10.3	21.0
財政投資	156.3	(2.7)	4.3	48.5	23.4
資本支出合計	77.9	50.4	32.2	28.9	17.6
歳出合計	28.4	31.9	26.9	29.2	30.8
財政収支	197.0%	(56.5)%	(75.1)%	(240.3)%	660.6%

注(1) 発生主義に基づき算定した計数。

出所：経済省

歳入移転

1988年共同参加法（2002年の改正を含む。）は現行の共同参加体制について定めている。1988年共同参加法は当初、暫定的措置として意図されたものであったが、1989年末の失効予定時以降、毎年自動的に更新されている。1994年の憲法改正は1996年までに新共同参加法の採択を要求しているが、今日までいかなる法律も採択されていない。1980年代中頃から、政府の行政機関と州は歳入移転に関し合意的取決めを堅持し、国会はこれを定期的にそのまま承認し、これにより法的効力を与えている。共同参加法に基づき創設された連邦の機関である連邦税制委員会（Comision Federal de Impuestos）が共同参加制度の遵守を監視している。

2002年以降、共同参加基金は以下のとおり配分されている。

州に対する56.66%

政府およびブエノスアイレス市に対する40.24%

2.1%を特定の州の間で、従来の共同参加取決めにより生じた財政不均衡の結果、負担した損失を補償するための配分州の財政不均衡を是正するため、また、国庫の影響を受けた州に対して移転を行うことで緊急援助を与えるため1998年に創設された「ATN基金」に対する1%

これと引換えに、政府は、2001年に導入された金融取引税により発生する収入の30%を州と共有することに同意した。共同参加制度に加え、その他のいくつかの歳入分配取決めが政府および州間に存在している。これらの特別の歳入分配取決めには以下のものが含まれる。

所得税：所得税に対する租税歳入は以下のとおり配分される。

国家社会保障制度に20%

州に14%、このうち、6億5,000万ペソを上限としてブエノスアイレス州に配分し、残りを他のすべての州にあてる
ことができる。

ATN基金に2%

64%は2002年に修正された1988年共同参加法の規定に従い分配される。

VAT：VAT歳入は以下のとおり配分される：国家社会保障制度に10.31%、州の社会保障基金に0.69%、残りの89%は1988年共同参加法の規定に従い分配される。

個人資産税：個人資産に対する租税収入は以下のとおり配分される：州の社会保障基金に6.27%、93.73%は2002年に修正された共同参加法の規定に従い分配される。

燃料税：燃料に対する大部分の租税収入は国家社会保障制度に配分される。ただし、ナフサおよび天然ガスに対する租税収入はこの限りでなく、これは国家社会保障制度、政府、州および国家住宅基金（Fondo Nacional de la Vivienda（FONAVI））間で分配される。

単一推定最低所得税：単一推定最低所得税収入は共同参加法の規定に従い分配される。

金融取引税：金融取引税収入は以下のとおり配分される。

国庫に70%

30%は共同参加法の規定に従い配分される。

個人事業主税（*Monotributo*）：個人事業主税収入は、税部分および社会保障部分に分けられる。税部分は、次のとおり配分される。国家社会保障制度に70%、30%は共同参加法の規定に従い配分される。社会保障部分は全て、国家社会保障制度に配分される。

合同連邦基金（*Fondo Federal Solidario*）：2009年3月、政府は、州および自治体のインフラストラクチャー支出を対象とする合同連邦基金を創設した。これは、その30%が大豆輸出の税収入から充てられる。かかる基金は、共同参加法の規定に従い州間で配分される。

その他の州との取決め

1990年代後半および2000年以降、政府は州の財政状態を正常化するため、いくつかのプログラムを立上げ、また州との間で別個の取決めを締結した。これらのプログラムには、財政緊縮措置を条件として、州に対して様々な形で財政支援を提供するもの、また、政府および州との間の歳入配分取決めと連動したものがある。以下にこれらのプログラムのいくつかを挙げる。

秩序ある資金調達プログラム（*Programa de Financiamiento Ordenado*）：2002年、政府は州に対する財政支援を提供するより広範な計画の一環として本プログラムを創設した。本プログラムに従い、2002年からおよび2003年の間、政府は多くの州（ブエノスアイレス市を含む。）との間で二者間財政協定を締結した。この協定に基づき、

政府は、協定締結州が歳出抑制およびその他の行政改革を採用することを条件として、同州に州開発基金からの借入金を提供する。かかる借入金の受取金は州により、以下の目的のためにのみ使用することができる。

財政赤字の削減

残存する負債の元本の返済

州公務員に対する未払い給与および必需財貨およびサービスの納入業者に対する未払い金の返済

協定締結州は、政府が国際融資機関との金融支援取決めに基づき遵守すべきすべての財務条件を遵守することに同意する。

協定締結州は下記のことを約束する。

変動金利債務に対する制限を設定すること

月次および四半期毎の財務目標を設定すること

均衡予算の維持および州の元利払債務の履行のために必要な財政措置の内容を含む、2005年までの年間予算予測を政府に提出すること

新規の公的債務を負担しないことまたは新規の準通貨債務証券を発行しないこと

共同参加基金を受取ることができる権利を政府に譲渡することにより借入金返済を保証すること

Bogars債：2003年、政府は多くの州の債務をBogarsと称される新債券により再編した。これはこの再編に参加する州の残存する債務に代わるものである。これらの債券は州開発基金により額面総額282億ペソ発行され、その支払は政府保証により担保されている。政府保証は、一方、金融取引税および共同参加税収入の政府持分の質入により担保されている。

Bogars債の発行により再編された債務を負っている州は同債券に基づき（直接に州開発基金により、または間接に政府の保証を通じて政府により）支払われる金額につき州開発基金および、間接的に、政府に対して返済すべき義務を負う。州開発基金および/または政府に対する州の返済義務は当該州が受けることができる共同参加歳入の最大15%の質入れにより担保される。

財政責任法：財政責任法は、2004年に制定され、これを承認した州でのみ、拘束力がある。現在までに23の州のうち21州とブエノスアイレス市が財政責任法を承認している。同法はアルゼンチンの国家、州および地方自治体の公共部門の財政枠組みに対して重要な改革を実施することを目的としている。その主な内容の一部は以下のとおりである。

政府および州は一定の財政方針、目標および予測を記載した次年度の年次財政計画を作成し、その財務実績をそれぞれウェブサイトで定期的に公表しなければならない。

国家および州の政府の基礎的歳出の増加率は予想名目GDP成長率を上回ることができない。

政府および州は均衡予算を堅持しなければならない。

政府および州は財政周期の変動を抑えるため、特別の周期調整基金を創設しなければならない。

州は地方自治体への共同参加移転額控除後の州の当期の収入の15%を超える元利払債務を負うことができない（以下に説明する通り2009年および2010年を除く。）。この制限に反する州は一定の例外を除き、追加的債務を負うことができなくなる。

政府はその債務再編後、名目GDPの一定割合に残存債務を削減する責任を負わなければならない。

州は債務を負担し、または保証を行うためには、政府の経済省の承認を求めなければならない。

経済省はその州債券の発行もしくは保障に関する承認を当該法律案に定める要素を基準に行う。

しかしながら、財政責任法は政府および州（ブエノスアイレス市を含む。）間の歳入共有制度に対する変更を行うものではない。

国会は2009年10月28日、財政責任法の改正案を可決した。かかる改正では、2009年および2010年の財政規制により大幅な柔軟性を定めている。より大幅な柔軟性とは、公共部門歳出の増加と財政実績の水準の両方を指す。さらに、州は2009年および2010年に、地方自治体への共同参加移転額控除後の州の当期収入の15%を超える元利払債務を負うことができる。世界的な金融危機による州財政への影響および州の支出を予算レベルに維持するための州政府に対する圧力を考慮し、かかる改正は、州政府による財政赤字への対処に資することを目的としている。

減債基金

アルゼンチンは国家減債基金を設けていない。

(6) 【公債】

概要

アルゼンチンの公的債務総額は、政府により直接に借入れられた外貨建およびペソ建債務、ならびに他の国家公共機関、州（ブエノスアイレス市を含む。）および民間部門の団体の債務に対し政府が付与した保証より成る間接債務により構成される。これには州または他の機関の直接債務で政府による保証が付与されていないものは含まれない。示された場合を除き、外貨建債務およびペソ建債務には支払継続債務および支払非継続債務を含むが、未交換債務は含まれない。

示された場合を除き、債務金額には、2005年債務交換の適用対象であったものの交換されなかった債務不履行債券（または「未交換債務」）は含まれない。2008年12月31日現在、未交換債務は総額290億米ドルであった。2009年12月31日現在、未交換債務は総額298億米ドルであり、以下から構成されていた：

支払期日到来元金153億米ドル

支払期日到来利息額97億米ドル

支払期日未到来元金48億米ドル

本書に示されている支払非継続債務に関する支払期日到来利息額は、遅延利息を含まない。アルゼンチンは、その公的債務に関連する遅延利息の統計を維持または公表しない。2009年12月31日現在、アルゼンチンは遅延利息の総額を支払非継続債務については約23億米ドル、未交換債務については1億1,000万米ドルと見積もっている。納入業者および商業銀行に対する債務を表章するアルゼンチンの支払非継続債務の約5.3%にかかる遅延利息の総額を見積もるための統計は入手していない。

2008年12月31日現在、アルゼンチンの債務総額は、1,460億米ドルだった（名目GDPの48.8%）。アルゼンチンの居住者は、アルゼンチンの総公債合計の約61.8%（902億米ドル）を保有し、外国人債権者は38.2%（557億米ドル）を保有していた。ペソ建債務は合計2,393億ペソ（693億米ドル）で、アルゼンチンの総公債合計の47.5%に当たり、そのうち36.6%はCER指数連動債券に相当する。外貨建債務は総額767億米ドルで、アルゼンチンの総公債合計の52.5%に相当する。

2008年12月31日現在、取引の種類別に分類した（未交換債務以外の不履行債務を含む。）総公債合計は、以下のとおりである。

債券（政府が保証する地方債（Bogar債）を含む）65.7%、959億米ドル

多国籍・二国間の貸し手からの借入れ14.6%、213億米ドル

中央銀行からの一時前払金の形での短期債務、米財務省債券および約束手形9.6%、140億米ドル

国家保証借入（2009年に行われた国家保証借入の交換以前、「 - 2001年の債務危機後の債務管理 - 他の再編および債務管理取引」を参照のこと。）8.2%、120億米ドル

商業銀行およびその他納入業者からの貸付1.9%、28億米ドル

2009年12月31日現在、アルゼンチンの総公債合計は1,471億米ドル（2009年の予想名目GDPの49.8%）であった。ペソ建債務は総額2,569億ペソ（676億米ドル）で、アルゼンチンの総公債合計の45.9%に当たり、そのうち25.4%はCER指数連動債券に相当する。外貨建債務は総額795億米ドルで、アルゼンチンの総公債合計の54.1%に相当する。

以下は、2009年12月31日現在の総公債合計（未交換債務以外の不履行債務を含む。）を取引の種類別に示している。

債券（政府が保証する地方債（Bogar債）を含む。）66.6%、980億米ドル

多国籍・二国間の貸し手からの借入れ15.8%、233億米ドル

中央銀行からの一時前払金の形での短期債務、財務省債券および約束手形10.1%、149億米ドル

商業銀行および納入業者からの貸付4.4%、65億米ドル

国家保証借入（2009年10月以前に行われた国家保証借入の交換後、「 - 2001年の債務危機後の債務管理 - 他の再編および債務管理取引」を参照のこと。）3.1%、45億米ドル

2008年12月31日現在の名目GDPに対する総公債比率は、2007年12月31日現在の56.1%に比べ、48.8%に低下した。これは、名目GDPが成長を続ける一方で、総合財政黒字により資金需要が減った結果、新規の債券発行が減少したことによる。

2009年12月31日現在の2009年予想名目GDPに対する総公債比率は、2008年12月31日現在の48.8%に比べ、49.8%に上昇した。これは主に、ペソ表示の総公債合計の伸び（10.9%）が2009年予想名目GDPの伸び（8.7%）を上回ったことによる。

2008年12月31日現在、支払非継続債務は69億米ドルで、そのうち6億米ドル、即ち総公債合計の0.4%は支払期日未到来の支払非継続債務であり、63億米ドル、即ち総公債合計の4.3%は延滞金に相当する。

2009年12月31日現在、支払非継続債務は67億米ドルで、そのうち5億米ドル、即ち総公債合計の0.3%は支払期日未到来の支払非継続債務であり、62億米ドル、即ち総公債合計の4.2%は延滞金に相当する。

2008年9月、フェルナンデス・デ・キルチネル大統領は、パリクラブのメンバー国に関する二国間債務を支払う意向を表明した。アルゼンチンは、本決定を実施するための選択肢を評価中である。

2009年10月23日、アマド・ボウドウ経済大臣は、アルゼンチンは未交換債券の再編計画を進めると発表した。国会は2009年11月18日、条件に応じない債権者との新たな再編およびその他の取引に一定の制限を定めるアルゼンチン法第26,017号を停止する法案を可決した。フェルナンデス・デ・キルチネル大統領は2009年12月9日、150億米ドルを上限にアルゼンチンの発行登録書を提出することを経済財政省に許可する政令に署名した。

2010年3月1日、行政府は以下の政令を公布した。

2009年12月に行政府により創設された総額約66億米ドルの200年記念基金を創設した緊急政令を無効にする緊急政令

2010年中の多国間の行政機関への支払いを行うため、中央銀行から約22億米ドルを借り受ける政令。中央銀行は対価として、10年物米ドル建中期国債を受領することになる。

中央銀行からの借り受ける資金によって、民間の債券保有者に支払いを行うため、総額約44億米ドルの債務返済基金（以下「債務返済基金」という。）の創設を規定する緊急政令。中央銀行は、対価として10年物米ドル建中期国債を受領することになる。同政令は、債務返済基金の資金によるすべての支払いを検証し監督する議会の委員会の創設も規定する。

緊急政令は、立法府による法律と同等の効力を有しており、立法府両議院により可決または否決されなければならず、両議院により否決されるまで法的に有効である。

200年記念基金および最近の政令は、重要な政治的論争および訴訟を惹起した。200年記念基金創設を規定する政令の交付後、中央銀行前総裁は、200年記念基金を遂行する条件を順守しなかった。

2010年1月7日、行政府は、同総裁を罷免する緊急政令を公布した。2010年3月3日、地方連邦判事は、債務返済基金を創設した政令を停止させ、債務返済基金に移転されたいかなる資金の使用を差し止めた。政府はこの差し止めに対して控訴し、同控訴は継続中である。これらの論点に関する主要な訴訟については、「(7)その他 - 訴訟手続 - アルゼンチンにおける訴訟 - 200年記念基金」および「(7)その他 - 訴訟手続 - 米国における訴訟 - 米国訴訟におけるアルゼンチンの資産差押えの試み」を参照のこと。

一部の債務履行のために中央銀行から資金を借り受ける決定は、適切な水準の準備金の維持と債務の支払履行に関するアルゼンチンの能力と意思に対する信用の創造との間で均衡をとっている。政治的対立勢力の構成員およびその他の政府の批判者は、これらの手段に反対し、これらに対する訴訟を提起している。これらの事柄に関する論争および訴訟が悪影響を構成しない、または悪影響を有しないことを保証することはできない。

債務記録

序論

過去20年の間にアルゼンチンは2度にわたり対外債務不履行債務の再編を行ってきた。ブレイディ・プランおよび2005年債務交換である。

ブレイディ・プラン：1992年4月、アルゼンチンは、商業銀行に負っていた中期および長期債務に関し、ブレイディ・プランに基づく借換え契約を公表した。ブレイディ・プランは：

285億米ドルと見積もられる債務に適用され、これには見積上93億米ドルの遅延利息も含まれる。この額はその時残存していた商業銀行からの債務の96%超を表章していた。

結果として、アルゼンチンの対外債務を額面金額で約30億米ドル削減し、債務の額面金額を35%削減することとなった。

ブレイディ・プランの詳細は、「- 過去の債務再編 - ブレイディ・プラン」を参照のこと。

2005年債務交換：2001年12月に政府はアルゼンチンの公債の大部分につき支払停止を宣言し、2005年に交換募集により対外公債の再編を行った。2005年債務交換は、

約818億米ドルの不履行債務（対象証券の額面金額および2001年12月31日現在累積していた期日到来未払利息を含む。）に関連したものである。

2001年12月31日後から2003年12月31日まで累積していた期日到来未払利息は、認識しなかった。認識していればこの債務部門の金額を少なくとも1,026億米ドルは増加させていたであろう。

対象証券の総額の76.15%を表章する約62億米ドルに達した交換債券の総額を登録した。

2005年債務交換に関する詳細は、「 - 2001年の債務危機後の債務管理 - 2005年債務交換」を参照のこと。

2001年債務危機および2010年の予定されている債務交換

2001年12月24日に、(ロドリゲス・サア大統領の暫定統治下にあった)政府は、アルゼンチン公債の大半につき支払停止を宣言した。デュアルデ大統領、ロドリゲス・サア大統領の後継者、は数日後に就任した時に債務支払の停止を承認した。2002年1月6日に制定された国家緊急事態法(2011年12月31日まで延長されている。)は、政府が経済回復の条件を創出し、アルゼンチン公債を再編するために必要な措置を講ずる権限を政府に与えた。

2002年2月6日、政府は、アルゼンチンの公債に関する支払を公式に停止し、経済省にこれら債務の再編を行う権限を付与する政令第256号を発令した。続いて政府は、決議第73号(2002年4月)、決議第350号(2002年9月)、決議第449号(2002年10月)および決議第158号(2003年3月)を発した。これらに基づき政府は債務支払停止の範囲をより明確にした。これら政令に従い、政府は次の債権者に対する債務の履行を継続している。

多国間公式貸付機関

国家保証借入のペソ化に同意した債権者

政府の債務支払停止宣言以降に発行された新債券(Boden債など)の保有者

他の一定範囲の公債

2004年12月9日、ネストル・キルチネル大統領は、アルゼンチンの不履行債券による債務の相当部分を再編するための債務交換オファーを正式に承認する二つの法令にサインした。2005年1月14日、アルゼンチンは債務不履行証券を新たな元本維持債、準元本維持債および元本削減債ならびにGDP連動証券と交換するオファーを開始した。この交換オファーには76.2%が応じ、2005年2月25日に完了した。オファーは2005年6月2日に決済された。2005年債務交換に関する詳細は「 - 2001年の債務危機後の債務管理 - 2005年債務交換」を参照のこと。

政府が進める新しい再編計画の一環として、2009年10月23日にアマド・ボウドウ経済大臣により発表されたとおり、国会は2009年11月18日に、条件に応じない債権者との新たな再編およびその他の取引に一定の制限を定めるアルゼンチン法第26,017号を停止する法案を可決した。

過去の債務再編

パリクラブ：アルゼンチンは、1985年、1987年、1989年、1991年、1992年の5回にわたる個々の契約において、債権国のグループであるパリクラブのメンバーに対する債務を再編した。これらの契約の大半において、新たな償還期限は平均10年で、約5年半の猶予期間を伴っていた。これらの契約のもとでリスケジュールされた額は合計90億米ドルであった。政府は、2001年に始まった債務危機の間、パリクラブのメンバー国に対する債務について債務を履行しなかった。2008年9月に、フェルナンデス・デ・キルチネル大統領は、パリクラブのメンバー国に付随する二国間債務を支払う意向を発表した。アルゼンチンは、この決定を実施するための選択肢を評価中である。パリクラブの債権国に対し負っている債務の詳細は、「金融機関に対する債務」を参照のこと。

商業銀行：1985年および1987年にアルゼンチンは国際商業銀行債権者に対し負っていた347億米ドルの債務につき再編交渉を行った。これら銀行による総額約30億米ドルの新規貸付提供に加え、「ニュー・マネー・ボンド」および「代替参加証書」（「API」）という2つの債券発行がこの再編の一部をなしている。銀行債権者への利息支払は1988年4月に停止され、ブレイディ・プラン（以下に記載される。）に基づく中期および長期の商業銀行債務の借換えまで、部分的に再開されたただけであった。

ブレイディ・プラン：1992年4月、アルゼンチンは、商業銀行から借入れた中期および長期債務に関しブレイディ・プランに基づく借換契約を発表した。ブレイディ・プランは、当時未払いであった商業銀行の債務の96%超に相当する、推定93億米ドルの遅延利息を含む推定285億米ドルの債務に適用された。ブレイディ・プランはアルゼンチンの対外債務の額面金額の約30億米ドル、また名目債務の35%削減を達成した。

商業銀行への債務の96.0%超はブレイディ・プランに従い借換えられた。ブレイディ・プランは、支払期日到来利息債務92億米ドルを含めずに残存していた285億米ドルの対商業銀行債務と交換に、元本維持債、元本削減債および変動利付債券、もしくは「FRB」の発行ならびに7億米ドルの現金支払いを規定している。

ブレイディ債の要項は次の通りである。元本維持債は、

元本総額125億米ドルおよび2億8,400万ドイツ・マルクで発行された。

満期は30年間であった。

米ドル建元本維持債の場合、7年目に4%から6%に上昇する固定金利で、ドイツ・マルク建元本維持債の場合、

5.87%と一定の固定金利で利息を付された。

元本削減債については以下の通り。

元本総額41億米ドルおよび2億8,200万ドイツ・マルクで発行された。

満期は30年間であった。

金利は関連通貨のLIBOR金利プラス0.813%とされた。

満期時の元本維持債および元本削減債の元本支払いは、米国財務省およびドイツ復興金融公庫ゼロ・クーポン債により担保されていた。米ドル建の元本維持債および元本削減債の利息支払いは、12か月分の利息に相当する金額を上限に担保により保証された。ドイツ・マルク建の元本維持債および元本削減債の利息支払いは、12か月分の利息を下回る金額に相当する金額を上限に担保により保証された。変動利付債券（「FRB」）については以下の通り。

元本総額85億米ドルで発行された。

満期は12年間(分割償還)であった。

金利は関連通貨のLIBOR金利プラス0.813%とされた。

アルゼンチンは2001年の債務不履行までブレイディ債の元利金支払いを行っていた。おおよそ95.7%の米ドル建のブレイディ債と81.3%のユーロ建のブレイディ債が2005年の債務交換で交換された。

2009年12月31日現在：

2005年債務交換で交換されなかった元本維持ブレイディ債の3億5,650万米ドルが残存しており、そのうち1億500万米ドルが支払期日到来利息に相当する。

2005年債務交換で交換されなかった元本削減ブレイディ債の1億1,000万米ドルが残存しており、そのうち2,100万米ドルが支払期日到来利息に相当する。

2005年債務交換で交換されなかった変動利付債券の1億1,350万米ドルが残存しており、そのうち1億750万米ドルが支払期日到来元金に相当する。

元本維持ブレイディ債および元本削減ブレイディ債に関する元本支払および一部の利息支払は担保物件により担保されている。これら担保の取決めについては「- 2001年の債務危機後の債務管理 - 担保付または保証付債務」を参照のこと。

2001年の債務危機後の債務管理

2001年末の債務支払停止後、政府が採用した様々な緊急措置の影響を受けた個人および国内外の金融機関に補償を提供する目的で、政府はBoden債の発行を開始した。以下は種々の形式のBoden債の一部を簡潔に説明したものである。

預金者向Boden債(Boden Depositor)：政府は、2002年以来、銀行預金のペソ化およびリスケジュールの結果預金者が被った損失につき補償を行うためにこの債券を発行してきた。銀行は、この債券の名目元本額を所定の割引率で割引いた金額を政府に払戻す義務を負う。2008年12月31日現在、これらの債券は総額32億米ドル残存しており、そのすべてが米ドル建であった。

Boden補償債(Boden Compensation)およびBoden補填債(Boden Coverage)：2002年以来、政府は、実質的にすべての外貨建貸付および負債を等価ではなくペソ化した結果銀行が被った損失を補償するため、銀行向けにこの債券を発行した。2008年12月31日現在、Boden補償債は総額23億米ドル残存しており、そのすべてが米ドル建であり、Boden補填債は総額18億米ドル残存しており、そのすべてが米ドル建であった。また、未応募のBoden補償債およびBoden補填債は3,550万米ドルであった。

Boden利得債(Boden Restitution)：政府は、2001年に行われた給付および給与の13%削減に関し年金受給者および公的部門被雇用者に対する補償を行うために2003年にこの債券を発行した。これらの債券はCER指数と連動している。2008年12月31日現在、この債券は総額130万米ドル相当残存しており、そのすべてがペソ建であった。

*Boden*準通貨債(*Boden Quasi-Currency*): 政府は、それ自体の準通貨債券(Lecops債)の実質的にすべて、および州により発行された準通貨債券(Patacones債として知られるブエノスアイレス州が発行した債券など)の実質的にすべてを償還する過程の一環として、2003年に中央銀行に対しこの債券を発行した。これらの債券は、CER指数と連動している。2008年12月31日現在、この債券は総額10億米ドル相当残存しており、そのすべてがペソ建てであった。

*Boden*非対称インデクセーションCER-CVS: 2005年以来、政府は発生した非対称インデクセーションに対し補償を行う目的で銀行向けにこれらの債券を発行している。銀行がCER(CPIリンク指数)によるスライド式の資産を保有していた場合、およびCVS(給与リンク指数)によるスライド式負債を保有していた場合に発生した。これらの債券はCER指数と連動していない。2008年12月31日現在、これら債券は総額1,650万米ドル相当残存しており、そのすべてがペソ建てであった。

Boden債(上記を含む。)の発行残高は以下の通りである。

2004年12月31日現在は178億1,000万米ドル

2005年12月31日現在は211億2000万米ドル

2006年12月31日現在は213億1,000万米ドル

2007年12月31日現在は202億米ドル

2008年12月31日現在は198億5,000万米ドル

2009年12月31日現在は143億2,500万米ドル

2001年12月の債務支払停止以降も、政府はBocones債の発行を継続した。政府が1991年以降発行してきたこの債券は、主として年金受給者および種々の民間債権者に負っている政府債務を再編するために利用されている。1997年8月に政府はまた、1976年から1983年の間の軍事独裁政権により収監されまたはその統治下で行方不明となった人々の家族に対する賠償金として一連のBocones債を発行することを許可した。こうしたBocones債の発行残高は以下の通りである。

2004年12月31日現在は24億9,000万米ドル

2005年12月31日現在は25億2000万米ドル

2006年12月31日現在は34億3,000万米ドル

2007年12月31日現在は40億7,000万米ドル

2008年12月31日現在は39億5,000万米ドル

2009年12月31日現在は21億米ドル

2005年債務交換

2005年1月14日、アルゼンチンは2001年に債務不履行に陥った152種の異なる種類の証券を新たな元本維持債、準元本維持債、元本削減債、GDP連動証券と交換する任意のグローバルオファリングを開始した。債務交換の対象となる債券の総額(対象となる債券の額面価格、および2001年12月までに累積した未払いの支払期日到来利息を含む。)はおよそ818億米ドルであった。2001年12月31日から2003年12月31日までに累積した未払いの支払期日到来利息は交換の対象外であった。対象となっていた場合、この負債区分は少なくとも1,026億米ドルまで増大していたことだろう。2005年債務交換で申込まれた証券の総価値は約623億米ドルであり、対象証券の総価値の76.15%に相当する。

交換に提出された証券と提出時期により、オファリングに参加した対象証券の所有者はその保持していた証券と引き換えに以下の異なった組み合わせの債券を受取る権利があった。:

2038年12月31日満期の元本維持債（「2038年元本維持債」）

2033年12月31日満期の元本削減債（「2033年元本削減債」）

2045年12月31日満期の準元本維持債（「2045年準元本維持債」）

2035年12月15日までに期限が到来するGDP連動証券（「2035年GDP連動証券」）の想定元本金額

2005年債務交換への参加者はアルゼンチンによる未交換債券の買戻し、交換または変更など将来のどんなオファリングにも参加できる権利を持つ。

強制買戻し条項によりアルゼンチンは明確な金額を新たな債券や他の債務の買戻しに計上しなければならない。加えて、もしアルゼンチンのGDPが事前に決められた閾値を越えた場合、アルゼンチンは2005年の債務交換で発行された債券の買戻しを求められる。条項に関する詳細は、サムライ債とユーロ円債を新しい債権に交換するために提出した届出書を参照のこと。

2005年債務交換で発行された証券の要項は次の通りであった。

2038年元本維持債については以下の通り。

元本総額150億米ドルで発行された。

満期は33年間である。

1.33%から5.25%（米ドル建2038年元本維持債）に、1.20%から4.74%（ユーロ建2038年元本維持債）に、0.63%から2.48%（ペソ建2038年元本維持債）に上昇する固定利付である。

2033年元本削減債については以下の通り。

元本総額119億米ドルで発行された。

満期は28年間である。

8.25%（米ドル建2033年元本削減債）、7.82%（ユーロ建2033年元本削減債）、5.83%（ペソ建2033年元本削減債）の固定利付である。

2045年準元本維持債については以下の通り。

元本総額243億ペソ(約83億米ドル)で発行された。

満期は40年間である。

3.31%の固定利付である。

2035年GDP連動証券については以下の通り。

約623億米ドルの想定元本金額で発行された。

当初、基礎となる2038年元本維持債、2033年元本削減債および2045年準元本維持債とともに単一のユニットとして発行された。

2035年12月15日までに期日が到来する。

当該年のアルゼンチンのGDP実績に関連する多数の条件が満たされる場合にのみ、いかなる特定の基準年についても支払を行う。2035年GDP連動証券の存続期間中に支払われる総額は、2035年GDP連動証券1ユニット当たり、各通貨ユニットで測定して0.48を超えることはできない。

ペソ建2038年元本維持債、2033年元本削減債および2045年準元本維持債すべての未払い元本金額は、参照安定化指数(Coeficiente de Estabilización de Referencia「CER」)に基づきインフレーションについて調整される。CERは、消費者物価指数(「CPI」)の変化で測定される通り、アルゼンチンの消費者物価インフレに対してそのペソ建価格を連動させる計算単位である。

ブレイディ債の保有者は元本総額約28億米ドルおよび2億3,540万ユーロのブレイディ債を交換に付し、その現在価値をブレイディ債の元本担保の償還から現金で受取った。

2005年債務交換は2005年6月2日に決済した。

2005年債務交換に申込んだ保有者が受け入れた純現在価値減少の計算は個々のものであり、金利およびその他要因の実績といった要素に応じて時間とともに変化し得る。アルゼンチンは、債券保有者に対する債務削減の厳密な価値を確定するいかなる統計も維持していない。それでも、民間アナリストは当時、債務削減が2005年対象証券の元来の価値の約65%から75%であると予測した。

他の再編および債務管理取引

2006年8月31日、アルゼンチンはBanco de la Nacion Argentina(アルゼンチン国立銀行)に保有していた債務を再編した。この債務はペソ建で総額15億ペソのBonos-Pagare債を発行することで再編された。

2007年1月31日、アルゼンチンとスペインは、2001年の経済危機の間にIMFプログラムの下でなされた二国間債務、9億8,200万米ドルを再編した。アルゼンチンはLIBORに140ベース・ポイントを加えた率でかかる再編がなされる6年以内にスペインに返済することに同意した。

2009年における債務管理取引 2009年において、債務管理はアルゼンチンの財務戦略の重要な面をなした。かかる期間に行われた債務管理取引により、アルゼンチンの債務総額は約24億ペソ、アルゼンチンの債務支払は2009年に67億ペソ減少し、2012年までの4年間では総額238億ペソ減少するであろう。アルゼンチンの債務構成も変化した。外貨建債務の比率は同程度であったが、アルゼンチンの債務総額に対するCER指数連動債券の比率は、2008年12月31日現在の37.0%から2009年12月31日現在の25.4%に低下した。これらの債務管理取引の主な目的は以下のとおりである。

支払期限を延長し、変動金利のエクスポージャーをCER指数の関連リスクからBADLAR金利の関連リスクに変えることにより、2009年から2012年までのアルゼンチンの支払債務構成を改善する。

BADLAR金利に連動した利回り曲線を作成する。これにより、公的および民間部門の発行者に価格決定のベンチマークを提供することができる。

金融機関にBADLAR金利に連動した債務をヘッジできる商品を提供する。

以下は、2009年に行われた債務管理取引に関する記述である。

1月のオファー 2009年1月23日、アルゼンチンはアルゼンチンにおいて、2011年までに満期を迎える4つの国家保証借入をアルゼンチン法に準拠した2014年満期のペソ建債券および約束手形ならびにPromissory Notes Pesos 2014に交換するオファーを開始した。この交換で提供されるBonar pesos 2014債は、発行後1年間は年率15.4%、その後はBADLAR金利に275ベース・ポイントを加えたものに相当する変動金利（年率）がつく。

交換オファーは、2つの段階からなる。オファーの第1段階は、銀行、保険会社およびANSESを中心とした国内の機関投資家を対象としたものであり、第2段階は国内の機関投資家と国外の投資家の双方を対象としたものである。両段階における保有者は総額175億ペソの国家保証借入を交換し、引き換えに総額123億ペソのBonar pesos 2014債および総額49億ペソのPromissory Notes Pesos 2014を受領した。

8月のオファー 2009年8月27日、アルゼンチンはアルゼンチンにおいて、2016年までに満期を迎える2つのBocones債および2011年までに満期を迎える2つの国家保証借入をBonar pesos 2014債およびPromissory Notes Pesos 2014に交換するオファーを開始した。かかる交換は、適格証券の保有者全てを対象とした。保有者は、総額46億ペソのBocones債および総額4億7,000万ペソの国家保証借入を交換し、総額38億ペソのBonar pesos 2014債および総額5億6,400万ペソのPromissory Notes Pesos 2014を受領した。

9月のオファー 2009年9月2日、アルゼンチンはアルゼンチンにおいて、2012年までに満期を迎える5つの国家保証借入および2014年満期のBoden債をアルゼンチン法に準拠した2015年満期のペソ建債券および約束手形ならびにPromissory Notes Pesos 2015に交換するオファーを開始した。この交換で提供されるBonar pesos 2015債は、BADLAR金利に300ベース・ポイントを加えたものに相当する変動金利（年率）がつく。最初の2年間はBADLAR金利に相当する金額が資本化され、同期間において300ベース・ポイントに相当する金利が支払われる。その後は変動金利で全額支払われる。かかる交換は、適格証券の保有者全てを対象とした。保有者は、総額99億ペソのBoden2014債および総額21億ペソの国家保証借入を交換し、総額90億ペソのBonar pesos 2015債および総額19億ペソのPromissory Notes Pesos 2015を受領した。

債務再編の過程およびエクステンジ・オファーの条件決定の詳細

2001年に債務不履行に陥った後のアルゼンチンの債務再編への取り組みは、2つの主要な段階に分けられる。

2005年債務交換に伴う段階（「2005年オファー段階」）、および

予定されている2010年のエクステンジ・オファーに伴う段階（「2010年オファー段階」）

各段階でエクステンジ・オファーの要項を作り上げる中で、アルゼンチンは以下を含む重要事項を検討する必要があった。

債務持続性

アルゼンチンおよびその国民に影響を及ぼす社会的および経済的事項

債権者、債権者グループ、投資銀行および金融機関を含む市場参加者との協議で得た意見

他の国および公共部門機関との協議、および

法的制限および制約

2005年オファー段階

2005年オファー段階で、アルゼンチンは、長期にわたる複雑な分析および協議の過程を経てオファーの要項を作り上げた。政府の資金および債務支払能力は、国内で直面する社会経済的課題に対応する必要性により深刻な制約を受けた。かかる課題には、史上最悪の経済危機に続く、蔓延する貧困およびアルゼンチン国民の広範な社会的ニーズが含まれる。

アルゼンチンは、将来的な債務支払のため慎重かつ持続的な道を模索した。その中で、アルゼンチンは2002年、債務再編について債権者ならびにその他市場および公共部門参加者と討議を開始した。

アルゼンチンの交渉過程は、資本市場の変遷する現実を反映させた形をとった。アルゼンチンは、多様な金利で世界中に所在する多数の債権者およびさまざまな法律に準拠する100種以上のシリーズの債券を有する。アルゼンチンおよび他国が商業銀行債権者と取引する場合に行ってきたように債務委員会を設置するのではなく、アルゼンチンは異なる債権者を代表するさまざまなグループと会合を行った。アルゼンチンはまた、オファーを実施する予定の法的管轄地域で適用ある証券法に準拠して、全債権者間で平等に情報を共有するよう努めた。委員会が関与する国家の債務再編では、委員会メンバー、公共部門機関および多国間組織が合意に達した後、当該国の債務再編の提案を支援していた。こうした委員会が関与する国家の債務再編とは異なり、アルゼンチンの協議に基づく過程は、代わりに、情報の利用に厳格な制限のある世界中のさまざまな資本市場関係者を背景に、交渉のための合理的な過程を設けるという取り組みであった。この道程をたどるにあたり、アルゼンチンは特にウルグアイ、パキスタンおよびウクライナと類似した方法を進めた。

アルゼンチンが2005年オファー段階で協議を行ったグループには以下が含まれた。

アルゼンチン債権者委員会（「ABC」）

タスク・フォース・アルゼンチン（「TFA」）

アルゼンチン債券再編代理株式会社（「ABRA」）

ABC、TFA、ABRAおよびその他の債権者グループで構成される傘型組織であるアルゼンチン債権者世界委員会（「GCAB」）

イタリア、ドイツ、日本およびその他の法的管轄地域における他の多数の債権者グループおよび消費者グループの代表者アルゼンチンは債権者と協議すると同時に、以下を含む政府の、多国籍のおよび他の公的部門の機関と対話を継続した。

米国財務省ならびにイタリアおよびドイツの当局を含む、債務不履行で影響を受けた債権者が多数にのぼる国の政府機関、および

IMFなどの多国籍機関

協議および交渉で支援を受けるため、アルゼンチンは金融アドバイザーを雇用した。かかるアドバイザーは、アルゼンチンがオファアの規定に着手するのに資するため、会合の設定、債権者の特定および市場の調査を支援した。

2003年9月、アルゼンチンは、ドバイで開催されたIMFおよび世界銀行の年次会合においてオファアの指標となる要項を発表した。その後、アルゼンチンは、市場および公共部門の代表者らと討議を継続した。エクステンジ・オファアの実施に着手する準備ができた時点で、アルゼンチンは2004年2月にメリルリンチ、パークレーズ・キャピタルおよびUBS投資銀行（「2005年オファア管理銀行」）を任命した。管理銀行は、さらなる協議および2005年債務交換の改善を支援した。

アルゼンチンは、過程において断固とした強い反対に遭い、これは2005年債務交換で最高潮に達した。誠実に交渉した債権者もいたが、交換に応じることを希望した保有者の割合が大きかったにもかかわらず、その他の債権者は2005年債務交換の全体を禁止しようとした。一部の積極的な債権者およびグループは、訴訟、対抗宣伝キャンペーンおよびその他の方法を通じて2005年債務交換への参加を減らそうとした。

アルゼンチンは最終的に、中長期的な債務持続性の達成を目的に、財政およびその他の制約に照らしてさまざまな債権者関係者のニーズを、誠意を持って考慮した後、2005年債務交換の要項を決定した。協議および交渉の過程により、債権者の特別なニーズおよび要件を考慮した要項につながった。アルゼンチンは、GDPが想定基準年率を上回った金額に基づく支払いを生み出す（従って、アルゼンチン経済の一切の改善の良い面を債権者に与える。）GDP連動証券を含めた。アルゼンチンはまた、小売債権者を最もひきつける元本維持オプションおよび債権者が求める他の特徴の中でも特に機関債権者を最もひきつける元本削減オプションも提供した。

債権者はまた、2005年債務交換への参加の条件として、アルゼンチンが債権者間の懸念に留意する必要があると主張した。アルゼンチンは、債務交換に応じない債権者が将来的により有利な条件を享受することはできないとの法的な保証がなければ、2005年債務交換に参加しないという意見を多数の債権者から受け取った。これにより、2005年債務交換で発行された証券の要項に、申込む債券保有者には将来交換が行われる場合に一定の権利を付与するとの条項(「RUF0条項」)を加えることとなった。2005年債務交換が開始された後、一部の債権者が、RUF0条項では申込む債券保有者に十分な保護を提供しておらず、アルゼンチンが後日、交換に応じなかった債権者に対して、より有利な取引を打ち出す可能性があるとの強い懸念を表明した。申込む債券保有者を安堵させ、2005年債務交換への参加レベルを引き上げる取り組みの中で、議会は続いて「ロック法」として知られる法律第26,017号を可決した。ロック法では、議会の承認なしに行政機関が2005年債務交換を再開することを禁止し、また、2005年債務交換への参加の対象証券(「2005年対象証券」)でありながら交換に応じなかったものに関するあらゆる種類の決済を禁止した。

2005年債務交換が2005年対象証券の76.15%の持分にあたる保有者に受入れられた後でも、最も積極的な交換に応じなかった債権者のうち2名が、彼らがすでに取得していた、2005年債務交換の債務削減の目的を挫折させる命令をアルゼンチンが解除させることができるまでの約2か月にわたり決済の妨害を行った。2005年債務交換は2005年6月2日に決済され、2005年債務交換の時点で総額約186億米ドルの2005年対象証券の保有者が2005年債務交換に応じなかったが、残りの保有者は、アルゼンチンがそれ以降支払いを行っている新証券を取得した。

2005年債務交換に申込んだ保有者が受入れた現在価値の削減純額の計算は個々のものであり、金利およびその他の要因の実績といった要素に応じて時間とともに変化する可能性がある。アルゼンチンは、債券保有者に対する債務削減の厳密な価値を突き止めるいかなる統計も維持していない。それでも、民間アナリストは当時、債務削減が2005年対象証券の元来の価値の約65%から75%であると予測した。

2010年オファー段階

2008年、アルゼンチンは、その債権者に対する実現の可能性のある新規オファーの要項の概要を示す提案を受け始め、また検討し始めた。政府は2008年、債権者と新規オファーについて交渉を進めることを決定したが、この交渉は世界的な金融危機により先送りされた。ついに2009年、アルゼンチンは新規オファーの実施の支援および2010年オファー段階の正式な開始のため、投資銀行と契約を締結した。

最終オファーへの到達の一環として考慮および検討しなければならない通常のある要素に加え、アルゼンチンは以下の2点の法的制約も受けた。

ロック法、および

RUF0条項

議会は2009年12月、ロック法第2、3および4条の作用を停止し、アルゼンチンが2005年債務交換よりも有利なオファーを債権者に提供することを防ぐ法律第26,547号を可決した。アルゼンチンが2005年債務交換よりも有利なオファーを債権者に提供できていれば、RUF0条項の適用により、2005年債務交換に参加した債権者に新規オファーに参加する動機をもたらしていたと推測される。

アルゼンチンは、最終オファーの要項を見出すために必要な過程の一環として、投資家との協議を実施し、2005年債務交換の場合と同様、財政およびその他の制約に照らして中長期的な債務持続性の強化を目的として、さまざまな債権関係者のニーズを、誠意を持って考慮する意向である。

間接債務

政府は、州およびその他の国営および民間団体の特定の債務に関する元利金支払 - 一部または全部 - につき保証を付している。これら政府保証の一部は政府の資産または受取租税により担保されている。

2009年12月31日現在、政府は、2008年12月31日現在の144億米ドルに対し総額142億米ドル（支払期日到来元利金を含む。）の第三者の債務を保証しており、これらは以下の債務により構成されている。

政府から独立化している国営企業（バンコ・デ・ラ・ナシオン・アルヘンティーナ（アルゼンチン国立銀行）など）が負っていた負債125億米ドル（2008年12月31日現在は126億米ドル）。その大半は非金融公共機関が負っており、この総額の93.0%（2008年12月31日現在は99.0%）は、それら債務の直接の債務者の資産により担保されていた。かかる負債には、Bogar債発行に起因する“*Fondo Fiduciario para el Desarrollo Provincial*”（州開発信託基金、または「FFDP」）、が保持していた101億米ドル（2008年12月31日現在は110億米ドル）の負債が含まれる；

2002年、“*Fondo Provincial para el Desarrollo*”（州開発基金）が多くの州の債務再編のために発行した元本総額95億米ドルのBogar2018債。これらの返済は政府により保証されているため、政府の間接債務となっている；

金融システム（主として銀行）から特定企業が保持している負債を再編するために2005年と2006年の期間にFFDPが発行した元本総額5億9,600万米ドル（2008年12月31日現在は6億4,600万米ドル）のBogar2020債。Bogar2020債はペソ建てでCER指数に連動しており、年間固定利率2%がつく。Bogar2018債と同様に、Bogar2020債の元利金は政府により保証され、政府の間接債務となっている；

州による負債の14億米ドル（2008年12月31日現在は15億米ドル）（ブエノスアイレス市を含む）で、その全額が発行者の資産により担保された；および

民間部門事業の負債、3億2,300万米ドル（2008年12月31日現在は3億3,600万米ドル）。この負債は全く発行者の資産により担保されていなかった。

これら債務に関する政府および州の間の協定に関しては、「(5) 財政 - 州との財政的關係 - その他の州との取決め」を参照のこと。

担保付または保証付債務

特定の政府債務は、受取租税および他の形式の担保を含む特定の資産にかかる質権により担保されている。以下にこれら担保約定を記載する。

国家保証借入： この借入は金融取引および配分租税（すなわち、租税配分法に基づき政府が州と分配しなければならない租税）より生ずる歳入のうち、政府の帰属分に対する質権により担保される。2008年12月31日現在、120億米ドルの国家保証借入の元本残高があった。アルゼンチンは、国家保証借入に関する債務の一部を2009年の2月および9月に新たなペソ建債券と交換した。2009年12月31日現在、国家保証借入の元本残高は45億米ドルであった。「*R - 2001年の債務危機後の債務管理 - 他の再編および債務管理取引*」を参照のこと。

Bogars債： この債券は、金融取引に係る租税および配分租税から生じる歳入の政府の帰属分に対する質権を通じて担保される。2008年12月31日現在、110億米ドルのBogars債元本残高があった。2009年12月31日現在のBogars債元本残高は101億米ドルであった。

ブレイディ債： 元本維持債および元本削減ブレイディ債の総元本金額は、米ドル建債券の場合はゼロ・クーポン米国公債により、またユーロ建（当初はドイツ・マルク建債券であった。）の場合はドイツ復興金融公庫が発行したゼロ・クーポン債券により担保される。これら債券を担保する担保物件は2023年のこれら債券の満期日までは引出すことはできない。2008年12月31日現在、1億2,700万米ドルのブレイディ債元本残高があった。2009年12月31日現在のブレイディ債元本残高は1億3,710万米ドルであった。ブレイディ債に対し支払われる利息の部分についても担保される。

- 米ドル建またはユーロ建元本削減ブレイディ債については、利息の担保は、残存債券の元本金額に対し推定率8.0%で算出した12か月分の利息に相当する金額で取置かれる。
- 米ドル建元本維持ブレイディ債については、利息の担保は残存債券の元本金額につき推定率6.0%で算出した12か月分の利息に相当する金額で取置かれる。
- ユーロ建元本維持ブレイディ債については、利息の担保は残存債券の元本金額につき推定率5.87%で算出した12か月分の利息に相当する金額で取置かれる。

2002年7月以降、元本維持ブレイディ債および元本削減ブレイディ債の財務代理人はこれらの債券に対する利息支払を、その支払を担保するために取置かれた担保を流動化し引出すことにより、その期日到来時に行ってきた。

2009年12月31日現在、担保は以下のように評価された。

米ドル建の元本削減債の利息支払いについて530万米ドル。米ドル建の元本維持債にかかる利息支払については残存する担保は無かった。

米ドル建の元本維持債および削減債の元本支払について9,980万米ドル

ユーロ建元本削減債の利息支払について10万米ドル。ユーロ建の元本維持債にかかる利息支払については残存する担保は無かった。

ユーロ建の元本維持債および削減債の元本支払については3,190万米ドル

スペイン債：1993年にブレイディ債の債務再編の一環として政府はスペインの銀行に対し(30年物のブレイディ債の代りに)2008年に満期を迎える無担保債券を発行した。この債券はスペイン政府により保証され、スペイン政府は2001年におけるアルゼンチン政府による債務支払停止の後、その保証を履行した。2009年12月31日現在、アルゼンチンのかかる債券について、期日到来利息支払いは累積で1,410万米ドル、期日到来元本支払いは5,470万米ドルとなっている。かかる債券は2008年3月31日に満期を迎えた。元利支払いは引続き停止中である。

租税相殺の仕組み

過去に政府は、特定の債券の保有者に、利払の代わりに租税債権を受領するオプションを付与してきた。この租税債権は、債券保有者をそれが政府に対し負っている租税債務から解放するために利用することができる。特定種類の債券に関しては、租税相殺オプションは政府による利払不履行の場合にのみ利用できる。

いくつかの種類の異なる政府債がこの租税相殺の性質(法によるかまたは債券の要項による)を有しており、その個々の仕組みは異なる。この租税相殺の仕組みは、1991年にBocones債が最初に発行されて以来その特性であった。

2004年4月に、すべての政府中期債券と政府債券に関するこの租税相殺の仕組みは(Bocones債および特定のBoden債のいくつかの例外はあるが)停止された。

公債の変遷

2004年から2009年にかけて、アルゼンチンの総公債合計は2004年12月31日現在の1,913億米ドルから23.1%減少して2009年12月31日には1,471億米ドルとなった。これは主に、2005年債務交換によるものである。2005年債務交換の後、名目GDPに対する債務総額の比率は、2005年12月31日現在の73.9%から徐々に低下し、2009年12月31日には推定49.8%となった。2004年から2009年まで、アルゼンチンでは国際資本市場へのアクセスが制限されており、かかる期間に発生した新たな債務の大半はペソ建および米ドル建の国内債務であった。2005年債務交換の後、ペソ建債務および外貨建債務の割合は比較的安定を維持している(2005年から2009年12月31日までは各々約半々)。示された場合を除き、2008年12月31日時点で総額約290億米ドルに達した未交換債務は債務総額に含まれない。2009年12月31日現在、未交換債務は総額約298億米ドルであった。

次の表は、記載の期間におけるアルゼンチンの総公債合計に関する情報を示している。この表では備忘項目として、2008年12月31日時点で総額約290億米ドルに達した未交換債務が含まれる。2009年12月31日現在、未交換債務は総額約298億米ドルであった。

総公債合計(1)

(単位:百万米ドル)

	12月31日現在					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
ペソ建債務(2)						
支払継続	36,202	61,634	64,844	68,000	68,984	67,390
支払非継続(期日未到来)(3)	3,256	1,039	487	166	141	121
支払非継続延滞元本	6,876	125	197	185	172	72
支払非継続延滞利息	337	17	21	24	21	10
ペソ建債務合計	46,671	62,816	65,549	68,375	69,318	67,593
総公債合計に占める比率	24.4%	48.6%	47.9%	47.2%	47.5%	45.9%
外貨建債務(4)						
支払継続	44,696	59,771	63,926	69,977	70,062	73,009
支払非継続(期日未到来)(3)	61,811	2,657	2,092	1,096	449	355
支払非継続延滞元本	23,616	3,215	4,227	4,248	5,064	5,081
支払非継続延滞利息	14,515	767	931	1,033	1,082	1,081
外貨建債務合計	144,638	66,410	71,176	76,354	76,657	79,526
総公債合計に占める比率	75.6%	51.4%	52.1%	52.8%	52.5%	54.1%
総公債合計(延滞分を含む。)(5) (6)	191,309	129,227	136,725	144,729	145,975	147,119
担保および他の債権	(19,425)	(17,743)	(18,195)	(16,865)	(15,865)	(14,300)
担保および他の債権控除後の公債 合計(延滞分を含む。)(5)	171,884	111,484	118,530	127,863	130,110	132,820
備忘項目:						
総公債合計(延滞分を含む。)の対 GDP比(7)	127.3%	73.9%	64.0%	56.1%	48.8%	49.8%
総公債合計(延滞分を含む。)の対 年間政府歳入比	532.9%	297.2%	265.6%	206.6%	161.2%	167.6%
未交換債務(延滞分を含む。)	-	23,556	26,076	28,857	28,984	29,808
為替レート(8)	2.98	3.04	3.06	3.15	3.45	3.80
CER(参照安定化)指数(8)	1.54	1.72	1.89	2.05	2.21	2.37

注(1)債務合計は各期末現在の為替レートを使用して算出。Boden債および Bogars債に関連する債務は、2001年12月31日、2002年2月3日、2002年2月4日のいずれかのみなし発行日に再分類された。

(2) 自国通貨建公債(公債、国家保証借入、Bogars債、中央銀行からの一時前払金、財務省債券、商業銀行債務、約束手形およびその他)を含む。当初は米ドルで発行しペソに転換された債務証券を含む。この証券の一覧については、「- 2001年の債務危機後の債務管理」を参照のこと。

(3) 支払非継続債務の定義については、「第3-1.定義」を参照のこと。

(4) 外貨建公債(多国間・二国間債務、公債、商業銀行債務およびその他)を含む。

(5) 未交換債券を除く。未交換債券の総額は、2008年12月31日現在は290億米ドル、2009年12月31日現在は298億米ドルであった。

(6) 主要債務者からアルゼンチンに対して支払額を弁償する債務を示す担保およびその他の債権を含む。

(7) GDPの数値は名目値で表示される。2009年の名目GDPは推定値である。

(8) 各期末現在の総公債合計を算出するために使用された為替レートおよびCER(参照安定化)指数。

出所: 経済省

2004年、アルゼンチンの総公債合計は7.0%増加し1,913億米ドル（名目GDPの127.3%）となった。政府の支払期日到来元本は、さらに124億米ドル累積され、総額305億米ドルとなった。総公債合計の増加は主として以下の要因から生じた。

約40億米ドルのペソ建債券および46億米ドルの新規外貨建債券の発行。

合計約32億米ドルの為替相場の変動分と約24億米ドルの複利計算による利息。

インフレ調整による約17億米ドルのペソ建債務の増加。

さらなる支払期日到来利息の累積額50億米ドル。

2005年、アルゼンチンの総公債合計は32.5%減少し、1,292億米ドル（名目GDPの73.9%）となった。2005年の総公債合計の減少は、主として、2005年債務交換の効果、ペソの対ドル切下げおよびドル表示でのアルゼンチンのユーロ建債務額を削減させたドルの対ユーロの名目切上げに起因する。2005年債務交換は、2002年以降累積されてきた支払期日到来利息が交換対象に含まれておらず、また政府は未交換債券の計上をやめたため、2005年債務交換の結果債務は減少した。

債務の減少は以下により一部相殺された。

241億米ドルのペソ建債券の発行

234億米ドルの外貨建債券の発行

2005債務交換において発行された、2045年準元本維持債および2033年元本削減債の利息約19億米ドルを含む利息の複利計算

インフレ調整から生じたペソ建債務の合計約57億米ドルの増加。

2006年に、アルゼンチンの総公債合計は5.8%増加し1,367億米ドル（名目GDPの64.0%）となった。総公債の増加は主に以下による。

19億米ドルのペソ建債券の発行

63億米ドルの外貨建債券の発行

為替相場の変動による総額約9億米ドルおよび複利計算による利息の約11億米ドル

インフレ調整による合計約51億米ドル

[次へ](#)

2007年にアルゼンチンの総公債合計額は5.9%増加して1,447億米ドル（名目GDPの56.1%）となった。総公債合計の増加は主に以下による。

- 45億米ドルのペソ建債券の発行
- 85億米ドルの外貨建債券の発行
- 複利計算による11億米ドルの利息
- インフレ調整による46億米ドル

2008年に、アルゼンチンの総公債合計は0.9%増加して1,460億米ドル（名目GDPの48.8%）となった。総公債合計の増加は主に以下による。

- 176億米ドルのペソ建債券の発行
- 49億米ドルの外貨建債券の発行
- 複利計算による11億米ドルの利息
- インフレ調整による45億米ドル

これらの要因は、187億米ドルの元本償却支払、15億米ドルの債務買戻しおよび債務を68億米ドル減少させた為替レート変動により一部相殺された。

2009年に、アルゼンチンの総公債合計は、0.8%増加して1,471億米ドル（2009年の推定名目GDPの49.8%）となった。総公債合計の増加は主に、以下によるものであった。

- 333億米ドルのペソ建債券の発行
- 70億米ドルの外貨建債券の発行
- 複利計算による11億米ドルの利息
- インフレ調整による27億米ドル

これらの要因は、合計248億米ドルの元本償却支払、2009年第1四半期から第3四半期に行われた債務管理取引から生じた合計96億米ドルに相当する国家保証借入、Boden 2014債および2つのBocones債のシリーズの取消し、合計26億米ドルとなった超過GDPを伴う2033年元本削減債および2038年元本維持債の買戻しならびに債務を60億米ドル減少させた為替レート変動により一部相殺された。

次の表は、国庫に新しい資金を供給した2004年から2009年までの国内市場におけるアルゼンチン公債の発行に関する情報

を示す。外国人投資家は、下表に示すアルゼンチン公債の一部を購入した。

国内市場におけるアルゼンチン公債合計(1)

(単位：百万米ドル)

	12月31日に終了した年度					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
Bonar債	-	-	2,500	3,561	274	-
ペソ建債券(2)	-	-	-	487	274	-
外貨建債券(3)	-	-	2,500	3,074	-	-
Boden債	-	2,495	-	-	-	-
ペソ建債券(4)	-	1,115	-	-	-	-
外貨建債券(5)	-	1,380	-	-	-	-
発行済アルゼンチン公債 合計	-	2,495	2,500	3,561	274	-

注(1) 表中の数字は、表が示す各期間に国庫に新しい資金を供給した国内市場において発行されたアルゼンチン公債のドルによる金額である。表中で表示される各期間の合計額は、特定日現在のかかる公債について発行残高を示しているものではなく、2004年から2009年までの各年の1月1日から12月31日までにそれぞれ、発行されたアルゼンチン公債のドルでの合計額を示すものである。上表の情報は特に、預金者向Boden債、Boden利得債、Boden準通貨債、Boden非対称CER-CVS指数債、Boden補償債、Boden補填債、および2005年債務交換で発行された債務を除く。外国人投資家が表中に示す債券の一部を購入した。

(2) 金利の範囲が10.5%からBADLAR金利に350ベース・ポイントを加えたものまでであり、2012年6月12日から2013年4月13日までに償還を迎えるBonar債。

(3) 金利が7%であり、2011年3月28日から2017年4月17日までに償還を迎えるBonar債。

(4) 金利が2%であり、CER調整がされ、2014年9月30日に償還を迎えるBoden債。

(5) 金利の範囲がLIBORから7%までであり、2012年8月3日から2015年10月3日までに償還を迎えるBoden債。

出所：経済省

次の表は、国庫に新しい資金を供給した2004年から2009年までのアルゼンチン公共機関と契約をしたアルゼンチン公債の発行に関する情報を示す。

公共部門内資金(1)

(単位:百万米ドル)

	12月31日に終了した年度					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
Bonar債	-	-	-	-	953	6,387
ペソ建債券(2)	-	-	-	-	953	3,679
外貨建債券(3)	-	-	-	-	-	2,708
Boden債	-	44	-	503	-	-
ペソ建債券	-	-	-	-	-	-
外貨建債券(4)	-	44	-	503	-	-
額面削減債	-	-	-	629	-	-
ペソ建債券	-	-	-	-	-	-
外貨建債券(5)	-	-	-	629	-	-
財務省債券	-	1,572	1,297	1,963	3,961	2,763
ペソ建債券(6)	-	1,572	1,297	1,963	3,865	1,849
外貨建債券(7)	-	-	-	-	96	914
約束手形	697	960	1,143	1,588	2,028	2,356
ペソ建債券(8)	697	960	1,143	1,588	2,028	2,356
外貨建債券	-	-	-	-	-	-
借入	-	-	-	-	-	2,174
ペソ建債券(9)	-	-	-	-	-	2,174
外貨建債券	-	-	-	-	-	-
一時的前払金(10)	4,554	5,507	5,963	6,847	8,405	9,807
ペソ建債券	4,554	5,507	5,963	6,847	8,405	9,807
外貨建債券	-	-	-	-	-	-
発行済アルゼンチン公債						
合計	5,252	8,083	8,403	11,529	15,347	23,486

注(1) 表中の数字は、表が示す各期間に国庫に新しい資金を供給したアルゼンチンの公共機関と契約をした資金のドルの額である。

表中で表示される各期間の合計額は、特定日現在のかかる資金について残高額を示しているものではなく、2004年から2009年の各年の1月1日から12月31日までのそれぞれのかかる資金のドルでの合計額を示すものである。

- (2) 金利の幅がBADLAR金利に325ベース・ポイントを加えた金利からBADLAR金利に350ベース・ポイントを加えた金利までであり、2013年4月4日および2016年3月18日に満期を迎えるBonar債。
- (3) 金利が7%であり、2017年4月17日に満期を迎えるBonar債。
- (4) 金利の範囲がLIBORから7%であり、2012年8月3日から2015年10月3日までに満期を迎えるBoden債。
- (5) 金利が8.3%であり、2033年12月31日に満期を迎える分割償還債。
- (6) 金利の範囲が3.75%から14.9%であり、2006年1月10日から2010年12月3日の間に満期日を迎える財務省証券。
- (7) 金利が1.00%から4.00%であり、2009年2月9日から2010年9月7日の間に満期日を迎える財務省債券。
- (8) 無金利であり、2005年3月29日から2010年3月18日の間に満期日を迎える約束手形。
- (9) これらの借入の金利は、BALDAR金利に100ベース・ポイントを加えた金利と同等の変動年率である。元金は、2010年1月の第5営業日に始まり、その後は各月の第5営業日に24か月間連続の分割で償却される。
- (10) 中央銀行からの資金。

出所: 経済省

次の表は2004年から国庫に新しい資金を供給した2009年までの私募のアルゼンチン公債に関する情報を示す。表中の数値は、表が示す各期間に私募で発行および販売されたアルゼンチン公債のドルによる金額である。表中で表示される各期間の合計額は、特定日現在のかかる公債について発行残高を示しているものではなく、2004年から2008年までの各年の1月1日から12月31日までにそれぞれ、ベネズエラ共和国へ私募により発行および販売されたアルゼンチン公債の米ドルでの合計額を示すものである。2005年および2006年にベネズエラ共和国に対して発行された債券については、6か月物LIBORの変動する年率で利息が発生している。2007年および2008年にベネズエラ共和国に対して発行された債券については、固定金利年間7%で利息が発生している。

	私募					
	(単位：百万米ドル)					
	12月31日に終了した年度					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
Boden債						
ペソ建債券	-	-	-	-	-	-
外貨建債券(1)	-	1,393	2,454	1,988	2,825	-
発行済アルゼンチン公債						
合計	-	1,393	2,454	1,988	2,825	-

(1) 金利の範囲がLIBORから7%であり、2012年8月3日から2015年10月3日の間に満期日を迎えるBoden債。

出所：経済省

金利の種類別公債

次の表は金利の種類別のアルゼンチン総公債合計に関する情報を示す。これらの表には、2008年12月31日時点で総額290億米ドルに達した未交換債務は含まれない、2009年12月31日現在、未交換債務は総額298億米ドルであった。

金利の種類別総公債合計⁽¹⁾

(単位：百万米ドル)

	12月31日現在					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
固定金利(2)	131,235	81,228	87,032	96,616	96,177	91,520
変動金利	54,667	41,563	42,343	39,371	39,436	43,025
BADLAR	543	0	0	0	1,200	15,488
LIBOR	29,236	24,894	25,364	22,220	19,276	16,064
LIBORマイナス1%(3)	0	0	9,530	9,530	9,530	9,530
IADB	6,711	6,576	6,819	7,007	7,097	430
定期預金金利(4)	1,270	125	128	129	129	129
IMF	14,071	9,453	0	0	0	0
その他(5)	2,836	516	502	485	2,204	1,384
ゼロ金利(6)	5,408	6,435	7,350	8,742	10,362	12,574
総公債合計	191,309	129,227	136,725	144,729	145,975	147,119

注(1) 支払期日到来元利金を含む。2005年、2006年、2007年、2008年および2009年の数値は、未交換債務を除く。未交換債務の総額は、2008年12月31日現在で290億米ドルであり、2009年12月31日現在で298億米ドルであった。

(2) 元金がCERにより測定されるアルゼンチンでのインフレに対して調整される債券が含まれる。かかるCER連動型債券額(支払期日到来元利金を含む。)は、2008年12月31日現在534億米ドルであり、2009年12月31日現在374億米ドルであった。

(3) IMFへの債務解約の補償として発行された中央銀行が発行した譲渡不能債券(BCRA2016)。2008年12月31日および2009年12月31日現在のかかる債券額は、95億米ドルであった。かかる債券の適用金利は、LIBORマイナス1%および国際準備利回りの最小値である。

(4) 中央銀行公表のペソおよび米ドル定期預金の毎日の平均

(5) 普通預金口座金利その他を含む。

(6) 中央銀行からの一時的前払金および約束手形を含む。2009年12月31日現在、中央銀行からの一時的前払金は96億米ドルであり、約束手形の金額はペソ建が24億米ドルであり外貨建は9,160万米ドルであった。2008年12月31日現在、中央銀行からの一時的前払金額は77億米ドルであり、ペソ建約束手形の金額は20億米ドルであった。2007年12月31日現在、中央銀行からの一時的前払金額は68億米ドルであり、ペソ建約束手形の金額は16億米ドルであった。2006年12月31日現在、中央銀行からの一時的前払金額は60億米ドルであり、ペソ建約束手形の金額は11億米ドルであった。2005年12月31日現在、中央銀行からの一時的前払金額は53億米ドルであり、ペソ建約束手形の金額は9億米ドルであった。2004年12月31日現在、中央銀行からの一時的前払金額は45億米ドルであり、ペソ建約束手形の金額は7億米ドルであった。

出所：経済省

金利の種類別総公債合計(1)

(対総公債合計比(%))

	12月31日現在					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
固定利率(2)	68.6	62.9	63.7	66.8	65.9	62.2
変動利率	28.6	32.2	31.0	27.2	27.0	29.2
BADLAR	0.3	0.0	0.0	0.0	0.8	10.5
LIBOR	15.3	19.3	18.6	15.4	13.2	10.9
LIBORマイナス1%(3)	0.0	0.0	7.0	6.6	6.5	6.5
IADB	3.5	5.1	5.0	4.8	4.9	0.3
定期預金利率(4)	0.7	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
IMF	7.4	7.3	0.0	0.0	0.0	0.0
その他(5)	1.5	0.4	0.4	0.3	1.5	0.9
ゼロ金利(6)	2.8	5.0	5.4	6.0	7.1	8.5
総公債合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注(1) 支払期日到来元利金を含む。2005年、2006年、2007年、2008年および2009年の数値は、未交換債務を除く。未交換債務の総額は、2008年12月31日現在で290億米ドルであり、2009年12月31日現在では298億米ドルであった。

(2) 元金がCERにより測定されるアルゼンチンでのインフレに対して調整される債券が含まれる。かかるCER連動型債券額(支払期日到来元利金を含む。)は、2008年12月31日現在534億米ドルであり、2009年12月31日現在374億米ドルであった。

(3) IMFへの債務解約の補償として発行された中央銀行が発行した譲渡不能債券(BCRA2016)。2008年12月31日および2009年12月31日現在のかかる債券額は、95億米ドルであった。かかる債券の適用金利は、LIBORマイナス1%および国際準備利回りの最小値である。

(4) 中央銀行公表のペソおよび米ドル定期預金の毎日の平均

(5) 普通預金口座金利その他を含む。

(6) 中央銀行からの一時的前払金および約束手形を含む。2009年12月31日現在、中央銀行からの一時的前払金は96億米ドルであり、約束手形の金額はペソ建が24億米ドルであり外貨建は9,160万米ドルであった。2008年12月31日現在、中央銀行からの一時的前払金額は77億米ドルであり、ペソ建約束手形の金額は20億米ドルであった。2007年12月31日現在、中央銀行からの一時的前払金額は68億米ドルであり、ペソ建約束手形の金額は16億米ドルであった。2006年12月31日現在、中央銀行からの一時的前払金額は60億米ドルであり、ペソ建約束手形の金額は11億米ドルであった。2005年12月31日現在、中央銀行からの一時的前払金額は53億米ドルであり、ペソ建約束手形の金額は9億米ドルであった。2004年12月31日現在、中央銀行からの一時的前払金額は45億米ドルであり、ペソ建約束手形の金額は7億米ドルであった。

出所：経済省

2008年12月31日現在、金利の種類別の構成には以下を含む。

2045年準元本維持債、国家保証借入、Bogar 2018債、2033年元本削減債、Bocones債、Boden 2014債、2038年元本維持債、Boden 2011債、財務省債券およびBonar ARG \$ V債のようなペソ建固定金利債券

2038年元本維持債、2033年元本削減債、Boden 2015債、Bonar X 債、Bonar 債、Bonar V 債、二国間債務、多国間債務および財務省債券のような固定金利外貨建債券

中央銀行からの一時的前払金および約束手形のようなゼロ金利ペソ建債券

約束手形のようなゼロ金利外貨建債券

財務省債券、Bonar Pesos 2013債および普通預金、LEBACs債または定期預金金利で発行された全ての債券のような変動金利ペソ建債券

多国間組織からの借入、BCRA 2016債による譲渡不能債券(IMFへの債務解約の補償として発行された)、ドル建Boden債(Boden 2012債、Boden 2013債)、二国間債務の一部およびIADB金利借入を含むLIBOR金利商品のような変動金利外貨建債券

2009年12月31日現在、金利の種類別の構成は、変動金利ペソ建債券にもBonar Pesos 2014債、ペソ建約束手形2014、Bonar Pesos 2015債、ペソ建約束手形2015、Banco de la Nacion Argentina（アルゼンチン国立銀行）からの貸付、Bonar Pesos 2016債およびBADLAR、普通預金、LEBACsまたは定期預金金利で発行されたすべての債務が含まれることを除き、上記のものと同じである。総公債合計に占めるIADB金利での貸付の割合は、2008年12月31日現在の4.9%から2009年12月31日現在の0.3%に減少したが、これは変動IADB金利から固定金利への為替レートのスワップによるものであった。

満期プロフィール

債務満期プロフィール上、アルゼンチンはその債務を3つに分類した：短期債務、中長期債務および延滞金である。延滞元利金ですでに満期となったものは、短期あるいは中長期債務額には含まれていないが、債務残高合計には含まれている。

次の表は、表示日現在のアルゼンチンの期間別公債合計を示す。これらの表には、2008年12月31日時点で総額290億米ドルに達した未交換債務は含まれない。2009年12月31日現在、未交換債務は総額約298億米ドルであった。

期間別総公債合計

（単位：百万米ドル）

	12月31日現在					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
短期(1)	5,165	7,778	8,438	10,467	13,981	14,853
中期および長期(2)	140,801	117,324	122,911	128,772	125,655	126,021
延滞債務：						
元本	30,492	3,341	4,425	4,433	5,236	5,153
利息	14,852	784	952	1,056	1,103	1,092
延滞債務合計	45,344	4,125	5,377	5,489	6,339	6,245
総公債合計(3)	191,309	129,227	136,725	144,729	145,975	147,119

注(1) 当初の満期が1年以下の債務

(2) 当初の満期が1年超の債務

(3) 2005年、2006年、2007年、2008年および2009年の数値は、未交換債務を除く。未交換債務の総額は、2008年12月31日現在、290億米ドルであり、2009年12月31日現在、298億米ドルであった。

出所：経済省

期間別総公債合計

(対総公債合計比(%))

	12月31日現在					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
短期(1)	2.7	6.0	6.2	7.2	9.6	10.1
中期および長期(2)	73.6	90.8	89.9	89.0	86.1	85.7
延滞債務:						
元本	15.9	2.6	3.2	3.1	3.6	3.5
利息	7.8	0.6	0.7	0.7	0.8	0.7
延滞債務合計	23.7	3.2	3.9	3.8	4.3	4.2
総公債合計(3)	100.0	100.0	100.0	100.0	100	100.0

注(1) 当初の満期が1年以下の債務

(2) 当初の満期が1年超の債務

(3) 2005年、2006年、2007年、2008年および2009年の数値は、未交換債務を除く。未交換債務の総額は、2008年12月31日現在、290億米ドルであり、2009年12月31日現在、298億米ドルであった。

出所：経済省

アルゼンチンの短期債務は、2004年12月31日現在の総公債合計の2.7%から2008年12月31日現在の9.6%にまで増加した。これは主に以下の要因による。

総額98億米ドルとなった中央銀行からの短期融資の発行

総額28億米ドルとなった約束手形の発行

総額52億米ドルとなったANSES、AFIP、*Instituto Nacional de Servicios Sociales para Jubilados y Pensionados* (国立退職者社会サービス機関) および *Fondo Fiduciario de Reconstruccion de Empresas* (企業再建信託基金) のような公的部門事業向けの短期債券 (Letras) の発行

これらの影響は、総額45億米ドルとなった短期債務の元本の償還および米ドルで表示された場合にペソ建短期債務を39億米ドル削減させたペソの値下りにより一部相殺された。

アルゼンチンの短期債務は、2008年12月31日現在の総公債合計の9.6%から2009年12月31日現在の10.1%に増加した。これは主に以下の要因による。

総額98億米ドルとなった中央銀行からの短期融資の発行

総額24億米ドルとなった約束手形の発行

総額53億米ドルとなったANSES、*Instituto Nacional de Servicios Sociales para Jubilados y Pensionados* (国立退職者社会サービス機関)、*Fondo Fiduciario de Reconstruccion de Empresas* (企業再建信託基金) および *Fondo Fiduciario de Infraestructura del Transporte* (運輸インフラ整備信託基金) のような公的部門事業向けの短期債券 (Letras) の発行

これらの影響は、総額162億米ドルとなった短期債務の元本の償還および米ドルで表示された場合にペソ建短期債務を4億9,200万米ドル削減させたペソの値下りにより一部相殺された。

アルゼンチンの中期および長期債務は、2004年12月31日現在の総公債合計の73.6%から2008年12月31日現在の86.1%に増加した。これは主に以下の要因による。

総公債合計比率での適格債券の延滞元利金を減少させた2005年債務交換の影響

2005年債務交換における長期の元本維持債、元本削減債および準元本維持債の発行

アルゼンチンの中期および長期債務は、2008年12月31日現在の総公債合計の86.1%から2009年12月31日現在の85.7%に減少した。総公債合計比率として表示された場合、アルゼンチンの中期および長期債務の減少は、中期および長期債務は0.3%増加したが、総公債合計はより大きい10.8%の増加であったためである。総公債合計比率としての中期および長期債務の減少にも関わらず、この種の債務の金額は3億6,600万米ドル増加した。中期および長期債務における増加は主に以下の要因による。

32億米ドルのBonar Pesos 2016債と財務省債券の交換、総額22億米ドルのアルゼンチン国立銀行からの融資、総額93億米ドルのBonar Pesos 2014債、Promissory Notes Pesos 2014、Bonar Pesos 2015債およびPromissory Notes Pesos 2015の発行、27億米ドルのBonar X債の発行ならびに30億米ドルの多国間債権者からの支払い

債務金額を27億米ドル押上げたCER調整の影響

複利計算による11億米ドルの利息

これらの影響は以下により一部相殺された。

2009年第1四半期から第3四半期に債務管理取引の中で行われた96億米ドルに相当する国家保証借入およびその他の債券の交換の影響。「 - 2001年の債務危機後の債務管理 - 他の再編および債務管理取引」を参照のこと。

86億米ドルのドルでの元本の償還。

26億米ドルの超過GDPを伴う2033年元本削減債および2038年元本維持債の買戻し。

ドルで表示した場合にペソ建債券を55億米ドル減少させたペソの下落。

これらの影響は、CER調整による債務額の増加によって一部相殺された。

[次へ](#)

債権者別総公債合計分布

次の表は債権者別のアルゼンチンの支払継続債務および支払非継続債務に関する情報を示す。これらの表には、2008年12月31日時点で総額290億米ドルに達した未交換債務は含まれない。2009年12月31日現在、未交換債務は総額約298億米ドルであった。

債権者別支払継続・支払非継続総公債合計

(単位：百万米ドル)

	12月31日現在					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
支払継続債務：						
中期および長期債務：						
公式債務：						
多国間債務：						
IMF	14,071	9,453	0	0	0	0
世界銀行	7,592	6,989	6,283	5,728	5,100	5,317
米州開発銀行	8,896	8,729	8,703	8,785	8,861	9,666
アンデス山脈開発会社	0	34	98	416	680	1,107
ラプラタ河流域開発基金	38	51	64	82	92	88
欧州投資銀行	39	36	34	31	28	25
国際農業開発基金	2	5	7	8	7	6
多国間債務総額	30,639	25,296	15,189	15,050	14,769	16,209
二国間債務	420	907	93	986	928	1,480
公式債務総額	31,059	26,203	15,281	16,036	15,697	17,689
民間債権者：						
納入業者	71	215	185	156	124	347
商業銀行	53	52	650	1,027	1,345	5,016
民間債権者への債務総額	124	267	835	1,183	1,469	5,363
債券：						
ペソ建債券	5,943	27,297	29,944	31,780	30,907	33,963
外貨建債券	13,754	34,052	48,466	53,624	53,971	53,899
債券総額	19,697	61,348	78,410	85,404	84,878	87,863
国家保証借入	14,646	14,269	13,981	13,037	11,995	4,541
Bogars債	10,208	11,539	11,824	11,849	11,027	10,088
中期および長期債務総額	75,733	113,627	120,331	127,510	125,065	125,545
短期債務：						
財務省証券	0	1,555	1,309	1,955	4,090	2,767
中央銀行からの一時的前払金	4,468	5,263	5,986	6,774	7,700	9,626
約束手形	697	960	1,143	1,739	2,191	2,460
短期債務総額	5,165	7,778	8,438	10,467	13,981	14,853
支払継続債務合計	80,898	121,405	128,769	137,977	139,046	140,399

(単位:百万米ドル)

	12月31日現在					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
支払非継続債務(1):						
支払非継続債務(期日未到来)						
中期および長期債務:						
二国間債務(2):						
パリクラブ	1,635	1,175	861	463	0	0
その他二国間債務	1,162	809	618	458	347	269
二国間債務総額	2,796	1,984	1,479	921	347	269
民間債権者:						
納入業者	409	260	210	204	134	121
商業銀行	1,055	825	646	138	108	86
民間債権者への債務総額	1,464	1,085	857	342	243	207
債券:						
ペソ建債券	2,578	628	244	0	0	0
外貨建債券	58,230	0	0	0	0	0
債券総額	60,808	628	244	0	0	0
支払非継続債務(期日未到来)合計	65,068	3,697	2,580	1,262	590	476
支払非継続延滞元利金:						
債券	39,724	0	0	0	0	0
パリクラブ	1,151	1,411	1,946	2,610	3,133	3,156
その他二国間債務	2,264	1,993	2,509	1,830	2,116	2,142
商業銀行	841	620	758	907	897	808
納入業者	1,363	100	163	141	193	139
支払非継続延滞元利金合計	45,344	4,125	5,377	5,489	6,339	6,245
支払非継続債務合計	110,411	7,822	7,956	6,751	6,929	6,721
総公債合計(延滞金を含む。)(3)	191,309	129,227	136,725	144,729	145,975	147,119
備忘項目:						
未交換債務	-	23,556	26,076	28,857	28,984	29,808

注(1) 支払非継続債務については、「第3-1.概要 定義」を参照のこと。

(2) 二国間債務は、アルゼンチンにおいてパリクラブ債務およびその他二国間債務と言われる債務から成る。パリクラブ債務には、パリクラブのメンバー国との交渉ラウンドで再編されてきたパリクラブ・メンバー国との間のすべての債務を含む。その他二国間債務には、主権国家政府との間の他の債務すべてを含む。その他二国間債務の大半は実質的にパリクラブのメンバー国が保有する債務に関するものである。

(3) 2005年、2006年、2007年、2008年および2009年の数値は、未交換債務を除く。未交換債務の総額は、2008年12月31日現在、290億米ドルであり、2009年12月31日現在、298億米ドルであった。

出所: 経済省

債権者別総支払継続公債・総支払非継続公債合計

(対総公債合計比(%))

	12月31日現在					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
支払継続債務：						
中期および長期債務：						
公式債務：						
多国間債務：						
IMF	7.4	7.3	0.0	0.0	0.0	0.0
世界銀行	4.0	5.4	4.6	4.0	3.5	3.6
米州開発銀行	4.7	6.8	6.4	6.1	6.1	6.6
アンデス山脈開発会社	0.0	0.0	0.1	0.3	0.5	0.8
ラプラタ河流域開発基金	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1
欧州投資銀行	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
多国間債務総額	16.0	19.6	11.1	10.4	10.1	11.0
二国間債務：	0.2	0.7	0.1	0.7	0.6	1.0
公式債務総額	16.2	20.3	11.2	11.1	10.8	12.0
民間債権者：						
納入業者	0.0	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2
商業銀行	0.0	0.0	0.5	0.7	0.9	3.4
民間債権者への債務総額	0.1	0.2	0.6	0.8	1.0	3.6
債券：						
ペソ建債券	3.1	21.1	21.9	22.0	21.2	23.1
外貨建債券	7.2	26.4	35.4	37.1	37.0	36.6
債券総額	10.3	47.5	57.3	59.0	58.1	59.7
国家保証借入	7.7	11.0	10.2	9.0	8.2	3.1
Bogars債	5.3	8.9	8.6	8.2	7.6	6.9
中期および長期債務総額	39.6	87.9	88.0	88.1	85.7	85.3
短期債務：						
財務省証券	0.0	1.2	1.0	1.4	2.8	1.9
中央銀行からの一時的前払金	2.3	4.1	4.4	4.7	5.3	6.5
約束手形	0.4	0.7	0.8	1.2	1.5	1.7
短期債務総額	2.7	6.0	6.2	7.2	9.6	10.1
総支払継続公債合計	42.3	93.9	94.2	95.3	95.3	95.4

(対総公債合計比(%))

	12月31日現在					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
支払非継続債務(1)：						
支払非継続債務(期日未到来)：						
中期および長期債務：						
二国間債務(2)：						
パリクラブ	0.9	0.9	0.6	0.3	0.0	0.0
その他二国間債務	0.6	0.6	0.5	0.3	0.2	0.2
二国間債務総額	1.5	1.5	1.1	0.6	0.2	0.2
民間債権者：						
納入業者	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
商業銀行	0.6	0.6	0.5	0.1	0.1	0.1
民間債権者への債務総額	0.8	0.8	0.6	0.2	0.2	0.1
債券：						
ペソ建債券	1.3	0.5	0.2	0.0	0.0	0.0
外貨建債券	30.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
債券総額	31.8	0.5	0.2	0.0	0.0	0.0
支払非継続債務(期日未到来)合計	34.0	2.9	1.9	0.9	0.4	0.3
支払非継続延滞元利金						
債券	20.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
パリクラブ	0.6	1.1	1.4	1.8	2.1	2.1
その他二国間債務	1.2	1.5	1.8	1.3	1.4	1.5
商業銀行	0.4	0.5	0.6	0.6	0.6	0.5
納入業者	0.7	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
支払非継続延滞元利金合計	23.7	3.2	3.9	3.8	4.3	4.2
総支払非継続債務合計	57.7	6.1	5.8	4.7	4.7	4.6
総公債合計(延滞金を含む。)(3)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注(1) 支払非継続債務の定義については、「第3 - 1 . 概要-定義」を参照のこと。

(2) 二国間債務は、アルゼンチンにおいてパリクラブ債務およびその他二国間債務と言われる債務から成る。パリクラブ債務には、パリクラブのメンバー国との交渉ラウンドで再編されてきたパリクラブ・メンバー国との間のすべての債務を含む。その他二国間債務には、主権国家政府との間の他の債務すべてを含む。その他二国間債務の実質的に大半は、パリクラブのメンバー国が保有する債務に関するものである。

(3) 2005年、2006年、2007年、2008年および2009年の数値は未交換債務を除く。未交換債務の総額は、2008年12月31日現在、290億米ドルであり、2009年12月31日現在、298億米ドルであった。

出所：経済省

支払継続債務

2008年12月31日現在、支払継続債務の合計に対する多国間債務は、主に2006年1月におけるIMFに対するすべての債務の95億米ドルの返済の結果として、2004年12月31日現在の37.9%から減少し、10.6%になった。2008年12月31日現在、支払継続債務の合計に対する債券（国家保証借入およびBogars債を含む。）は主に、相当な額の支払非継続債務が新規支払継続債務に交換された2005年の債務交換および2005年以降の主にベネズエラに対する発行を含む国内市場における新規債券発行の結果として、2004年12月31日現在の55.1%から増加し77.6%になった。2008年12月31日現在、支払継続債務の合計に対する短期債務は、主に中央銀行からの短期債務および公共部門企業に対する短期債券の発行の増加の結果として、2004年12月31日現在の6.4%から増加し10.1%になった。

2009年12月31日現在、支払継続債務の合計に対する国家保証借入は、主に債務管理取引の結果として、2008年12月31日現在の8.6%から減少し、3.2%になった。「 - 他の再編および債務管理取引 - 2001年の債務危機後の債務管理」を参照のこと。

2009年12月31日現在、主に0.4%増加した中期および長期支払継続債務と比較するとより大幅な1.0%の増加となった総支払継続公債合計の結果として、支払継続債務の合計に対する短期債務は、2008年12月31日現在の10.1%から増加し10.6%になり、2009年12月30日現在の支払継続債務の合計に対する中期および長期債務は、2008年12月31日現在の89.9%から減少し89.4%になった。

支払非継続債務

2008年12月31日現在、支払非継続債務の合計に対する債券は、主に相当な額の支払非継続債務が新規支払継続債務に交換された2005年の債務交換の結果として、2004年12月31日現在の91.1%から減少し、0%になった。未交換債務は、支払非継続債務の定義には含まれない。「第3-1. 発行者が国である場合 定義」を参照のこと。未交換債務は、2008年12月31日時点で総額290億米ドル、2009年12月31日現在で総額298億米ドルであった。

2008年および2009年における債権者別総公債額合計における変化

2008年、アルゼンチンの総債務額合計に対する債券は、2007年における59.0%から5億2,600万米ドル減少し、58.1%になった。かかる減少は、主にCER調整および新規発行による債務の増加を相殺した、より多額の元本の返済によるものである。2008年におけるペソの下落もまた、米ドル表記される債券の金額を減少させた。債務金額には2008年12月31日現在総額290億米ドルであった未交換債務は含まれない。

さらに、2008年、アルゼンチンの公債の総額に対し、以下のカテゴリーの債務の割合が減少した。

アルゼンチンの総債務額合計に対する国家保証借入は、2007年における9.0%から10億米ドル減少し、8.2%になった。かかる減少は、主にペソの下落（これにより、米ドル表記されるペソ建債務が12億米ドル減少した。）および8億7,490万米ドルの元本の分割償却によるものである。これらはCER調整による9億2,200万米ドルの債務の増加および複利計算による6,510万米ドルの利息により一部相殺された。

アルゼンチンの債務合計に対するBogars債は、2007年における8.2%から8億2,240万米ドル減少し、7.6%になった。かかる減少は、主にペソの下落(これにより、米ドル表記されるペソ建債務が11億米ドル減少した。)および6億8,300万米ドルの元本の分割償却によるものである。これらはCER調整による9億2,160万米ドルの債務の増加により一部相殺された。アルゼンチンの総債務額合計に対する多国間債務は、2007年における10.4%から2億8,090万米ドル減少し、10.1%になった。かかる減少は、主に元本の償還が借入の実行を上回ったことによるものである。

これらの減少は、主に以下の事由により一部相殺された。

アルゼンチンの総債務額合計に対する短期債務は、主に中央銀行および財務省からの短期債務ならびに合計154億米ドルの約束手形の発行により、2007年における7.2%から35億米ドル増加し、9.6%になった。これらは106億米ドルの元本の返済およびペソの下落(これにより、米ドル表記されるペソ建債務が14億米ドル減少した。)により一部相殺された。

アルゼンチンの総債務額合計に対する民間債権者への債務は、主に商業銀行への債務の増加により2007年における1.8%から2億2,820万米ドル増加し、1.9%になった。

アルゼンチンの総債務額合計に対する二国間債務は、主に2007年の4.4%から累積延滞利息により1億7,640万米ドル増加し、4.5%になった。

2009年において、アルゼンチンの債務総額に対する債券は、2008年における58.1%から30億米ドル増加し、59.7%になった。

かかる増加は、主に以下によるものである。

債務管理取引(交換に国家保証借入の消却および新規債券の発行が含まれた場合。)

Bonar Pesos 2016債の発行。「- 2001年の債務危機後の債務管理 - 他の再編および債務管理取引」を参照のこと。

CER調整による債務金額の増加。

複利計算による利息、および

ドルで表示された場合にユーロ建債務を増加させたユーロに対するドルの値下り

これらの影響は、ドルで表示された場合にペソ建債務を減少させたペソの値下りにより一部相殺された。

さらに、2009年において、アルゼンチンの公債の総額に対し、以下のカテゴリーの債務の割合が増加した。

アルゼンチンの総債務額合計に対する民間債権者への債務は、主にPromissory Notes Pesos 2014、Promissory Notes Pesos 2015およびアルゼンチン国立銀行からの融資の発行により2008年の1.9%から37億米ドル増加し、4.4%になった。この影響は、ドルで表示された場合にペソ建債務を減少させたペソの値下りにより一部相殺された。

アルゼンチンの総債務額合計に対する多国間債務は、2008年の10.1%から14億米ドル増加し、11.0%になった。かかる増加は主に、償還を上回る支払いおよびドルで表示された場合にユーロ建債務を増加させたユーロに対するドルの値下りによるものである。

アルゼンチンの総公債合計に対する二国間債務は、2008年の4.5%から5億2,300万米ドル増加し、4.8%になった。かかる増加は主にユーロに対するドルの値下りおよびかかる債務に関する期日が到来した利息の蓄積によるものである。

アルゼンチンの総公債合計に対する短期債務は、2008年の9.6%から9億米ドル増加し、10.1%になった。かかる増加は、主に中央銀行からの一時的前払金および約束手形の発行の増加によるものである。これらの影響は、ドルで表示された場合に短期ペソ建債務を4億9,200万米ドル減少させたペソの値下りにより一部相殺された。

これらの増加は、主に以下の事由により一部相殺された。

アルゼンチンの総公債合計に対する国家保証借入は、2008年の8.2%から75億米ドル減少し、3.1%になった。かかる減少は主に、特定の債務管理取引によるものである。「 - 2001年の債務危機後の債務管理 他の再編および債務管理取引」を参照のこと。さらに、ペソの下落(これにより、米ドル表記されるペソ建債務が4億5,780万米ドル減少した。)および総額14億米ドルとなる元本の分割償還もまた、この減少の要因となった。この影響は、3億2,500万米ドルのCER調整による債務金額の増加により一部相殺された。

アルゼンチンの総公債合計に対するBogars債は、2008年の7.6%から9億米ドル減少し、6.9%になった。かかる減少は、主にペソの下落(これにより、米ドル表記されるペソ建債務が10億米ドル減少した。)および総額6億1,310万米ドルとなる元本の分割償還によるものであった。還この影響は、6億9,170万米ドルのCER調整による債務総額の増加により一部相殺された。

債務内容および債務再編

外貨建債務

次の表は、表示日現在の、支払期日到来元利金を含む、アルゼンチンの外貨建債務総額に関する情報を示す。この表には、2008年12月31日現在総額290億米ドルであった未交換債務は含まれない、2009年12月31日現在、未交換債務は総額298億米ドルであった。

外貨建公債(1)

(単位：百万米ドル)

	12月31日現在					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
支払継続債務	44,696	59,771	63,926	69,977	70,062	73,009
Boden債	12,964	14,339	15,417	15,417	15,746	13,340
多国間債務	30,639	25,296	15,189	15,050	14,769	16,209
元本維持債	0	12,748	13,430	14,210	13,954	14,033
BCRA 2016からの譲渡不能債券	0	0	9,530	9,530	9,530	9,530
額面削減債	0	6,913	7,551	8,921	9,148	8,696
Bonar債	0	0	2,500	5,574	5,574	8,282
二国間債務	242	211	93	986	928	1,480
財務省証券	0	0	0	0	96	914
約束手形	0	0	0	151	163	92
商業銀行	53	33	21	28	21	72
Bocones債	20	17	13	11	6	5
その他	779	213	183	100	127	357
支払非継続債務	99,942	6,639	7,250	6,377	6,595	6,517
支払非継続債務(期日未到来)	61,811	2,657	2,092	1,096	449	355
支払非継続延滞債務	38,131	3,982	5,158	5,281	6,146	6,162
外貨建債務合計	144,638	66,410	71,176	76,354	76,657	79,526

注(1) 2005年、2006年、2007年、2008年および2009年の数値は、未交換債務を除く。2008年12月31日現在、未交換債務は総額290億米ドルであり、2009年12月31日現在では298億米ドルであった。

出所：経済省

総外貨建公債(1)

(単位：百万米ドル)

	12月31日現在					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
外貨建債務(2) (百万米ドル)	144,638	66,410	71,176	76,354	76,657	79,526
対GDP比(3) (%)	94.4	36.3	33.4	29.3	23.5	26.4
対政府歳入比 (%)	402.9	152.7	138.3	109.0	84.7	88.9
対輸出比 (%)	362.8	141.2	130.5	115.6	93.4	117.6
対外貨準備比 (%)	736.2	236.5	222.2	165.4	165.3	165.8
対公債合計比 (%)	75.6	51.4	52.1	52.8	52.5	54.1

注(1) 支払継続および支払非継続債務を含む。

(2) 2005年、2006年、2007年、2008年および2009年の数値は、未交換債務を除く。2008年12月31日現在、未交換債務は総額290億米ドルであり、2009年12月31日現在では298億米ドルであった。

(3) GDPの数値は名目値で表示される。2009年の名目GDPは推定値である。

出所：経済省

兌換制度のもとでは、アルゼンチン公債の大半は、外貨建（主として米ドル建）であった。

2005年の債務交換以降、アルゼンチンの債務合計に対する外貨建債務は、2004年12月31日現在の75.6%から減少し、2005年12月31日現在には51.4%になった。以降、債務合計に対する外貨建債務の割合は、約50%にとどまっている。2005年の債務交換以降、外貨建債務の合計は、ベネズエラに対する発行を含む国内市場における新規債券発行および延滞利息の累積を主な理由として、2005年12月31日現在の6,640万米ドルから15.4%増加し、2008年12月31日には7,670万米ドルになった。

2004年から2009年までにかけて、名目GDP、政府歳入、輸出および外貨準備に対する外貨建債務の割合は、主に以下の理由により減少した。

かかる期間における経済成長

収益回収の効率性の向上

（国際価格の上昇および為替レートの競争力による）輸出の成長

外貨準備高の蓄積

[前へ](#) [次へ](#)

2008年および2009年の外貨建債務

2008年に、アルゼンチンの外貨建債務は未交換債務を除き、主として以下の結果、0.4%増加して767億米ドルとなった。

28億米ドルのBonar Pesos 2015債の発行および総額19億米ドルに相当する多国間債権者からの支払い

3億9,720万米ドルの利息の複利計算

これらの要因は、50億米ドルに相当する元本の償却および債務を9,000万米ドル減少させたユーロの対米ドル名目価値の下落を含む為替レートの変動により部分的に相殺された。

2009年において、未交換債務を除くアルゼンチンの外貨建債務は、主に以下の結果として、2008年12月31日と比較して3.7%増加し795億米ドルとなった。

27億米ドルのBonar X債の発行および総額30億米ドルに相当する多国間債権者からの支払い

複利計算による約2億2,800万米ドルの利息、および

債務を1億6,000万米ドル押上げた、名目値でユーロの米ドルに対する値上りという為替レートの変動

これらの要因は、38億米ドルに相当する元本の償還および7億6,200万米ドルの超過GDPを伴う2033年元本削減債および2038年元本維持債の買戻しにより部分的に相殺された。

次の表は、表示日現在のアルゼンチンの通貨別総外貨建債務に関する情報を示す。この表には、2008年12月31日時点で総額約290億米ドルであった未交換債務を含まない。2009年12月31日現在、未交換債務は総額約298億米ドルであった。

通貨別総外貨建公債(1)

(単位：百万米ドル)

	12月31日現在					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
米ドル	79,306	40,974	54,023	57,588	59,126	62,670
ユーロ	41,464	11,256	12,734	14,534	14,415	14,400
日本円	5,144	1,498	1,487	1,567	2,456	1,905
その他 (2)	18,724	12,683	2,932	2,664	661	551
外貨建債務	144,638	66,410	71,176	76,354	76,657	79,526

注(1) 支払継続債務および支払非継続債務を含む。延滞元利金を含む。2005年、2006年、2007年、2008年および2009年に関しては未交換債務を除く。未交換債務の総額は、2008年12月31日現在290億米ドルであり、2009年12月31日現在298億米ドルであった。

(2) 数値は、デンマーク・クローネ、スウェーデン・クローナ、カナダ・ドル、豪ドルおよびクウェート・ディナールを含む。

出所：経済省

2008年12月31日現在、支払期日到来元利金を含めると、アルゼンチンの総公債合計は以下の通貨建てであった。

- 米ドル建40.5%
- ユーロ建9.9%
- 日本円建1.7%
- その他の通貨建0.5%

2009年12月31日現在、支払期日到来元利金を含めると、アルゼンチンの総公債合計は以下の通貨建てであった。

- 米ドル建42.6%
- ユーロ建9.8%
- 日本円建1.3%
- その他の通貨建0.4%

外貨建債務支払

2004年の外貨建債務に対する支払利息は13億米ドル（対名目GDP比0.9%）となった。2005年、アルゼンチンの外貨建債務に対する支払利息は24億米ドル（対名目GDP比1.3%）であった。2005年の債務交換後、支払利息は、対名目GDP比では減少したが、新規発行債券に対する利息支払のため増加した（2005年には6億6,320万米ドル、2006年には4億4,370万米ドル、2007年には4億8,820万米ドル、2008年には13億米ドルおよび2009年11月30日には5億2,100万米ドル）。2006年、アルゼンチンの外貨建債務に対する支払利息は、25億米ドル（対名目GDP比1.2%）であった。2007年、アルゼンチンの外貨建債務に対する支払利息は、34億米ドル（対名目GDP比1.3%）であった。2008年、アルゼンチンの外貨建債務に対する支払利息は、35億米ドル（対名目GDP比1.1%）であった。2009年において、アルゼンチンの外貨建債務に対する支払利息は、36億米ドル（2009年の予想名目GDPの1.2%）であった。

以下の表は、下記の期間中の支払継続外貨建債務に対するアルゼンチンの予定債務支払義務に関する情報を示す。

債権者別支払継続外貨建公債支払予定(1)(2)

(単位：百万米ドル)

	2010年		2011年		2012年		2013年		2014年	
	元本	利息	元本	利息	元本	利息	元本	利息	元本	利息
多国間債務：										
米州開発銀行	849	359	857	322	822	284	757	249	723	217
世界銀行	752	138	623	122	607	109	522	94	491	79
アンデス山脈開発会社	58	25	84	24	111	21	114	18	105	16
ラプラタ河流域開発基金	10	3	10	3	10	2	10	2	10	2
欧州投資銀行	3	2	4	2	4	1	4	1	5	1
国際農業開発基金	2	0	0	0	1	0	1	0	1	0
IMF	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
多国間債務合計	1,674	528	1,579	473	1,554	419	1,108	365	1,334	315
二国間債務	295	54	330	44	365	33	251	23	102	17
公的債務合計	1,970	582	1,909	516	1,920	452	1,658	389	1,436	332
民間債権者：										
納入業者	55	23	55	20	55	16	55	12	55	8
商業銀行	23	2	12	1	0	0	0	0	0	0
民間債権者合計	77	25	67	20	55	16	55	12	55	8
債券：										
債券	2,436	1,933	3,926	1,877	2,426	1,815	2,244	1,805	0	1,876
財務省証券	914	16	0	0	0	0	0	0	0	0
約束手形	92	0	0	0	0	0	0	0	0	0
債券合計	3,442	1,950	3,926	1,877	2,426	1,815	2,244	1,805	0	1,876
支払継続外貨建債務支払合計	5,489	2,557	5,902	2,414	4,400	2,283	3,958	2,205	1,491	2,215

	2015年		2016年		2017年		2018年	
	元本	利息	元本	利息	元本	利息	元本	利息
多国間債務：								
米州開発銀行	637	188	588	164	575	140	500	118
世界銀行	507	64	495	47	352	32	327	20
アンデス山脈開発会社	95	13	95	11	93	9	91	7
ラプラタ河流域開発基金	10	1	8	1	7	1	7	0
欧州投資銀行	5	1	0	0	0	0	0	0
国際農業開発基金	0	0	0	0	0	0	0	0
IMF	0	0	0	0	0	0	0	0
多国間債務合計	1,253	267	1,185	223	1,026	182	925	146
二国間債務	102	12	100	6	25	2	21	2
公的債務合計	1,355	279	1,285	230	1,051	184	946	147
民間債権者：								
納入業者	35	4	35	2	2	0	0	0
商業銀行	12	0	12	0	0	0	12	0
民間債権者合計	48	4	48	2	2	0	12	0
債券：								
債券	5,818	1,876	9,530	1,416	4,788	1,195	0	1,027
財務省証券	0	0	0	0	0	0	0	0
約束手形	0	0	0	0	0	0	0	0
債券合計	5,818	1,876	9,530	1,416	4,788	1,195	0	1,027
支払継続外貨建債務支払合計	7,221	2,159	10,863	1,648	5,852	1,379	959	1,175

注(1) 2009年12月31日現在の債務合計、為替レートおよび金利に基づき算出されている。

(2) 保護訴訟 (acciones de amparo) を通じて民間団体が得た判決に従うために政府によってなされた支払を含む。「(7)その他 - 訴訟手続 - アルゼンチンにおける訴訟」を参照のこと。

出所：経済省

ペソ建債務

以下の表は、表示日現在のアルゼンチンのペソ建債務総額を示している。この表は、2005年債務交換で交換の対象であったが交換されなかった債券(「未交換債務」)に関する不履行債務を含まない。未交換債務は2008年12月31日時点で総額約290億米ドル、2009年12月31日現在では総額約298億米ドルであった。

ペソ建債務

(単位: 百万米ドル)

	12月31日現在					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
支払継続債務	36,202	61,634	64,844	68,000	68,984	67,390
準元本維持債	0	10,224	11,364	12,067	12,281	12,331
Bonar債	0	0	0	476	1,634	11,816
Bogar債	10,208	11,539	11,824	11,849	11,027	10,088
中央銀行からの一時 的前払金	4,468	5,263	5,986	6,774	7,700	9,626
元本削減債	0	6,485	7,189	7,573	6,280	5,348
商業銀行	0	18	629	1,000	1,324	4,944
国家保証借入	14,646	14,269	13,981	13,037	11,995	4,541
財務省証券	0	1,555	1,309	1,955	3,994	1,853
元本維持債	0	2,131	2,292	2,347	2,311	1,224
Bocones債	1,602	2,718	3,594	4,199	4,033	2,096
Boden債	3,126	5,433	5,217	4,838	4,113	918
約束手形	697	960	1,143	1,588	2,028	2,368
二国間債務	178	696	0	0	0	0
その他	1,278	343	316	298	264	235
支払非継続債務	10,469	1,182	706	374	334	204
支払非継続債務(期日 未到来)	3,256	1,039	487	166	141	121
支払非継続期日到来債 務	7,213	143	218	208	193	83
ペソ建債務総額	46,671	62,816	65,549	68,375	69,318	67,593

出所: 経済省

2008年12月31日現在の未交換債務を除くペソ建債務総額は、2004年12月31日現在の1,390億ペソ(467億米ドル、債務総額の24.4%)から48.5%増加し2,393億ペソ(693億米ドル、債務総額の47.5%)となったが、これは主として、以下を反映したものであった。

外貨建債務の相当部分を政府がペソ建債務へ交換し、188億米ドルの2038年元本維持債、2045年準元本維持債、2033年元本削減債(債務とみなされない2035年GDP連動証券も発行された。)を発行した2005年債務交換

当該期間中にアルゼンチンによる国際資本市場の利用が制限されていたことが一因となり、国内市場におけるペソ建債務の発行が増加したこと

ペソ建債務の一部がCERに基づくインフレ調整の対象であったことによるインフレ調整

2009年に、未交換債務を除くアルゼンチンのペソ建債務はドル建表記で2008年12月31日と比較して2.5%減の676億米ドルとなった。その主因は以下の通り。

為替レートの変動。これにより債務が61億米ドル減少

総額210億米ドルの元本分割償還支払

総額96億米ドルの債務管理取引による債務取消

総額18億米ドルの超過GDPを伴う2033年元本削減債および2038年元本維持債の買戻し

かかる要因は、333億米ドルのBonars債の発行、中央銀行からの一時前払い金、アルゼンチン国立銀行からの貸付、財務省証券および約束手形貸付ならびに27億米ドルのインフレ調整および複利計算による約8億3,720万米ドルの利息により一部相殺された。

ペソ建債務支払

政府が債務の大半に対する支払いを停止したため、2004年、アルゼンチンのペソ建債務に対する利息は2003年からそれほど変化せず、19億ペソ（6億4,090万米ドル、利息総額の32.8%）に留まった。

2005年、アルゼンチンのペソ建債務に対する利息は66.8%増加し、31億ペソとなった（11億米ドル、即ち利息合計の30.5%）。2004年からの66.8%の増加は、2005年の債務交換でのペソ建新規証券の支払いによるものである。

2006年、アルゼンチンのペソ建債務に対する利息は19.9%増加し、37億ペソとなった（12億米ドル、即ち利息合計の32.4%）。この66.8%の増加は主として、国家保証借入に対する支払利息の増加、またアルゼンチンのGDP増加により生じたGDP連動証券の支払利息の増加によるものであった。

2007年、アルゼンチンのペソ建債務の利息は55.2%増加し、58億ペソとなった（19億米ドル、即ち利息合計の35.4%）。この増加は主として、2007年に発行された財務省証券の総額の増加およびアルゼンチンのGDP増加により生じたGDP連動証券への支払利息の増加によるものだった。

2008年、アルゼンチンのペソ建債務に対する利息は14.6%増加し67億ペソとなった（21億米ドル、すなわち利息合計の37.3%）。この増加は主として、アルゼンチンのGDP増加により生じたGDP連動証券への支払利息の増加ならびにBonar債および財務省証券の支払利息の増加によるものだった。

2009年、アルゼンチンのペソ建債務に対する利息は66.5%増加し111億ペソとなった（30億米ドル、すなわち利息合計の45.4%）。この増加は主として、Bonar債の債務増加（これにより同様に多額の利息額が発生した。）および財務省証券にかかる利息支払いによるものである。

次の表は、表示期間中の支払継続ペソ建公債に対するアルゼンチンの債務支払予定に関する情報を示す。

債権者別支払継続ペソ建公債支払予定⁽¹⁾⁽²⁾

(単位：百万米ドル)

	2010年		2011年		2012年		2013年		2014年	
	元本	利息	元本	利息	元本	利息	元本	利息	元本	利息
債券	776	1,752	422	1,808	684	1,999	2,400	1,806	5,739	1,634
国家保証借入	372	214	331	202	226	184	110	177	1	176
国家保証借入 (Bogars債)	872	194	922	176	924	158	938	139	1,407	116
民間債権者:										
商業銀行	1,092	429	1,286	317	55	295	167	282	1,548	98
納入業者	122	0	1	0	0	0	0	0	0	0
民間債権者合計	1,215	430	1,287	318	56	295	168	282	1,548	98
中央銀行からの一時的										
前払金	9,626	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務省証券	1,853	129	0	0	0	0	0	0	0	0
約束手形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支払継続ペソ建債務										
支払合計	14,716	2,718	2,963	2,503	1,890	2,636	3,615	2,433	8,695	2,025

	2015年		2016年		2017年		2018年	
	元本	利息	元本	利息	元本	利息	元本	利息
債券	1,013	1,334	3,156	933	92	819	92	817
国家保証借入	163	172	598	160	1,129	106	307	73
国家保証借入 (Bogars債)	1,501	87	1,506	57	1,532	26	340	4
民間債権者:								
商業銀行	167	20	0	7	0	7	0	7
納入業者	0	0	0	0	0	0	0	0
民間債権者合計	167	20	0	7	0	7	0	7
中央銀行からの一時的前払								
金	0	0	0	0	0	0	0	0
財務省証券	0	0	0	0	0	0	0	0
約束手形	0	0	0	0	0	0	0	0
支払継続ペソ建債務支								
払合計	2,844	1,613	5,260	1,158	2,753	959	739	903

注(1) 2009年12月31日現在の債務の残存、為替レートおよび金利に基づき算出されている。

(2) 保護訴訟 (acciones de amparo) を通じて民間団体が得た判決に従うために政府によってなされた支払を含む。「(7)その他 - 訴訟手続 - アルゼンチンにおける訴訟」を参照のこと。

出所：経済省

金融機関に対する債務

長年にわたり、IMF、米州開発銀行および世界銀行は、政府が安定化および改革の方針に従うことを条件として、アルゼンチンに対し財政支援を提供している。世界銀行および米州開発銀行の財政支援には、国家および州レベルの社会プログラム、公共事業および構造プロジェクトに対する資金調達を目的とし、分野を特定した構造融資を含む、2004年から2008年にかけて、政府の多国間債権者に対する債務総額は159億米ドル（51.8%）減り、148億米ドルとなった。これは主としてIMFに対して負っていた金額を繰上げ返済したためである。2009年に、政府の多国間債権者に対する債務総額は14億米ドル（9.7%）増加し、162億米ドルとなった。これは主として実行額が償却額を上回ったためである。

2004年に、政府は、多国間債権者（IMF、米州開発銀行、世界銀行およびその他の機関を含む。）に対し（元本、利息および手数料の支払を含め）、前年比178.9%増の、総額23億米ドルの元本支払（実行額控除後）を行った。

2005年債務交換終了後、政府はIMFへの残存債務総額95億米ドルを繰上げ返済する意向を表明した。2005年中、政府は多国間債権者に対し、前年比77.1%増となる総額41億米ドルの元本支払（実行額控除後）を行った。2006年、政府は2006年1月3日に行われたIMFへの95億米ドルの一括支払を含め、多国間債権者に対し実行額控除後で102億米ドルの元本支払を行った。IMFへの繰上げ返済により、2007年は、多国間債権者に対する元本支払（実行額控除後）は、2億1,000万米ドルに減少した。2008年、政府は多国間債権者に対し、4億40万米ドルの元本支払（実行額控除後）を行った。2009年に、政府は多国間債権者に対し17億米ドルの元本支払を行い、多国間債権者は政府に対し32億米ドルを実行した。

2004年から2008年まで、多国間債権者（IMF、米州開発銀行、世界銀行およびその他の機関を含む。）に対する利息支払の総額は49億米ドルであった。かかる金額は、2009年には5億6,200万米ドルであった。政府は、諸州に代わり多国間債務の保証を行った。当該債務の総額は、2008年12月31日現在23億米ドルとなり、2009年12月31日現在21億米ドルであった。当該債務の結果として、諸州に代わり政府が借入れた金額を返済するという各州の義務からなる政府の相殺信用貸しが生じる。

表示された各年の多国間債権者からの実行額および多国間債権者への支払額を以下の表に示す。

実行額 / 支払額 - 多国間債権者

(単位：百万米ドル)

	12月31日現在					
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
世界銀行：						
実行額	770	362	468	518	336	1,029
元本支払	(860)	(934)	(1,143)	(1,045)	(940)	(794)
元本支払（実行額控 除後）	(90)	(572)	(676)	(527)	(604)	234
利息支払	(241)	(282)	(339)	(352)	(252)	(161)
手数料支払	(4)	(3)	(3)	(4)	(5)	(5)
純（流出）流入	<u>(335)</u>	<u>(858)</u>	<u>(1,017)</u>	<u>(882)</u>	<u>(862)</u>	<u>69</u>
IMF：						
実行額	3,451	-	-	-	0	0
元本支払	(5,494)	(3,589)	(9,530)	-	0	0
元本支払（実行額控 除後）	(2,043)	(3,589)	(9,530)	-	0	0
利息支払	(553)	(513)	(81)	-	0	0
手数料支払	(5)	(5)	0	-	0	0
純（流出）流入	<u>(2,600)</u>	<u>(4,106)</u>	<u>(9,611)</u>	<u>-</u>	<u>0</u>	<u>0</u>

実行額 / 支払額 - 多国間債権者

(単位: 百万米ドル)

12月31日現在

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
米州開発銀行:						
実行額	344	597	1,133	1,507	1,231	1,698
元本支払	(505)	(536)	(1,226)	(1,525)	(1,298)	(858)
元本支払(実行額控除後)	(161)	61	(93)	(17)	(67.6)	839
利息支払	(423)	(453)	(484)	(479)	(425)	(366)
手数料支払	(5)	(5)	(3)	(4)	(4)	(13)
純(流出)流入	(589)	(397)	(580)	(500)	(497)	461
IFAD:(1)						
実行額	1.6	3.5	5.1	3.9	3.1	0.9
元本支払	(2)	(2)	(3)	(4)	(4)	(2.5)
元本支払(実行額控除後)	-	1	2	-	(1)	(1.6)
利息支払	-	-	-	-	(1)	(0.3)
手数料支払	-	-	-	-	0	0
純(流出)流入	(1)	1	1	(1)	(1)	(1.9)
FONPLATA:(2)						
実行額	12.0	11.2	19.7	26.3	15.7	5.5
元本支払	(4)	(4)	(6)	(8)	(5)	(9.2)
元本支払(実行額控除後)	8	7	14	18	11	(4)
利息支払	(1)	(1)	(3)	(4)	(5)	(5)
手数料支払	-	-	-	-	0	0
純(流出)流入	6	5	10	14	6	(8)
アンデス山脈開発会社:						
実行額	-	34	64	328	286	451
元本支払	-	-	-	(10)	(22)	(24.1)
元本支払(実行額控除後)	-	34	64	319	264	427
利息支払	-	(1)	(4)	(11)	(20)	(29)
手数料支払	-	(1)	(1)	-	(2)	(3)
純(流出)流入	-	31	59	307	242	395
欧州投資銀行:						
実行額	-	-	-	-	-	-
元本支払	(7)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)
元本支払(実行額控除後)	(7)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)
利息支払	(9)	(3)	(2)	(2)	(2)	(2)
手数料支払	-	-	-	-	-	-
純(流出)流入	(15)	(5)	(5)	(5)	(5)	(6)
実行額合計	4,578	1,007	1,689	2,384	1,871	3,184
元本支払合計	(6,871)	(5,067)	(11,911)	(2,594)	(2,272)	(1,693)
元本支払(実行額控除後)	(2,293)	(4,060)	(10,222)	(210)	(400)	1,491
利息支払合計	(1,227)	(1,254)	(913)	(848)	(706)	(562)
手数料合計	(14)	(15)	(7)	(8)	(12)	(21)
純(流出)流入合計	(3,534)	(5,329)	(11,142)	(1,067)	(1,118)	908

注(1) 国際農業開発基金

(2) ラプラタ河流域開発基金
出所: 経済省

国際通貨基金

IMFは、兌換制度の崩壊に至る数年間に、アルゼンチンに対し1件は2000年12月に、もう1件は2001年8月にと2件の別個の財政支援パッケージを組成した。当該支援の一環として、IMFは、アルゼンチンの信用供与枠に基づきアルゼンチンが利用し得る金額を増額し、また、アルゼンチンのためにその他資金源を確保した(世界銀行、米州開発銀行およびスペイン政府からの融資確定契約(コミットメント)を含む。)

2001年から2005年の間、アルゼンチンはIMFから総額約196億米ドルの支払い(元本返済分控除後で29億米ドル)を受けた。2004年8月、IMFはアルゼンチン政府が2003年のスタンバイ協定に基づき自己の実績を計画通りに再検討することを無期限延長した後、当該協定に基づく実行を停止した。実行停止は2005年を通して続き、同年12月、アルゼンチン政府はIMFに対する全債務残高を繰上返済する意思を示した。政府はIMFへの債務の全額返済により、マクロ経済管理における一層の自立と政府の構造改革政策支援が可能になると考えた。

2006年1月3日、政府はIMFに対する全債務残高、95億米ドルを一括返済した。IMFへの返済はアルゼンチンの公債総額の7.4%を占め、5億6,800万米ドルの利息節約となった。政府は支払のため中央銀行から資金を借入れ、結果として中央銀行の準備金は51.0%減少し、190億米ドルとなった。中央銀行に対してこの融資を返済するため、政府は米ドル建10年債を発行した。結果として、IMFへの債務は同額の中央銀行への債務へと交換されたことを考慮すると、IMFへの返済は政府の債務総額に影響を与えなかった。

世界銀行

2004年から2008年まで、世界銀行は、国家および州の両レベルで経済復興を促進する活動および社会開発の各種プログラムなどのために、政府に対し約25億米ドルの融資を実行した。2008年12月31日現在、政府は、世界銀行に対し総額51億米ドルの債務を負っている。その内訳は以下の通りである。

世帯主移行プログラムなどの社会プログラムのための融資からなる16億米ドル(合計の30.9%)。

州改革融資などの行政、法律および司法に関連する目的のための融資からなる9億7,680万米ドル(合計の19.2%)。

母子保健栄養2(PROMIN)などの保健およびその他の社会サービスに関連する目的のための融資からなる9億6,710万米ドル(合計の19.0%)。

国道資産管理などの交通に関連する目的のための融資からなる7億8,750万米ドル(合計の15.4%)。

中等教育の分権化および改善計画などの教育に関連する目的のための融資からなる2億5,100万米ドル(合計の4.9%)。

銀行改革融資計画などの金融に関連する目的のための融資からなる1億6,240万米ドル(合計の3.2%)。

洪水復興計画などの、治水、公衆衛生および洪水防止に関連する目的のための融資からなる1億4,170万米ドル(合計の2.8%)。

第2鉱山開発技術支援計画などの、その他プロジェクトに対する融資からなる2億4,000万米ドル(合計の4.7%)。

さらに、2008年12月31日現在、政府には、世界銀行からの未実行の融資約26億米ドルがある。

2004年から2008年まで、アルゼンチンは、世界銀行に対し総額49億米ドルの元本支払および15億米ドルの利息支払を行った。

2008年、アルゼンチンおよび世界銀行は、新しい協定を締結し、それによって世界銀行は以下を付与した。

ブエノスアイレス州のインフラ改善のための2億7,000万米ドルの融資。2009年12月31日現在、この融資から約5,690万が実行されている。

アルゼンチンの国道を改善するための4億米ドルの融資。2009年12月31日現在、この融資から約6,300万が実行されている。

2009年、アルゼンチンおよび世界銀行は、新しい協定を締結し、それによって世界銀行は以下を付与した。

マタンザ・リアチェロ川流域、ブエノスアイレス州のその他の地域およびブエノスアイレス市における下水道サービスの改善のための8億4,000万米ドルの融資。2009年12月31日現在、この融資からの実行はされていない。

失業者および子供のいる家庭に対する給付のための4億5,000万米ドルの融資。2009年12月31日現在、この融資から4億4,520万米ドルが実行されている。

中小規模の農産物生産者の生産性および利益率を増加させるための3億米ドルの融資。2009年12月31日現在、この融資から3,080万米ドルが実行されている。

アルゼンチンの主要都市圏における都市交通システムの品質および持続可能性を向上させるための1億5,000万米ドルの融資。2009年12月31日現在、この融資から約1,160万米ドルが実行されている。

アルゼンチン政府の全レベルにおける社会サービスおよび財政プログラムの効率性向上のための2,000万米ドルの融資。2009年12月31日現在、この融資から約490万米ドルが実行されている。

2009年12月31日現在、政府は世界銀行に対し総額53億米ドルの債務を負っている。さらに、2009年12月31日現在、政府には、世界銀行からの未実行の融資約31億米ドルがある。

2009年に、アルゼンチンは世界銀行に対し、総額7億9,400万米ドルの元本支払および総額1億6,100万米ドルの利息支払を行った。

米州開発銀行

2004年から2008年まで、米州開発銀行はアルゼンチンに対し、経済復興支援のために計画された活動のためおよび多種の社会開発プログラムのため、約48億米ドルを融資した。2008年12月31日現在、政府は、米州開発銀行に対し総額89億米ドルの債務を負っている。その内訳は以下の通りである。

地方自治体強化プログラム（Programa de Mejora de la Gestion Municipal）などの行政、法律および司法に関連する目的のための融資からなる27億米ドル（合計の30.6％）。

危険にさらされている青少年のケア（Atencion Ninos y Adolescentes en Riesgo）などの社会プログラムのための融資からなる16億米ドル（合計の17.5％）。

教育部門改革および投資（Reforma e Inversiones Sector Educacion）などの教育に関連する目的のための融資からなる12億米ドル（合計の13.7％）。

[前へ](#) [次へ](#)

全国運搬飲料水および下水道計画（Programa Nacional de Agua Potable y Alcantarillado）などの水道、公衆衛生および洪水防止に関連する目的のための融資からなる7億180万米ドル（合計の7.9％）。

地方銀行民営化（Privatización Bancos Provinciales）など、財政関連の目的のための融資からなる5億4,870万米ドル（合計の6.2％）。

ノルテグランデ道路インフラストラクチャー計画（Programa de Infraestructura Vial del Norte Grande）などの
その他プロジェクトに対する融資からなる21億米ドル（合計の24.1％）。

さらに、2008年12月31日現在、政府は米州開発銀行から約42億米ドルの未実行の融資を有していた。

2004年から2008年において、アルゼンチンは、米州開発銀行に対し、総額51億米ドルの元本支払および総額23億米ドルの利息支払を行った。2008年、アルゼンチンおよび米州開発銀行は、以下の融資契約を締結した。

政府の教育プログラムの資金調達を支援するための6億3,000万米ドルの融資。2009年12月31日現在、3億550万米ドルがこの融資から実行された。

一次医療を支援するための2億3,000万米ドルの融資。2009年12月31日現在、かかる融資から830万米ドルが実行されている。

地方の農業経営者による投資を促進させるための2億米ドルの融資。2009年12月31日現在、1,350万米ドルが実行されている。

農業および水産業を保護および改善する国家の能力を強化するための1億米ドルの融資。2009年12月31日現在、かかる融資のうち1,050万米ドルが実行されている。

アルゼンチンにおいて人口が50,000人以下の地域社会における水道および下水道システムの資金調達の一部となる1億2,000万米ドルの融資。2009年12月31日現在、かかる融資から610万米ドルが実行されている。

エントレリオス州における社会経済開発の支援のための1億米ドルの融資。2009年12月31日現在、かかる融資から560万米ドルが実行されている。

2009年、アルゼンチンと米州開発銀行は以下の融資契約を締結した。

社会プログラムのための8億5,000万米ドルの融資。2009年12月31日現在、かかる融資のうち8億3,000万米ドルが実行された。

ブエノスアイレス大都市圏における上水道および衛生インフラストラクチャーの改善および拡大のための2億米ドルの融資。2009年12月31日現在、かかる融資における資金の支払は行われていない。

2009年12月31日現在、政府は、米州開発銀行に対して97億米ドルの債務を負っていた。さらに、2009年12月31日現在、政府は米州開発銀行にからの約37億米ドルの未実行の融資を有していた。

2009年において、アルゼンチンは米州開発銀行に対し、総額8億5,800万米ドルの元金支払および総額3億6,600万ドルの利息の支払を行った。

FONPLATA, CAF, IFADおよび欧州投資銀行

2004年から2008年の間、ラプラタ河流域開発基金(Fondo Financiero para el Desarrollo de la Cuenca del Plata)（「FONPLATA」）は、アルゼンチンに対し、経済開発および社会プログラムのために総額8,490万米ドルを融資した。かかる期間において、政府はFONPLATAに対し、総額2,600万米ドルの元本支払を行った。2009年において、政府はFONPLATAに対し、総額920万米ドルの元本支払を行った。政府はFONPLATAに対し、2008年12月31日現在は9,210万米ドルおよび2009年12月31日現在は8,840万米ドルの債務を負っていた。さらに、2009年12月31日現在、政府はFONPLATAからの未実行の融資5,180万米ドルを有しており、これは2008年12月31日現在の9,770万米ドルから減少した。2008年、FONPLATAはブエノスアイレス州の港湾を改善するためにアルゼンチンに4,270万米ドルを供与した。2009年12月31日現在、かかる融資における資金の支払は行われていない。

アンデス山脈開発会社(Corporacion Andina de Fomento)（「CAF」）は国際金融機関である。メンバーにはボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー、ベネズエラ、アルゼンチン、ブラジル、チリ、コスタリカ、ジャマイカ、メキシコ、パナマ、パラグアイ、トリニダード・トバゴ、およびスペインが含まれる。アンデス山系地域の22の商業銀行もまたそのメンバーである。その本部はベネズエラのカラカス市にある。2004年から2008年の間、CAFは約7億1,170万米ドルを、主にインフラストラクチャー計画のための融資としてアルゼンチンに実行した。かかる期間において、政府はCAFに対し、総額3,100万米ドルの元本支払を行った。2009年において、政府はCAFに対し、総額2,410万米ドルの元本支払を行った。政府は、CAFに対し、2008年12月31日現在は6億8,000万米ドルおよび2009年12月31日現在は11億米ドルの債務を負っていた。さらに、2009年12月31日現在、政府はCAFからの未実行の融資約2億6,220万米ドルを有しており、これは2008年12月31日現在の4億3,830万米ドルから減少した。

2008年5月、CAFおよびアルゼンチンは、エンカルナシオン市およびボサダス市を取り巻く道路設備を改善するための1億1,100万米ドルの融資契約に調印した。2009年12月31日現在、2,970万米ドルが実行されていた。

2008年12月、CAFおよびアルゼンチンは、アルゼンチンの電気部門における公共投資を支援するための2億7,500万米ドルの融資契約に調印した。2008年12月31日現在、2億2,000万米ドルが実行された。2009年12月31日現在、かかる融資の全額が実行された。

2009年にCAFおよびアルゼンチンは、水供給および公衆衛生インフラへの公共投資を支援するため2億7,500万米ドルの融資契約に署名した。2009年12月31日現在、この融資から2億1,300万米ドルが実行されている。

2004年から2008年の間、国際農業開発基金（「IFAD」）は、アルゼンチンに対し1,720万米ドルを融資した。かかる期間において、政府はIFADに対し総額1,600万米ドルの元本支払を行った。2009年第1四半期から第3四半期、政府はIFADに対し、総額140万米ドルの元本支払いを行った。2008年12月31日現在、アルゼンチンはIFADに対し、740万米ドルの債務があり、2009年12月31日現在580万米ドルの債務があった。さらに、2009年12月31日現在、政府はIFADからの未実行の融資約2,600万米ドルを有しており、これは2008年12月31日現在の1,290万米ドルから増加した。

2008年12月31日現在、アルゼンチンは欧州投資銀行に対し2,790万米ドルの債務があり、2009年12月31日現在、2,460万米ドルの債務があった。2004年から2009年までに、欧州投資銀行からアルゼンチンに対する支払いは実行されていない。

2009年12月31日現在、アルゼンチンはこれらの国際機関から新たな融資を獲得していない。

二国間債務および民間債権者の債務

二国間債務は、パリクラブ債務およびその他二国間債務と呼ばれる債務からなる。パリクラブ債務には、パリクラブのメンバー国との交渉ラウンドにおいて再編されてきたパリクラブのメンバー国に対するすべての債務を含む。直近の交渉ラウンドは1992年に行われた。「-債務記録-パリクラブ」を参照のこと。その他二国間債務には、主権国家政府との間の他の債務すべてが含まれる。その他二国間債務のほぼ大半は、パリクラブのメンバー国に対する債務に関するものであり、パリクラブの枠組みの下で扱われる。

民間債権者の債務は、納入業者への債務および商業銀行への債務から成る。民間債権者の債務の一部は、外国政府により付与される輸出信用保険により保証されており、パリクラブの枠組みの下で扱われる。

2008年12月31日現在、パリクラブの枠組みの下で扱われた債務は62億米ドルであり、うち3億7,700万米ドルが期日未到来債務、58億米ドルが累積支払期日到来元利金であった。2008年12月31日現在、この総額は以下から成っていた。

総額31億米ドルのパリクラブ債務、うちすべてが累積支払期日到来元利金であった。

パリクラブの枠組みの下で扱われた総額24億米ドルのその他の二国間債務、うち3億3,500万米ドルが期日未到来債務、21億米ドルが累積支払期日到来元利金であった。

いずれもパリクラブの枠組みの下で扱われた総額6億3,300万米ドルの商業銀行債務および納入業者債務、うち4,100万米ドルが期日未到来債務、5億9,100万米ドルが累積支払期日到来元利金であった。

2009年12月31日現在、パリクラブの枠組みの下で扱われた債務は62億米ドルであり、うち2億9,400万米ドルが期日未到来債務、59億米ドルが累積支払期日到来元利金であった。2009年12月31日現在、かかる総額は以下から成っていた。

総額32億米ドルのパリクラブ債務、うちすべてが累積支払期日到来元利金であった。

パリクラブの枠組みの下で扱われた総額24億米ドルのその他の二国間債務、うち2億6,900万米ドルが期日未到来債務、21億米ドルが累積支払期日到来元利金であった。

いずれもパリクラブの枠組みの下で扱われた総額6億4,300万米ドルの商業銀行債務および納入業者債務、うち2,600万米ドルが期日未到来債務、6億1,700万米ドルが累積支払期日到来元利金であった。

2008年9月、フェルナンデス・デ・キルチネル大統領は、パリクラブのメンバー国に関して二国間債務を支払う意向を表明した。アルゼンチンはこの決定を実施するための選択肢を評価中である。

**外貨建債務
直接債務**

融資機関	利率	発行日	最終満期	通貨	元本金額	
					額面金額	2009年 12月31日 現在残高
					(単位: 百万米ドル)	
世界銀行	(a)	02/02/93	01/15/10	米ドル	300	17
世界銀行	1.77	03/24/95	03/01/10	米ドル	300	15
世界銀行	1.77	05/05/95	08/01/10	米ドル	500	50
世界銀行	(a)	05/12/95	08/15/10	米ドル	7	2
世界銀行	1.77(*)/(a)	05/12/95	10/15/10	米ドル	165	14
世界銀行	1.77(*)/(a)	05/12/95	04/15/10	米ドル	224	12
世界銀行	1.77(*)/(a)	10/18/95	05/15/10	米ドル	210	10
世界銀行	1.77(*)/(a)	10/18/95	04/15/10	米ドル	11	3
世界銀行	6	10/18/95	05/15/10	米ドル	166	27
世界銀行	1.77(*)/(a)	01/19/96	09/15/10	米ドル	101	8
世界銀行	1.77(*)/(a)	03/23/96	10/15/11	米ドル	39	2
世界銀行	1.77(*)/(a)	04/26/96	07/15/11	米ドル	25	5
世界銀行	(a)	04/26/96	07/15/11	米ドル	100	20
世界銀行	1.77(*)/(a)	06/06/96	09/15/10	米ドル	16	1
世界銀行	1.77(*)/(a)	07/08/96	11/15/10	米ドル	116	9
世界銀行	(a)	12/17/96	02/15/12	米ドル	300	75
世界銀行	1.77(*)/(a)	02/21/97	02/15/11	米ドル	11	1
世界銀行	(a)	04/17/97	04/15/12	米ドル	20	5
世界銀行	(a)	04/17/97	02/15/12	米ドル	200	48
世界銀行	1.77(*)/(a)	04/17/97	09/15/11	米ドル	300	58
世界銀行	(a)	04/17/97	10/15/11	米ドル	20	2
世界銀行	(a)	07/07/97	09/15/12	米ドル	200	60
世界銀行	(a)	09/23/97	07/15/12	米ドル	100	30
世界銀行	(a)	09/23/97	06/15/12	米ドル	15	4
世界銀行	(a)	10/12/97	06/15/12	米ドル	200	50
世界銀行	(a)	11/21/97	11/15/12	米ドル	50	15
世界銀行	(a)	11/21/97	11/15/12	米ドル	75	22
世界銀行	(a)	01/20/98	11/15/12	米ドル	100	30
世界銀行	(a)	01/20/98	11/15/12	米ドル	50	11
世界銀行	(a)	01/20/98	03/15/12	米ドル	125	31
世界銀行	(a)	05/06/98	09/15/12	米ドル	75	22
世界銀行	(a)	05/06/98	09/15/12	米ドル	42	13
世界銀行	(a)	10/20/98	05/15/13	米ドル	4	1
世界銀行	(a)	10/20/98	08/15/13	米ドル	284	113
世界銀行	(a)	10/20/98	03/15/13	米ドル	40	10
世界銀行	(a)	01/28/99	04/15/13	米ドル	18	2
世界銀行	(a)	03/29/99	03/15/14	米ドル	30	12
世界銀行	(a)	07/15/99	04/15/14	米ドル	10	4
世界銀行	(a)	08/25/99	10/15/13	米ドル	90	37
世界銀行	(a)	10/26/99	02/15/14	米ドル	30	12
世界銀行	(a)	11/29/99	05/06/14	米ドル	5	0
世界銀行	(a)	11/03/00	08/15/14	米ドル	53	26
世界銀行	(a)	12/09/00	06/15/15	米ドル	5	3
世界銀行	(a)	05/09/01	09/15/16	米ドル	330	142
世界銀行	3.90	05/09/01	08/15/16	米ドル	400	282
世界銀行	(a)	07/15/01	10/15/15	米ドル	303	137
世界銀行	(a)	08/17/01	10/15/15	米ドル	71	27
世界銀行	(a)	11/13/01	10/15/15	米ドル	5	3

融資機関	利率	発行日	最終満期	通貨	元本金額	
					額面金額	2009年 12月31日 現在残高
					(単位: 百万米ドル)	
世界銀行	(a)	01/29/03	10/15/16	米ドル	600	494
世界銀行	4.07	05/23/03	02/15/18	米ドル	500	394
世界銀行	4.36	10/31/03	10/15/18	米ドル	750	620
世界銀行	(a)	01/11/04	01/01/10	米ドル	2	0
世界銀行	3.86(*)/(a)	09/07/04	02/15/19	米ドル	136	122
世界銀行	4.16(*)/(a)	04/18/06	04/15/18	米ドル	150	78
世界銀行	4.25(*)/(a)	07/14/06	10/15/16	米ドル	25	8
世界銀行	4.17(*)/(a)	10/23/06	03/15/20	米ドル	150	50
世界銀行	4.13(*)/(a)	05/11/06	03/15/19	米ドル	350	350
世界銀行	(a)	12/20/06	09/15/20	米ドル	40	5
世界銀行	(a)	12/20/06	12/15/16	米ドル	150	6
世界銀行	4.25(*)/(a)	05/08/07	10/15/20	米ドル	110	14
世界銀行	4.05(*)/(a)	05/09/07	07/01/21	米ドル	300	79
世界銀行	3.90(*)/(a)	07/12/07	09/15/21	米ドル	220	126
世界銀行	3.91(*)/(a)	08/16/07	01/01/22	米ドル	37	18
世界銀行	4.11(*)/(a)	11/26/07	03/15/22	米ドル	100	42
世界銀行	4.11(*)/(a)	12/28/07	01/15/22	米ドル	20	7
世界銀行	(a)	05/08/07	05/15/21	米ドル	70	11
世界銀行	4.08(*)/(a)	11/26/07	01/01/22	米ドル	200	34
世界銀行	(a)	11/06/08	07/01/22	米ドル	45	12
世界銀行	(a)	02/27/09	03/15/38	米ドル	60	1
世界銀行	(a)	01/13/09	03/15/38	米ドル	20	2
世界銀行	(a)	03/27/09	09/15/38	米ドル	300	31
世界銀行	(a)	08/06/09	04/01/38	米ドル	150	12
世界銀行	(a)	08/25/09	03/15/39	米ドル	840	0
世界銀行	(a)	06/10/09	12/18/38	米ドル	450	445
合計					11,616	4,443
米州開発銀行	0.75	02/21/67	02/21/17	加ドル	0	0
米州開発銀行	4	01/20/87	01/20/12	米ドル	1	0
米州開発銀行	7.55	01/20/87	01/20/12	多種	93	22
米州開発銀行	6.37	03/10/88	03/10/13	多種	97	10
米州開発銀行	4	03/10/88	03/10/13	米ドル	2	0
米州開発銀行	6.73	12/20/89	12/20/14	多種	4	1
米州開発銀行	4.98	03/22/91	03/22/11	米ドル	155	6
米州開発銀行	4.98	03/22/91	03/22/11	米ドル	200	44
米州開発銀行	4.98	11/15/91	11/15/11	米ドル	325	50
米州開発銀行	4.98	04/07/92	04/07/12	米ドル	30	6
米州開発銀行	4.98	04/07/92	04/07/12	米ドル	300	57
米州開発銀行	4.98	04/07/92	04/07/12	米ドル	4	1
米州開発銀行	4	04/07/92	04/07/17	米ドル	1	0
米州開発銀行	3	04/07/92	04/07/17	米ドル	11	7
米州開発銀行	4.98	12/29/92	12/29/12	米ドル	310	81
米州開発銀行	4.98	12/29/92	12/29/12	米ドル	272	93
米州開発銀行	4.98	07/08/93	07/08/13	米ドル	5	1
米州開発銀行	4	07/08/93	07/08/13	米ドル	19	5
米州開発銀行	4	09/22/93	09/21/19	米ドル	25	12
米州開発銀行	4.98	11/21/93	03/21/14	米ドル	4	2
米州開発銀行	4.98	03/21/94	03/21/14	米ドル	74	32
米州開発銀行	4.98	09/15/94	06/12/14	米ドル	97	46
米州開発銀行	3	09/15/94	06/12/19	米ドル	15	9

融資機関	利率	発行日	最終満期	通貨	元本金額	
					額面金額	2009年 12月31日 現在残高
					(単位: 百万米ドル)	
米州開発銀行	4.98	01/11/95	01/11/15	米ドル	36	23
米州開発銀行	4.98	04/05/95	04/05/15	米ドル	233	159
米州開発銀行	4.98	06/05/95	06/05/10	米ドル	750	40
米州開発銀行	4	06/05/95	06/05/20	米ドル	30	20
米州開発銀行	4.98	06/05/95	06/05/20	米ドル	180	145
米州開発銀行	4.98	06/28/95	06/28/15	米ドル	450	160
米州開発銀行	5.54(*)/(b)	03/26/96	12/15/18	米ドル	325	170
米州開発銀行	4.98	10/09/96	10/09/16	米ドル	25	12
米州開発銀行	5.54	12/19/96	12/19/11	米ドル	319	64
米州開発銀行	5.54	02/20/97	02/20/22	米ドル	102	81
米州開発銀行	5.54	03/16/97	03/16/17	米ドル	78	14
米州開発銀行	5.54	08/04/97	08/04/17	米ドル	81	38
米州開発銀行	5.54	08/04/97	08/04/17	米ドル	287	177
米州開発銀行	5.54(*)/(b)	02/05/98	02/05/18	米ドル	250	135
米州開発銀行	5.54	02/11/98	02/11/18	米ドル	8	1
米州開発銀行	3	03/16/98	03/16/23	米ドル	17	12
米州開発銀行	5.54	03/16/98	03/16/23	米ドル	17	12
米州開発銀行	5.54	03/16/98	03/16/18	米ドル	176	103
米州開発銀行	5.54	07/22/98	07/22/18	米ドル	64	45
米州開発銀行	5.54	08/08/98	08/08/23	米ドル	300	264
米州開発銀行	4	09/12/98	09/06/23	米ドル	16	7
米州開発銀行	3	09/12/98	12/09/23	米ドル	16	7
米州開発銀行	5.54	12/21/98	12/15/18	米ドル	62	39
米州開発銀行	5.54	01/11/99	01/11/19	米ドル	140	92
米州開発銀行	5.54	01/13/99	01/13/24	米ドル	6	2
米州開発銀行	4	09/15/99	09/15/19	米ドル	2	0
米州開発銀行	5.54(*)/(b)	09/15/99	09/15/19	米ドル	238	152
米州開発銀行	5.54	10/18/99	10/18/24	米ドル	250	114
米州開発銀行	5.54	02/03/00	02/03/20	米ドル	100	66
米州開発銀行	5.54	03/26/00	03/26/20	米ドル	5	3
米州開発銀行	5.54	02/27/01	02/27/21	米ドル	400	307
米州開発銀行	5.54	05/09/01	05/09/21	米ドル	500	400
米州開発銀行	5.54	06/13/01	06/15/21	米ドル	500	383
米州開発銀行	5.54	06/25/01	06/15/21	米ドル	2	1
米州開発銀行	5.54	10/25/01	10/25/21	米ドル	8	3
米州開発銀行	5.54(*)/(b)	10/25/01	10/25/26	米ドル	43	30
米州開発銀行	5.54(*)/(b)	11/20/03	11/20/28	米ドル	600	559
米州開発銀行	(b)	12/28/04	12/15/24	米ドル	500	500
米州開発銀行	(b)	05/04/05	05/04/25	米ドル	5	2
米州開発銀行	(b)	05/04/05	05/04/25	米ドル	5	2
米州開発銀行	(b)	08/24/05	08/24/25	米ドル	33	11
米州開発銀行	(b)	08/24/05	08/24/25	米ドル	18	9
米州開発銀行	(b)	01/03/06	01/03/31	米ドル	700	684
米州開発銀行	(b)	05/18/06	05/18/26	米ドル	500	500
米州開発銀行	(b)	07/11/06	07/11/26	米ドル	50	20
米州開発銀行	(b)	08/09/06	08/09/26	米ドル	280	256
米州開発銀行	5.54(*)/(b)	11/06/06	11/06/31	米ドル	580	382
米州開発銀行	5.54(*)/(b)	03/29/07	03/29/32	米ドル	350	141
米州開発銀行	(b)	03/29/07	03/29/32	米ドル	240	21
米州開発銀行	5.54(*)/(b)	03/29/07	03/29/32	米ドル	1,200	264

融資機関	利率	発行日	最終満期	通貨	元本金額	
					額面金額	2009年 12月31日 現在残高
(単位: 百万米ドル)						
米州開発銀行	(b)	11/06/07	11/06/32	米ドル	50	2
米州開発銀行	(b)	11/06/07	06/15/32	米ドル	60	5
米州開発銀行	(b)	11/06/07	11/06/32	米ドル	40	1
米州開発銀行	(b)	11/06/07	11/06/32	米ドル	20	3
米州開発銀行	(b)	11/06/07	11/06/32	米ドル	72	7
米州開発銀行	(b)	04/17/08	04/17/33	米ドル	200	13
米州開発銀行	(b)	04/17/08	04/17/33	米ドル	630	306
米州開発銀行	(b)	11/04/08	11/04/33	米ドル	230	8
米州開発銀行	(b)	02/27/09	02/27/31	米ドル	16	1
米州開発銀行	(b)	07/31/09	07/31/34	米ドル	850	830
米州開発銀行	(b)	03/31/09	03/31/34	米ドル	50	0
米州開発銀行	(b)	07/31/09	07/31/34	米ドル	200	0
合計					15,539	8,300
パリクラブ・ラウンド4	(m)	06/13/05	2002	多種	1,473	173
パリクラブ・ラウンド5	(n)	06/14/05	2008	多種	3,037	2,423
合計					4,510	2,596
ラプラタ河流域開発基金	5.48	09/10/98	07/07/10	米ドル	4	1
ラプラタ河流域開発基金	(g)	08/12/04	09/01/19	米ドル	51	46
ラプラタ河流域開発基金	(h)	12/06/04	08/16/19	米ドル	22	18
ラプラタ河流域開発基金	(l)	08/20/07	12/30/18	米ドル	5	1
ラプラタ河流域開発基金	(j)	05/31/07	05/30/13	米ドル	1	0
合計					83	66
国際農業開発基金	(j)	09/29/97	06/15/14	SDR	11	6
国際農業開発基金	(j)	11/21/00	12/15/14	SDR	13	0
国際農業開発基金	(j)	11/27/06	12/15/22	SDR	15	0
合計					39	6
アンデス山脈開発会社	(d)	05/18/04	05/18/14	米ドル	141	93
アンデス山脈開発会社	(i)	08/29/07	09/01/22	米ドル	300	300
アンデス山脈開発会社	(i)	12/11/07	12/12/22	米ドル	200	136
アンデス山脈開発会社	(k)	02/12/08	06/02/20	米ドル	275	275
アンデス山脈開発会社	(i)	12/11/07	12/11/22	米ドル	80	33
アンデス山脈開発会社	(i)	05/21/08	05/21/23	米ドル	110	30
アンデス山脈開発会社	(l)	11/03/09	11/03/21	米ドル	275	213
アンデス山脈開発会社	(e)	06/03/05	06/04/17	米ドル	35	27
合計					1,416	1,107

(*)2009年9月1日またはその前後の残存債務に適用される固定金利、当該日より後に行われた引出しには記載された変動金利による利息を生ずる。

(a)世界銀行の変動利率 + 0.5 %

(b)米州開発銀行の変動利率

(c)6ヶ月物 LIBOR + 1.2 %

(d)6ヶ月物 LIBOR + 3.35 %

(e)6ヶ月物 LIBOR + 2.9 %

(f)6ヶ月物 LIBOR + 4 %

(g)6ヶ月物 LIBOR + 3.5 %

(h)6ヶ月物 LIBOR + 2.45 %

(i)6ヶ月物 LIBOR + 1.05 %

(j)国際農業開発基金変動利率

(k)6ヶ月物 LIBOR + 1.08 %

(l)6ヶ月物 LIBOR + 2.30%

(m)総額の50%は固定金利に(主にユーロ建てで5%以上の金利)、31%は多様な通貨(主に日本円)および金利に対応しており、18%(主にドル建て)はLIBOR + スプレッドの変動金利を生ずる債務である。

(n)債務の52%は固定金利(主にユーロ建てで6%から9%の間の金利)を生み、31%は多様な通貨(主に日本円)および金利に対応しており、17%(ドル建て)はLIBOR に40bps. から62.5bps. の間のスプレッドを加えた変動金利を生ずる債務である。

**外貨建債務
間接債務**

融資機関	利率	発行日	最終満期	通貨	元本金額	
					額面金額	2009年 12月31日 現在残高
(単位:百万ドル)						
世界銀行	(a)	10/20/98	05/15/13	米ドル	449	158
世界銀行	(a)	11/16/98	05/15/13	米ドル	119	41
世界銀行	(a)	07/07/00	07/15/14	米ドル	20	11
世界銀行	(a)	06/15/01	10/15/14	米ドル	50	34
世界銀行	4.08(*)/(a)	12/06/04	01/12/18	米ドル	450	189
世界銀行	(a)	03/08/05	11/15/19	米ドル	200	177
世界銀行	(a)	11/16/06	11/15/19	米ドル	130	35
世界銀行	(a)	11/16/06	11/15/19	米ドル	75	54
世界銀行	(a)	06/12/07	11/15/19	米ドル	127	54
世界銀行	(a)	05/30/08	04/15/21	米ドル	270	57
世界銀行	4.49(*)/(a)	06/27/08	06/15/22	米ドル	400	63
合計					2,290	874
米州開発銀行	4.00	03/10/88	03/10/13	米ドル	1	0
米州開発銀行	7.17	03/10/88	03/10/13	多種	59	14
米州開発銀行	6.73	11/18/88	11/18/13	多種	14	14
米州開発銀行	4.00	11/18/88	11/18/13	米ドル	56	3
米州開発銀行	8.31	04/02/90	04/06/10	多種	250	10
米州開発銀行	4.98	05/30/91	05/30/16	米ドル	70	30
米州開発銀行	3.00	05/30/91	02/15/16	米ドル	29	11
米州開発銀行	(b)	01/26/94	01/26/14	多種	128	84
米州開発銀行	4.98	03/21/94	03/21/14	米ドル	255	128
米州開発銀行	4.98	03/21/94	03/21/14	米ドル	255	69
米州開発銀行	(b)	12/04/03	12/04/28	米ドル	34	24
米州開発銀行	4.98	06/05/95	06/05/15	米ドル	121	63
米州開発銀行	4.00	06/05/95	06/05/15	米ドル	60	38
米州開発銀行	(b)	08/04/97	08/04/17	米ドル	346	191
米州開発銀行	5.54	11/19/97	11/19/17	米ドル	277	45
米州開発銀行	(b)	11/01/99	11/01/19	米ドル	200	142
米州開発銀行	5.54	07/31/01	07/31/21	米ドル	212	161
米州開発銀行	5.54(*)/(b)	11/05/02	11/05/22	米ドル	200	115
米州開発銀行	(b)	03/09/04	03/09/24	米ドル	11	8
米州開発銀行	(b)	09/03/04	05/15/16	米ドル	40	11
米州開発銀行	(b)	08/24/05	08/24/25	米ドル	70	31
米州開発銀行	5.54(*)/(b)	11/07/06	11/07/31	米ドル	180	137
米州開発銀行	(b)	02/05/07	02/05/32	米ドル	33	12
米州開発銀行	(b)	11/07/06	07/11/31	米ドル	230	10
米州開発銀行	(b)	04/06/08	11/06/32	米ドル	120	6
米州開発銀行	(b)	04/17/08	04/17/33	米ドル	100	6
米州開発銀行	(b)	04/17/08	04/17/33	米ドル	100	10
米州開発銀行	(b)	01/15/09	01/15/34	米ドル	58	0
合計					3,509	1,366
ラプラタ河流域開発基金	3.97	12/26/96	03/24/16	米ドル	34	22
ラプラタ河流域開発基金	(c)	03/11/03	07/07/11	米ドル	1	0
合計					35	22
欧州投資銀行	固定(5.8%~ 7.27%)	03/11/96	12/20/15	米ドル	52	25
合計					52	25

(*)2009年9月1日またはその前後の残存債務に適用される固定金利。当該日より後に行われた引出しは記載された変動金利による利息を生ずる。

- (a)世界銀行の変動利率 + 0.5 %
- (b)米州開発銀行の変動利率
- (c)6ヶ月物 LIBOR + 1.2 %
- (d)6ヶ月物 LIBOR + 1.5 %

ペソ建債務
直接債務
ペソ建支払継続債務

債券	利率	発行日	最終満期	通貨	元本金額	
					額面金額	2009年 12月31日 現在残高
(単位:百万ドル)						
Bono del Tesoro Consolidado 2089		01/02/90	01/02/89	ペソ	232	232
Boden 2013 / arp	平均預金利率	04/01/03	10/01/13	ペソ	24	12
BONAR ARG \$ V	10.5%	06/12/07	06/12/12	ペソ	395	395
BONAR \$ 2013	BADLAR利率 + 350bp 15.4% -	04/04/08	04/04/13	ペソ	1,299	1,299
BONAR \$ 2014	BADLAR利率 + 275bp	01/30/09	01/30/14	ペソ	4,624	4,624
BONAR \$ 2016	BADLAR利率 + 325bp	03/18/09	03/18/16	ペソ	3,063	3,063
BONAR \$ 2015	BADLAR利率 + 300bp	09/10/09	09/10/15	ペソ	2,366	2,436
PRO 7	変動預金口座 利率(a)	01/01/00	01/01/16	ペソ	12	9
PRE 5	変動預金口座 利率(a)	01/01/00	01/01/10	ペソ	13	0
Letra del Tesoro - \$ - Loteria Nacional S.E.	LEBAC	03/11/09	03/11/10	ペソ	39	39
Letra del Tesoro - \$ - FFRE	LEBAC	03/23/09	03/23/10	ペソ	45	45
Letra del Tesoro - \$ - FFRE	LEBAC	03/27/09	03/23/10	ペソ	107	107
Letra del Tesoro - \$ - FFRE	LEBAC	03/27/09	03/23/10	ペソ	10	10
Letra del Tesoro - \$ - FFRE	LEBAC	06/10/09	06/10/10	ペソ	46	46
Letra del Tesoro - \$ - SRT	14.8%	08/18/09	02/15/10	ペソ	10	10
Letra del Tesoro - \$ - FERH	14.8%	08/18/09	02/15/10	ペソ	34	34
Letra del Tesoro - \$ - INSSJyP	14.6%	09/17/09	03/16/10	ペソ	429	429
Letra del Tesoro - \$ - FFRE	LEBAC	09/24/09	09/24/10	ペソ	68	68
Letra del Tesoro - \$ - FGS	14.3%	09/28/09	03/15/10	ペソ	355	355
Letra del Tesoro - \$ - FFRE	13.7%	12/03/09	12/03/10	ペソ	70	70
AMPAROS Y EXCEPCIONES	多種			ペソ		1
BODEN 2011	2.0%	04/30/03	04/30/11	ペソ + CER	1,691	530
BODEN 2014	2.0%	09/30/04	09/30/14	ペソ + CER	242	376
PR 11	2.0%	02/03/02	12/03/10	ペソ + CER	271	69
PRE 8	2.0%	02/03/02	01/03/10	ペソ + CER	1,314	75
PR 12	2.0%	02/03/02	01/03/16	ペソ + CER	413	640
PR 13	2.0%	03/15/04	03/15/24	ペソ + CER	499	903
PRE 9	2.0%	03/15/04	03/15/14	ペソ + CER	286	359

債券	利率	発行日	最終満期	通貨	元本金額	
					額面金額	2009年 12月31日 現在残高
					(単位:百万ドル)	
PAR IN PESOS	1.18% 固定金利 (段階的に上昇)	12/31/03	12/31/38	ペソ + CER	753	1,224
DISCOUNT IN PESOS	5.83%	12/31/03	12/31/33	ペソ + CER	2,780	5,438
CUASIPAR IN PESOS	3.31%	12/31/03	12/31/45	ペソ + CER	6,228	12,331
AMPAROS Y EXCEPCIONES	多種			ペソ + CER		40
合計					28,359	35,818

(a) 2009年12月31日現在の変動預金口座の金利は0.498%

**外貨建債務
直接債務
外貨建支払継続債券**

債券	利率	発行日	最終満期	通貨	元本金額	
					額面金額	2009年 12月31日 現在残高
(単位:百万ドル)						
BODEN 2012	LIBOR 上限を3%とする	02/03/02	08/03/12	米ドル	17,449	6,545
BODEN 2013	LIBOR	10/30/02	04/30/13	米ドル	1,942	971
OCMO		10/30/02	10/30/09	OCM	7	7
LETRA INTRANSFERIBLE (譲渡不能債券)	上限をLIBORとする 国際引当金率 -1%	01/03/06	01/03/16	米ドル	9,530	9,530
BONAR V	7.0%	03/28/06	03/28/11	米ドル	1,500	1,500
BONAR VII	7.0%	09/12/06	09/12/13	米ドル	2,000	2,000
BONAR X	7.0%	04/17/07	04/17/17	米ドル	4,782	4,782
BODEN 2015	7.0%	10/03/05	10/03/15	米ドル	5,818	5,818
Letra del Tesoro - US\$ - FGS	3.5%	07/29/09	01/27/10	米ドル	200	200
Letra del Tesoro - US\$ - FGS	3.5%	08/18/09	01/27/10	米ドル	100	100
Letra del Tesoro - US\$ - FGS	4.0%	09/24/09	03/23/10	米ドル	150	150
Letra del Tesoro - US\$ - FFRE	1.5%	09/07/09	09/07/10	米ドル	37	37
Letra del Tesoro - US\$ - ANSES - FGS	4.0%	10/02/09	04/05/10	米ドル	380	380
Letra del Tesoro - US\$ - Loteria Nacional S.E.	1.0%	11/09/09	02/08/10	米ドル	47	47
PAR IN US\$	2.5% 固定金利(段階的に 上昇) 2.26%	12/31/03	12/31/38	米ドル	6,544	6,544
PAR IN EUROS	0.45% 固定金利(段階的に 上昇)	12/31/03	12/31/38	ユーロ	7,262	7,262
PAR IN YEN	2.5% 固定金利(段階的に 上昇)	12/31/03	12/31/38	日本円	226	226
DISCOUNT IN US\$	8.3%	12/31/03	12/31/33	米ドル	3,590	4,555
DISCOUNT IN EUROS	7.8%	12/31/03	12/31/33	ユーロ	3,250	4,070
DISCOUNT IN YEN	4.3%	12/31/03	12/31/33	日本円	63	71
AMPAROS	多種			米ドル		18
合計					64,876	54,812

**ペソ建債務
直接債務
ペソ建債務不履行債券**

債券	利率	発行日	最終満期	通貨	元本金額	
					額面金額	2009年 12月31日 現在残高
(単位: 百万ドル)						
BOCON PROVEEDOR 1ra S. PESOS	変動預金口座	04/01/91	04/01/07	ペソ	8	6
BOCON PROVEEDOR 2da S. PESOS	変動預金口座	12/28/94	12/28/10	ペソ	0	0
BOCON PROVEEDOR 3ra S. PESOS	変動預金口座	01/15/99	04/15/07	ペソ	4	3
BOCON PROVEEDOR 5ta S. PESOS	変動預金口座	04/15/01	04/15/07	ペソ	3	3
BOCON PROV.2da S.PESOS - PRE3	変動預金口座	09/01/92	09/01/02	ペソ	4	1
EUROLETRA/\$/11.75%/2007	11.75%	02/12/97	02/12/07	ペソ	0	0
EUROLETRA/\$/8.75%/2002	8.75%	02/12/97	02/12/07	ペソ	0	0
DTO.1023/7-7-95	変動預金口座	04/24/95	04/01/07	ペソ	14	10
LETES/Vto: 15-03-2002	2%	03/16/01	03/15/02	ペソ + CER	10	23
LETES/ Vto: 15-02-02	2.0%	12/14/01	02/15/02	ペソ + CER	5	11
LETES/ Vto: 8-3-2002	2.0%	12/14/01	03/08/02	ペソ + CER	5	11
LETES/ Vto: 22-02-2002	2.0%	12/28/01	02/22/02	ペソ + CER	1	3
LETES/Vto: 22-03-2002	2.0%	12/28/01	03/22/02	ペソ + CER	1	4
BONEX 1992 / PESIFICADO	2.0%	09/15/92	05/08/03	ペソ + CER	10	24
FERROBONOS / PESIFICADO	2.0%	10/01/91	10/01/30	ペソ + CER	0	0
PRE4 / PESIFICADO	2.0%	09/01/92	09/01/02	ペソ + CER	47	26
PRO2 / PESIFICADO	2.0%	04/01/91	04/01/07	ペソ + CER	20	33
PRO4 / PESIFICADO	2.0%	12/28/94	12/28/10	ペソ + CER	17	50
PRO6 / PESIFICADO	2.0%	01/15/99	04/15/07	ペソ + CER	26	53
PRO8 / PESIFICADO	2.0%	01/01/00	01/01/16	ペソ + CER	0	1
PRO10 / PESIFICADO	2.0%	04/15/01	04/15/07	ペソ + CER	2	5
PRE6 / PESIFICADO	2.0%	01/01/00	01/01/10	ペソ + CER	1	2
BONTE 06 / PESIFICADO	2.0%	02/21/01	05/15/06	ペソ + CER	7	16
BONTE 05 / PESIFICADO	2.0%	02/21/00	05/21/05	ペソ + CER	25	60
BONTE 03 / PESIFICADO	2.0%	02/21/00	05/21/03	ペソ + CER	29	68
BONTE 02 / PESIFICADO	2.0%	05/09/97	05/09/02	ペソ + CER	57	135
BONTE 03 V / PESIFICADO	2.0%	07/21/98	07/21/03	ペソ + CER	2	5
BONTE 04 / PESIFICADO	2.0%	05/24/99	05/24/04	ペソ + CER	19	46
B-P 02 / E+4.00% / PESIFICADO	2.0%	04/24/00	04/24/02	ペソ + CER	0	0
B-P 02 / E+3.30% / PESIFICADO	2.0%	08/22/00	08/22/02	ペソ + CER	1	1
BONO/2002/9% PESIFICADO	2.0%	04/16/01	04/16/02	ペソ + CER	2	5
B-P 02 / E+5.80% / PESIFICADO	2.0%	10/30/00	10/30/02	ペソ + CER	0	0
B-P 04 / E+4.35% / PESIFICADO	2.0%	02/16/01	02/16/04	ペソ + CER	0	0
合計					323	604

**外貨建債務
直接債務
外貨建債務不履行債券**

債券	利率	発行日	最終満期	通貨	元本金額	
					額面金額	2009年 12月31日 現在残高
(単位:百万米ドル)						
GLOBAL BOND /US\$/7%-15.5%/2008	7.00% - 15.50%	06/19/01	12/19/08	米ドル	441	441
GLOBAL BOND /US\$/12.25%/2018	12.25%	06/19/01	06/19/18	米ドル	449	813
GLOBAL BOND /US\$/12.00%/2031	12.00%	06/19/01	06/19/31	米ドル	449	804
GLOBAL BOND /\$/10%-12%/2008	10.00% - 12.00%	06/19/01	09/19/08	米ドル	595	595
DISCOUNT/US\$/L+0.8125%/2023	LIBOR + 0.8125	03/31/93	03/31/23	米ドル	78	78
PAR BONDS/US\$/6%/2023	6.00%	03/31/93	03/31/23	米ドル	185	185
DISCOUNT/DEM/L+0.8125%/2023	LIBOR + 0.8125	03/31/93	03/31/23	ユーロ	11	11
PAR BONDS /DEM/5.87%/2023	5.87%	03/31/93	03/31/23	ユーロ	66	66
FLOATING RATE BOND/L+0.8125%	LIBOR	03/31/93	03/31/05	米ドル	192	107
GLOBAL BOND /US\$/8.375%/2003	8.375%	12/20/93	12/20/03	米ドル	476	476
GLOBAL BOND /US\$/11%/2006	11%	10/09/96	10/09/06	米ドル	470	470
GLOBAL BOND /US\$/11.375%/2017	11.375%	01/30/97	01/30/17	米ドル	545	545
GLOBAL BOND /US\$/9.75%/2027	9.75%	09/19/97	09/19/27	米ドル	197	197
SPAN/US\$/SPREAD AJUS+T. F./2002	Floating	12/16/97	11/30/02	米ドル	82	82
EUROLETRA/EUR/8.75%/2003	8.75%	02/04/98	02/04/03	ユーロ	333	333
F R A N S / U S \$ / T A S A FLOTANTE/2005	Floating	04/13/98	04/10/05	米ドル	301	301
GLOBAL BOND /US\$/8.875%/2029	8.875%	03/01/99	09/01/29	米ドル	34	34
GLOBAL BOND /US\$/11%/2005	11%	12/04/98	12/04/05	米ドル	301	301
GLOBAL BOND /US\$/12.125%/2019	12.125%	02/25/99	02/25/19	米ドル	59	59
EUROLETRA/US\$/ LIBOR+5.75%/2004	LIBOR + 5.75%	04/06/99	04/06/04	米ドル	78	78
GLOBAL BOND /US\$/11.75%/2009	11.75%	04/07/99	04/07/09	米ドル	384	384
G L O B A L / U S \$ / C E R O CUPON/2000-04	ZERO CUPON	10/15/99	10/15/04	米ドル	170	170
GLOBAL BOND /US\$/10.25%/2030	10.25%	07/21/99	07/21/30	米ドル	124	124
GLOBAL BOND /US\$/12.00%/2031	12.00%	01/31/01	01/31/31	米ドル	0	0
GLOBAL BOND /US\$/12.375%/2012	12.38%	02/21/01	02/21/12	米ドル	168	168

債券	利率	発行日	最終満期	通貨	元本金額	
					額面金額	2009年 12月31日 現在残高
(単位: 百万米ドル)						
EUROLETRA/US\$/ BADLAR+2.98/2004	BADLAR + 2.98%	05/11/01	05/11/04	米ドル	1	1
EUROLETRA/US\$/ENC+4.95%/ 2004	ENCUESTA + 4.95%	05/11/01	05/11/04	米ドル	15	15
EUROLETRA/JPY/7.40%/2006	7.40%	04/04/96	04/04/06	日本円	2	2
EUROLETRA/JPY/7.40%/ 2006-2	7.40%	04/25/96	04/25/06	日本円	11	11
EUROLETRA/JPY/7.40%/ 2006-3	7.40%	05/15/96	05/15/06	日本円	1	1
EUROLETRA/JPY/6%/2005	6.00%	11/12/96	03/24/05	日本円	10	10
EUROLETRA/JPY/5%/2002	5.00%	12/20/96	12/20/02	日本円	41	41
EUROLETRA/JPY/4.40%/2004	4.40%	05/27/97	05/27/04	日本円	21	21
EUROLETRA/DEM/7%/2004	7.00%	03/18/97	03/18/04	ユーロ	271	271
EUROLETRA/DEM/8%/2009	8.00%	10/30/97	10/30/09	ユーロ	231	231
EUROLETRA/EUR/11%-8%/ 2008	11.00% - 8.00%	02/26/98	02/26/08	ユーロ	368	368
EUROLETRA/EUR/8-8.25- 9%/2010	8.00% - 8.25% - 9.00%	07/06/98	07/06/10	ユーロ	248	248
EUROLETRA/DEM/7.875%/ 2005	7.88%	07/29/98	07/29/05	ユーロ	62	62
EUROLETRA/DEM/14%-9%/ 2008	14.00% - 9.00%	11/19/98	11/19/08	ユーロ	109	109
EUROLETRA/JPY/3.50%/2009	3.50%	08/11/99	08/11/09	日本円	27	27
BONO R.A. /JPY/5.40%/2003	5.40%	12/17/99	12/17/03	日本円	5	5
BONO R.A./EUR/9%/2003	9.00%	06/20/00	06/20/03	ユーロ	651	651
SAMURAI /JPY/5.125%/2004	5.13%	06/14/00	06/14/04	日本円	39	39
BONO R.A. /EUR/10%/2007	10.00%	09/07/00	09/07/07	ユーロ	228	228
BONO RA/JPY/SAMURAI / 4.85%/2005	4.85%	09/26/00	09/26/05	日本円	29	29
EUROLETRA/ATS/7%/2004	7.00%	03/18/97	03/18/04	ユーロ	16	16
BONO R.A./EUR/9%/2006	9.00%	04/26/99	04/26/06	ユーロ	259	259
BONO R.A./EUR/10%/ 2004	10.00%	12/07/99	12/07/04	ユーロ	247	247
BONO R.A./EUR/9.75%/ 2003	9.75%	11/26/99	11/26/03	ユーロ	159	159
EUROLETRA/EUR/10%/2005	10.00%	01/07/00	01/07/05	ユーロ	414	414
EUROLETRA/EUR/EURIB+ 5.10%/2004	EURIBOR + 5.10%	12/22/99	12/22/04	ユーロ	86	86
BONO R.A./EUR/10.25%/ 2007	10.25%	01/26/00	01/26/07	ユーロ	463	463
EUROLETRA/EUR/8.125%/ 2004	8.13%	04/04/00	10/04/04	ユーロ	332	332
EUROLETRA/EUR/9%/2005	9.00%	05/24/00	05/24/05	ユーロ	433	433
EUROLETRAS/EUR/9.25%/ 2004	9.25%	07/20/00	07/20/04	ユーロ	589	589
EUROLETRA/EUR/10.00%/ 2007	10.00%	02/22/01	02/22/07	ユーロ	257	257
EUROLETRA/ITL/11%/2003	11.00%	11/05/96	11/05/03	ユーロ	172	172
EUROLETRA/ITL/10%/2007	10.00%	01/03/97	01/03/07	ユーロ	192	192
EUROLETRA/ITL/ LIBOR+1.6%/2004	LIBOR + 1.60%	05/27/97	05/27/04	ユーロ	141	141

債券	利率	発行日	最終満期	通貨	元本金額	
					額面金額	2009年 12月31日 現在残高
(単位:百万米ドル)						
EUR/ITL/10-7.625/SWAP-CAN/2007	10.00% - 7.625%	08/11/97	08/11/07	ユーロ	253	253
EUROLETRA/ITL/9.25%-7%/2004	9.25% - 7.00%	10/21/97	03/18/04	ユーロ	245	245
EUROLETRA/ITL/9%-7%/2004	9.00% - 7.00%	10/24/97	03/18/04	ユーロ	126	126
EUROLETRA/DEM/10.50%/2002	0%	11/14/95	11/14/02	ユーロ	202	202
EUROLETRA/DEM/10.25%/2003	10.25%	02/06/96	02/06/03	ユーロ	179	179
EUROLETRA/DEM/11.25%/2006	11.25%	04/10/96	04/10/06	ユーロ	264	264
EUROLETRA/DEM/11.75%/2011	11.75%	05/20/96	05/20/11	ユーロ	368	368
EUROLETRA/DEM/9%/2003	9.00%	09/19/96	09/19/03	ユーロ	64	64
EUROLETRA/DEM/12%/2016	12.00%	09/19/96	09/19/16	ユーロ	97	97
EUROLETRA/DEM/11.75%/2026	11.75%	11/13/96	11/13/26	ユーロ	136	136
EUROLETRA/DEM/8.50%/2005	8.50%	12/23/96	02/23/05	ユーロ	191	191
BONO R.A./EUR/10%-8%/2008	10.00% - 8.00%	04/03/98	02/26/08	ユーロ	185	185
EURO-BONO/ESP/7.50%/2002	7.50%	05/23/97	05/23/02	ユーロ	44	44
EUROLETRA/CHF/7%/2003	7.00%	12/04/96	12/04/03	スイスフラン	74	74
EUROLETRA/GBP/10%/2007	10.00%	06/25/97	06/25/07	英国 ポンド	53	53
GLOBAL BOND /EUR/8.125%/2008	8.13%	04/21/98	04/21/08	ユーロ	447	447
EUROLETRA/EUR/CUP-FIJO/2028	固定額クーポン	05/28/98	05/28/28	ユーロ	95	95
EUROLETRA/EUR/8.50%/2010	8.50%	07/30/98	07/30/10	ユーロ	280	280
BONO R.A./EUR/8%/2002	8.00%	02/25/99	02/25/02	ユーロ	123	123
BONO R.A. /EUR/15%-8%/2008	15.00% - 8.00%	02/26/99	02/26/08	ユーロ	185	185
EUROLETRA/ITL/10.375%-8%/2009	10.375% - 8.00%	03/12/98	10/30/09	ユーロ	238	238
EUROLETRA/ITL/LIBOR+ 2.50%/2005	LIBOR + 2.50%	07/08/98	07/08/05	ユーロ	299	299
BONO R.A. /EUR/9.50%/2004	9.50%	03/04/99	03/04/04	ユーロ	208	208
BONO R.A. /EUR/14%-8%/2008	14.00% - 8.00%	04/06/99	02/26/08	ユーロ	135	135
EUROLETRA/EUR/10.50%- 7%/2004	10.50% - 7.00%	05/10/99	03/18/04	ユーロ	247	247
BONO R.A./EUR/9%/2009	9.00%	05/26/99	05/26/09	ユーロ	392	392
EUROLETRA/EUR/7.125%/ 2002	7.125%	06/10/99	06/10/02	ユーロ	110	110
BONO R.A. /EUR/8.50%/2004	8.50%	07/01/99	07/01/04	ユーロ	428	428
BONO R.A. /EUR/EURIBOR+4%/2003	EURIBOR + 4%	07/22/99	07/22/03	ユーロ	45	45
BONO R.A./EUR/9.25%/2002	9.25%	10/21/99	10/21/02	ユーロ	375	375

債券	利率	発行日	最終満期	通貨	元本金額	
					額面金額	2009年 12月31日 現在残高
GLOBAL BOND /US\$/12%/2020	12.00%	02/03/00	02/01/20	米ドル	84	84
GLOBAL BOND /US\$/11.375%/2010	11.375%	03/15/00	03/15/10	米ドル	201	201
GLOBAL BOND /US\$/11.75%/2015	11.75%	06/15/00	06/15/15	米ドル	170	170
合計					18,865	19,504

[前へ](#)

(7)【その他】

訴訟手続

米国における訴訟

2001年12月の政府による外貨建債務の不履行は、政府発行の債券に関する資金を回収しようとする原告による多くの訴訟を引き起こした。これら訴訟の各々の原告は、保有する債券の利息および/または元本を政府が期日に支払わなかったと主張し、当該債券の額面価額および/または未払利息の支払を命じる判決を求めている。

米国における個別訴訟

米国においては、2002年3月以降、政府の債務返済を求めて137件ほどの個別訴訟が提起されている。これらの訴訟はニューヨーク州の南地区を管轄する連邦地方裁判所（以下「本地方裁判所」という。）に係属していたか、または現在も係属している。かかる訴訟の大半がニューヨーク州法に準拠する債務の回収を目的とする一方で、2009年1月13日、連邦第二巡回控訴裁判所（以下「本控訴裁判所」という。）は、本地方裁判所はドイツの法律に基づき発行された債券に関する請求につき事物管轄権を有するとの判決を下した。シリーズ全体の債券のための集団訴訟として提起されている請求を除き、米国における訴訟は政府発行の債券に関する元金約39億米ドルおよびこれにかかる利息の返済を求めている。約104件について、総額約64億米ドルの判決が下されている。2009年6月、アルゼンチンは総額約28億米ドルに及ぶ変動利付債券に対応する11の判決につき、当該判決の算定に使用された金利は法的強制力がなく、元本の支払期日到来後にかかる利息について判決前の法定利息を受領する権利を原告は有さないとして上訴した。かかる上訴は係属中である。本地方裁判所にはまた、いまだ判決が下されず、また、集団代表訴訟とはされない133件ほどの訴訟が係属している。これらの訴訟における原告の請求元金総額は、約13億米ドルである。ICSIDの仲裁の申立人でもある一部の個人および法人が、仲裁で未解決の同じ証券について、総額は特定されていないが、本地方裁判所に2件の追加訴訟を申し立てた。かかる訴訟は、仲裁の結果を待って係争中である。仲裁の議論については下記「ICSIDにおける仲裁」を参照のこと。

米国における集団訴訟

政府はまた、本地方裁判所において集団代表訴訟にも関わっている。現在、18件の集団訴訟が係属中であるかまたは判決に至っている。2009年1月9日、本地方裁判所は8件につき、総額約22億米ドルの集団訴訟判決を下した。アルゼンチンは、集団認定および全体の集団にわたる判決は妥当でないとしてこれらの判決につき上訴し、かかる上訴は本控訴裁判所に係属中である。これら8件の集団訴訟は以下のとおりである。

Seijas対アルゼンチン共和国, 04 Civ. 400(TPG) (2006年10月9日満期11%利付債券の保有者を代表するものとされている。)

Seijas対アルゼンチン共和国, 04 Civ. 401(TPG) (2008年12月19日満期7%利付債券の保有者を代表するものとされている。)

Castro対アルゼンチン共和国、04 Civ.506(TPG) (2027年9月19日満期9.75%利付債券の保有者を代表するものとされている。)

Hickory Sec. Ltd.対アルゼンチン共和国、04 Civ.936(TPG) (2015年6月15日満期11.75%利付債券の保有者を代表するものとされている。)

Azza対アルゼンチン共和国、04 Civ.937(TPG) (2005年12月4日満期11%利付債券の保有者を代表するものとされている。)

Azza対アルゼンチン共和国、04 Civ.1085(TPG) (2003年12月20日満期8.375%利付債券の保有者を代表するものとされている。)

Puricelli対アルゼンチン共和国、04 Civ.2117(TPG) (2012年2月21日満期12.375%利付債券の保有者を代表するものとされている。)

Chorny対アルゼンチン共和国、04 Civ.2118(TPG) (2005年3月29日満期変動利付債券の保有者を代表するものとされている。)

その他、以下の5件についても集団認定が認められている。

H.W.Urban GmbH対アルゼンチン共和国、02 Civ.5899(TPG) (2017年1月30日満期11.375%利付債券および2009年4月7日満期11.75%利付債券の保有者を代表するものとされている。)

Scappini対アルゼンチン共和国、04 Civ.0401(TPG) (2008年4月21日満期8.125%グローバル・ユーロ債の保有者を代表するものとされている。)

Daelli対アルゼンチン共和国、05 Civ.3095(TPG) (2010年3月15日満期11.375%利付債券の保有者を代表するものとされている。)

Barboni対アルゼンチン共和国、06 Civ.5157(TPG) (2004年5月27日満期変動利付ユーロ・ミディアム・ターム・ノート債券の保有者を代表するものとされている。)

Brecher対アルゼンチン共和国、06 Civ.15297(TPG) (2004年7月20日満期9.25%利付ユーロ・ミディアム・ターム・ノート債券の保有者を代表するものとされている。)

また、原告が未だ集団認定を申請していない以下の5件の推定集団訴訟がある。

Lavaggi対アルゼンチン共和国、04 Civ.5068(TPG) (2019年2月25日満期12.125%利付債券、2007年6月25日満期10%利付ユーロ・ミディアム・ターム・ノート債券および2009年8月11日満期3.5%利付ユーロ・ミディアム・ターム・ノート債券の保有者を代表するものとされている。)

Daho対アルゼンチン共和国、05 Civ.1033(TPG) (Azza対アルゼンチン共和国、04 Civ.1085(TPG)において争われている債券と同一の債券の保有者を代表するものとされている。)

Dussault対アルゼンチン共和国、06 Civ.13085(TPG) (2003年11月5日満期11%利付債券、2005年1月7日満期10%利付債券および2007年2月22日満期10%利付債券の保有者を代表するものとされている。)

Newbadem Invest. S.A.対アルゼンチン共和国、07 Civ.1938(TPG) (2018年6月19日満期12.25%利付債券の保有者を代表するものとされている。)

Cavero対アルゼンチン共和国、07 Civ.11591(TPG) (2002年11月30日満期9.5%利付債券の保有者を代表するものとされている。)

2010年2月2日、2件の認定された集団訴訟(Urban対アルゼンチン共和国、02 Civ.5899(TPG)およびBarboni対アルゼンチン共和国、06 Civ.5157(TPG))の原告および集団代表者は地方裁判所に対して、仮差押えの申立てを行った。かかる申立ては、アルゼンチンが債務のエクステンジ・オファー案またはかかるオファーに関する連絡をUrbanまたはBarboniの団体の構成員とされた者に対して行うことを禁じることを求めるものであり、かかるオファーないし連絡は団体の代理人を介することなく、直接に集団請求を和解もしくは解決させるための不適切な試みとなりうることを根拠としている。アルゼンチンは、Urban訴訟において、2004年に地方裁判所がUrbanの団体の構成員とされた者に関して2005年の債務のエクステンジを禁止するための原告による類似の申立てを否認したことその他を根拠として、この申立てに異議を唱えている。同申立ては地方裁判所に係属中である。

米国訴訟におけるアルゼンチンの資産差押えの試み

米国においては外国主権免除法(「FSIA」)により債権者に対して、米国内に存在し、かつ、米国内における商業活動のために使用される外国国家の資産に限り差押えまたは執行することができるという制限が課せられている。FSIAではまた、外国中央銀行および軍の財産といった財産の差押えまたは執行からの特別保護が規定されている。

原告は、アルゼンチンの2005年のグローバル・エクステンジ・オファーで提出されなかった1992年発行のブレイディ債にかかる元利金支払いを担保する担保に対する後順位の担保権を得ていた。アルゼンチンは、関連する契約書の条項の下で残存するブレイディ債の債券所持人の排他的利益のために差入れられているこの担保を利用することができない。また、原告の担保権はブレイディ債所持者の担保権に劣後する。2008年5月27日には、本控訴裁判所は、原告によるブレイディ債利息担保の一部差押え申立て1件を棄却するとの本地方裁判所の判決を認容した。

原告は米国における中央銀行の準備金を差押えた。2005年12月30日、2名の原告が、ニューヨーク州における中央銀行の準備金を差押えおよび差止めの一時的命令を獲得した。中央銀行がFRBNY(ニューヨーク連邦準備銀行)の口座を通じて業務を継続できるよう両立をはかるために、両当事者は、本地方裁判所により追加の取決めまたは判決が下されるまで中央銀行がFRBNYに有する約1億米ドル(「合意準備金」)は差押えおよび差止められるという訴訟上の合意を締結した。2006年1月、本地方裁判所は原告に不利な判決を下したが、原告の上訴の結果が出るまで合意準備金の差押えおよび差止めを維持した。2006年9月、上訴の係争中に、原告は、中央銀行はアルゼンチンの分身であるという理論に基づき2度目の準備金差押えの試みを開始した。2007年1月、本控訴裁判所は、2006年1月の本地方裁判所の判決を支持し、2007年10月1日には米国最高裁が本控訴裁判所の判決の審査を拒否した。それでも、合意準備金は、差押えおよび差止めの妥当性に関する判決を待って差押えおよび差止められたままである。2010年2月22日、中央銀行はアルゼンチンの分身であると主張する訴訟において、地方裁判所は中央銀行に関するアルゼンチンにおける最近の事例について、当事者に対してさらなる提出を求めた。最近の事例に関するさらなる情報については、「金融制度 - 中央銀行 - 最近の事例」を参照のこと。

2010年1月初め、さまざまな原告が中央銀行のFRBNYの口座に影響する（かつ米国における他の口座の資産を求める）追加的な一方的差押えおよび差止めを獲得した。2010年1月15日、当事者は、現状を維持し、FRBNYにおける他の準備金をさらに差押えまたは差止めないという取決めを交わした。本地方裁判所はまた、前の命令に合致して、合意準備金に関して確立された現状を超える他の差押えおよび差止めにより妨げられないFRBNYの口座の業務継続を中央銀行に許可することを望むという口頭表明を訴訟記録で明らかにした。アルゼンチンおよび中央銀行は2010年1月の差押えおよび差止めに関する異議を唱えている。

2007年5月、2つの原告は、2010年1月18日現在約3,400万米ドルに相当するアルゼンチンの信託が保有するBanco Hipotecario S.A.の特定の株式を表章する米国預託株式に対し一方的に差押えおよび差止めを得た。2009年8月18日、本地方裁判所は原告の一方的な差押えおよび差止めを確認する申立てを認容し、それらの命令を無効にする対応した申立てを棄却する意見を述べた。アルゼンチンおよびかかる信託のアルゼンチンの公益信託受益者の受託会社であるアルゼンチン国立銀行はこの決定に対して控訴し、かかる控訴は本控訴裁判所に係属している。

2008年4月、72件の訴訟の原告らが、2001年に実施されたアルゼンチン発行債の国家保証借入への交換によってCaja de Valores S.A.に信託されているグローバル債券における受益権に関して、アルゼンチンがいかなる行使を行うことも一時的に差止める命令を獲得した。かかる命令は、ニューヨークのThe Depository Trust Company（「DTC」）にそのグローバル証券を預託している債券にのみ影響を与える。本地方裁判所は、法の適用により仮処分命令に切替えられた一時差止め命令および決定を留保した。2008年6月6日にアルゼンチンは仮処分命令に対して控訴し、本控訴裁判所は2009年11月5日、さらなる検討のため当該訴訟を本地方裁判所に差し戻した。本地方裁判所は2009年11月19日、追加的な判決を下し、仮処分命令を求める原告の申立てを許可した。アルゼンチンは本地方裁判所の判決について上訴し、かかる上訴は本控訴裁判所に係属中である。2009年12月、3名の原告が上訴された仮処分命令の対象となる受益権を引き渡すことを求める申立てを提出した。アルゼンチンはかかる申立てに対して反対している。

2008年9月、2つの原告が、アルゼンチン国立銀行はアルゼンチンの分身であるとの理論にもとづき、同行がニューヨークに保有している一定の資産の一方的な差押えおよび仮処分命令を獲得した。同原告はまた、アルゼンチン国立銀行のマイアミおよびニューヨーク支店にアルゼンチンが保有する口座の一方的な差押えおよび仮処分命令を獲得した。2009年9月30日、本地方裁判所は、アルゼンチン国立銀行はアルゼンチンの分身ではないと判示し、同行の資産の差押えを取消した。再検討を求める原告の申立ては本地方裁判所に係属中である。

2008年10月以降、73の訴訟における原告は米国で保有される年金基金の約2億米ドルを差止めおよび差押える命令を獲得した。本地方裁判所は、アルゼンチンの社会保障体制をANSESの管理下に統合した法律第26,425号により、年金基金の資産はアルゼンチンの差押え可能な財産とされたという判決を下した。2009年10月15日、本控訴裁判所は、当該資産は米国内における商業活動のためにアルゼンチンにより使用されるものではなく、したがって、米国の主権免除法に基づき差押えることができないとの理由で、かかる命令を取消した。一部の原告は、移送命令書を求めて米国最高裁に申立てを行ったが、この申立ては2010年3月1日に否認された。2010年2月23日、原告のうちのあるグループはANSESの資産はアルゼンチンの債権者が追求しようとする理論に基づき、ブエノスアイレスにおけるCitibank Argentinaに開設されているANSESの保管口座に対し、追加的な一方的差押えおよび差止め命令を取得した。アルゼンチン、ANSESおよびCitibankはこの命令に異議を唱え、2010年3月5日、地方裁判所は、当該資産はFSIAに基づき、差押え、差止めおよび強制執行を受けないと判示して、この命令を取り消した。2010年3月5日の決定に対する原告の抗告は現在係属中である。2010年3月10日、地方裁判所は一方的命令は原告の抗告が未決の間は維持されるが、かかる命令は約8億米ドルである原告の判決および請求金額を超えては差押えることはできず、影響を受ける金額についても通常取引を差止めるものではないと判示した。

2009年3月、2つの訴訟における原告はAerolineas Argentinas S.A.の米国内の財産を一時的に差止める一方的命令を得た。2009年4月2日、本地方裁判所はAerolineas Argentinas S.A.の財産はアルゼンチンの財産として差押えできるものではないとする命令を下した。2009年7月、8つの異なる訴訟の原告はAerolineas Argentinas S.A.の米国内の財産の委譲を求める申立てをしたが、2009年8月19日、本地方裁判所は同じ理由でその申立てを棄却した。これらの訴訟のうちの一つの原告は上訴し、かかる上訴は本控訴裁判所に係属している。

2009年8月、ある原告がアルゼンチンのEnergía Argentina S.A.に納入される液化天然ガスの出荷を一時的に差止める一方的命令を得た。2009年8月19日、本地方裁判所は、当該液化天然ガスは米国内における商業活動のために使用される米国内のアルゼンチンの財産ではないとの理由で、かかる出荷は差押えできるものではないとする命令を下した。当該原告はまた、Energía Argentina S.A.はアルゼンチンの分身であるとの宣言を求める訴訟を提起している。アルゼンチンは当該訴訟の却下を申立て、当該申立ては本地方裁判所に係属している。

米国での判決の外国による承認のための訴訟手続き

一部の原告は、その米国での判決の承認を外国裁判所で求めてきた。2008年6月、1名の原告が、総額約2億8,400万米ドルの米国での判決の承認を求めて英国で訴訟を開始した。英国の下級裁判所によるアルゼンチンに対する法的管轄権の存在の判断は上訴審で覆され、原告は英国の最高裁判所の裁量的審査を求めている。他の4名の原告もまた、総額約6億5,800万米ドルの米国での判決の承認を求めて英国で訴訟を開始した。ルクセンブルグでは、1名の原告が総額約2億8,400万米ドルの米国での判決の承認を付与された。かかる判決に対するアルゼンチンの上訴は係争中である。フランスでは、2名の原告が総額約10億米ドルの米国での判決の承認を求めた。アルゼンチンでは、2件の訴訟の原告が総額約700万米ドルの米国の判決の承認を求めている。

アルゼンチンの債務返済能力に関する影響

上記の訴訟手続きはアルゼンチンの公債返済能力に何らかの影響を及ぼすかもしれないが、それを予測することは不可能である。

過去に、主として *Elliott Associates L.P. v. Banco de la Nacion*（ブリュッセル上訴裁判所第8部、2000年9月26日付け）において、ペルーに対する訴訟で、ある交換しない債権者の要求に応じてベルギーの裁判所が下した一方的判決に基づき、主権国家によってなされた支払い、とりわけエクステンジ・オファーによって新たな証券を受取ることによる債務再編に同意した債券所持者に対してなされた支払いを対象とするソブリン債務者に対する訴訟を様々な投資家たちが利用している。

2005年、アルゼンチンの判決債権者が、本地方裁判所において、2005年債務交換に参加した債券保有者により申込まれた債券の利息の差押えを求めることにより2005年債務交換を妨害しようとした。本地方裁判所は、申込まれた債券はアルゼンチンの差押え可能な財産ではないという理由で、かかる原告の2005年債務交換妨害の試みを棄却し、当該判決は抗告審判においても支持された。

政府は再編された債務への支払いを阻止する正当な根拠は無いと信じているものの、将来、同様の、あるいは別の主張や戦略を推進する債権者がエクステンジ終了により、またはその後当該エクステンジ・オファーの一貫として発行された新たな証券に従ってなされる支払いを阻止できないであろうという保証はできない。

ドイツにおける訴訟

債券保有者によりアルゼンチンに対して国債の支払いを求める訴訟手続きが約595件開始されている。そのうち約134件が現在係属中である。これらの係属中の申立ては、元金に利息を加え総額約4,600万ユーロとなる。

アルゼンチンに対して言い渡された約396件の判決は最終的で拘束力があり、元金に利息を加え総額約2億700万ユーロとなる。さらに、65件の訴訟は却下されたか、または原告が取下げている。

フランクフルトの予審法廷はほとんどの事件で、原告に有利な判決を下しており、政府は可能な限り上訴している。2007年の春以来、フランクフルト控訴裁判所は即座に上訴を棄却するために手続きの迅速化をはかり、判決に誤りがないとみなす場合には、緊急避難の抗弁とは別の新たな問題に関する特定の場合に限り審理を命じている。こうして却下されたものは連邦最高裁判所(Bundesgerichtshof)に上告することは不可能である。

すべての判決は少なくとも条件付きで法的強制力がある。判決執行の前に、ほとんどの判決は債権者に政府に対して債券を提出するよう要求している。2007年8月9日にフランクフルト高等裁判所は、そうした提出は（支払代理人が有効に債券を受取るか否かに関わりなく）各々の支払代理人に対してなし得ると判示した。2008年7月8日、連邦最高裁判所はこの見解を確認した。2008年1月15日にフランクフルト高等裁判所は、かかる提出は、裁判手続きの中で口頭にて直接行うことができると付加えた。

判決を執行しようとする原告は、アルゼンチン大使館や領事館の銀行口座のように外交または領事目的で使用されている資産を差押えることはできない。2006年12月6日、連邦憲法裁判所は債券の要項における免責の放棄は外交または領事免責特権により保護された資産にまでは及ばないと判決を出した。2007年7月4日、連邦最高裁判所は、債券の要項にある免責放棄は外交または領事免責特権により保護された資産にまでは及ばないと判示した連邦憲法裁判所の判断を確認した。それ以降、外交または領事用の銀行口座に関する差押えは解除されている。

政府が知る限り、ドイツにおける外交または領事免責特権により保護されていない資産に関する差押えは支払代理人において政府が保有する現金(他の政府債務に関する利息支払いに関するもの)に関わっている。債権者の中には、他の原告（つまり政府に対する請求を取下げたか、もしくは全面的または部分的に敗訴した原告）で、政府の費用（法廷弁護士費用、および該当する場合、訴訟費用）に関し当該政府の請求金額が当該原告により相殺されない限度で、ドイツの「敗者支払システム」に基づく責任を負う者に対し、当該政府の請求権を差押える者もいる。

政府が知る限り、現在有効な仮差押命令は2件ある。仮差押命令(Arrestbefehl)は債務者の資産の判決前差押を認めるものである。発せられていたその他の仮差押命令はすべて取消されている。

アルゼンチンの債務返済能力に対する影響

上記の訴訟手続きはアルゼンチンの公債返済能力に何らかの影響を及ぼすかもしれないが、それを予測することは不可能である。

連邦憲法裁判所が緊急避難によっては債務履行の繰延は免責されないと判断したことで、他の債券所持人も政府に対して訴訟を提起する可能性がある。これらの訴訟において政府に対して下された判決はドイツおよび欧州連合において強制執行することができ、また、その他の国では通常外国の裁判所の承認により強制執行することができる。ただし、アルゼンチンの公債履行能力に関するかかる執行手続の具体的影響を予測することはできない。

イタリアにおける訴訟

債券所持者は、イタリアの裁判所に対し13の訴訟を起こした。これらの訴訟はすべて、そのほとんどが管轄権を根拠として却下された。

2005年5月および6月、様々な消費者協会がローマの行政裁判所に、政府が2005年2月にイタリアにおいて開始したエクスチェンジ・オファーの停止と、イタリアでのエクスチェンジ・オファー継続を認めるCommissione Nazionale per le Società e la Borsa (CONSOB)（イタリア証券取引委員会）の決定の取消しに関する2件の緊急要求を提出した。ローマの行政裁判所はこれらの緊急要求を却下し、これらの却下はその後、Consiglio di Stato（イタリアにおける行政問題に関する最上級の裁判所）により支持され、また、2判決についてのかかる消費者協会の本案に関する申立てもその後却下された。2009年にこれら消費者協会の1つが、Consiglio di Statoに対してかかる判決の1つを上訴した。CONSOBに対して提起されているためアルゼンチンが利害関係第三者としてのみ関与している本上訴手続きを除き、アルゼンチンを関与させるいかなる事件も現在、イタリアの裁判所に係属していない。

日本における訴訟

2010年2月10日、アルゼンチンは日本国の法律に基づきアルゼンチンが発行した債務不履行債券4シリーズに関して、日本における債券の管理会社が提起した元利合わせて約110億円を請求する訴訟の送達を受けた。本件訴訟は係属中である。

フランスにおける訴訟

2009年4月、米国の判決を取得しているある原告が、裁判所をまず経ることなく原告に資産を凍結することを許容する自力救済制度を用いて、パリにあるアルゼンチンの一部の外交用および軍用口座を凍結した。アルゼンチンはかかる差押えに異議を唱え、2009年6月23日、パリの執行裁判所はかかる差押えの解除を命じた。原告はこの命令に対して上訴したが、2009年10月1日、パリ高等裁判所はかかる差押え解除の命令を支持した。同原告のフランス破産院に対する上訴は係属中である。2009年4月、同原告は、一部のフランスの企業がアルゼンチンに対して納付義務を負っている税金を差押える手続き3件を開始した。アルゼンチンはかかる差押えに異議を唱えた。執行裁判官は2009年11月19日、2009年12月14日および2010年1月12日にかかる差押えの解除を命じた。これら3件すべてについて、抗告が係属している。かかる原告は他の1名の原告とともに、約10億米ドルの米国での判決に対する承認をフランスにおいて得るための訴訟手続きを開始した。

ベルギーにおける訴訟

2009年8月、米国の判決を取得しているある原告が、自力救済制度を用いて、ブリュッセルにあるアルゼンチンの一部の外交用口座を凍結した。ブリュッセル裁判所は2009年11月12日、かかる口座の凍結を解除するよう命じた。原告は凍結について上訴し、かかる上訴は係争中である。

スイスにおける訴訟

2009年11月5日、2名の原告がBISにおけるアルゼンチンおよび中央銀行の口座を対象とする一方的な差押え命令をスイスのバーゼルの裁判所から獲得した。スイス国内法および国際条約に基づき、BISの口座には、あらゆる差押えまたは執行措置からの免責特権を含む広範な免責特権が認められている。よって、BISはBISに保有されている口座の差押え命令は無効であるとの立場をとっている。

アルゼンチンにおける訴訟

ペソ化制度の実施以降、米ドル建銀行預金のペソ化および当初米ドル建てであった政府の債務のペソ化を不服として数千の訴訟が金融機関および政府に対して提起されている。政府は、関連する請求の件数または相当する総額についての公式データを維持していない。

銀行預金のペソ化に関する請求は、主としてアルゼンチン憲法上の権利および保証を現在もしくは急迫の恣意的あるいは違法な方法により阻害、制限、変更または脅かす公権力の作為もしくは不作為に対する簡易手続である保護訴訟（アクション・デ・アンパロ（acciones de amparo））として提起されている。

政府がすべての外貨建預金をペソ建預金に転換した時点で、預金者は当該ドル預金の返還を受けるためまたは市場相場におけるそのようなペソ相当額を得るために保護訴訟の提起を開始した。また、預金者の預金を預金1ドルあたり1.40ペソにCERを加算した割合でリスケジュールしたことの補償として預金者に対し預金者向Boden債を発行した結果、預金者は債券で受取った金額と当初ドルで預金した金銭または市場相場におけるそのペソ相当額との差額を受けるために、保護訴訟の提起を開始した。

高等裁判所を含め、アルゼンチンの多くの裁判所は預金者に有利な判断を下している。サンルイス州のバンコ・デ・ラ・ナシオン・アルヘンティーナ（アルゼンチン国立銀行）への預金の場合、アルゼンチン最高裁判所は銀行預金のペソ化を違憲と判断し、係属中の当事者に対して裁判所の判決に基づいて補償の分配につき合意するように命じた。それぞれの訴訟において、政府は預金者の申立てに異議を唱えている。

しかしながらそれ以降の訴訟では、最高裁判所は一貫してペソ化の合憲性を認める判決をいくつか出している。2004年10月26日、アルゼンチン最高裁判所は2002年の政府による銀行預金のペソ化は2001年終わりの一般的な経済状況を踏まえて合憲であるとの判決を下した。従って、これらの訴訟において訴えられた銀行はペソ化政策に従って、原告である預金者に預金1米ドル当たり1.4ペソ（CERで調整）の支払いを求められた。先の件では最高裁判所は、公的転換率である1米ドルあたり1.4ペソにCERを加算した割合を適用したペソ建証券の形式で元の米ドル建預金の補償金を受け取った銀行預金者は、当該補償金額とより高い市場為替相場が転換の際に使用された場合に受け取ったであろう補償金額の差額を得られないとの判決を出した。これらの判決は特定の係属中の訴訟に限って適用され、その他の訴訟当事者に関しては何の拘束力もない。

政府はペソ化および銀行預金引き出し制限を不服とする預金者が提起した多くの訴訟の被告とされたが、ほとんどの件において、勝訴した原告に対する最終的な支払い義務を負う当事者は、当該預金者が預金を保有していた金融機関であった。従って政府はこれらの訴訟がアルゼンチンの公債の返済能力に重大な悪影響を及ぼすことはないと確信している。ただし、これらの訴訟の結果は各々の訴訟の特殊性および政府の支配下にはない司法判断によって決まるため、政府はかかる趣旨の保証を行うことはできない。

200年記念基金、200年記念基金の創設を定める命令が発せられた後、中央銀行前総裁レドラド氏は同基金の実施要項を遵守しなかった。2010年1月7日、行政府は同氏を解任する緊急命令を発した。200年記念基金の創設およびレドラド氏の解任に関する訴訟がその後起こされ、連邦の上訴審裁判所および最高裁判所に提起された。

2010年1月22日、アルゼンチンの連邦控訴裁判所は200年記念基金を創設した命令の実施継続を阻止する差止め命令（以下「本件差止め命令」という。）を確認した。2010年2月3日、議会の両院委員会よりレドラド氏解任の非拘束的勧告を受けて、行政府は命令により、レドラド氏の中央銀行総裁解任を確認した。

2010年2月24日、控訴裁判所は行政府に対して、最高裁判所への上告を許可し、本件差止め命令を確認する命令を発した。2010年3月3日、最高裁判所は行政府が200年記念基金の創設を定めた命令を廃棄したことに鑑み、本件は争訟性に欠けると宣言した。

アルゼンチンにおける外国判決の承認および執行、アルゼンチンの法律は管轄権を有する外国の裁判所により下された終局判決のアルゼンチンにおける執行を認めている。ただし、被告は適正手続きの権利を与えられること、判決はアルゼンチンの公序原則に反しないことおよび判決がアルゼンチンの裁判所により過去においてまたは同時に下された他の判決と矛盾しないことを条件とする。外国の債権者は通常、アルゼンチンにおいて訴訟を提起し、または外国判決の執行を求めることはない。

ICSIDにおける仲裁

政府が2001年および2002年にアルゼンチンの経済危機に対処するために実施した様々な措置に対し、請求者はICSIDに対して、アルゼンチンに対する45の請求を申立てている。10件の仲裁手続きが終了または裁定がなされる前に請求者が請求を取下げ、1名の請求者が自分にとって有利な裁定がなされた後にその権利を放棄し、アルゼンチンに対するICSIDMの請求は合計で34件、総額165億米ドル(未確定の金額、利息および弁護士費用を含む請求を除く。)となった。これらの請求のうちの9件において、請求者は政府との解決交渉がなされている間、仲裁手続きを停止することに同意している。政府はその保証はできないものの、これらの交渉が成功裡に終了すれば、さらにICSIDに対する請求者の請求取下げに通じる可能性がある。

請求者は、かかる緊急措置はアルゼンチンが当事国となっている多くの2国間投資条約に規定されている公平かつ公正な取扱い基準と矛盾していると主張している。これらの請求者のほとんどは、政府の行為は適正な補償なく自己の投資を収用するという効果を有するものであったと主張し、下記の措置を問題としている。

一定の公共事業契約において規定されている様々な価格インデックス制度の停止および最終的な撤廃

一定の契約と公共料金のペソ化

請求者が国外に一定の送金を行うことを妨げる外国為替取引の制限

一定の契約の終了

以下の件においてアルゼンチンに不利益な8件の裁定が出された。

CMS Gas Transmission Company (「CMS」) (2005年5月12日)

Azurix Corp. (2006年7月14日)

Siemens A.G. (2007年2月6日)

Enron CorporationおよびPonderosa Assets, L.P. (2007年5月22日)

LG&E Energy Corp., LG&E Capital Corp.およびLG&E International Inc. (2007年7月25日)

Compania De Aguas del Aconquija S.A.およびVivendi Universal S.A. (「Vivendi」) (2007年8月20日)

Sempra Energy International (「Sempra」) (2007年9月28日)

Continental Casualty Company (2008年8月27日) (実体的請求のうち1件を除きすべてを棄却し、280万米ドルのアルゼンチンの責任を認定した。)

これら8件の裁定は総額約9億1,300万米ドル(利息や弁護士費用を含まない。)の損害賠償額となる。アルゼンチンはICSID仲裁規則第7章に基づきこれらの裁定の取消しを求めた。2007年9月25日、CMS裁定は一部取消されたが、損害賠償に関する裁定は残存している。2009年9月1日、取消委員会はAzurix裁定を維持した。

取消し申請に加えて、2008年6月、アルゼンチンはSiemens裁定につき、同裁定が下された後に公となった新事実に基づき、同裁定の変更申請を行った。変更申請がなされた後、2009年8月にSiemensは同裁定に基づくそのすべての権利を放棄した。2009年9月7日、変更手続きは打切られ、また、2009年9月28日、取消手続きも打切られた。

Enron Corporation and Ponderosa Assets, L.P. v. Argentine Republic (ICSID事件番号ARB/01/3)、Compania de Aguas del Aconquija S.A. and Vivendi Universal S.A. v. Argentine Republic (ICSID事件番号ARB/97/3)、Sempra Energy International v. Argentine Republic (ICSID事件番号ARB/02/16)、LG&E Energy Corp., LG&E Capital Corp. and LG&E international Inc. v. Argentine Republic (ICSID事件番号ARB/02/1) およびContinental Casualty Company v. Argentine Republic (ICSID事件番号ARB/03/9) において下された裁定に対して、ICSID仲裁規則第7章に基づきアルゼンチンが提訴した現在係属中の取消し申請が5つある。

以下の事件において、アルゼンチンに有利な3件の裁定がなされている。

Metalpar S.A.およびBuen Aire S.A. (2008年6月6日)

Wintershall (2008年12月8日)

TSA Spectrum Argentina S.A. (2008年12月19日)

2007年2月7日、ICSIDは、額面金額約44億米ドルの債務不履行債券を保有しているとされる約18万人(後に訂正される)の申立人を含むGiovanna a Beccaraおよびその他対アルゼンチン共和国の申立てを登録した。アルゼンチンは、ICSID裁定機関の管轄権に対して異議を唱えており、管轄権に関する審問が2010年4月7日から13日に予定されている。これら申立人の一部はさらに2006年12月22日および2008年11月5日に、仲裁申立てに関連する同じ証券について本地方裁判所に2件の訴訟を提起した。これらの訴訟は仲裁の結果が出るまで保留されている。2007年3月27日および2008年7月28日に、ICSIDはさらに2つの類似の申立てを登録した。1つめは、合計約2,100万米ドルを要求する182人を超える申立人を代理するものであり、2つめは、合計約1,000万米ドルを要求する120人を超える申立人を代理するものである。

一部のICSID申立人は、その裁定についてアルゼンチン国外でも執行しようと試みた。2008年3月、CMSはニューヨークにおけるサンタクルス地方の資産を差押えようと試みたが、差押えは無効となり、後に手続きは撤回された。2008年12月、Sempraはスペインにおけるアルゼンチンの建物の差押えを求めて執行手続きを開始したが、同手続きは2009年7月にマドリッド裁判所により棄却された。かかる判決に対するSempraの上訴は係争中である。2009年1月、Sempraは、フランスにおけるアルゼンチンの建物の暫定先取特権を登録した。アルゼンチンは先取特権の解除を求める申請を行い、2010年3月5日、執行裁判官は先取特権の解除を命じた。2010年1月、アルゼンチンはフランスにおけるアルゼンチンの建物に対してVivendiが登録した暫定先取特権について通知を受けた。これについてアルゼンチンは抗議する意向である。政府の知る限り、2名の申立人がその裁定につき、ニューヨーク裁判所で執行可能であるとの承認を受けた。2名の申立人が、ロンドンおよびパリの裁判所でも同様の訴訟手続きを開始した。

その他の仲裁

ICSID請求に加え、アルゼンチンに対する6件の投資紛争が 国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)の仲裁規定に基づき提起された。これらの手続きのうち、

- 1件は係属中である。
- 1件は当事者間の和解交渉の結果が出るまで停止されている。
- 1件は取下げられた。
- 1件はすでに実施されていたICSIDの手続きに参加した。
- 1件は2007年12月に、アルゼンチンには1億8,500万米ドルの損害賠償責任があるとする裁定が下された。アルゼンチンは、ワシントンDCの裁判所に対し、同裁定の取消しを求めている。
- 1件は2008年11月に、アルゼンチンには5,300万米ドルの損害賠償責任があるとする裁定が下された。アルゼンチンは、ワシントンDCの裁判所に対し、同裁定の取消しを求めている。

その他の債権者の活動

さまざまな債権者が、アルゼンチンの公的債務不履行に関するロビイングおよび広報活動に従事するため組織化を行っている。かかるグループは数年にわたり、アルゼンチンの不履行債務に向けられた法案の通過を促進してきたが失敗に終わってきた。2009年5月、かかる法案のうち直近のH.R.2493法案が下院に提出され、委員会に持ち込まれた。提案された法案は、対象の一切の借入または証券発行からの手取金がまず未履行の判決の返済に充てられない限り、総額1億米ドル超の米国の判決が2年以上にわたり未履行のままであるアルゼンチンのような特定の外国国家に対して米国の資本市場への参入を拒否する効果を持つ。3年後に、提案された法案の制限が外国国家の国有企業にも適用されることになる。アルゼンチンの債務に対応する前回の提案された法案と同様、議会は同法案について追加の行動をとっていない。

2【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし

3【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

該当事項なし

第三部【特別情報】

【債券及び利札の様式】

1. 円建元本削減債および円建元本維持債の債券の様式

(1) 円建元本削減債(2010)

No. _____ \ ____ / \ _____, 000

アルゼンチン共和国円建元本削減債(2010)

金 ____ 円 / ____ 円
(債券の要項に従った元本組入れおよび/または
元本の一部償還による調整を受ける。)

利率 年 4.33%

利息支払日

起算日(同日を含む。)	末日(同日を含まない。)	現金	元本組入
2009年12月31日	2013年12月31日	3.02%	1.32%
2013年12月31日	2033年12月31日	4.33%	0.00%

最終満期日 2033年12月31日

本債券は、本債券の裏面記載の債券の要項に従って、2010年[]月[]日にアルゼンチン共和国によって発行されたアルゼンチン共和国円建元本削減債(2010)額面総額金[]億円の一つである。

2010年[]月[]日

アルゼンチン共和国

日本における財務代表
(複写方式による署名)

関連年度	元本組入金額	元本組入日	支払金額	支払日	残高

(2) 円建元本維持債(2010)

No. \ _____ / \ _____ 00,000

アルゼンチン共和国円建元本維持債(2010)

金__円/__万円
(債券の要項に従った元本の一部償還による調整を受ける。)

利率	年	0.45%	(2009年9月30日(同日を含む。))から 2019年3月31日(同日を含まない。)まで
	年	0.67%	(2019年3月31日(同日を含む。))から 2029年3月31日(同日を含まない。)まで
	年	0.94%	(2029年3月31日(同日を含む。))から 2038年12月31日(同日を含まない。)まで

最終満期日 2038年12月31日

本債券は、本債券の裏面記載の債券の要項に従って、2010年[]月[]日にアルゼンチン共和国によって発行されたアルゼンチン共和国円建元本維持債(2010)額面総額金[]億円の一つである。

2010年[]月[]日

アルゼンチン共和国

日本における財務代表
(複写方式による署名)

関連年度	支払金額	支払日	残高

2. 円建元本削減債および円建元本維持債の利札の様式
(1) 円建元本削減債(2010)

アルゼンチン共和国円建元本削減債(2010)

半
年
利
金

金__円/____円の利札
____円

20__年6月30日/12月31日渡

No. _____

アルゼンチン共和国

日本における財務代表
(複写方式による署名)

(2) 円建元本維持債(2010)

アルゼンチン共和国円建元本維持債(2010)

金__円/__万円の利札

半
年
利
金

__円 (2009年9月30日(同日を含む。)から
2019年3月31日(同日を含まない。)まで)

__円 (2019年3月31日(同日を含む。)から
2029年3月31日(同日を含まない。)まで)

__円 (2029年3月31日(同日を含む。)から
2038年12月31日(同日を含まない。)まで)

20__年3月31日/9月30日
(または2038年12月31日) 渡

No. _____

アルゼンチン共和国

日本における財務代表
(複写方式による署名)

3. 米ドル建2017年グローバル債および米ドル建2013年債の様式

米ドル建2017年グローバル債の債券の様式

1米ドル/ _____米ドル
No. _____

アルゼンチン共和国米ドル建2017年グローバル債

金1米ドル/ _____米ドル

利 率 年 ____%
(2010年 [] 月 [] 日(同日を含む。)から
2017年 [] 月 [] 日(同日を含まない。)まで)

最終満期日 2017年 [] 月 [] 日

本債券は、本債券の裏面記載の債券の要項に従って、2010年 [] 月 [] 日にアルゼンチン共和国によって発行されたアルゼンチン共和国米ドル建2017年グローバル債額面総額金 [] 億米ドルの一つである。

2010年 [] 月 [] 日

アルゼンチン共和国

日本における財務代表
(複写方式による署名)

米ドル建2013年債の債券の様式

1米ドル/_____米ドル
No. _____

アルゼンチン共和国米ドル建2013年債

金1米ドル/____米ドル

利 率 年 ____%
(2010年 [] 月 [] 日 (同日を含む。) から
2013年 [] 月 [] 日 (同日を含まない。) まで)

最終満期日 2013年 [] 月 [] 日

本債券は、本債券の裏面記載の債券の要項に従って、2010年 [] 月 [] 日にアルゼンチン共和国によって発行されたアルゼンチン共和国米ドル建2013年債額面総額金 [] 億米ドルの一つである。

2010年 [] 月 [] 日

アルゼンチン共和国

日本における財務代表
(複写方式による署名)

4. 円建GDP連動証券の様式

円建GDP連動証券

支払金額： GDP連動証券の要項に従って計算された対象超過GDP相当額のうち、GDP連動証券に対応し、同要項に従って支払われるべき金額

支払日： 20__年12月15日（ただし、GDP連動証券の要項に記載された条件を充足した基準年度に関する支払日に限る。）

満期： 2035年12月15日またはGDP連動証券支払上限額に達したその他の年の12月15日

No. _____

アルゼンチン共和国

日本における財務代表
(複写方式による署名)

支払いの対象となった基準年度	支払金額	支払日

5. 債券裏面記載の要項

本有価証券届出書記載の円建元本削減債および円建元本維持債の要項に同じ。

6. 米ドル建2017年グローバル債および米ドル建2013年債裏面記載の要項

本有価証券届出書記載の米ドル建2017年グローバル債および米ドル建2013年債の要項に同じ。

7. 円建GDP連動証券裏面記載の要項

本有価証券届出書記載の円建GDP連動証券の要項に同じ。